厚生労働省 平成28年度 障害者総合福祉推進事業

意思疎通支援者養成研究事業

報　告　書

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

あいさつ

「意思疎通支援者養成研究事業」検討委員会
委員長　小　中　栄　一

このたび、「意思疎通支援者養成研究事業（厚生労働省平成28年度障害者総合福祉推進事業）」報告書が完成しましたので、ここにお届けいたします。

標記事業は、意思疎通支援者が全国的に不足していることや、意思疎通支援を必要としている障害者への支援が不十分であることの現状認識に立ち、①都道府県および市町村に対しての意思疎通支援事業実態調査（手話通訳事業、要約筆記事業、盲ろう者向け通訳・介助事業）と、②意思疎通に困難のある障害者（視覚障害者、肢体不自由者、知的障害者、精神障害者等の重度障害者）に対しての意思疎通支援ニーズ調査を行いました。

この調査結果から、意思疎通支援者の高齢化が進んでおり、実働率30％と低いことが分かりました。本書では、効率的に意思疎通支援者の養成・確保を行うことが喫緊の課題であること、意思疎通支援者養成事業の実施に向けて、障害者の意思疎通支援のニーズ、意思疎通支援者の役割、意思疎通支援者の数的確保、意思疎通支援者の養成事業のあり方について等を提言としてまとめています。

人間は生きていく上で「コミュニケーション」が必要不可欠であり、障害のあるなしに関係なく「コミュニケーション」は人間としての存在の証しなのです。

今後の障害者福祉計画を策定する際、地域の聴覚障害者団体と関係団体とともに、この報告書を活用して意思疎通支援事業の実施と充実に取り組んで頂けますよう心から願っております。

最後になりますが、この事業にご協力を賜りました厚生労働省をはじめとする関係者の皆さまに厚くお礼を申し上げて、報告書発刊のあいさつといたします。

「意思疎通支援者養成研究事業」報告書
目　次

●あいさつ

●事業について …… 1

●第１部　意思疎通支援事業実態調査および意思疎通支援ニーズ調査 …… 5
第１章　調査結果・分析…… 6
調査の概要…… 6
第１節　調査の方法・調査期間…… 8
１）一次調査　A 市町意思疎通支援事業実績調査 …… 8
B 都道府県・政令指定都市聴覚障害者情報提供施設意思疎通支援事業実績調査… 8
２）二次調査　市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査 …… 8
３）三次調査　障害種別意思疎通支援ニーズ調査 …… 8
第２節　調査結果の概要と分析…… 9
１）一次調査　A 市町意思疎通支援事業実績調査 …… 9
B 都道府県・政令指定都市聴覚障害者情報提供施設意思疎通支援事業実績調査…18
２）二次調査　市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査 ……29
３）三次調査　障害種別意思疎通支援ニーズ調査 ……47
第２章　意思疎通支援者養成事業の実施に向けて……66
第１節　意思疎通支援ニーズと対応する意思疎通支援者……66
第２節　意思疎通支援者の概念と役割の整理……67
第３節　意思疎通支援者の数的確保（推測値）……68
第４節　意思疎通支援者の確保のための意思疎通支援事業のあり方（提言）……69
まとめ……74

●第２部　資料編：意思疎通支援事業実態調査および意思疎通支援ニーズ調査結果 ……79
1　調査票（一次調査　P80　　二次調査　P88　　三次調査　P93）……80
2　一次調査集計表……95
3　二次調査集計表…… 124
4　平成 27（2015）年度登録手話通訳者の派遣状況 …… 147
5　手話通訳者全国統一試験都道府県市別合格者数　　全国手話研修センター…… 149
6　手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）「合格概況」　聴力障害者情報文化センター… 150
7　全国統一要約筆記者認定試験　実施結果　　全国要約筆記問題研究会…… 151
8　平成 25（2013）年「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」「意思疎通支援事業実施要綱」…… 152
9　「意思疎通支援者養成カリキュラム一覧」…… 187
10　時末大揮「失語症のある方に関わる意思疎通支援事業の具体的な取り組みについて」『ノーマライゼーション』平成 29（2017）年３月 …… 189

事業について

事業の目的

一般財団法人全日本ろうあ連盟は、全国47都道府県に傘下団体を擁する全国唯一のろう者の当事者団体である。その目的は、全国の聴覚障害者の人権を尊重し、文化水準の向上を図り、その福祉を増進することである。

今回、厚生労働省補助事業「平成28（2016）年度障害者総合福祉推進事業」の指定３「意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究」（以下「意思疎通支援者養成研究」と記す。）について応募し、事業の受託を受け、平成28（2016）年度において、９月１日から３月31日の期間、以下に記す事業を行った。

意思疎通支援者の量的・質的な確保及び水準を明らかにすることを目的とした。あわせて都道府県、市町村が今後の障害者福祉計画を策定する際に、本調査結果が反映できることも目的とした。

事業の内容

事業の内容は、意思疎通支援事業実態調査と意思疎通支援ニーズ調査を実施すること、調査結果に基づいた「意思疎通支援者養成」に関する検討を行うこと、そして報告書を作成することである。

【調査の内容】

① 意思疎通支援事業実態調査

すでに登録され意思疎通支援事業として実績を有する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の活動状況を把握するために、１）市町村及び２）都道府県に対して意思疎通支援事業の実態調査を行った。

＊①－１）市町村の行う意思疎通支援事業については、人口規模を勘案し75市町を抽出し72市町から回答を得た。（回収率96.0％）

＊①－２）都道府県の行う意思疎通支援事業については、都道府県・政令指定都市に設置され意思疎通支援事業を受託し行う聴覚障害者情報提供施設52カ所を調査対象とし、49カ所から回答を得た。（回収率94.2％）

② 意思疎通支援ニーズ調査

意思疎通に困難のある障害当事者に対して、どのような意思疎通支援ニーズがあるのか、１）アンケート調査及び２）ヒアリング調査を行った。

＊②－１）アンケート調査では、各障害者団体の協力を得て、170人の回答を得た。

＊②－２）ヒアリング調査では、Ａ県及びＢ県にある障害者団体所属会員及び障害者福祉事業所利用者計21人に対して個別またはグループによる面談・聞き取り調査を行った。

【調査内容・実施方法・結果の検討】

「意思疎通支援者養成研究事業」を実施するために、１検討委員会、２調査事業担当者を置いた。

１ 検討委員会

検討委員会は、「意思疎通支援者養成研究事業」の目的に基づき、上記２つの調査の内容及び実施方法・計画、調査結果の評価、提言の検討、報告書作成について検討を行った。委員の構成は、障害当事者団体代表者、学識経験者、自治体担当者とした。

[委員]

小中栄一　一般財団法人全日本ろうあ連盟　副理事長
工藤正一　社会福祉法人日本盲人会連合　総合相談室長
金澤貴之　群馬大学　教授
林　智樹　金城学院大学　教授
石渡和実　東洋英和女学院大学　教授
石川芳郎　一般社団法人全国手話通訳問題研究会　理事
遠山慎治　習志野市健康福祉部　部長
石倉　衛　石狩市障がい支援課　課長

[検討委員会の開催]　＊会場は測量年金会館（東京都新宿区）会議室

第１回検討委員会　平成 28（2016）年 9 月 12 日（月）　10 時 30 分～12 時 30 分
議題　1　委員長の選任について
　　2　事業内容の確認と承認について
　　3　一次調査～三次調査・調査実施計画及び調査票の確認と承認について

第２回検討委員会　平成 29 年（2017）1 月 13 日（金）　10 時 30 分～12 時 30 分
議題　1　一次調査～二次調査・調査結果の報告と検討について
　　2　報告書作成日程の確認について

第３回検討委員会　平成 29（2017）年 3 月 13 日（月）　10 時 30 分～12 時 30 分
議題　1　一次調査～三次調査・調査結果の報告と検討について
　　2　提言案及び報告書案の確認と承認について

２　調査事業担当者

調査事業担当者は、実態調査の内容・方法・実施計画の作成、調査結果の集計・分析を行い、検討委員会に提案した。

[担当者]

久松三二　一般財団法人全日本ろうあ連盟　事務局長
大竹浩司　一般財団法人全日本ろうあ連盟　理事
金澤貴之　群馬大学　教授
林　智樹　金城学院大学　教授
荒木　薫　特定非営利活動法人（NPO 法人）日本障害者協議会　事務局長
瀬川奈美　一般財団法人全日本ろうあ連盟　本部事務所職員
多田絵美子　一般財団法人全日本ろうあ連盟　本部事務所職員
加藤大貴　一般財団法人全日本ろうあ連盟　本部事務所職員
鳴原理恵　一般財団法人全日本ろうあ連盟　本部事務所職員
杉田由規子　一般財団法人全日本ろうあ連盟　本部事務所職員

[事業担当者会議の開催]　＊会場は測量年金会館（東京都新宿区）会議室、他

平成 28（2016）年 9 月 12 日（月）　13 時 30 分～16 時 30 分
議題　1　実態調査実施計画について
　　2　実態調査票（一次調査～三次調査）について

平成 28（2016）年 11 月 5 日（土）　14 時 00 分～17 時 00 分
　議題　1　一次調査報告・分析結果について
　　2　二次調査、三次調査について
平成 28（2016）年 12 月 4 日（日）　14 時 00 分～17 時 00 分
　議題　1　一次調査報告・分析結果について
　　2　二次調査、三次調査について
平成 29（2017）年 1 月 13 日（金）　13 時 30 分～16 時 30 分
　議題　1　一次調査・二次調査の結果について
　　2　三次調査の実施について
　　3　報告書作成日程について
平成 29（2017）年 3 月 13 日（月）　13 時 30 分～16 時 30 分
　議題　1　提言（案）について
　　2　報告書（案）について

第１部

意思疎通支援事業実態調査
および意思疎通支援ニーズ調査

第１部　意思疎通支援事業実態調査および意思疎通支援ニーズ調査

第１章　調査結果・分析

調査の概要

本調査は、１）意思疎通支援事業の実態把握と２）意思疎通支援ニーズの実態把握を行うことにより、都道府県及び市町村において、どれだけの意思疎通支援者を養成・確保し、意思疎通支援者派遣事業を円滑に実施するために必要な視点や事業展開のあり方を示すことを目的として実施した。

１）意思疎通支援事業の実態把握調査としては、一次調査として、アンケート用紙（調査票）を用いた、A 市町意思疎通支援事業実績調査（以下 A 調査と略す。）と B 都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設意思疎通支援事業実績調査（以下 B 調査と略す。）の２つの調査を行った。A 調査、B 調査ともに、意思疎通支援者の養成や登録の実態、年間の意思疎通支援者派遣件数、意思疎通支援者として活動している人員の数、意思疎通支援事業の課題について調査項目を設定し、回答を得て集計した。なお、結果として A 調査、B 調査ともに現在実施されている意思疎通支援事業は、対象となる障害者は聴覚障害者（ろう者・難聴者）、盲ろう者であり、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実態把握となった。A 調査では人口規模を勘案して抽出した 75 市町から 72 の有効回答を得た。B 調査では都道府県・政令指定都市に設置されている聴覚障害者情報提供施設 52 施設のうち 49 施設の回答を得た。

A 調査対象市町数	75 市町	（政令指定都市を含む）
回収数	72 市町	回収率　96.0%
回収内訳		
人口区分	回収数	
８万人未満	17	
８万人～15 万人	14	
15 万人～30 万人	11	
30 万人～70 万人	21	
80 万人以上	9	

B 調査対象聴覚障害者情報提供施設		52 か所 （政令指定都市設置を含む：S 市・T 市・U 市・V 市・W 市・X 市・Y 市）	
回収数		49 か所	回収率　94.2%
回収内訳			
人口区分	回収数		
100 万人未満	9		
100 万人～200 万人未満	23		
200 万人～500 万人未満	9		
500 万人以上	8		

2）意思疎通支援ニーズの実態把握の調査としては、二次調査、三次調査を行った。

二次調査は、アンケート用紙（調査票）を用いた調査で、国内の障害者団体に所属する障害者に対して、意思疎通の困難な状況、意思疎通支援として必要としている支援について回答を求め、有効回答として 170 人の回答を得た。

二次調査　回答者数

障害区分	人数	全体に占める割合　%	男性比率 %	女性比率 %	平均年齢歳
視覚障害	21	12.4	66.7	33.3	53
聴覚障害	45	26.5	26.7	73.3	53.7
音声・言語	3	1.8	100.0	0.0	40.7
上肢・下肢障害	10	5.9	30.0	70.0	52.9
脳性麻痺	12	7.1	58.3	41.7	48.8
身体障害重複	15	8.8	60.0	40.0	48.8
高次脳機能障害	15	8.8	60.0	40.0	45.0
知的障害	13	7.6	84.6	15.4	46.7
知的障害重複	6	3.5	83.3	16.7	38.0
発達障害	24	14.1	66.7	33.3	25.5
精神障害	6	3.5	100.0	0.0	40.5
合　計	170	100.0	60.0	40.0	全体平均 45.8

＊身体障害重複は、複数の身体障害および軽度の知的障害が重複している者を分類
＊知的障害重複は、中度・重度の知的障害が主な障害で、他に身体障害を重複する者を分類

三次調査は、A 県と B 県の障害者団体会員及び障害者福祉事業所利用者を訪問し、個別面接またはグループ面接で意思疎通の困難な状況、意思疎通支援として必要としている支援についてヒアリングを行った。２団体（聴覚障害者団体・視覚障害者団体）、４事業所（知的障害者事業所・精神障害者事業所・身体障害者事業所２カ所）を訪問し、21 人の意思疎通に困難のある障害者から回答を得た。

三次調査　回答者数

障害区分	人数
視覚障害者	3
聴覚障害者	4
身体障害重複・脳性麻痺者	4
身体障害重複・高次脳機能障害者	4
知的障害者（知的障害・自閉症）	3
精神障害者（統合失調症）	3

第１節　調査の方法・調査期間

１）一次調査

A　市町意思疎通支援事業実績調査

B　都道府県・政令指定都市聴覚障害者情報提供施設意思疎通支援事業実績調査

方法：アンケート用紙（調査票　＊第２部資料編参照）により実施。10 月１日にアンケート用紙を郵送またはインターネットで送信し、返送またはインターネットによる返信で回答を回収。

期間：平成 28（2016）年 10 月１日～10 月 30 日までの間に回答し返信用封筒により返送またはインターネットで返信。

２）二次調査　市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査

方法：アンケート用紙（調査票　＊第２部資料編参照）により実施。11 月１日にアンケート用紙を各障害者団体を通じて郵送またはインターネットで送信し、返送またはインターネットによる返信で回答を回収。

期間：平成 28(2016)年 11 月 15 日～12 月 25 日までの間に回答し返信用封筒で返送またはインターネットで返信。

３）三次調査　障害種別意思疎通支援ニーズ調査（訪問・ヒアリング調査）

方法：事業担当者が障害者団体または障害者福祉事業所を訪問し、１人 20 分から 30 分、あるいは１グループ 90 分程度の面接によりヒアリング（聞き取り調査）を行う。

期間：訪問日時・事業所　　（　）はヒアリング対象障害者

１月 16 日（月）12 時 00 分～14 時 10 分　A 県社会福祉総合センター（聴覚障害者）

１月 19 日（木）14 時 00 分～16 時 00 分　B 県障害者リハビリテーションセンター（高次脳機能障害者）

１月 27 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分　C 事業所（肢体不自由者・脳性麻痺者）

１月 27 日（金）13 時 30 分～16 時 00 分　D 事業所（知的障害者）

１月 30 日（月）10 時 00 分～12 時 00 分　E 事業所（精神障害者）

２月 10 日（金）15 時 30 分～16 時 30 分　F 県社会福祉総合センター（視覚障害者）

第２節　調査結果の概要と分析

Ⅰ　一次調査　Ａ市町意思疎通支援事業実績調査

１．調査対象となる市町

今回の調査において、意思疎通支援事業の実態を把握するため調査対象となる市町を抽出した。抽出にあたっては、①人口規模が偏らないという配慮をしながら、②意思疎通支援事業を積極的に実施している自治体（具体的には全国手話言語市区長会（平成 28（2016）年６月設立）に参加している自治体）を中心とした。

②の理由としては、１）回収率が上がることが見込まれる、２）事業に積極的に取り組むゆえに事業の課題も明確に有している、３）手話通訳設置事業で見れば、６割の自治体が手話通訳者を設置していないが、これらの自治体が、いずれ②で挙げられた自治体並の事業を実施すると考えたとき、必要となる意思疎通支援者の数が示される、と考えたからである。

委員会では、①②の観点から 75 市町をリストアップし、アンケート用紙（調査票）を郵送し、72 市町村から回答を得て、回収率は 96.0％であった。

表１　回答のあった市町

人口区分	回答数
８万人未満	17
８万人～15 万人	14
15 万人～30 万人	11
30 万人～70 万人	21
80 万人以上	9

２．基礎的な事項についての回答

１）障害者の人口動態

はじめに、各障害者手帳所持者の 10 年間の動態を調べた。平成 17（2005）年から平成 27（2015）年の 10 年間の障害者数の比較を行うと、表２のように、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃくに障害を有する人は 10％程度増加している。肢体不自由者、内部障害者は 30％の増加、療育手帳所持者（知的障害者）は 60％の増加、精神障害者は 100％（２倍）の増加となっている。

障害者数が増えているということは、意思疎通支援事業を含め、障害者支援事業が拡大している、あるいは今後拡大していくことが予見される。後述するが、意思疎通支援事業（障害者自立支援法時はコミュニケーション支援事業）の手話通訳派遣事業、要約筆記派遣事業等は、10 年間で派遣件数が人口規模別に特徴はあるが 1.2 倍から 3.5 倍程度に増加してきている。

表２　平成 17（2005）年度から平成 27（2015）年度の 10 年間の障害者手帳所持者の増加率

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	療育	精神
10 年間の増加率	109.1	116.4	109.8	130.6	135.4	163.0	226.7

２）聴覚障害者・盲ろう者に関わる意思疎通支援事業の実施状況

今回調査では、回答のあったすべての市町がいずれかの意思疎通支援事業を実施していた。ただし、ほとんどが聴覚障害者、盲ろう者に関わる事業であった。

（他の障害者の意思疎通支援事業としては、朗読奉仕員・点訳奉仕員養成事業、失語症会話パートナー派遣事業等が、１カ所～数カ所取り組まれているとの回答があったが数値で表すことが難しく、以下、聴覚障害者、盲ろう者に関わる事業についてのみ記述する。）

３）意思疎通支援者養成事業の実施状況

①　手話奉仕員養成事業

手話奉仕員養成事業は、市町村においては平成 25（2013）年以降障害者総合支援法により必須事業となっている。今回の調査では、15 万人以下の自治体で 17.6％、30 万人～70 万人の自治体で 9.5％が未実施であると回答された。

未実施の理由は、「県で手話奉仕員養成事業が実施されているため」という回答が見られた。

【考察１】

未実施理由の「県で手話奉仕員養成事業が実施されているため」というのは、本事業がもともと都道府県事業として始められた（補助事業として昭和 45（1970）年、市町村は平成７（1995）年から開始）という経緯があり、市町村事業として必須事業化された以後も都道府県事業として継続しているということであろう。しかし、市町村事業として必須化された目的は、市町村格差・地域格差をなくし、身近な地域で聴覚障害者と市民とのコミュニケーションの壁を解消していくことにある。従って手話奉仕員養成事業は、市町村必須事業であるので、すべての市町村で実施される事業でなければならない。一方で、「聴覚障害者が少ない」、「指導者の確保が困難」という声も聞かれる。その場合は、複数の自治体の広域事業として取り組むことが有効であり必要となる。

②　手話通訳者養成事業

手話通訳者養成事業は、平成 25（2013）年以降障害者総合支援法により都道府県の必須事業となっていることから、人口の少ない市町村では未実施が大半で、政令指定都市・中核市でも、６割から７割の実施率にとどまっている。

未実施の理由は、「県で実施している」との回答が多数あったが、「市町村地域生活支援事業の中に記載のない事業であるため」、「講師となる人材の確保が困難」という回答もあった。

【考察２】

後述するように、手話通訳者の数が不十分との回答は 80％から 90％の市町である。また手話通訳者養成事業の会場が都市部に集中し、結果として都市部に手話通訳者が偏在している状況もある。都市部から離れた地域は手話通訳者が不足する、あるいはいないという状況となっている。

手話通訳者の必要数は、現員に比して 1.3 倍から 1.9 倍の人員が必要と回答されているが、都市部以外の地域を会場にした手話通訳者養成講座が開かれる必要がある。

その場合、講師の養成・確保、効率的な派遣と、受講者の負担軽減（会場まで近距離であること・交通の便が良い等）が図られる必要がある。

③　要約筆記者養成事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

要約筆記者養成事業は、従来は市町村で要約筆記奉仕員養成事業として取り組まれてきたが、現在は都道府県事業とされている。未実施の理由としては大半が「県の事業であるため」と回答している。「講師となる人材の確保が困難である」との回答もあった。

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は、従来から都道府県で実施されてきた、政令指定都市・中核市をのぞき、大半の市町村では実施されてこなかったし、現状でも実施されていない。

未実施の理由も要約筆記者養成事業と同様「県の事業であるため」、「講師となる人材の確保が困難である」と回答された。

【考察３】

要約筆記者と盲ろう者向け通訳・介助員も、手話通訳者と同様、70％から 90％の市町村で数が不足していると回答され、現員の要約筆記者で 1.2 倍から 2.9 倍の数が必要、盲ろう者向け通訳・介助員においても 1.1 倍から 2.2 倍の数が必要と回答されている。手話通訳者養成事業と同様、都市部以外でも意思疎通支援者が確保できる養成事業のあり方の見直し、講師の養成・確保、効率的な派遣と、受講者の負担軽減が図られる必要がある。

表３　意思疎通支援者養成事業の実施状況

人口区分	手話奉仕員養成事業		手話通訳者養成事業		要約筆記者養成事業		盲ろう者通訳・介助員養成事業	
	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）
８万人未満	82.4	13.1	5.9	20 １カ所のみ回答	5.9	6 １カ所のみ回答	0.0	0
８万人～15 万人	85.7	19.2	14.3	2.5	14.3	3.5	0.0	0
15 万人～30 万人	100.0	30.4	27.3	11.0	36.4	5.0	0.0	0
30 万人～70 万人	90.5	50.9	61.9	34.7	61.9	11.0	29.0	5
80 万人以上	100.0	123.6	77.8	＊25.3	88.9	12.3	77.8	17.2

＊A 市回答 347 人のぞく平均値

４）意思疎通支援者設置事業の実施状況

意思疎通支援者設置と言った場合、現状では「手話通訳設置事業」と同義である。手話通訳者の設置状況は、表４（12ページ）に見るよう、人口 15 万人以上の市では 100％、８万人～15 万人の市で 85.7％、８万人未満の市町で 76.5％であった。厚生労働省の資料では、平成 27 年度 39.4％であった。今回、調査対象となった市町村は、事業に積極的な自治体であったので、全国平均を大きく上回る実施率となっている。その結果手話通訳設置事業については、十分行われているとの回答は 73.2％あった。

人口規模が少ない市町の未実施の理由としては、「通訳者の確保が困難」を挙げているところが多い。また「単独での設置は困難」と回答するところもあった。

【考察４】

「通訳者の確保が困難」という現状に対しては、手話通訳者養成事業で見たように、養成事業・会場が都市部に偏在する現状の見直しが必要である。また、全国手話通訳問題研究会の調査*で示されているように、大半が非正規雇用、低賃金という労働条件で希望者が少ない、いないという現状の見直しがなければ、人材の確保はいつまでも困難である。

特に人口の少ない町村（＝聴覚障害者の少ない市町）においては「単独での設置は困難」という回答は理解できる。この場合は、広域での手話通訳者の雇用・設置の実施を促し、実現していく必要がある。

＊全国手話通訳問題研究会「雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査」2016 年７月

表４　意思疎通支援者設置事業の実施状況

人口区分	手話通訳者設置事業		要約筆記者設置事業		盲ろう者向け通訳介助員設置事業	
	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）
８万人未満	76.5	1.4	0.0	0	0.0	0
８万人～15 万人	85.7	1.8	0.0	0	0.0	0
15 万人～30 万人	100	2	0.0	0	0.0	0
30 万人～70 万人	100	2.7	9.5	1*	0.0	0
80 万人以上	100	10.3	0.0	0	0.0	0

＊１カ所のみ回答あり

３．意思疎通支援者数に関する事項についての回答

今回の調査事業の目的は、意思疎通支援者がどれだけ必要かを明らかにすることである。

今回調査では、手話奉仕員および要約筆記奉仕員登録・派遣事業についても調査したが、意思疎通支援者として実質的に支援を行っている者は手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員であるので、以下、この３者について実態と課題を整理する。

表５（15ページ）は意思疎通支援者の登録数の現状と平成 17（2005）年から平成 27（2015）年の 10 年間の推移を見るものである。表６（16ページ）は意思疎通支援者の派遣事業の実施状況、表７（16ページ）は意思疎通支援事業の評価と課題、表８（17ページ）は意思疎通支援者の数的確保の課題である。

１）手話通訳者の登録事業・派遣事業の現状と課題

表５（15ページ）に見るように、手話通訳者の平均数は、８万人未満の市町で 4.3 人、８万人から 70 万人までが 20 人から 30 人、70 万人以上で 75 人となっている。

登録者数の 10 年間での増加は、1.3 倍から 1.4 倍であり、８万人から 70 万人までの市で 10 年間で 10 人程度増え、70 万人以上の市において 10 年間で 20 人程度増えたことになる。年間１人から２人の増加していることになる。

【考察５】

表６（16ページ）では、手話通訳者派遣件数が、この 10 年間で 1.5 倍から３倍増加している状況が見られる。自由記述からは「聴覚障害者の社会参加の拡大」、「障害者差別解消法による派遣機会の増加」が増加の理由として挙げられている。一方表７（16ページ）では、手話通訳者数が十分であるとの回答は 31.9％にとどまり、７割が不十分・足りないと回答している。さらに登録事業に関する自由記述では、「平日の昼間に活動できる手話通訳者は２割から３割」、「就労などで通訳活動ができなくなる人がいる」、「新規登録者が少ない」、「手話通訳者が高齢化して活動を辞める人がでてきている」とあり手話通訳者の確保に課題があることが示されている。手話通訳者人員不足の現状を認識しなければならない。

現員に対してどれだけの数が必要かについては1.3倍から1.9倍の人員が必要であるとする。（表８（17ページ））これは現状必要な数であり、１年に１人、２人のペースで増えるだけでは、一方で辞めていく人々もあるので、手話通訳の需要に間に合わないことが容易に予測される。人口の小さい自治体ならば、毎年２人から４人、人口の大きな自治体ならば毎年４人から６人、今後10年間で現員の２倍の人員を確保できる養成事業、登録事業のあり方が求められる。

２）要約筆記者の登録事業・派遣事業の現状と課題

表５（15ページ）に見るように、要約筆記者の平均の登録者数は、８万人未満の市町で平均2.5人、８万人から30万人までが10人、30万人から70万人までが20人、80万人以上で60人程度となっている。

要約筆記者（要約筆記者統一試験による）は平成23（2011）年*に創設された資格であるため、登録者数の10年間での増加率については、ほとんどの自治体で回答が得られなかった。市町村の現状としては、要約筆記者だけでは派遣事業ができず、表６（16ページ）に見るように、要約筆記奉仕員も多数派遣している実態が見られる。

＊要約筆記者：平成23（2011）３月に要約筆記者養成カリキュラムが通知され、同年より全国統一要約筆記認定試験が始められた。要約筆記者になるためには、従来要約筆記奉仕員として活動していた者は要約筆記者移行研修受講後、それ以外の者は都道府県の要約筆記者養成講座を受講後、全国統一要約筆記認定試験を受験し合格後要約筆記者として登録される。

【考察６】

表６（16ページ）では、回答のあった市町で、要約筆記奉仕員の派遣件数が1.2倍、要約筆記者の派遣件数も1.2倍程度増加しているという状況が見られる。一方表７（16ページ）では、要約筆記者数が足りているとの回答は18.1％、８割が不十分・足りないと回答している。

登録事業に関する自由記述では、「要約筆記者が少ない・足りない」、「平日の昼間に活動できる人が少ない」という回答、要約筆記者を目指す人が少ないという現状を示す「受講者が少なく要約筆記者養成講座が開催できない」、「要約筆記者養成講座修了者が定着せず、登録者が増えない」という回答が見られた。

現員に対してどれだけの数が必要かについては1.2倍から2.9倍の人員が必要であると回答があった。（表８（17ページ））上述した手話通訳者確保の課題と同様に10年間で現員の２倍の人員を確保するような養成事業、登録事業のあり方が求められる。

３）盲ろう者向け通訳・介助員の登録事業・派遣事業の現状と課題

表５（15ページ）に見るように、盲ろう者向け通訳・介助員の登録平均人数は、15万人以下の市町で０人、15万人から30万人までが20人、30万人から70万人までが46人、80万人以上で80人となっている。

登録事業（派遣事業）の実施率は人口規模の小さい市町では０％、中核市で20％から40％、政令指定都市で80％程度となっている。盲ろう者向け通訳・介助員登録事業、派遣事業の多くは都道府県事業とされているのが現状で、未実施の理由は「県の事業であるため」*、「単独で事業を実施するのは困難」との回答が多い。

登録事業を実施していると回答のあったＳ市の登録者数の10年間での増加率は、1.9倍であり、派

遣件数も 1.9 倍となっている。（表８（17ページ））

＊盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業・登録事業・派遣事業については都道府県事業で大半が実施されているので、次節の「都道府県・政令指定都市聴覚障害者情報提供施設意思疎通支援事業実績調査」のところで、改めて現状と課題を見る。

【考察７】

盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業・登録事業・派遣事業を実施している市町村は少ない。登録事業、派遣事業についての自由記述では「ニーズは増えているが通訳・介助員が不足」、「登録者が市内にいない」、「必要性は感じているが実施には至っていない」との回答があった。

全国の盲ろう者の数は約 14,000 人（平成 24（2012）年推計）であり、市町村ごとに見るとごく少数しか盲ろう者がいない、あるいは盲ろう者がいない市町村もあり、ニーズも少なく「市町村の事業としては成り立たない」と見られている現状がある。詳細は都道府県の事業を担う聴覚障害者情報提供施設調査結果で見るが、都道府県事業であることの課題もあり、「実働可能な人員不足」、「介助員の高齢化」、「予算の制約」、「事業の周知ができていない」等から都道府県としても、また市町村としても十分な事業ができていない。中核市あるいは複数の市町村の広域事業として行える事業、盲ろう者が意思疎通支援事業を利用しやすくする環境の整備が必要である。

表５　意思疎通支援者の登録数の推移

人口区分	手話奉仕員登録事業				手話通訳者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）
８万人未満	46.7	15.3*1	400.0	0.0	23.5	4.3	—	17.6
８万人～15万人	28.6	41.6	119.5	14.3	71.4	23.6	127.5	57.1
15万人～30万人	40.0	31.5	202.4	40.0	81.8	25.7	145.8	63.6
30万人～70万人	23.5	21.4	42.9	—	94.1	35.0	141.3	90.5
80万人以上	44.4	97	—	33.3	77.8	75.5	123.2	88.9

＊—は数値が無く比較できず
*1 B市1491・C市185のぞく

人口区分	要約筆記奉仕員登録事業				要約筆記者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）
８万人未満	17.6	6.4	—	0.0	23.5	2.5	—	11.8
８万人～15万人	35.7	11.3	2.2	21.4	42.8	8.6	3.2*2	35.7
15万人～30万人	36.4	17.5	0.6	30.0	81.8	9.7	—	54.5
30万人～70万人	23.5	28.5	—	5.9	66.7	21.3	1.4	61.9
80万人以上	22.0	58.5	0.4*1	0.0	66.7	57.0	1.0*3	55.6

＊—は数値が無く比較できず
＊要約筆記者養成カリキュラムは2011年より開始のためそれ以前の数値がない市が多数。
*1 D市のみ比較
*2 E市のみ比較
*3 F市のみ比較

人口区分	盲ろう者向け通訳・介助員登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均	2005年度との比較	登録試験の実施率（%）
８万人未満	0.0	0	—	0
８万人～15万人	0.0	0	—	7.1
15万人～30万人	9.1	18.7	—	9.1
30万人～70万人	42.8	46.0	—	14.3
80万人以上	77.8	80	1.9*1	22.2

○その他の登録事業
　失語症会話パートナー
　点訳奉仕員
　朗読奉仕員
＊—は数値が無く比較できず
*1 G市のみ比較

表６　意思疎通支援事業・派遣事業の実施

人口区分	手話奉仕員派遣事業			手話通訳者派遣事業			要約筆記奉仕員派遣事業		
	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）
８万人未満	33.3	64.4	69.4	93.3	198	257.6	40.0	4.0	—
８万人～15 万人	28.6	169.8	271.0*1	100.0	577	238.3	50.0	5.8	—
15 万人～30 万人	40.0	296.5	122.9	100.0	737	328.7	50.0	43.0	123.9
30 万人～70 万人	17,6	71.3	—	100.0	1033	145.6	17.6	30.3	—
80 万人以上	44.4	882.5	302.1*2	100.0	3348	84.2	22.2	217.0	—

＊—は数値が無く比較できず
＊規模の大きい市では手話通訳者派遣事業に移行しているため手話奉仕員の派遣件数は少ないものと考えられる。
*1 H 市のみ比較
*2 I 市のみ比較

人口区分	要約筆記者派遣事業			盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		
	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）
８万人未満	80.0	11.4	－	0.0	0	－
８万人～15 万人	92.9	16	－	0.0	0	－
15 万人～30 万人	100	32	－	10.0	0	－
30 万人～70 万人	83.2	193.3	125.3	41.2	428.9	－
80 万人以上	66.7	239.5	134.6*1	77.8	475.6	186.4*2

○その他の派遣事業
　L 市　　失語症会話パートナー　　315 件
　M 市　　重度障害者入院時コミュニケーション　　２件
＊規模の大きい市では要約筆記者派遣事業に移行しているため要約筆記奉仕員の派遣件数は少ないものと考えられる。
*1 J 市のみ比較
*2 K 市のみ比較

表７　意思疎通支援事業の評価と課題

	あてはまる・ややあてはまるの回答数　全体 N72	割合
手話奉仕員養成事業受講者増えている	27	37.5
手話通訳者養成事業受講者増えている	16	22.2
要約筆記者養成事業受講者増えている	8	11.1
手話通訳者設置事業順調に実施	52	72.2
要約筆記者設置事業順調に実施	8	11.1
盲ろう者向け通訳・介助員設置事業順調に実施	2	2.8
手話奉仕員登録事業数は足りている	12	16.7
手話通訳者登録事業数は足りている	23	31.9
要約筆記奉仕員登録事業数は足りている	6	8.3
要約筆記者登録事業数は足りている	13	18.1
盲ろう者向け通訳・介助員登録事業数は足りている	6	8.3
手話奉仕員派遣事業順調に実施	16	22.2
手話通訳者派遣事業順調に実施	42	58.3
要約筆記奉仕員派遣事業順調に実施	22	30.6
要約筆記者派遣事業順調に実施	33	45.8
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業順調に実施	7	9.7

表８　意思疎通支援者の数的確保の課題

①　手話通訳者

人口区分	手話通訳者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
８万人未満	3	17.6	7.3	12.9	1.7 倍
８万人～15 万人	3	21.4	15.9	25.1	1.7 倍
15 万人～30 万人	2	18.2	36.6	68.5	1.9 倍
30 万人～70 万人	2	9.5	29.0	37.9	1.3 倍
80 万人以上	1	12.6	22.2	31.5	1.4 倍

②　要約筆記者

人口区分	要約筆記者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
８万人未満	3	17.6	4.3	7.5	1.7 倍
８万人～15 万人	3	21.4	5.8	16.6	2.9 倍
15 万人～30 万人	3	27.3	18.7	31.2	2.0 倍
30 万人～70 万人	4	19	25.8	32.0	1.2 倍
80 万人以上	1	12.6	22.0	50	2.3 倍

③　盲ろう者通訳・介助員

人口区分	盲ろう者向け通訳・介助員の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
８万人未満	3	17.6	0	4.7	—
８万人～15 万人	1	7.1	0	5	—
15 万人～30 万人	1	9.1	8.0	24.6	2.2 倍
30 万人～70 万人	3	14.3	8.9	21.4	1.1 倍
80 万人以上	1	12.6	51.5*1	—	—

＊—は数値が無く比較できず
*1 回答のあったＮ市・Ｏ市の平均

④　心身の機能障害等への意思疎通支援者の必要数

人口区分	必要数平均
８万人未満	9.4
８万人～15 万人	*43.8
15 万人～30 万人	11.3
30 万人～70 万人	14.2
80 万人以上	不明

＊回答のあったＰ市・Ｑ市・Ｒ市の平均
「より多く必要だが見込み立たず」との回答あり

Ⅱ　一次調査　Ｂ都道府県・政令指定都市聴覚障害者情報提供施設意思疎通支援事業実績調査

１．調査対象となる聴覚障害者情報提供施設

今回の調査において、意思疎通支援事業の実態を把握するため調査対象となる聴覚障害者情報提供施設は、平成 28（2016）年 10 月時点で 52 施設あり、すべてを対象に調査票による調査を行った。回答は 49 施設から得られ、回収率は 94.2％であった。

表９　聴覚障害者情報提供施設調査回答数

人口区分	回答数
100 万人未満	9
100 万人～200 万人未満	23
200 万人～500 万人未満	9
500 万人以上	8

２．基礎的な事項についての回答

１）障害者の人口動態

聴覚障害者情報提供施設の属する都道府県・政令指定都市の聴覚・平衡機能障害者（身体障害者手帳所持者）の 10 年間の動態を調べた。平成 17（2005）年から平成 27（2015）年の 10 年間の障害者数の比較を行うと、表 10 のように、105.2％と若干の増加が見られる。

表 10　都道府県・政令指定都市の聴覚・平衡機能障害者数の推移

人口区分	聴覚・平衡機能障害		増加率（％）2005 年/2015 年
	2005 年平均	2015 年平均	
100 万人未満	4419	4131	93.5
100 万人～200 万人未満	6226	6105	98.1
200 万人～500 万人未満	7643	7913	103.5
500 万人以上	21562	23773	110.3
合計	39850	41922	105.2

２）聴覚障害者・盲ろう者に関わる意思疎通支援事業の実施状況

今回調査では、回答のあったすべての聴覚障害者情報提供施設が意思疎通支援事業を実施していた。ただし、ほとんどが聴覚障害者、盲ろう者に関わる事業であり、その他の障害者向けの意思疎通支援事業を行っているところはなかった。以下、手話奉仕員に関する事業、手話通訳者に関する事業、要約筆記者に関する事業、盲ろう者向け通訳・介助員に関する事業について見ていく。

３）意思疎通支援者養成事業の実施状況

①　手話奉仕員養成事業

手話奉仕員養成事業は、市町村においては平成 25（2013）年以降障害者総合支援法により必須事業となっている。人口規模の小さい自治体等は聴覚障害者情報提供施設、あるいは聴覚障害者団体に委託を行うことで実施している。

表 11（20㌻）に見るように聴覚障害者情報提供施設では、30％から 40％で実施されている。

② 手話通訳者養成事業

手話通訳者養成事業は、平成 25（2013）年以降障害者総合支援法により都道府県の必須事業となっている。表 11（20ページ）に見るように聴覚障害者情報提供施設では、人口規模で特徴が見られるが 70％から 90％で都道府県あるいは政令指定都市から委託を受けて事業を実施している。

未実施の理由としては、「他団体（聴覚障害者団体・ろうあ団体）が実施している」との回答が多数であった。この場合は都道府県の聴覚障害者団体・ろうあ団体が県から委託を受けて実施している状況が見られる。

【考察８】

後述するように、手話通訳者の数が十分との回答は０であった。課題としては、手話通訳者養成講座の①受講者の動向として受講者の減少、受講者の高齢化、若年層の受講者が少ない、昼間の受講者が少ない、②養成講座終了後に手話通訳者試験合格者が少ない、合格につながらない、ステップアップする講座がない、③講師・指導者の不足、④会場の確保が困難、⑤予算不足、⑥手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座への移行が難しい（教育水準の格差、受講者が中途で辞めていく等）が挙げられている。

手話通訳者の数については現員の 1.5 倍から 2.0 倍の数が必要と回答された。現員の平均は 100 人から 200 人であるので、上記①から⑥の課題を解決し、都道府県、政令指定都市でいうと、毎年 20 人から 40 人*が新たに手話通訳者試験に合格し登録できるような養成事業の実施が必要である。

＊手話通訳者試験（手話通訳者全国統一試験）の合格率は 20％から 30％であるので一つの県で毎年 100 人程度の講座受講者及び試験受験者が必要となる。

③ 要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

要約筆記者養成事業は、都道府県事業とされている。人口規模別で 70％から 90％の聴覚障害者情報提供施設で実施されている。未実施の理由としては大半が「他団体（難聴者・中途失聴者団体）が実施している」と回答があった。

また、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は、人口規模別で 30％から 70％の聴覚障害者情報提供施設で実施されている。未実施の理由としては大半が「他団体（盲ろう者団体）が実施している」と回答している。

【考察９】

要約筆記者と盲ろう者向け通訳・介助員も、手話通訳者と同様、現状の数で十分との回答は０であった。現員の要約筆記者から 1.4 倍から 2.9 倍の数が必要、盲ろう者向け通訳・介助員で 1.2 倍から 2.6 倍の数が必要と回答されている。要約筆記者の現員は人口規模別で 30 人から 100 人であるので、毎年 10 人から 20 人*が新たに要約筆記者試験に合格し登録できるような養成事業の実施が必要である。

＊要約筆記者試験（全国統一筆記者認定試験）の合格率は約 30％であるので、毎年 50 人程度の講座受講者・試験受験者が必要となる。

表 11　意思疎通支援者養成事業の実施状況

人口区分	手話奉仕員養成事業		手話通訳者養成事業		要約筆記者養成事業		盲ろう者通訳・介助員養成事業	
	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）
100 万人未満	37.5	42.5*1	77.8	34	77.8	15.0	33.3	5.3
100 万人～200 万人未満	43.5	115.2*2	95.7	34	91.3	15.0	69.5	8.8
200 万人～500 万人未満	33.3	29*3	66.7	14.7	66.7	10.8*4	44.4	14.3
500 万人以上	12.5 1カ所のみ回答	—	75.0	25.2	75.0	14.6	50.0	19.0

＊—は回答なし
*1 Z 144 のぞく平均
*2 A_1 2244 のぞく平均
*3 B_1 のみの回答数値
*4 C_1 53 をのぞく平均

４）意思疎通支援者設置事業の実施状況

意思疎通支援者設置事業の現状を見ると、表 12（21ページ）のように、手話通訳設置事業は 60%から 80%、要約筆記者設置事業及び盲ろう者向け通訳・介助員設置事業は 10%となっている。

未実施の理由は、設置事業が都道府県の必須事業に位置づけられていないこと、都道府県本庁または支所等で雇用されているため聴覚障害者情報提供施設には設置されていないことなどが挙げられている。特に要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の設置の必要性については都道府県の認識が低い、あるいは設置された手話通訳者が派遣業務他を兼務すればよいという認識となっている。

【考察 10】

都道府県においては、障害者総合支援法第 78 条で「専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業」を行う責任が示されている。これらを実施するために、専門的な知識・技術を有する意思疎通支援者の設置が都道府県・政令指定都市の必須事業とされること、そして必要な数の設置が求められる。

手話通訳設置については、自由記述では「継続して雇用できる手話通訳者が不足」、「身分が不安定で手話通訳者の確保が困難」、「手話通訳者の高齢化」、「業務が明確にされていない」、「他の業務を兼務している」等の課題が自由記述で回答されている。前述したように都道府県の必須事業とする（都道府県雇用または聴覚障害者情報提供施設委託）とともに、身分保障の確立が必要であるし、前項で見たような意思疎通支援者の養成事業の拡充による人材確保が目指されなければならない。また、手話通訳者だけでなく、他の意思疎通支援者の設置も必要とされる。

表 12　意思疎通支援事業・設置事業の実施状況

人口区分	手話通訳者設置事業		要約筆記者設置事業		盲ろう者向け通訳介助員設置事業	
	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）
100 万人未満	55.6	3.8	11.1	1 *1	11.1	1 *4
100 万人～200 万人未満	78.3	7.2	13.0	1 *2	13.0	1 *5
200 万人～500 万人未満	55.6	7.0	0.0	—	11.1	2 *6
500 万人以上	62.5	2	14.3	1 *3	14.3	1 *7

*1 D_1 のみ回答　*2 E_1 のみ回答　*3 F_1 のみ回答　*4 G_1 のみ回答　*5 H_1 のみ回答
*6 I_1 のみ回答　*7 J_1 のみ回答

３．意思疎通支援者数に関する事項についての回答

今回の調査事業の目的は、意思疎通支援者がどれだけ必要かを明らかにすることである。

今回調査では、手話奉仕員および要約筆記奉仕員登録・派遣事業についても調査したが、意思疎通支援者として実質的に支援を行っている者は手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員であるので、以下、この３者について実態と課題を整理する。

表 13（24ページ）は意思疎通支援者の登録数の現状と平成 17（2005）年から平成 27（2015）年の 10 年間の推移を見るものである。表 14（25ページ）は意思疎通支援者の派遣事業の実施状況、表 15（25ページ）は意思疎通支援事業の評価と課題、表 16（26ページ）は意思疎通支援者の数的確保の課題である。

１）手話通訳者の登録事業・派遣事業の現状と課題

表 13（24ページ）に見るように、手話通訳者の登録者数は、100 万人未満の県で平均 70.7 人、100 万人から 200 万人の県で 124.1 人、200 万人から 500 万人の県で 148.8 人、500 万人以上の県で 199.7 人となっている。

登録者数の 10 年間での推移は、回答のあった県では 1.1 倍から 1.3 倍の増加であった。年間にすると、全国手話研修センターの統計（次表参照）を見ると、規模の小さい県では数人程度、規模の大きな自治体では、10 数人程度増えていることが分かる。

＊手話通訳者全国統一試験の合格者数の平成 18（2006）年から平成 27（2015）年までの増加の様子を見ると１年あたり合格者数の平均は以下の通り。

出典：第２部資料編５

K_1	14.0 人/年	P_1 6 県	3.1 人/年
L_{1-1}・L_{1-2}・L_{1-3}・L_{1-4}	3.9 人/年	Q_{1-1}・Q_{1-2}・Q_{1-3}・Q_{1-4}	12.2 人/年
M_1 5 県	3.4 人/年	R_1 4 県	8.3 人/年
N_1 5 県（h 除く）	10.8 人/年	S_1 5 県	3.1 人/年
O_1 4 県	4.7 人人/年	T_1 8 県平均	5.2 人/年
U_1 市 4.2 人/年　V_1 市 4.0 人/年　W_1 市 9.4 人/年　X_1 市 6.6 人/年			全国 306.5 人/年

（人数は都道府県１県あたりの合格者平均数）

【考察 11】

表 14（25ページ）に見るように、手話通訳者派遣件数が、この 10 年間で 1.1 倍から 1.9 倍に増加している状況が見られる。（但し 500 万人以上の県では減少が見られる）。手話通訳者派遣事業が市町村の

必須事業となったことから、従来県が市町村に派遣していた手話通訳派遣件数分が減少することも考えられるが、手話通訳派遣件数は増加している。その理由として自由記述からは「障害者差別解消法施行で増加した」、「手話言語条例の影響で依頼件数が増えた」という回答もあった。これらと相まって障害者総合支援法第 78 条により、専門的な手話通訳派遣、広域派遣調整及び派遣、地域外派遣の増加についての回答もあった。

一方で、手話通訳者の増加は毎年数人から人口規模の大きな自治体でも 10 数人という状況がある。前節の市町調査と同様、手話通訳者が増えない（手話通訳者試験合格者が少ない）、登録手話通訳者の高齢化（家族介護や自身の病気・体力の低下）で活動できない者が増加、昼間活動できる者の減少（仕事を持つ者の増加）等による手話通訳者の確保の困難な状況が見られる。また、専門的な通訳や広域通訳といった高いレベルの手話通訳ができる者が少ない・限られているという回答もあった。

次表は、聴覚障害者情報提供施設が平成 27（2015）年に行った手話通訳者派遣事業で派遣された手話通訳者の派遣件数を表している。年間 1 件も手話通訳を行っていない登録手話通訳者は 46.0％を占めている。一方 50 歳代、60 歳代の少数の登録手話通訳者に派遣が集中している状況が見られる。今回の調査から、このような状況は全国的な状況であると言えよう。

平成 27 年度聴覚障害者情報提供施設の行った手話通訳派遣事業・登録手話通訳者の実働状況

年間派遣件数（件）	登録手話通訳者数	
	（人）	（％）
0	752	43.3
1～5	447	21.2
6～10	132	12.5
11～20	141	5.8
21～30	54	6.7
31～50	53	4.8
51 以上	57	5.8
合計	1036	11 施設回答

年代	派遣人数割合　％
20 代	1.4
30 代	9.6
40 代	25.9
50 代	38.2
60 代	22.3
70 代	2.7

平均年齢 52.1 歳　９施設回答

現員に対してどれだけの数が必要かについては、表 16（26ページ）に見るように 1.5 倍から 1.9 倍の人員が必要であるとする。今後 10 年間で必要数を確保するのであれば、年齢や自身の病気、家族の介護・育児、仕事等で活動を辞めたり、活動ができにくくなる者の数を勘案して、規模の小さい県でも毎年 10 人から 15 人、規模の大きな県ならば 20 人から 30 人の登録手話通訳者の確保が必要である。

手話通訳者全国統一試験の合格率（平成 13（2001）年～平成 27（2015）年）は平均 23.9％であるので、手話通訳者を毎年 10 人確保するためには、年ごとの手話通訳者養成講座修了者は 40 人確保することが必要になる。

２）要約筆記者の登録事業・派遣事業の現状と課題

表 13（24ページ）に見るように、要約筆記者の登録者数は、100 万人未満の県で平均 34.1 人、100 万人から 200 万人の県で 67.2 人、200 万人から 500 万人の県で 113.3 人、500 万人以上の県で 76.8 人となっている。

要約筆記者は平成 23（2011）年に創設された資格であるため、登録者数の 10 年間での増加率については、ほとんど回答が得られなかった。市町村では 30 万人以下の市町村の 50％で要約筆記奉仕員

の派遣も行っている。都道府県で見ると 25％程度が要約筆記奉仕員派遣と要約筆記者派遣の併用が行われている。今後は、要約筆記者だけの派遣に移行していくものと思われるが、表 16（26ページ）に見るように、登録された要約筆記者数が十分であるとの回答は 0 であった。

【考察 12】

表 14（25ページ）では、回答のあった聴覚障害者情報提供施設の要約筆記者の派遣件数が 10 年前に比べて 1.5 倍から 2.4 倍増加しているという状況が見られる。一方表 16（26ページ）では、要約筆記者数が足りているとの回答は 0 で、すべての聴覚障害者情報提供施設で、不十分・足りないと回答している。

登録事業に関する自由記述では、「要約筆記者が少ない・足りない」、「平日昼間活動できる人が少ない」という回答、「要約筆記者養成講座受講者が少ない」、「合格者が少ない」という回答が見られた。また「パソコン要約筆記の依頼が増えるが、パソコン要約ができる要約筆記者が少ない」という回答もあった。

現員に対してどれだけの数が必要かについては 1.4 倍から 2.9 倍の人員が必要であると回答があった。上述した手話通訳者確保の課題と同様に 10 年間で現員の 2 倍程度の人員を確保するような養成事業、登録事業のあり方が求められる。

現員 60 人を 10 年間で 2 倍とするには、高齢化や自身の病気、家族介護、就労等で辞めていく者の数を勘案し、毎年 10 人の合格者・新規登録者が必要である。全国統一要約筆記者認定試験（平成 23（2011）年～平成 27（2015）年）の平均合格率は 33％なので、要約筆記者養成講座修了者は毎年 30 人が必要ということになる。

３）盲ろう者向け通訳・介助員の登録事業・派遣事業の現状と課題

表 13（24ページ）に見るように、盲ろう者向け通訳・介助員の登録者数は、100 万人未満の県で平均 76.0 人、100 万人から 200 万人の県で 64.2 人、200 万人から 500 万人の県で 110.8 人、500 万人以上の県で 194.7 人となっている。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、200 万人未満の県で年平均 200 件～300 件、200 万人以上の県で年平均 1500 件程度の派遣件数となっている。

このような登録者数と派遣件数現状から、登録者数の現状が「十分」との回答は 0 で、現員の 1.2 倍から 2.6 倍の登録者が必要であると回答されている。

【考察 13】

盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業・登録事業・派遣事業を実施している市町村は少なく、都道府県事業として聴覚障害者情報提供施設または盲ろう者団体が養成事業、登録事業、派遣事業を行っている。

登録事業、派遣事業についての自由記述では「実働可能な人材不足」、「活動できるのは登録者数の 1/3 から 2/3 程度」、「登録者の高齢化で活動できる人が減少」と、登録者不足が回答されている。また「利用者の社会参加が増えている」、「行事が重なると、派遣できないことがある」という回答や、「指点字通訳者が不足」、「通訳・介助技術が不十分」という回答も見られた。

例えば、100 万人から 200 万人の県の場合、現員 43 人の 1.7 倍の登録者が必要であるとする。盲ろう者向け通訳・介助員登録事業では試験が課せられないので、養成講座修了者がそのまま登録者となりうるが、一方で登録を辞める者もあるので、また、盲ろう者は少数であるが県内に広く点在することを勘案し、毎年 10 人程度の養成講座修了者が必要とされる。

表 13　意思疎通支援事業・登録試験・登録者の状況

人口区分	手話奉仕員登録事業				手話通訳者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）
100 万人未満	11.1*1	584*1	1.5*1	—	77.8	70.7*4	1.1	88.9
100 万人～200 万人未満	17.4	47.4	0.7*2	—	100.0	124.1	1.3	87
200 万人～500 万人未満	19.3*3	8*3	—	—	77.8	148.8	—	77.8
500 万人以上	0.0	0	0	—	75.0	199.7	—	75.0

＊ーは数値が無く比較できず
*1 Y_1 のみ回答
*2 Z_1 のみ回答
*3 A_2 のみ回答
*4 B_2 698 人のぞく数値

人口区分	要約筆記奉仕員登録事業				要約筆記者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）
100 万人未満	22.2	45.0	0.3	11.1	55.6	34.1	0.6	66.7
100 万人～200 万人未満	26.1	50.3	0.8	0	91.3	67.2	0.8	82.5
200 万人～500 万人未満	22.2	39.7	—	0	77.8	113.3	0.7	77.8
500 万人以上	25.0	164.7	—	25.0	75.0	76.8	1.03	75.0

＊—は数値が無く比較できず

人口区分	盲ろう者向け通訳・介助員登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）
100 万人未満	33.3	76.0	—	0
100 万人～200 万人未満	73.9	64.2	1.6	8.7
200 万人～500 万人未満	66.7	110.8	2.2	0.0
500 万人以上	62.5	194.7	2.2	25.0

＊—は数値が無く比較できず

表 14　意思疎通支援者派遣事業の実施状況

人口区分	手話奉仕員派遣事業			手話通訳者派遣事業			要約筆記奉仕員派遣事業		
	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較倍	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較倍
100 万人未満	0.0	—	—	66.7	1156	1.1	22.2	*1	*1
100 万人～200 万人未満	8.7	*1	—	87.0	1133	1.5	17,4	52.3	*2
200 万人～500 万人未満	11.1	*2	—	66.7	1144	1.7	11.1	57 *3	—
500 万人以上	14.3	*3	—	100.0	1035	0.9	12.5	352 1 カ所のみ回答	—

＊—は数値が無く比較できず
*1 C_2 3　D_2 132　*2 E_2 8　*3 F_2 152
*1 G_2 のみ回答 125　1.6 倍　*2 H_2 のみ回答 1.2 倍　*3 I_2 のみ回答 77

人口区分	要約筆記者派遣事業			盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		
	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較倍	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較倍
100 万人未満	66.7	148.0	1.5	33.3	219	—
100 万人～200 万人未満	92.0	129.4	2.4	69,5	396	3.1
200 万人～500 万人未満	66.7	622.3	*1	71.4	1478	*2
500 万人以上	75.0	302.3	1.5	57.1	1651	*3

*1 J_2 のみ比較 1.6 倍　*2 K_2 のみ比較可 1.9 倍　*3 L_2 のみ比較可 5.1 倍

表 15　意思疎通支援事業の評価と課題

	あてはまる・ややあてはまるの回答数 全体 N49	割合
手話奉仕員養成事業受講者増えている	8	16.3
手話通訳者養成事業受講者増えている	13	26.5
要約筆記者養成事業受講者増えている	4	8.2
手話通訳者設置事業順調に実施	17	34.7
要約筆記者設置事業順調に実施	1	2.0
盲ろう者向け通訳・介助員設置事業順調に実施	1	2.0
手話奉仕員登録事業数は足りている	3	6.1
手話通訳者登録事業数は足りている	12	24.5
要約筆記奉仕員登録事業数は足りている	2	4.1
要約筆記者登録事業数は足りている	6	12.2
盲ろう者向け通訳・介助員登録事業数は足りている	9	18.4
手話奉仕員派遣事業順調に実施	3	6.1
手話通訳者派遣事業順調に実施	19	38.8
要約筆記奉仕員派遣事業順調に実施	4	8.2
要約筆記者派遣事業順調に実施	16	32.7
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業順調に実施	13	26.5

表 16　意思疎通支援者の数的確保の課題

①　手話通訳者

人口区分	手話通訳者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
100 万人未満	0	0.0	53.0	105	2.0
100 万人～200 万人未満	0	0.0	87	145	1.6
200 万人～500 万人未満	0	0.0	201	305	1.5
500 万人以上	0	0.0	137	201	1.5

②　要約筆記者

人口区分	要約筆記者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
100 万人未満	0	0.0	35.5	102.0	2.9
100 万人～200 万人未満	0	0.0	44.2	86.9	2.0
200 万人～500 万人未満	0	0.0	94.5	94	2.1
500 万人以上	0	0.0	104.0	148.0	1.4

③　盲ろう者向け通訳・介助員

人口区分	盲ろう者向け通訳・介助員の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
100 万人未満	0	0.0	33.0	87.0	2.6
100 万人～200 万人未満	0	0.0	43.0	79.0	1.7
200 万人～500 万人未満	0	0.0	93.0	120.0	1.2
500 万人以上	0	0.0	170.0	300.0	1.8

一次調査のまとめ

一次調査では、A 市町意思疎通支援事業実績調査、B 都道府県・政令指定都市聴覚障害者情報提供施設意思疎通支援事業実績調査の２種類の調査を行った。現在行われている意思疎通支援事業である手話通訳に関する事業、要約筆記に関する事業、盲ろう者向け通訳・介助事業にしぼって、養成事業、登録事業、派遣事業の現状と課題を調査した。

本調査の目的である「必要とされる意思疎通支援者の数」に焦点を当てれば、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員とも、現状では数的に不十分との回答が市町村では８割、都道府県・政令指定都市では 10 割あった。その理由としては、「登録者数が足りない（絶対数が足りない）」、「登録者の３割ほどしか実働していない（就労している者が多く平日の昼間に活動できる者が限られている）」、「登録者の高齢化が進み、活動できない、あるいは辞めていく（高齢・病気、家族介護）」、「新規の登録者が増えない（養成講座受講者が少ない、若い人の受講が少ない、受講者の高齢化）」などが挙げられた。

十分な意思疎通支援者の数については、現員と比べて手話通訳者は 1.5 倍から２倍、要約筆記者は 1.5 倍から３倍、盲ろう者向け通訳・介助員は 1.2 倍から 2.5 倍程度が必要と、市町、都道府県、政令指定都市で回答された。

また、障害者差別解消法や手話言語条例等の施行により、３種類の意思疎通支援事業ともに意思疎通支援の依頼件数が増えてきていること、専門的で高度な通訳依頼が増えていることで、数だけでなく質（意思疎通支援者の高度な専門知識・技術）が求められていることが今回の調査で分かった。

一方、新規で意思疎通支援者として登録される人数は、これまで毎年規模の小さい県で数人、規模の大きな県でも 10 数人程度であった。手話通訳者や要約筆記者として登録されるには、都道府県の行う試験に合格する必要があり、それぞれの合格率は平均 30％である。意思疎通支援者の養成事業は都道府県で行うものとされるので、意思疎通支援事業を持続可能とする意思疎通支援者・登録者を確保するためには、手話通訳者養成事業・養成講座の修了者は毎年 100 人、要約筆記者養成事業・養成講座の修了者は毎年 50 人、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業・養成講座修了者は毎年 10 人程度確保する必要がある。

養成事業・養成講座修了者を確保する場合、養成講座の開催カ所を都道府県それぞれ数倍増やす必要がある。その場合、受講者の確保、会場の確保、指導者の確保、予算の確保が重要であるが、現行の養成講座の進め方では、困難であろう。

DVD 教材、ICT 等を活用した通信教育とスクーリングを組み合わせ、80 時間から 100 時間の養成時間の半分を自宅学習、半分をスクーリングとすれば、現状予算、指導体制で２倍の数の人材養成ができる。また、若年層を人材養成のターゲットとするならば、高等教育機関での養成が、専門性の向上と合わせて効果的な取り組みである。

他の意思疎通困難な障害者の意思疎通支援者の養成事業、登録事業、派遣事業は、上記３種類の意思疎通支援者と同様と考えられるが、二次調査、三次調査のまとめで改めて記す。

一次調査結果の概要（市町調査・聴覚障害者情報提供施設調査の対比）

一次調査：市町調査結果まとめ（聴覚障害関係のみ）

市区町調査

1　障害のある人々の数
肢体・内部・療育・精神増加　視覚・聴覚微増
h17→h27　141.60%

2　養成事業の実施状況

手話奉仕員	市町村事業として実施多　90%
手話通訳者	都道府県事業として未実施多(除く政令指定都市・中核市)
要約筆記者	都道府県事業として未実施多
盲ろう者向け通訳・介助員	都道府県事業として未実施多（除く政令指定都市）

3　設置事業の実施状況

手話通訳者	90%で実施（人口少数市のぞく）
要約筆記者	支援法にないとして未実施多
盲ろう者向け通訳・介助員	支援法にないとして未実施多

4　登録事業の実施状況

手話奉仕員	実施は 30%～40%　人口少数市は 10 年間増
手話通訳者	実施は 70%～90%　人口少数市は 30%
要約筆記者	実施は 40%～80%　人口少数市は 30%
盲ろう者向け通訳・介助員	政令指定都市 80%・中核市 60%・人口少数市は未実施

5　派遣事業の実施状況

手話奉仕員	実施率は 30～40%　中核市は 20%
手話通訳者	実施率は 90～100%
要約筆記者	実施率は 70～80%
盲ろう者向け通訳・介助員	実施率は政令指定都市 80%　中核市 41%　人口少数市は 0%

6　事業の十分さ
①　順調と回答　手話通訳者設置事業　73.2%
手話通訳者派遣事業　59.2%
要約筆記者派遣事業　46.5%
②　順調でない・不十分
上記他事業順調でない　70～90%
手話通訳者養成・派遣
手話通訳者登録
盲ろう者向け通訳・介助員養成・派遣　など
③　現状で十分と回答

	数は十分	必要数・現状から
手話通訳者	10%～20%	1.5～1.9 倍
要約筆記者	10%～30%	1.7～2.9 倍　人口少数市で 3.9 倍
盲ろう者向け通訳・介助員	10%～20%	1.1～2.2 倍

聴覚障害者情報提供施設調査

1　障害のある人々の数
聴覚障害者数は微増
h17→h27　105.20%

2　養成事業の実施状況

手話奉仕員	市町村事業として未実施多
手話通訳者	実施多
要約筆記者	他団体実施多
盲ろう者向け通訳・介助員	他団体実施多

3　設置事業の実施状況

手話通訳者	100 万人で 80%　他は 50%
要約筆記者	法にないとして未実施多　実施 10%
盲ろう者向け通訳・介助員	法にないとして未実施多　実施 10 数%

4　登録事業の実施状況

手話奉仕員	実施は 0%～20%　手話通訳者養成に移行
手話通訳者	実施は 70%～100%　100%は 100 万人の市
要約筆記者	60%から 90%　90%は 100 万人の市
盲ろう者向け通訳・介助員	60%から 70%　100 万人未満の市は 25%

5　派遣事業の実施状況

手話奉仕員	実施率は 0～14%
手話通訳者	実施率は 70～100%
要約筆記者	実施率は 70～90%
盲ろう者向け通訳・介助員	実施率は 50～70%　100 万人未満の市は 30%

6　事業の十分さ
①　順調と回答　手話通訳者設置事業　34.7%
手話通訳者派遣事業　38.8%
要約筆記者派遣事業　32.7%
②　順調でない・不十分
上記他事業順調でない　70～90%
③　現状で十分と回答

	数は十分	必要数・現状から
手話通訳者	0	1.5～2.0 倍
要約筆記者	0	1.4～2.9 倍
盲ろう者向け通訳・介助員	0	1.2～2.6 倍

7　意思疎通支援事業の課題　自由記述（市区町・情報提供施設）

高齢化問題　・登録者の高齢化　・設置者の高齢化　・講師・指導者の高齢化
利用者の増減　・差別解消法・手話条例で増加　一方で　・事業周知不足で利用者が増えない
養成講座の問題　・受講者が集まらない　・中途で辞める人がいる　・奉仕員→者養成につながらない
・昼間の受講生が集まらない
設置通訳者　・業務増加　・庁外派遣に制約　・身分保障　・非正規雇用のため人が確保できない
登録通訳者　・登録通訳者がたりない　・スキルアップ・研修保障
・昼間派遣できる登録者が少ない
派遣事業　・緊急時の派遣に対応できない
その他　・予算・財源不足　・制度の周知不足で利用者拡大につながらない
・パソコン要約の依頼増えるも登録者が少ない

Ⅲ　二次調査　市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査

１．調査の内容、調査対象者と調査方法

二次調査では、意思疎通に困難を有する障害者を対象に、日常生活や社会生活の場面で、どのような困難があり、どのような意思疎通支援が、どれだけ必要とされるのかを把握することを目的として実施した。

調査対象者は、NPO 法人日本障害者協議会加盟団体の協力を受け、アンケート用紙（調査票）を意思疎通に困難がある障害者に郵送またはメールで配信し、郵送またはメールで返信を受けた。アンケート用紙の回収期間は、平成 28（2016）年 11 月 15 日から 12 月 25 日とした。172 人から回答があり、うち有効回答数は 170 であった。

表 17 にあるように、障害区分を 11 設定し、それぞれの特徴を見ることとした。

障害区分ごとの人数は、各 15 人程度の回収を目指したが、人数のばらつきがあった。

男女の比率としては、全体では男性が 6 割となったが、聴覚障害、上肢・下肢障害については女性が 7 割を占めた。全体の平均年齢は 45.8 歳であるが、発達障害では、学齢児童が含まれ、平均年齢は 25.5 歳代であった。

表 17　二次調査回答者数一覧

障害区分	人数	全体に占める割合％	男性比率％	女性比率％	平均年齢歳
視覚障害	21	12.4	66.7	33.3	52.5
聴覚障害	45	26.5	26.7	73.3	53.7
音声・言語	3	1.8	100.0	0.0	40.7
上肢・下肢障害	10	5.9	30.0	70.0	52.9
脳性麻痺	12	7.1	58.3	41.7	48.8
身体障害重複	15	8.8	60.0	40.0	48.8
高次脳機能障害	15	8.8	60.0	40.0	45.0
知的障害	13	7.6	84.6	15.4	46.7
知的障害重複	6	3.5	83.3	16.7	38.0
発達障害	24	14.1	66.7	33.3	25.5
精神障害	6	3.5	100.0	0.0	40.5
合計	170	100.0	60.0	40.0	全体平均 45.8

＊身体障害重複は、複数の身体障害および軽度の知的障害が重複している者を分類
＊知的障害重複は、中度・重度の知的障害が主な障害で他に身体障害を重複する者を分類

２．調査結果

調査項目は、大きく分けて１）意思疎通の状況、２）意思疎通が困難な場面、３）意思疎通支援ニーズとした。

１）意思疎通の状況

ここでは会話の状況を尋ねた。障害の種別によって、相手に伝えることが困難な障害、相手からの話の理解が困難な障害、両方とも困難な障害に分かれる。（表 18（30ページ））

「自分の言うことが伝わるか」では、「伝わりにくい、伝わらない、相手によって伝わるときと伝わ

表 18　意思疎通の状況：会話

障害区分	①自分のいうことが伝わるか　%				
	１伝わる	２なんとか伝わる	３伝わりにくい	４伝わらない	５相手によって伝わるときと伝わらないときがある
視覚障害	66.7	9.5	0.0	0.0	23.8
聴覚障害	33.3	20.0	13.3	4.4	28.9
音声・言語	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
上肢・下肢障害	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0
脳性麻痺	25.0	41.7	0.0	8.3	25.0
身体障害重複	46.7	20.0	6.7	6.7	20.0
高次脳機能障害	26.7	53.3	26.7	0.0	6.7
知的障害	23.1	23.1	15.4	0.0	30.8
知的障害重複	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0
発達障害	29.2	12.5	16.7	0.0	41.7
精神障害	16.7	16.7	16.7	0.0	33.3

障害区分	②相手の言うことがわかるか　%				
	１わかる	２なんとかわかる	３わかりにくい	４わからない	５相手によってわかるときとわからないときがある
視覚障害	61.9	4.8	0.0	4.8	28.6
聴覚障害	28.9	20.0	24.4	17.8	6.7
音声・言語	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
上肢・下肢障害	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0
脳性麻痺	66.7	16.7	0.0	0.0	16.7
身体障害重複	53.3	13.3	6.7	6.7	20.0
高次脳機能障害	33.3	40.0	33.3	0.0	6.7
知的障害	30.8	46.2	0.0	0.0	15.4
知的障害重複	50.0	0.0	0.0	16.7	33.3
発達障害	33.3	12.5	8.3	0.0	45.8
精神障害	50.0	0.0	33.3	0.0	16.7

らないときがある」の数値を見ると、知的障害重複者、上肢・下肢障害者、発達障害者、精神障害者、聴覚障害者の順で困難の度合いが高かった。他の障害者は30％程度が困難を訴えている。

「相手の言うことが分かるか」では、「分かりにくい、分からない、相手によって分かるときと分からないときがある」の数値を見ると、発達障害者、精神障害者、知的重複障害者、聴覚障害者が50％の順で困難の度合いが高かった。一方、上肢・下肢障害者、知的障害者、脳性麻痺者は「分かる、何となく分かる」は80％となっていた。

会話の他の意思疎通の困難な状況は、以下の通り。＊困難度が高い順に記述

・「文字を書いて伝えることが困難」

　知的障害重複者　上肢・下肢障害者　脳性麻痺者　視覚障害者

・「文字に書かれたものの理解が困難」

　視覚障害者　知的障害重複者　精神障害者　知的障害者

・「電話の使用が困難」

　精神障害者　聴覚障害者　知的障害重複者　音声・言語障害者　身体障害重複者

・「パソコン・スマホ等のインターネットの利用が困難」

　知的障害重複者　知的障害者　上肢・下肢障害者

コミュニケーション手段については、聴覚障害者以外は「口で話す」、「耳で聞く」が中心となっている。ただし、脳性麻痺者、上肢・下肢障害者の30％は、文字盤または意思伝達装置（会話補助装置）を使用している。「紙に書く」は知的障害重複者、視覚障害者について低い数値となっている。（表19（32ページ））

【考察14】

それぞれ意思疎通の困難を抱えていることが分かる。その困難は障害者それぞれで意思疎通の困難の内容、コミュニケーション方法に特徴があることが分かる。障害種別で整理すると以下の通りとなる。

①　発話・発信が困難な障害

　上肢・下肢障害者　脳性麻痺者　知的障害者

②　話されたこと（書かれたこと）の理解が困難な障害

　聴覚障害者　視覚障害者

③　発話・発信、話されたことの両方とも理解が困難な障害

　知的障害重複者　発達障害者　精神障害者　音声・言語障害者　高次脳機能障害者

　身体障害重複者

知的障害者の場合８割が相手のいうことが「分かる、何となく分かる」と回答しているが、「単純な話以外は難しい」、「やや複雑な話になると、返事はなく、笑顔を返される」といった記述に見るように、知的障害の程度に合わせた話され方、あるいは日常生活の範囲での会話は理解できると見なければならない。

表 19　コミュニケーション手段

障害区分	口で話す	耳で聞く	紙に書く	点字	手話	筆談	補聴器	文字盤	意思伝達装置
視覚障害	95.2	71.4	23.8	76.2	14.3	14.3	38.1	9.5	4.8
聴覚障害	57.8	22.2	73.3	0.0	82.2	80.0	35.6	2.2	0.0
音声・言語	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害	80.0	60.0	40.0	0.0	10.0	20.0	10.0	20.0	10.0
脳性麻痺	83.3	91.7	50.0	0.0	0.0	8.3	8.3	33.3	0
身体障害重複	100.0	73.3	53.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
高次脳機能障害	83.3	66.7	66.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
知的障害	76.9	76.9	46.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障害重複	83.3	66.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
発達障害	87.5	91.7	66.7	0.0	4.2	8.3	0.0	8.3	4.2
精神障害	83.3	66.7	66.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0

２）意思疎通が困難に思う場面

表 20（33ページ）は、意思疎通が困難だと思う日常場面である。学校、職場、病院、役所、郵便局・銀行、電車・バス、利用施設、宿泊先、市民向け行事、買い物等の場所で、それぞれ困難があると回答された。

困難度が高い場面を全体で見ると、１役所での相談場面、２郵便局・銀行の受付、３買い物先、４役所の受付、５病院での診察、６宿泊先の受付、７郵便局や銀行での相談、８病院での相談、９病院での受付、10 病院の検査、11 電車やバスの切符購入の順となった。

【考察 15】

困難度が高い場面の多くは、たまに、あるいは時々利用する場面であり、「話す相手と話し慣れていない」場面でもある。障害者、職員双方がどうコミュニケーションをとれば良いのか、どのような内容で話が進むのか理解が不十分な中で、あるいはよく知らない人とのコミュニケーションの緊張から「伝わらない」状態となると考えられる。

一方、学校、職場、利用施設等毎日利用する場面の職員とは「話し慣れている」関係であると言える。日常的に接する職員は、障害者のコミュニケーション手段や言葉の使い方、さらには性格や好みを理解し、また話の内容についても共有していることが多く、そのため「伝わらない」ことが低くなっている。

ここから、日常的に利用する場面では、対応する職員が障害の理解と障害者とのコミュニケーション方法・技術を理解し習得することで、意思疎通がスムーズになると考えられる。一方、利用頻度が少ない場面や話される内容が難しいという場面では、職員の意思疎通技術の研修は必要であるが、職員で十分な対応ができない場合もあり、その場合は意思疎通支援者を活用することが考えられる。

障害種別で「伝わりにくい」日常場面を見ると、表 21（34ページ）のような特徴が見られる。

聴覚障害者を除く身体障害者、知的障害重複者については、順位は違っても、困難と思う場所は共通している。

聴覚障害者は、困難な場面として市民向け行事が２番目に挙げられているが、大勢市民の集まる場所では手話通訳や要約筆記、文字による案内等が不可欠となっていることから、意思疎通支援と情報

表 20　意思疎通が困難だと思う日常場面

障害区分	「自分の言いたいことが伝わらない」、「相手の話がわからない」日常場面　%									
	学校の授業	職場での作業	職場での会議	職場での研修	職場の行事	仕事の相談	病院の受付	病院での診察	病院での検査	病院での相談
視覚障害	9.5	19.0	28.6	23.8	23.8	19.0	42.9	47.6	47.6	28.6
聴覚障害	22.2	24.4	40.0	35.6	28.9	24.4	37.8	51.1	44.4	42.2
音声・言語	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3
上肢・下肢障害	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	10.0	40.0	50.0	40.0	50.0
脳性麻痺	0.0	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	41.7	41.7	41.7	25.0
身体障害重複	6.7	26.7	20.0	20.0	20.0	26.7	33.3	40.0	33.3	33.3
高次脳機能障害	0.0	60.0	26.7	40.0	53.3	40.0	53.3	46.7	33.3	60.0
知的障害	15.4	15.4	15.4	0.0	0.0	23.1	38.5	38.5	46.2	38.5
知的障害重複	83.3	83.3	50.0	50.0	33.3	66.7	100.0	66.7	83.3	66.7
発達障害	37.5	45.8	45.8	45.8	25.0	41.7	29.2	41.7	25.0	37.5
精神障害	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3

障害区分	「自分の言いたいことが伝わらない」、「相手の話がわからない」日常場面　%									
	役所の受付	役所での相談	郵便局や銀行の受付	郵便局や銀行での相談	電車やバス等の切符を買う時	旅行会社との相談	宿泊先のホテル等受付とのやりとり	利用しているヘルパーとの会話	市民向けの行事に参加したとき	買い物のときの店員との会話
視覚障害	47.6	38.1	57.1	38.1	38.1	33.3	52.4	14.3	33.3	47.6
聴覚障害	33.3	28.9	28.9	35.6	37.8	33.3	28.9	8.9	40.0	40.0
音声・言語	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害	40.0	60.0	50.0	60.0	40.0	50.0	40.0	40.0	30.0	50.0
脳性麻痺	41.7	50.0	50.0	33.3	33.3	33.3	41.7	33.3	41.7	41.7
身体障害重複	40.0	40.0	46.7	40.0	53.3	26.7	40.0	20.0	40.0	26.7
高次脳機能障害	60.0	66.7	53.3	46.7	13.3	40.0	46.7	26.7	26.7	53.3
知的障害	38.5	53.8	38.5	46.2	46.2	46.2	46.2	15.4	46.2	53.8
知的障害重複	83.3	83.3	83.3	83.3	66.7	83.3	83.3	50.0	66.7	83.3
発達障害	33.3	41.7	29.2	33.3	20.8	29.2	20.8	4.2	29.2	41.7
精神障害	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	33.3	33.3	33.3	16.7	50.0

の支援が必要となる。

知的障害重複者はほとんどの場面で伝わらない状況が見られる。

表 21　障害種別に見る困難が多い日常場面

視覚障害者	郵便局・銀行　宿泊先　役所　病院
聴覚障害者	病院　市民行事　職場　買い物
音声・言語障害者	学校　職場　病院　役所　郵便局・銀行
上肢・下肢障害者	役所　郵便局・銀行　買い物　病院
脳性麻痺者	役所　郵便局・銀行　買い物　病院
身体障害重複者	電車・バス　郵便局・銀行　病院　役所
高次脳機能障害者	役所　職場　病院　郵便・銀行　買い物
知的障害者	役所　買い物　郵便局・銀行　宿泊先　市民行事
知的障害重複者	病院　学校　職場　郵便・銀行　宿泊先　買い物
発達障害者	職場　病院　役所　買い物
精神障害者	買い物　職場　病院　役所　宿泊先　利用施設

本調査では、日常場面での意思疎通困難に加えて、非常時や災害時の情報のやりとりの不安や、困ったことを伝えるときの不安について調査した。表 22（35ページ）に見るように、非常時や災害時の情報のやりとり、意思疎通のやりとりについては 80％から 100％で「不安がある、やや不安がある」と回答があった。災害時の支援としては次のような回答があった。

視覚障害者：適宜情報のアナウンス、誘導、災害時のラジオのレンタル、周囲の状況の伝達、貼り紙・文字情報の読み上げ

聴覚障害者：文字や絵やランプで知らせる、手話のできる人の配置、手話通訳支援、要約筆記支援、音声言語障害者：声かけ

上肢・下肢障害者：障害者の言葉をうまく聞き取ってくれる人、言葉が分かる介助者

脳性麻痺者：職員がしっかりと対応、自分から動けないので対応できる場・人があるとよい

身体障害重複者：自分のことを伝えるのが困難でそれをフォローできる支援、ホワイトボード、静かな空間とゆっくり話を聞いてくれる人、言語聴覚士の支援

知的障害者：視覚（情報）での支援、１対１で説明

知的障害重複者：いつも一緒にいる職員、内服薬の情報共有、単純な言葉で話しかける、繰り返し分かりやすく話しかける、ジェスチャーを交えて話しかける

発達障害者：分かりやすく正確に教えてくれる人、先の見通しまできちんと教えてもらえる手段、周囲の助けが必要、「助けてカード」や「サポートブック」の活用、避難経路の明確表示、図解した情報の提供、発達障害に詳しい方が１対１で丁寧に話を聞く、“あわてない”“おちついて”などの声かけ、短い言葉の声かけ

精神障害者：ゆっくり聞いてくれる人、言いたい事をひき出してくれる人、視覚的に予定や見通しが分かるもの

表 22　非常時・災害時の情報や意思疎通の不安

障害区分	非常時や災害発生時の情報獲得にての不安			非常時や災害発生時の困りを伝える不安		
	１不安がある	２やや不安がある	３不安はない	１不安がある	２やや不安がある	３不安はない
視覚障害	76.2	23.8	0.0	42.9	52.4	4.8
聴覚障害	53.3	37.8	4.4	46.7	44.4	4.4
音声・言語	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
上肢・下肢障害	50.0	30.0	20.0	60.0	20.0	20.0
脳性麻痺	66.7	25.0	8.3	75.0	25.0	0.0
身体障害重複	46.7	46.7	0.0	46.7	46.7	0.0
高次脳機能障害	46.7	60.0	0.0	53.3	53.3	0.0
知的障害	38.5	30.8	15.4	46.2	23.1	15.4
知的障害重複	83.3	16.7	0.0	83.3	16.7	0.0
発達障害	45.8	41.7	12.5	50.0	41.7	8.3
精神障害	50.0	16.7	33.3	50.0	33.3	16.7

【考察 16】

非常時や災害時には、視覚障害者は音声情報が適宜入手できることが重要であることが分かる。その他の障害者は、視覚的な情報（文字、絵、図など）と１対１の対応による分かる言葉での説明と障害者が言いたいことを受け止めるという対応が求められている。聴覚障害者の場合は、加えて手話通訳者、要約筆記者による支援が求められている。

３）意思疎通支援ニーズ

ここでは、①意思疎通支援の状況、②意思疎通支援の望ましい形態、③今後の意思疎通支援事業の利用について得た回答をまとめる。

①　意思疎通支援の利用状況

意思疎通の支援を受けている状況の回答は表 23（36ページ）のようになった。

５割から９割弱の者が意思疎通支援を家族に依拠している。家族に依拠する割合が高いのは、高次脳機能障害者、視覚障害者、知的障害者、聴覚障害者であった。一方、脳性麻痺者は家族に依拠しない割合が多い。

家族以外に意思疎通支援を受けたことがある者は、視覚障害者、上肢・下肢障害者、聴覚障害者、脳性麻痺者、発達障害者の順で高く、逆に低いのは知的障害者、音声・言語障害者であった。全体で見れば、半数以上が意思疎通支援を受けたことがあると回答している。

家族以外に意思疎通支援を受けたことのある者を、表 24（36ページ）にまとめた。全体として多いものから、１．福祉事務所の職員、２．知人・友人、３．ヘルパー、４．福祉事務所の相談員の順となっている。全体で見ると上記１から４については、平均 30％の障害者が支援を受けたと回答している。一方障害種別で見ると１から４による意思疎通支援をほとんど受けていない（10％以下）障害者もある。なお、聴覚障害者は、手話通訳者を利用しているとの回答が 77.8％あった。

	【ほとんど支援を受けていない障害者・種別】
１．福祉事務所の職員	視覚障害者　聴覚障害者
２．知人・友人	知的障害重複者　身体障害重複者
３．ヘルパー	音声・言語障害者　聴覚障害者
４．福祉事務所の相談員	上肢・下肢障害者　聴覚障害者　視覚障害者

表 23　意思疎通支援の利用状況

障害区分	①家族に意思疎通支援頼むか			②家族以外の意思疎通支援	
	１主に家族	２時々家族	３家族に頼まない	１受けたことがある	２受けたことはない
視覚障害	38.1	28.6	14.3	76.2	14.3
聴覚障害	20.0	37.8	15.6	60.0	22.2
音声・言語	0.0	66.7	33.3	33.3	66.7
上肢・下肢障害	30.0	40.0	30.0	70.0	30.0
脳性麻痺	25.0	25.0	41.7	58.3	33.3
身体障害重複	13.3	40.0	26.7	46.7	40.0
高次脳機能障害	46.7	46.7	13.3	46.7	60.0
知的障害	23.1	46.2	15.4	46.2	38.5
知的障害重複	33.3	33.3	33.3	16.7	83.3
発達障害	33.3	37.5	29.2	54.2	37.5
精神障害	16.7	50.0	33.3	50.0	50.0

表 24　家族以外の意思疎通支援者

障害区分	家族以外の意思疎通支援者										
	知人・友人	近所の人	ヘルパー	福祉事業所の相談員	福祉事務所の職員	学校の先生	役所(役場)の職員	保健師	手話通訳者	要約筆記者	ボランティアの人
視覚障害	61.9	23.8	38.1	9.5	4.8	4.8	23.8	4.8	14.3	9.5	33.3
聴覚障害	55.6	24.4	2.2	8.9	4.4	20.0	8.9	0.0	77.8	11.1	24.4
音声・言語	66.7	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害	60.0	10.0	90.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
脳性麻痺	50.0	33.3	50.0	16.7	41.7	0.0	25.0	16.7	8.3	0.0	16.7
身体障害重複	6.7	6.7	40.0	20.0	13.3	6.7	0.0	0.0	6.7	0.0	6.7
高次脳機能障害	26.7	6.7	26.7	60.0	66.7	6.7	13.3	0.0	6.7	0.0	13.3
知的障害	23.1	0.0	7.7	23.1	53.8	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4
知的障害重複	0.0	0.0	33.3	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
発達障害	20.8	12.5	20.8	20.8	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神障害	33.3	16.7	16.7	66.7	66.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3

【考察 17】

今回調査対象となった人々の意思疎通支援の経験は、家族による支援が多数を占めた。一方で、家族以外の支援については、知的障害重複者、音声言語障害者をのぞけば、支援を受けた経験者が半数以上ある。この支援は、１．福祉事務所の職員、２．知人・友人、３．ヘルパー、４．福祉事務所の相談員が多く占めている。ただし、これらの人々は「専門的なトレーニング」を受けた者ではなく、また意思疎通支援制度・事業の範囲で支援を行う者でもない。従ってその支援は

ボランタリーなもの（知人・友人）、あるいは業務や職務に付随する行為（福祉事務所職員・相談員、ヘルパー）である。

一方、現在意思疎通支援事業で行われている支援は手話通訳と要約筆記、表 24（36ページ）の表中にはないが、盲ろう者向け通訳・介助（本調査では視覚障害者のうち３人が利用経験有りと回答）であるが、これらの事業は「制度として利用する」ものである。

聴覚障害者以外の障害者の意思疎通支援事業を今後構築し実施していく場合には、知人・友人以外の１職務に付随して行う意思疎通支援のあり方、２手話通訳者、要約筆記者のような専門知識・技術を有する意思疎通支援者による支援のあり方と整理して検討する必要がある。

非常時、災害時の情報や意思疎通についての支援では、ほとんどの障害者が不安を有していることをふまえた、上述１と２対応のあり方を検討しなければならない。

②-1　意思疎通支援について希望する形態―人的支援

意思疎通支援についてあったらうれしい支援や便利だと思う支援について聞いた。これは自由記述で回答を得た。はじめに人的な支援について尋ねた回答を表 25 にまとめた。

表 25　意思疎通支援についてうれしい支援や便利だと思う支援

視覚障害者	代読　代筆　音声案内　口頭による会話　個室・相談室での代読・代筆　近接手話 触手話　指点字　パソコンにより書いた文書の校正・レイアウト　視覚ガイド 守秘義務の徹底　読み書き支援の独立した派遣事業
聴覚障害者	手話通訳　要約筆記　電話リレーサービス　遠隔手話通訳サービス 筆談用具をどの施設・機関にも設置　ゆっくり話してほしい　難しい言葉は書いてほしい
音声言語障害者	（回答なし）
上肢下肢障害者	障害者との会話の仕方を覚えてほしい　難しい言葉を使わずはっきりと説明してほしい じっくり耳を傾けて聞いてほしい
脳性麻痺者	一度に複数のことを指示されたり、言われたりすると理解できない 分かりやすく意味をかみくだいて説明してほしい　自分の言葉を分かってくれる人 パソコンの画面を見てゆっくり聞いてほしい
身体障害者重複者	ホワイトボード　きちんと話を聞く姿勢 私の話すことをまず聞き取り明確に相手に伝えてくれる支援 非常時は言葉を発せないので「表記」（絵）したもの
高次脳機能障害者	かいつまんだ表現を簡潔に伝えること　高次脳機能障害を理解した人　分かりやすい説明 私の代わりにし記憶してくれる人
知的障害者	１対１で確認しながらの説明　障害を理解し詳しく説明や支援してくれる人 話をゆっくり最後まで聞いてくれること
知的障害重複者	内容等の説明　分かりやすい言葉　いろいろな話をしてくれたらうれしい　簡単な会話 １対１でゆっくりとジェスチャーを取り入れながら話す 親と同じくらいの意思疎通レベルができる担当者
発達障害者	丁寧に説明してほしい　発達障害の特性を十分に理解している支援者 絵があると分かりやすい　伝えることについてアドバイスしてくれる専門の人 絵や写真、ひらがなやカタカナ文字入りでのコミュニケーションボード 丁寧に聞いてくれる人　大事な手続の方法などを分かりやすく説明してほしい 分かりやすく伝えてくれること　短い言葉での声かけ　ホワイトボード 表情や行動に現れた内面を理解して、言葉で代弁して伝えてくれること
精神障害者	理解できるよう細かく話をしてくれる人　書かれた物を見る ゆっくり聞いて言いたいことを受け止めてくれる 介護の資格のある人が話を聞いてくれるサービス ゆっくり、短く、はっきり話してくれる

【考察 18】

考察 14 で見たように、意思疎通の障害といった場合、①発話・発信が困難な障害、②話されたこと（書かれたこと）の理解が困難な障害、③発話・発信、話されたことの両方とも理解が困難な障害に区分される。障害の程度や重複している障害、コミュニケーションの場面や内容によって①②③は重複することも考えられる。

①　発話・発信が困難な障害または③発話・発信、話されたことの両方とも理解が困難な障害の発話・発信された言葉の受けとめは、じっくりと聞く、言いたいことを受けとめる、障害者の話し方（構音障害などで明瞭な発話ができない、会話補助装置による音声、手話等）を理解する、といった支援・対応が求められている。

②　話されたことの理解が困難な障害または③の場合の他者からの話しかけは、一対一で話す、ゆっくり話す、分かりやすく話す、簡潔な言葉で話す、丁寧に説明する、筆談する、絵やカードを使用して話す、そのための筆談ボードやホワイトボードを使うといった支援・対応が求められている。

専門的な支援といった場合、聴覚障害者の場合は、ろう者には手話を理解する者による支援（手話通訳者）、難聴者には要約筆記者の支援が必要である。盲ろう者の場合は盲ろう者向け通訳・介助員による支援が必要となる。

視覚障害者の場合、代読、代筆といっただれでもできるような支援に対して、「守秘義務の徹底」、「プライバシーが守れること」といった専門職倫理への要望もあった。この要望にはボランタリーな対応ではなく、専門職者として対応できる人材であることが必要で、他の障害者の意思疎通支援にもあてはまることである。

②-2　意思疎通支援について希望する形態―機器等の利用

意思疎通において利用できる機器が現在もあるが、どのような機器があると便利か、意思疎通がスムーズにいくのかを自由記述で回答を得た。（表 26（39ページ））

【考察 19】

意思疎通支援機器としては、①障害者の発話を補う機器と、②話されたあるいは文字で表されたものを障害者が理解できるようにする機器に分類できる。

前者としては、音声認識の機器、表情・目の動き・脳波等から意味を読みとる・気持ちを読みとる機器、手話翻訳機器、スマホ・タブレットによる会話補助機器、絵カード（PECS など）が挙げられた。

後者としては、文字読み上げソフト、拡大読書器、点字ディスプレイ、絵カード、視覚的に分かるアプリ、また、TV チャット、タブレット、パソコン等双方向で利用できる意思疎通支援機器の希望があった。

これらの機器は、すでに実用化されているもの、実用化されているが性能が満足できる状況でないもの、今後の技術開発・製品化を期待するものに分けられる。

また、実用化されていても、公的な給付や補助の対象（補装具や日常生活用具等）ではないものは、高額で購入できない場合もあり、機器の公的な支援のあり方の検討が必要である。（三次調査では機器の公的保障の要望あり）

表 26　意思疎通支援で利用する機器等の希望

視覚障害者	携帯電話・スマホ等による情報伝達　ネット利用もできるような機器 認識率の高い・聞き取りやすい音声の文字読み上げソフト　音声ガイド パソコン画面などの表示を音声や点字で分かるようにする　拡大読書器 点字ディスプレイ　視覚を補助してくれる機器　コミュニケーションボード 電子筆記機器　磁気ボード　弱視・難聴者が使いやすいデジタル通信機器
聴覚障害者	スクリーン・OHC または OHP 等要約筆記　磁気ループ TV チャット（手話や文字で会話できる）　より正確に迅速に変換できる UD トーク 筆談ボード　音声読み上げソフト　手話翻訳機　スマホ・タブレット使用の ICT の普及
音声言語障害者	失語症の人の表情を読み質問し、伝えたいことを把握し、しかるべき人に情報伝達をし、言語聴覚士と同じ機能を持ったロボット
上肢下肢障害者	気持ちをくみとる機械　スマホの音声認識の精度を上げてもらいたい 携帯機器の文字盤　自分の指示で操作が可能な家電
脳性麻痺者	スマホがもっと使いやすくなる　言語障害を聞き取って、相手に伝える機械 スマホの機器に入ったトーキングエイド　コミュニケーション支援ソフト
身体障害者重複者	文字版など　電話などで自分の言語を明確にしてくれる機器 スマホタイプで簡単に入力でき音声確認ができ、修正もでき、人に伝えられるタブレット
高次脳機能障害者	（回答なし）
知的障害者	目の動きや脳波で意思を表出できる機器　絵カードなど視覚に訴えるもの
知的障害重複者	片手でも使え携帯できるような大きさで絵カード
発達障害者	コミュニケーションツールとしての IT 機器 PECS（絵カード交換式コミュニケーションシステム）でのコミュニケーション支援 文章等にふりがなをつけたり拡大表示する機器　タッチパネルのパソコン等
精神障害者	筆談の用具　視覚的に分かるアプリ

③　今後の意思疎通支援事業の利用について

意思疎通支援事業の利用希望と、希望する場合の利用頻度について表 27（40ページ）のような回答があった。

意思疎通支援事業の利用については、「利用したい」、「時々利用したい」と回答があった者は全体で 41.8％あった。（聴覚障害者は 80％が利用希望、聴覚障害者を除く障害者の場合は 37.9％となる。）

利用する頻度としては、「そのときにならないと分からない」が 40.0％あった。１カ月に１回から５回ぐらいが一番多く 24.1％、毎日ぐらいが 7.1％、10 回ぐらいが 5.3％であった。

【考察 20】

意思疎通支援事業について、今回の調査では、意思疎通に困難のある約 40％の障害者が利用の意思を有していた。

一方、「利用したいと思わない」、「分からない」という回答が多い順は、知的障害者、知的障害重複者、上肢・下肢障害者（以上過半数）、脳性麻痺者、身体障害者重複者（各 40％）となっていた。知的障害者、知的障害重複者の場合は、意思疎通支援事業をこれまで利用したことがなく、事業利用のイメージが持てないことから、「利用しない」「分からない」との回答が多くなったことと思われる。（今回調査回答者は、知的障害者は本人に代わって家族が回答した割合は 80％、知的障害重複者の場合は回答の 70％が家族、30％が施設職員）上肢・下肢障害者、脳性麻痺者、身体障害者重複者は、本人回答率が高い（それぞれ 90％、70％、60％）が、意思疎通

表 27　意思疎通支援事業の利用希望と利用頻度

	①意思疎通支援を利用したいと思うか％				②利用する場合１ヶ月に何回利用したいか　％				
障害区分	１利用したい	２ときどき利用したい	3利用したいと思わない	４わからない	1）1回から5回ぐらい	2）10回ぐらい	3）20回ぐらい	4）毎日ぐらい	5）そのときにならないとわからない
視覚障害	52.4	9.5	0.0	9.5	19.0	9.5	9.5	0.0	33.3
聴覚障害	51.1	28.9	4.4	4.4	44.4	4.4	0.0	8.9	26.7
音声・言語	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害	25.0	25.0	12.5	37.5	0.0	12.5	0.0	25.0	50.0
脳性麻痺	8.3	25.0	25.0	16.7	8.3	8.3	0.0	8.3	41.7
身体障害重複	20.0	13.3	26.7	13.3	6.7	13.3	0.0	6.7	26.7
高次脳機能障害	20.0	6.7	0.0	13.3	13.3	0.0	0.0	6.7	20.0
知的障害	23.1	7.7	7.7	53.8	7.7	0.0	0.0	15.4	69.2
知的障害重複	33.3	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
発達障害	16.7	16.7	4.2	4.2	16.7	0.0	0.0	0.0	20.8
精神障害	20.0	6.7	0.0	13.3	13.3	0.0	0.0	6.7	20.0
全体　％	27.6	14.2	8.8	21.2	16.3	4.4	0.9	7.1	28.0
聴覚障害のみ　％	51.1	28.9	4.4	4.4	44.4	4.4	0.0	8.9	26.7
聴覚障害のぞく　％	25.2	12.7	9.3	22.8	13.5	4.4	1.0	6.9	28.2

支援事業のイメージが持てないという側面と「家族の支援を受けない」、「何とか伝わる」（会話補助装置、文字盤等使用）ことから、「利用しない」「分からない」との回答が多くなったことと思われる。

意思疎通に困難のある障害者の全員が意思疎通支援事業を利用することにはならないであろうが、今回調査でも 40％の障害者が「利用したい」と回答した。第２章で考察するが、各人が月数回の意思疎通支援者の派遣利用を行う場合、「人口８万人～15 万人の市を想定すると年間 1,400 件」（聴覚障害者への派遣件数の年平均は 600 件）の意思疎通派遣依頼が出されると推計される。（この数値については第２章参照）なお年間 1400 件は、県にある聴覚障害者情報提供施設が一年間に派遣する手話通訳者・要約筆記者の派遣件数に匹敵する。

４）通訳派遣を断られたケース（聴覚障害者のみ回答）

アンケートの最後に、意思疎通支援事業において「通訳派遣を断られたケース」について自由記述で回答を受けた。以下のように、回答数は少ないが、講座関係３件、職場関係４件、宗教関係１件という回答があった。

・趣味・習い事など毎週受ける講座
・宗教関連の行事、イベントの通訳派遣など
・会社の専門研修を受ける時、会社のプライベートで通訳派遣を依頼できないと言われた。
・会社で会議、朝礼のために手話通訳派遣を依頼したが、情報漏洩防止のため断られたことがある。
・大学の講座などで学校側から「負担はできない」と通訳派遣を断られる。勤務先で「会社の機

密情報を外部の人に漏らしたくない」と通訳派遣を断られる。市民イベント等で主催側から「予算に入っていない」と通訳派遣を断られる。
・職場において、予算が組めないため、個人で依頼してほしいと言われた。※通訳が来ることについて理解はある。

【考察 21】

厚生労働省は平成 25（2013）年 3 月 27 日、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」でモデル要綱を示し、「第 10 条意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。（１）市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容（２）市（区市町村）長が、公共の福祉に反すると認める内容」として、派遣の制限は（１）、（２）と例示している。これは障害者基本法及び障害者差別解消法、障害者雇用促進法等で規定される合理的配慮に添うものと言える。そうであれば講座、宗教、職場においても意思疎通支援者は派遣されるべきであるが、費用負担については、合理的配慮を行う主体として講座主催者、企業、宗教団体が責任を持つことも考えられる。

二次調査のまとめ

二次調査では、意思疎通に困難を有する障害者 170 人の回答を得て、全体及び障害種別で①意思疎通の困難な状況、②意思疎通が困難な場面、③意思疎通支援事業のニーズを調査した。

①　意思疎通に困難を有する障害者

意思疎通に困難を有する障害者は、全体で 44.1％であった。一方、「自分のいうことが伝わる」という回答は 34.1％、他は「何とか伝わる」、「伝わりにくい」と回答した。本人を支援している家族や施設職員からは、「本人は伝わっているというが、伝わっていないこともある」という指摘もあった。また、知的障害者や知的障害重複者、発達障害者では「簡単な言葉は理解できる」、「ゆっくり話されたら理解できる」との回答があり、「相手によって伝わるときと伝わらないときがある」の回答も多かった。伝える内容や、話し方によっては伝わらないことがあるということである。ここからは、実際のところ 44.1％よりも多くの障害者が意思疎通の支援を必要としていると推測される。

＊今回、回答のあった障害者で障害の程度が軽度とあったのは６人。ほとんどが重度の障害を有する者からの回答であった。

②　意思疎通が困難な場面

意思疎通が困難な場面で多く回答のあったのは、１. 役所での相談場面、２. 郵便局・銀行の受付、３. 買い物先、４. 役所の受付、５. 病院での診察、６. 宿泊先の受付、７. 郵便局や銀行での相談、８. 病院での相談、９. 病院での受付、10. 病院の検査、11. 電車やバスの切符購入の順であった。それぞれの場面では、１. 意思疎通支援者による支援、２. 団体・事業所の職員の合理的配慮としての対応、のいずれか、あるいは両方の支援が求められる。災害時の情報・意思疎通の不安についての質問項目では、80％は不安があると回答している。災害時の支援を念頭に置いた日常の支援を構築していく必要がある。

③　意思疎通支援事業のニーズ

意思疎通支援を家族が主に行っている・時々行っているとの回答は70％あり、家族は行わないと回答したのは26％であった。家族以外では、１．福祉事務所の職員、２．知人・友人、３．ヘルパー、４．福祉事務所の相談員の順で支援を受けていると回答があった。

意思疎通支援事業については、全体で40％の障害者が意思疎通支援事業を利用したいと回答している。今回の回答障害者のほとんどが重度障害者であったことを勘案すると、軽度者を合わせた障害者全体では、少なくても障害者人口の20％が意思疎通支援事業の利用者、あるいは意思疎通支援が合理的配慮として必要とされている人々であると言える。

＊「平成23（2011）年生活のしづらさなどに関する調査」では、在宅で障害者手帳所持者は479万2千人。三障害の重度障害者の割合を見ると、身体障害者で１級から２級は46.6％、知的障害者の重度は38.9％、精神障害者の１級から２級は73.7％であった。

今後、意思疎通支援事業を市町村、都道府県で構想・展開するとき、約100万人の障害者を対象とする事業が必要と推計できる。

その事業の内容は、前述した人的な支援として１．意思疎通支援者による支援と２．団体・事業所による合理的配慮による対応、加えて３．会話や情報の送受を補助する機器の利用、４．会話や情報の送受が容易となる環境の整備となる。

【参考】　平成27（2015）年度厚生労働省委託事業「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する研究」では、失語症者の生活実態と支援の現状が調査された。

・失語症者の日常の意思疎通では、話す、書く、読む、聞く、計算の順番で困難の割合が多かった。
・困難の具体的な場面は、電話、会や会議での内容の理解や発言、役所などでの手続き・相談、銀行や郵便局での手続き・相談、メールや手紙、ATMなどの機器利用であった。
・失語症者向けの支援を実施している都道府県は０、市町村は113。意思疎通支援をしない理由に関しては、そのニーズが全くないからと回答であった。
・当事者・家族の失語症意思疎通支援者の養成派遣に関しては下記のような意見があった。
　よい／賛成／進めてほしい／利用したい／必要だ／助かる／家族の代わりになる支援者がいると助かる／失語症者の社会参加につながる／外に出るようになる／利用したくない／利用しない／

＊調査事務局：みずほ情報創研株式会社 社会政策コンサルティング部

二次調査結果の概要

二次調査結果まとめ

１．基本的な事項

障害区分	人数	全体に占める割合％	男性比率％	女性比率％	平均年齢歳
視覚障害	21	12.4	66.7	33.3	52.5
聴覚障害	45	26.5	26.7	73.3	53.7
音声・言語	3	1.8	100.0	0.0	40.7
上肢・下肢障害	10	5.9	30.0	70.0	52.9
脳性麻痺	12	7.1	58.3	41.7	48.8
身体障害重複	15	8.8	60.0	40.0	48.8
高次脳機能障害	15	8.8	60.0	40.0	45.0
知的障害	13	7.6	84.6	15.4	46.7
知的障害重複	6	3.5	83.3	16.7	38.0
発達障害	24	14.1	66.7	33.3	25.5
精神障害	6	3.5	100.0	0.0	40.5
合計	170	100.0	60.0	40.0	全体平均 45.8

＊身体障害重複は、複数の身体障害および軽度の知的障害が重複している者を分類
＊知的障害重複は、中度・重度の知的障害が主な障害で、他に身体障害を重複する者を分類

２．意思疎通の状況

障害区分	①自分のいうことが伝わるか　％					
	１伝わる	２なんとか伝わる	３伝わりにくい	４伝わらない	５相手によって伝わるときと伝わらないときがある	３～５の合計
視覚障害	66.7	9.5	0.0	0.0	23.8	23.8
聴覚障害	33.3	20.0	13.3	4.4	28.9	46.7
音声・言語	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
上肢・下肢障害	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0	60.0
脳性麻痺	25.0	41.7	0.0	8.3	25.0	33.3
身体障害重複	46.7	20.0	6.7	6.7	20.0	33.3
高次脳機能障害	26.7	53.3	26.7	0.0	6.7	33.3
知的障害	23.1	23.1	15.4	0.0	30.8	46.2
知的障害重複	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0	83.3
発達障害	29.2	12.5	16.7	0.0	41.7	58.3
精神障害	16.7	16.7	16.7	0.0	33.3	50.0
全体平均値	34.1	22.4	13.5	2.4	28.2	44.1

・コミュニケーション上の困難は障害ごとの特性がある。全体で 30％～ 45％が困難を抱えている。

３．意思疎通で困難な場面

場面	平均値	場面	平均値
１学校の授業	18.2	14 役所での相談	43.5
２学校の行事	17.1	15 郵便局や銀行の受付	41.8
３学校での相談	14.7	16 郵便局や銀行での相談	40.0
４職場での作業	29.4	17 電車やバス等の切符を買う時	34.7
５職場での会議	29.4	18 電車等移動中の車掌との会話	31.2
６職場での研修	27.6	19 旅行会社との相談	36.5
７職場の行事	23.5	20 宿泊先のホテル等受付とのやりとり	38.2
８仕事の相談	27.6	21 利用している施設職員との会話	22.4
９病院の受付	39.4	22 利用しているヘルパーとの会話	17.6
10 病院での診察	45.3	23 福祉の相談	32.4
11 病院での検査	39.4	24 福祉行事に参加したとき	27.6
12 病院での相談	40.0	25 市民向けの行事に参加したとき	35.9
13 役所の受付	41.2	26 買い物のときの店員との会話	44.1

・意思疎通困難場面は日常生活・社会参加全般に関わるが、特に医療関係、役所関係、福祉相談が多く、他に郵便局や銀行、宿泊先、買い物先等があげられる。
・災害時については、発生時や、災害時の困難を訴える時に「不安がある・やや不安がある」と回答は、70％から100％となっている。
災害時に欲しい意思疎通支援としては、
〇視覚障害者・聴覚障害者→適宜・随時の情報が必要
〇上肢・下肢・脳性麻痺・身体障害者・重複等障害者→しっかりと対応してもらいたい
→静かな環境
〇知的・発達・精神等障害者→１対１対応
→わかりやすいことばでの対応
→一人になれるスペース
→おちついて、あわてない、等の言葉かけ

４．意思疎通支援の利用状況

障害区分	①家族に意思疎通支援を頼むか			②家族以外の意思疎通支援	
	１主に家族	２時々家族	３家族に頼まない	１受けたことがある	２受けたことはない
視覚障害	38.1	28.6	14.3	76.2	14.3
聴覚障害	20.0	37.8	15.6	60.0	22.2
音声・言語	0.0	66.7	33.3	33.3	66.7
上肢・下肢障害	30.0	40.0	30.0	70.0	30.0
脳性麻痺	25.0	25.0	41.7	58.3	33.3
身体障害重複	13.3	40.0	26.7	46.7	40.0
高次脳機能障害	46.7	46.7	13.3	46.7	60.0
知的障害	23.1	46.2	15.4	46.2	38.5
知的障害重複	33.3	33.3	33.3	16.7	83.3
発達障害	33.3	37.5	29.2	54.2	37.5
精神障害	16.7	50.0	33.3	50.0	50.0

・意思疎通支援の実際は、「家族に頼む」が、60％～90％となっている。
家族以外では 20％～60％意思疎通支援を受けている。その内訳は、福祉事務所職員、知人・友人、福祉事業所相談員、ヘルパー、近所の人となっている。ただし、聴覚障害者は 80％が手話通訳者、10％が要約筆記者。

５．意思疎通支援についてうれしい支援や便利だと思う支援

①　人による支援

視覚障害	代筆、代読、周囲環境の説明、個室・対面での話し合い
聴覚障害	手話通訳、要約筆記、電話リレーサービス、遠隔手話通訳、筆談用具の設置
音声・言語	（回答なし）
上肢・下肢障害	本人に合った会話方法、伝える内容に応じた伝え方
脳性麻痺	わかりやすい話し方、障害の理解
身体障害重複	ホワイトボード、絵カード、きちんと聞く姿勢
高次脳機能障害	かいつまんだ表現を簡潔に伝えること、障害の理解
知的障害	かみくだいた説明、１対１対応、緊急時の対応
知的障害重複	ジェスチャーを取り入れながら話す、親と同じくらいの意思疎通レベルができる担当者
発達障害	ていねいな説明、絵がわかりやすい、障害特性の理解、丁寧に聞いてくれる人 わかりやすく説明、表情・行動の代弁、短い言葉で声かけ、ホワイトボードで指示
精神障害	見守り、声を常にかける、理解出来るよう話をする人、ゆったり聞いて受けとめる ゆったり短くはっきり話す

②　機器による支援

視覚障害	携帯電話、スマホ、パソコン、視覚情報を読み上げる機械、音声表示、点字表示
聴覚障害	OHC または OHP 等要約筆記、磁気ループ、PC 要約、UD トーク、コミュニケーションボード、筆談ボード、手話翻訳機
音声・言語	（回答なし）
上肢・下肢障害	スマホの音声認識の精度を上げ、携帯機器の文字盤
脳性麻痺	トーキングエイドがスマートフォンの機器に入れられるとより良い、言語障害を聞き取って、相手に伝える機械、SaaS のコミュニケーション支援ソフト
身体障害重複	スマホで簡単にコミュニケーションできること、筆談、文字盤、私の言語を明確にしてくれる機器があったらうれしい
高次脳機能障害	（回答なし）
知的障害	絵カードなど、目の動きや脳波でそれらを表出できる機器が開発されればよい
知的障害重複	片手でも使え携帯できるような大きさで絵カード
発達障害	スマホ・他 IT を利用、文章等にふりがなをつけたり拡大表示、映像での視覚的支援 大きめの段ボールなど仕切りにできるもの
精神障害	筆談の用具、視覚的に分かるもの

６．意思疎通支援事業の利用意向

①　意思疎通支援を利用したいと思うか　％

障害区分	１利用したい	２ときどき利用したい	３利用したいと思わない	４わからない	３～４の合計
視覚障害	52.4	9.5	0.0	9.5	9.5
聴覚障害	51.1	28.9	4.4	4.4	8.9
音声・言語	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3
上肢・下肢障害	25.0	25.0	12.5	37.5	50.0
脳性麻痺	8.3	25.0	25.0	16.7	41.7
身体障害重複	20.0	13.3	26.7	13.3	40.0
高次脳機能障害	20.0	6.7	0.0	13.3	13.3
知的障害	23.1	7.7	7.7	53.8	61.5
知的障害重複	33.3	16.7	16.7	33.3	50.0
発達障害	16.7	16.7	4.2	4.2	8.3
精神障害	20.0	6.7	0.0	13.3	13.3

全体　％	27.6	14.2	8.8	21.2
聴覚障害のみ　％	51.1	28.9	4.4	4.4
聴覚障害のぞく　％	25.2	12.7	9.3	22.8

・意思疎通支援を利用したい（利用したい・時々利用したい）は、聴覚障害者は 80％、他の障害は 40％となっている。

②　利用する場合１ヶ月に何回利用したいか　％

障害区分	１１回から５回ぐらい	２10 回ぐらい	３20 回ぐらい	４毎日ぐらい	５そのときにならないとわからない
視覚障害	19.0	9.5	9.5	0.0	33.3
聴覚障害	44.4	4.4	0.0	8.9	26.7
音声・言語	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害	0.0	12.5	0.0	25.0	50.0
脳性麻痺	8.3	8.3	0.0	8.3	41.7
身体障害重複	6.7	13.3	0.0	6.7	26.7
高次脳機能障害	13.3	0.0	0.0	6.7	20.0
知的障害	7.7	0.0	0.0	15.4	69.2
知的障害重複	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
発達障害	16.7	0.0	0.0	0.0	20.8
精神障害	13.3	0.0	0.0	6.7	20.0

全体　％	17.8	5.9	0.9	7.1	28.0
聴覚障害のみ　％	44.4	4.4	0.0	8.9	26.7
聴覚障害のぞく　％	13.5	4.4	1.0	6.9	28.2

・意思疎通支援の一月の利用頻度は、１回～５回で聴覚障害者は 45％、他の障害者は 18％

Ⅳ　三次調査　障害種別意思疎通支援ニーズ調査：訪問・ヒアリング調査

１．調査の内容、調査対象者

意思疎通に障害のある障害者が、日常生活や社会活動においてどのような困難があるのか、そしてどのような意思疎通支援ニーズがあるのかを面接調査によって把握する。調査対象は障害種別の特徴をみるために、聴覚障害、高次脳機能障害、身体障害（脳性麻痺）、知的障害、精神障害、視覚障害の計６種とした。

２．調査方法

１）調査方法

面接調査。ただし、身体障害（脳性麻痺）と視覚障害は、グループ面接を行った。

２）調査対象および調査日時

調査対象の障害種は、聴覚障害、高次脳機能障害、身体障害（脳性麻痺）、知的障害、精神障害、視覚障害の計６種である。

①　聴覚障害（４人）
- 調査日時：2017 年１月 16 日（月）12：00～14：10
- 調査場所：Ａ県社会福祉総合センター１階相談室
- 調査者：金澤

②　高次脳機能障害（３人）
- 調査日時：2017 年１月 19 日（木）14：00～15：45
- 調査場所：Ｂ県障害者リハビリテーションセンター相談室
- 調査者：林

③　身体障害　脳性麻痺（４人）
- 調査日時：2017 年１月 27 日（金）10：00～12：00
- 調査場所：Ｃ事業所３階研修室
- 調査者：金澤・荒木・林

④　知的障害（３人）
- 調査日時：2017 年１月 27 日（金）13：30～15：00
- 調査場所：Ｄ事業所
- 調査者：金澤・荒木・林

⑤　精神障害（３人）
- 調査日時：2017 年１月 30 日（月）10：00～11：30
- 調査場所：Ｅ事業所
- 調査者：金澤・荒木・林

⑥　視覚障害（３人）
- 調査日時：2017 年２月 10 日（金）15：45～16：35
- 調査場所：Ｆ県社会福祉総合センター
- 調査者：金澤・荒木

３．結果と考察

１）聴覚障害

１．Ａさん　女性　86歳　Ａ県在住　老人ホーム入所中　手帳は１級か２級
・ホーム入所前はＦ町に居住。縫製をしていた。息子・娘は聞こえる人で手話が少しできる程度。春にはＦ町に戻る予定。 ・ホームは９階建てマンション型、介護重度別。ろう者は自分ひとり。盲は２人。 ・職員・ヘルパーで手話ができる人はいないので、ほとんど筆談。挨拶程度の手話は覚えてくれた。 ・難聴のヘルパーがいる。手話に興味を持っていて教えてほしいといわれたので、手話の本を貸したり教えたりしている。今度Ｇ市の手話サークルに一緒に行く予定。 ・食事は利用者が集まって一緒に取るが話すことはない。朝の体操もテレビを見ながら一緒にやっている。当初周囲の人は、「きこえないのにできるのか？」という反応だったが、テレビを見てやればよいので、できる様子を見て今は理解してくれたようだ。 ・利用者にもろう者の仲間がいたほうが手話で会話できるのでは？ →いなくてもよい。難聴のヘルパーもいるし職員は挨拶程度の手話はできる。 ・手話通訳者がホームにきて話すことは？ →依頼をしたくても、ホームの事務所(※1)が断る。 （※1：Ｆ町の依頼所と想定する）

２．Ｂさん　女性　85歳　Ａ県在住　Ａ聾学校卒業　自宅にて息子夫婦と同居 子どもは息子と娘、どちらも聞こえる人。手話で会話可。
・夫（90歳・ろう）は認知症のようなので、家に残して外出するのは控えている。ホームに入所させようか迷っていたが息子に反対され、デイサービスを利用予定。 ・戦時中は手話通訳はおらず筆談だった。通訳を使うことはあまりない。 ・故母は、手話は恥ずかしくないと周りに訴えていて、よく聞こえる子たちと遊んだ。 ・近所とは筆談。少し声を出して、相手の口の形をみて理解する。わからないときは子どもたちが通訳してくれる。 ・ろう者の来客が多いが、客は息子と話すことが多い。 ・車の免許を取ろうと思ったが子どもに、支援するからと反対された。買い物は娘が連れて行ってくれる。 ・今日の（ろう協主催の）デイサービスは夫と２人で参加。皆と会い手話で話せて夫も楽しそう。 ・手話は昔と今では違うものもたくさんある。今の手話も覚えようとしている。

３．Ｃさん　女性　60歳　Ａ県Ｈ市在住　Ａ聾学校卒業 生後10か月で高熱によるストレプトマイシンにより失聴　手帳は１種２級 夫（ろう）と二人暮らし　息子（ろう）は隣県で暮らしている

・犬を飼っているのでその鳴き声と、夫が足を鳴らして呼ぶのでその音が近所に響いていないかが心配。
・一軒家。近所の一軒家には聞こえないことは伝えている。アパートの住人とのあいさつはない。
・近所の人とはバーベキューや雪かきなどを一緒にする。雪かきは呼びに来るなどではなく、自分から始め、近所の人がやっているのを見て、お互いが始めるという方法。
・近所の人は、手話はできない。身振り手振りで理解している。
・近所の３人くらいの人とメールアドレスを交換し、必要な情報をもらっている。（近所で盗難事件が起きたことなど）
・夜 10 時夫が倒れたとき、妹の夫（聞こえる人）が救急車をよび、妹夫婦と個人的に呼んだ通訳者と一緒に乗り込んだ。病院に着くともう一人通訳者が来た。処置室には通訳者のみ入れて自分は追い出された。処置室で夫が目覚めたようだった。急性胃炎だった。処置室で何をやっているのかわからずとても不安だった。
・夜間、派遣事務所が閉まっている時間だったので、通訳を依頼するのを躊躇した。結局は個人的に知っている通訳に連絡したが、制度として使えないのは課題と思う。
・家のペンキ塗り、保険の内容変更、ネットモデムの設置など、通訳を頼もうと思ったが、先方から、筆談するとか、同じ工事だからと通訳不要といわれることもある。
・突発時は通訳を呼ぶかどうか困る。事故など先方が呼んでよいと承諾があれば呼ぶ。

４．Ｄさん　女性　60 歳代　Ａ県在住　二人暮らし　無職　手帳１級

・ホテルのテレビに字幕が付かなかったので、フロントに字幕が出るようにしてほしいと筆談で交渉したが結局その日は「できない」の一点張りであきらめた。翌日、「実はできる」とお詫びされた。
・高速バスの障害者割引は、インターネットではなく受付で販売となっていたので、わざわざ来所したのに買えなかった。たまたま用事で上京したら、そこではすんなり買えた。
・トイレの「音姫」。以前は５秒ごとに赤ランプが点灯したり、ランプがなくても触れば振動で音が出ているとわかったのに、最近は触ってもわからないしランプのないものが多く困る。
・羽田空港駐車場をネット予約し、早朝入場口で呼出しボタンを使った。何か言っているようだけどわからないので連打していたらやっと係員が来た。ろう者でも使えるボタンが必要。
・レストランや居酒屋の呼出しボタンが少ない。メニューは絵やイラストで分かりやすくしてほしい。外国人にも対応できるはず。
・病院の時間外は入場ボタンがあるが音のみの対応で、入れない。
・エレベーターの緊急ボタンも同様。
・通訳者不足なので依頼しにくい状況がある。通訳者が足りないといわれているので依頼しにくい。急病の時は依頼する。Ｇ市役所設置１人、社協設置３人。でもいずれも全員出払っているときがあるので、その時は筆談しかない。２、３時間かかる時もある。

・派遣事務所等受付時間外の場合は、個人的に知っている通訳者に依頼する。正月、居酒屋のトイレで財布を盗られたようだと店長に話した。店長からすれ違った人に聞いてもらったが違うというので警察に行くといって、交番に行った。すぐ近くに住んでいる通訳者に来てもらえて話していると、店長がやってきて財布を出した。しきりに謝っているので被害届などは出さなかった。
・家族が通訳するのは限度がある。息子と電気屋に行って通訳してもらったが、本当は店員にいろいろ聞いて買いたいのに、息子が決めてしまう。姪の結婚式に手話通訳を依頼したかったが、通訳者不足や私の息子や娘からやってもいいよといわれたこともあって、子どもたちにお願いすることになった。結局、子どもたちも結婚式で会った他の人と話がしたいと席を立ってしまい、夫と二人つまらない思いをしたり、通訳の内容が違うと兄妹げんかが始まったりで大変だった。
・G 市で手話言語条例ができたらどんなことを期待するか？
→ホテルや飲食店に簡単な手話ができるパンフレットを配布するなど、あいさつくらいができるように手話を広げてほしい。手話通訳者でなくてもよい。アメリカでは教科書に手話が載っているということなので、同じように載せてほしい。

【考察 22】（聴覚障害）

ヒアリング対象者のうち２人が 80 代であったこともあり、周囲の人に過度なお願いをすることに引け目を感じていたことも考慮に入れておく必要がある。すなわち、挨拶程度の手話ができることを期待しているのは、それ以上のことを期待することへの遠慮もある可能性がある。

その上で、近所の人との直接的コミュニケーションについては、A さんや B さんのように年齢が 80 代だと、（必要最低限の）「筆談」を用いることになるが、C さんのように、障害があることを理解してもらっておくことや、信頼できる隣人とメールでやりとりできるような関係を築いておくことで、コミュニケーションレスを補っている様子も伺える。聞こえる人が普段から使用している物事が聴覚障害者には不便であったり、困難につながったりすることを、すべての人が知るような広い社会啓発が求められる。

コミュニケーションをとる際に、周囲の人は手話通訳者や家族に伝えれば、通訳してくれると考える場合があるため、聴覚障害者本人が必要な情報でも、本人ではなく通訳者や家族に対して伝えることがある。そのような場合、目線を合わせて会話するということができなくなるため、「コミュニケーション」として双方の意思を疎通するというよりも、ただ「情報を伝える」ということだけにとどまり、通常であれば何度もコミュニケーションをとることで深まる信頼関係などの構築が困難になり、そのことが「コミュニケーションが取りづらい」と聞こえる人が思う要素にもなるのではないだろうか。そのため、通訳者らがいてもあくまで「本人に伝える」ということが大事である、といった手話通訳者を介した会話に周囲の人が慣れていくことも必要であると考えられる。

制度の活用における課題として、通訳者の依頼が緊急時など、派遣事務所の受付時間外に起こることがあげられた。緊急時など、通訳の依頼が間に合わないことも考えられるため、病院や警察などの緊急性を要する公共機関は、聴覚障害者との緊急連絡方法を分かりやすいように示しておき、安心できる環境づくりが必要であろう。

また、手話通訳者不足や派遣時間の制約により、依頼を躊躇してしまうという困り感があがった。この問題について坂本ら（2011）*は、手話通訳者の賃金は低く、手話通訳だけで生活を成り立たせ

ることは難しいため、手話通訳者をめざす人が少なく、夜間派遣の時間が限られる主婦層が手話通訳者の大半を占めていると述べている。このような背景が、結果的に手話通訳の依頼を躊躇してしまうという状況につながっているとも考えられる。そうした場合に、家族等が通訳せざるをえないが、「通訳者」ではないため常に隣にいるわけではなく、家族が違う人と話すときには通訳ができないため、その間は音声情報が全く入ってこない状況になってしまう。聴覚障害者が気軽に手話通訳を利用できるよう、手話通訳者の育成の工夫が求められるところである。

＊坂本徳仁・佐藤浩子・渡邉あい子（2011）「手話通訳事業の現状と課題――３つの自治体調査から」『生存学研究センター報告』16、160-170。

２）高次脳機能障害

１．Ａさん　女性　39歳　Ｂ県在住　センター利用歴：１年７か月（月・火・木の定期通所）

【コミュニケーション手段】
・発音が思うようにいかず、また言葉がでない。発語よりも身振り・手振りで表現することが多い。
・少し手話（らしき身振り　わかる　OK）できる。右腕と右手が動かない。
・簡単に書かれた文字は読める。単語程度は筆談できる。
・話しかけられた言葉がなかなか理解できない。簡単な話しかけは理解できるが、返事は単語レベル。（通常の説明は理解できない。通常の会話はできない）
　→本人と調査員のコミュニケーション方法は、調査員からの話しかけ、筆談、身振り。本人は、「そうそう」（発語）、「うーん」（分からないときの表情）、手で「分かった」「OK」とサイン。

【日常の様子】
・通所は月・火・木にリハセンの送迎、それ以外の曜日は自宅におり、外出はしない。
・毎日が大変とのこと。右手が不自由なので、歩行中でもバランス感覚が崩れる。
・食事は左手で食べる。服の着用は１人でこなすが、入浴は介助付き。

【意思疎通での困難・ニーズ】
・本人は意思疎通に関して、伝わる時と伝わらない時があるが、伝わっていると本人が認識した時でも伝わっていないことがある。
・「人の話は大体分かるか。テレビの内容は分かるか。」と調査員の質問に、本人は「分かる」と回答。（本人は分かると言うも上記のように実際は分かっていない様子）
・音楽を聞くのも好き。
・社会参加（出所の予定あり）のために、意思疎通（会話）の練習中。

【所感】
障害が発生してから大体２年。右半身麻痺と言語障害がある。杖・装具を使った歩行可。言語障害は他者からの簡単な話しかけは了解できるが、文レベルの話しかけは理解が困難。本人の発語は、音声語にならない不明瞭な言葉（構音障害による）と左手による簡単な身振り、左手による単語レベルの筆記。発語の訓練（本を音読する等／内容理解しながら）をしているということであるが、数年の訓練が必要。今現在、意思疎通支援が必要とされる状況ではないが、今後、言葉の理解、発話が回復したときには、意思疎通支援も必要であると考える。

２．Ｂさん　男性　64 歳　Ｂ県Ｉ市生まれ　リハセン入所歴：１年

【コミュニケーション手段】
・通常の会話方法でコミュニケーションは取れる。
・言葉が出にくい。「お歳は？」「あれーーーー（20 秒して）64 歳」
【日常の様子】
・倒れる前までは警備員をやっていて、朝出社して１時間後に倒れた。病院のそばだったために、救急車は呼ばず駆け込んで入院。そのあと転々として、ここにやってきた。
・毎日の流れはリハビリ、学習、軽作業と訓練。
・入所の時と今では特に変わったことはないが、言葉が少し出るようになった。
・意思疎通はスムーズにいかない。作業しながらのお話も分かるし、相手のいうことも分かる。
・テレビを好んでみるが、内容は大体分かる。芸能関係が好き。
【意思疎通での困難・ニーズ】
・自分から相手に話す時が言いにくく、言葉がすんなり出ない。
・リハセン内で言葉の練習がある。
・時々買い物に出かけ、知っている人と話すことがある。
・もっとスムーズに話ができるようになりたい。
【所感】
障害発生後１年ほど。右半身麻痺。車いす使用（≠電動）。調査員との会話は、返事が発せられるまで間があるが、大体できる。過去の記憶はあいまいとなっている。（「警備員の前の仕事は」の質問に思い出せない様子が見られた））
日常会話はできるので、そばにいる職員などが意思疎通の補助程度の支援がなされれば、あるいは外出先の対応者が言語障害に理解をもって対応すれば、日常生活・社会生活はできると考える。ただし、本人に「社会生活を積極的に」という姿勢は現状では見られない。

３．Ｃさん　女性　82 歳　Ｂ県Ｔ市生まれ　リハセン入所歴：長年（40 年以上）

【コミュニケーション手段】
・会話は通常に近い状態でできる。ただし返答に時間がかかる。
「孫は何人」の質問に「わかんない」と答えたものの、その後指折しながら「８人」と答えられた。
・下記のように、家族のこと、日常生活のこと、相談したいことなど説明、発話できる。
【日常の様子】
・息子が３人、孫が８人いる。倒れた時一番下の息子が中３だった。
・１日の流れは、訓練、面白いテレビを見るなど、好きなことをすること。
・自宅にてお掃除中自然とバタっと倒れる。43 歳のとき。救急車で搬送されて、入院。３週間ぐらい意識がなく、そのあと意識回復。
【意思疎通での困難・ニーズ】
・人が言いたいことはわかるが、人に言えない。口がきけないという。

・今はやっと話せるが、倒れた当初は口がきけなかった。辛い思いをして我慢してきた。いつか口がきけるようになると思って我慢しつづけた。
・「つっかえつっかえだから」と本人はいう。だから「あまり人としゃべれない。」
・入所者ともうまくしゃべれず困っている。いろんなことをしゃべりたい。
・たまに息子と電話し、たまに来てくれる。たまに外出する。
・困りごとがあってもなかなか職員に相談しにくい。
　→「相談しようと思うけれど、職員がもうすこしゆったり対応・会話してくれるとありがたい。」
　「話をきいてくれるようになると良い。」

【所感】
右半身麻痺。車いす使用（≠電動）車いすの操作は困難。介助要。40 歳代半ばで倒れ受障。
40 年以上施設入所。82 歳という年齢的なこともあり、現在はほとんど訓練することもなく、毎日テレビを見て過ごしている。社会生活を充実したものにしたいという要求は見られず、日々何事もなく生活できればよい、という姿勢が見られた。日常会話はできるので、そばにいる職員などが意思疎通の補助程度の支援がなされれば日常生活は安心なものとなる。「話を聞いてくれるようになると良い。」という要求に職員が応える。

４．D さん　男性　57 歳　B 県 J 市生まれ　入所歴：10 年

【コミュニケーション手段】
・会話は普通にできる。脳梗塞で倒れ手術後は気管切開され、会話が困難だった。現在は滑舌が悪いと思っている。が、調査員との会話は通常のものであった。

【日常の様子】
・会社で仕事中に倒れ、脳梗塞。日赤病院で手術し、そのあと病院に転入。
・家族は母、兄、妹。独身。
・言葉が出にくいものの、今回の調査に応じていただいた入所者の中では一番意思疎通ができていた。
・○○病院時代、植物状態で栄養を胃から摂取していた。

【意思疎通での困難・ニーズ】
・脳梗塞以来、時計と数字が読めず、今は訓練で少し読めるようになった。
・滑舌がうまく回らない。例えば、「真田丸（さなだまる）」を「さだなまる」と読む。
・発音訓練は施設内のクラブでカラオケをやっていて、氷川きよしや千昌夫の曲が好き。作業はおしぼりをやっていて、このほかにも水彩画で有名人の肖像画を描いたりして１日過ごしている。

【考察 23】（高次脳機能障害）

話したいにも関わらず、「話せない・伝わらない」という場面が多く発生するため、言葉を使うことが難しい方には、言葉の代わりになるような手段を提供することが必要となる。しかし、その方法を指定するのではなく、何種類か用意し、自分にあう方法を自分で選んでもらえるようなやり方が望ましいと考えられる。

話したいことはあるが、障害のためスムーズに伝えられないということが辛いという困り感には、

意思疎通の困難だけでなく、身体的な運動機能の困難さもある。それゆえに、身体的な介護の必要性が優先され、なかなか社会参加に積極的になりにくい様子も見られる。まずは施設内でニーズに合わせて少しずつスムーズに話せるような訓練をしていくのだろうが、「もっと話したい」という気持ちを高めることができるように、周囲の人が意識してゆっくり話しかけるなどするよう理解を広めていくところから始めていく必要もあるかもしれない。また、スムーズに話せなくていらだちを感じている様子があれば、タブレット機器などを適宜利用することで、意思を表す機会を増やすことができるのではないかと考える。

その一方で、Ｄさんのように、意思疎通ニーズとして「滑舌がよくなること」を目標とすることで、カラオケクラブに積極的に参加している様子も見られた。しかしながら、施設内で楽しく生活をしている様子が語られたが、一方で施設外での生活は考えられていない様子もある。受障後数年は発話ができなかったり、数字が読めない体験から、リハビリを経て、発話も明瞭になり、積極的に余暇を楽しんだりする現在に至っている。発話や言語訓練の支援とあわせて、意思疎通支援がなされることで、「施設内でのそれなりの生活」から施設外の生活、社会生活も展望できていくのかもしれない。

３）身体障害　脳性麻痺

調査方法・状況について

・グループ面接の形態で実施

・調査員からの質問に対して、各人携帯用会話装置に打ち込み、装置による発声。

※質問に対して、携帯用会話装置に打ち込み装置が発声するまでに各人２～３分程度の時間を要する。打ち込みが終わった人から装置から発生・発言してもらう。（ペンや指で入力に時間かかり、自己紹介だけで 20 分程かかった）

※Ａさん、Ｂさん、Ｄさんの携帯用会話装置は、明瞭に発声される。

※Ｃさんの携帯用会話装置の発声は不明瞭で、時々、調査員は理解できず、装置のディスプレイを見ることで発言の内容を確認した。

・調査員からの質問は、４人とも明確に質問の主旨を違わず理解し応答していた。

○調査対象者

Ａさん　・男性　・50 歳　・電動車椅子使用　・発語困難
　　・携帯用会話装置使用（指で 50 音キーを押す）　・福祉用具販売事業に従事

Ｂさん　・女性　・41 歳　・電動車椅子使用　・発語困難
　　・携帯用会話装置使用（タッチペンで 50 音キーを押す）
　　・福祉用具販売事業に従事
　　・娘 11 歳、父、弟と同居　娘はなかなか母の言うこと聞かない、と言う

Ｃさん　・男性　・26 歳　・電動車椅子使用　・発語困難
　　・携帯用会話装置使用（左膝で 50 音キーを押す）
　　・ディセンター（生活介護事業所）利用
　　・トーキングエイダーズ副代表

Ｄさん　・女性　・51 歳　・電動車椅子使用　・短い単語は発語できる
　　・携帯用会話装置使用（タッチペンで 50 音キーを押す）

・就労継続Ｂ型事業所利用

【会話補助装置を使用時にコミュニケーションが取れないことで困ること】

・装置入力に時間がかかり話の流れから外れてしまう
・入力に時間がかかるので、大勢での会話が苦手（困難）。
・おうむ返しが無理なため聞き直しができない。
・入力字数に制限があり、講義を担当するとき代読してもらわなくてはならない。
・持ち歩きにくい。
・会話装置では愚痴が言えない。

【コミュニケーション時に発生する対人関係の問題】

・通院のとき医師などが自分に聞くのではなく、ヘルパーに聞く。
・入力時間を短くするために短い文にすると、誤解を受ける、勘違いされることがある。
・とっさに返事できない。即答できないので、わかってないと思われてしまう。
・自分の声で話をするとき、分かったふりをされ、話がかみ合わないときがある。
・ディスプレイをだれからも見られる（覗かれる）ので、プライバシーを守りにくい。
・一人で買い物に行ったりするとき聞こえない、理解できないと思われたり、子ども扱いされる。

【会話補助装置についての要望・希望】

会話装置の公的支給

・iPad は機能が多いので、会話補助装置として認められない。（認めて欲しい）
・会話装置は日常生活用具ではなく、補装具であるべき。
・会話補助装置使用歴 20 年＝私の口になっている。タブレットが市の日常生活用具として支給されるようになり３年目。その前に自費で購入。他の自治体では日常生活用具になっていないところもある。
・K 重度障害者の会とトーキングエイダーズ（C さん副代表。月２回会議で使用者が集う）での運動でＬ市の日常生活用具にみとめられた。だが、本来補装具として認められるべき。

会話装置の改良

・会話装置では、子ども（娘）を叱りにくい。
・感情が表現できる会話装置が欲しい。
・自分らしい「声」で装置が発声できると良い。会話装置の音声の改良が求められる。
・会話装置のディスプレイは、太陽の光の下では見えにくくなり、使えない。改良が必要。
・外出時、電池切れを心配し長時間使用できない。
・知らない人に声をかけるとき、音量が小さく気づかれない。
・装置の発声音が聞きとりにくく、画面（ディスプレイ）を見てもらわなければならない。

【意思疎通でのニーズ】

・耳も聞こえづらくなってきた。手帳の等級がなくても要約筆記制度が使えると良い。（D さん・左耳に補聴器使用）
・言語障害のある児童に対して、言葉の教室、文章教室があること、子どもの時から他者と話す機会があると良い。
・（言語障害があるため）言葉を正しく覚えられていない。言葉・発語の講座があると良い。

・障害や会話装置を使用する人を知り、対応してもらいたい。
　→理解している人のところには行きやすい。話しやすい。
・官公庁職員、病院職員、交通事業所職員が障害を理解するための講座があればよい。
・メディアで障害のこともっと取り上げてほしい。
・「知られたくない」ということについては、人の力を借りたくない。その一方、通訳の付き添いも望んでいる。（プライバシー保護の観点から葛藤ある）
・意思疎通支援事業を広く周知してほしい。

【考察 24】（身体障害　脳性麻痺）

面談した４人とも、他者の話す内容については十分理解されている。脳性麻痺による構音障害、発語障害のため自分自身の音声で発声できないので、意思伝達のために会話補助装置を使用している。会話補助装置に言いたいこと、話したいことを入力するのに、「①早く入力できない。時間がかかる。」、「②入力文字数が限定される。」という、２点が挙げられる。これらのことから、「①聴覚障害者と勘違いされる」、「②言葉を理解できないと思われ子ども扱いされる」、「③入力する文がどうしても短くなるので勘違いされる」、「④自分ではなく付き添いの人に話しかけられる」といった、４点の対人関係の困難が発生している。

これらを解決するために、１）社会全体の障害への理解を広める、公官庁等の職員の障害者の対応の研修の実施、２）明瞭な発声、発声の感情表現、ディスプレイの文字が外出時も読めるようになどの機器の改善、３）会話補助装置の補装具としての交付や iPad を補装具（または日常生活用具）として認定することといった制度的な要望があげられた。また、４）自身のコミュニケーション能力を高める講座（発語力、文章表現力）の「機会の要望」もあげられた。５）「通訳者」が欲しいとの要望がだされたが、一方で「通訳者」がプライバシーを守れるかについて不安があるとの意見もだされた。

これらの要望の関係性として、会話補助装置の使用の際に生じる「早く入力できない」、「時間がかかる」、「入力文字数が限定される」等の技術的な問題について、一方では機器そのものの改善を望みつつ、他方では、それがすぐには叶わない現実の中で、人と人との関わり方で補っていく必要性が生じているといえる。会話補助装置を使用しても、入力に時間がかかる等の理由から、話の流れから外れてしまう、大勢での会話が困難、短文で伝えると誤解を受けるなどの問題については、社会に障害についての理解を広め、少しずつ意思疎通がしやすい、したいと思える環境を整備していくことが必要であると考える。

また、制度上の改善が求められることとして、福祉機器に特化していない機器が補助金の対象として認められないことは重要な課題として指摘できる。汎用性の高い情報端末が一般ユーザーを対象として普及し、それが結果的に障害者支援に特化した福祉機器よりもユーザビリティが高くかつ安価な機器が活用される現象は今に始まったことではない。E メール、携帯メールの普及により FAX の利用頻度が激減し、聴覚障害者のための携帯 FAX も一過性のものとして消滅したように、しばしば見られる現象と言える。今後もタブレットやスマートフォンのような媒体が福祉目的で活用される流れは続いていくと思われるため、制度の改善が期待されるところである。

４）知的障害

調査方法・状況について

・個別面談にて実施

・支援者は同伴せず、本人のみ

・「（障害ゆえに）困っていることは？」といった本事業に直結する質問には、回答が得られにくかったため、日常の過ごし方を語ってもらう中で、困り感をあぶり出すようにやりとりを行った。

１．Ａさん　女性　47歳　２級Ａ
・母（現在74歳）と二人暮らし。母は２月７日で75歳。父は亡くなった。 ・母は優しい。けんかしたりはしない。 ・就労移行に12月に戻って来た（11月７日Ｔ企業退職） ・トイレなどの清掃が仕事。掃除好き、Ｔ企業にいた時に上手と言われる。 ・階段掃除や玄関掃除をやる。女子トイレと身障者トイレ。職員に最後に見てもらう。 ・Ｘさんが見てくれるので、仕事ができる。一人だと時々手順を間違えてしまう。 →教えてくれる人が必要。言葉で教えてくれる。Ｘさんの存在は大事。 ・ノックして、「失礼します、今日はありがとうございました」と言って帰る。教えてもらったことは全然ない。「笑顔と丁寧」、「笑顔が足りない」とＹさんに言われる。挨拶はＹさんにする。 ・今の所長さんの方が優しい。以前の所長さんは厳しかった。元気祭りに行ってきた。 ・仕事は掃除とタオル折り。しばったタオルの数を間違えることが時々ある。 ・朝礼で今日の目標を一人一人が発表する。今日のタオル折りの目標は400枚。 ・話はＸさんと、帰りにＹさんと話す。 ・お昼は市販の弁当。お昼も休憩時間もあまり人との話はしない。担当の指導員と仕事の話がほとんど。 ・日曜日は外出する。買い物に行く。外出時は母と一緒。土曜日は行かない。 ・昨年末、甲状腺の手術で入院。医師看護師からの話は直接聞いた。母は一緒に話を聞いた。 ・入院している間は、「少し痛い」等、少し話しはできた。

２．Ｂさん　男性　44歳　３級Ｂ
・Ｂ型継続。自宅から通う。就労経験あり。 ・母（70歳）と二人暮らし。カレンダー（祝祭日）が好き。 ・ヘルパーは16時から18時まで入り、掃除や洗濯をしてもらう。ヘルパーが来るので困っていることはない。 ・仕事はタオル180枚×12本＝2160枚出来上がったら別館まで運ぶ。隣で教えてもらった。やり方がわからなくなることはない。 ・職員と話をするのは問題ない。困ったことはない。他の仲間と話をするのも大丈夫。 ・ファイルの写真を見るとできる。見取り図もある。（手順はファイルに写真があり、手順を覚える。） ・覚えるまでは見ながらやった。今は見なくてもできる。写真ファイルを使うのは昔から。

・初めてやる時は写真が大事。ひとりずつ写真ファイルを見せてくれる。見取り図、ファイルは１階作業室にある。必要があれば見て作業を行う。
・段ボールも来週からやる。同じようにファイルの写真をみる。
・祝日は家にいる。買い物が楽しい。ひとりで買い物に行くのが楽しい。
・おしゃべりはあまり好きではない。お昼を食べる際も誰かとしゃべったりはしない。お昼は弁当。
・近所のお店で買い物。ひとりで行って豆乳を買う。母の買い物カードで店員と話はしない。わからないことをお店の人に聞いたりはしない。

３．Ｃさん　男性　51 歳　３級Ｂ

・移行支援。自宅から通い。就労経験あり。
・母、弟と３人家族。兄６年前に他界、父２年前に他界。
・母テレビ好き、弟海外（カンボジア）好き。
・早口で饒舌。フェイスブックをやっている。（ラーメン屋をフェイスブックで知った）
・家族の中の会話で困ることはない。弟は帰りが遅いので夕食は一緒に食べられない。
・家では母と会話をする。母と一緒に外出はあまりしない。母は元気。
・仕事はタオルたたみ、組み立て、重さ計測。
・東京に高速バスで遊びに行く。自由が丘や下北沢などによく出かける。自由が丘は景色がきれい。おしゃれなところが好き。新宿は警戒して行かない、池袋は女の子紹介店で１万円ぼったくられた。いろんなところに行くのが好き。
・音楽大好き。ライブなどにたくさん行きたい。
・コミュニケーションがうまくなりたい。
・合板関係の仕事を長くしていた。１社目６年、２社目 29 年。休むと社長に叱られる厳しい職場で身体を壊した。手が激しく荒れた。一般就労。１社目がＭ市、２社目がＳ市。合板関係の仕事は疲れる。7：30～20：00 までやったことがある。短いと 7：30～19：00。少人数でやっているので時間が長い。３人でやる仕事。チームワークが好き。一人だと事故が起こることがある。労災ももらえない。長期休暇はもらえなかった。
・今はチームワークで仕事している。授産施設を初めて知り、現在楽しい（１か月前に就労移行に来た）。
・（自分と）同じような人がいる。暴れる人もいる。授産施設はおもしろい。
・身だしなみやルールについて、女性職員からいろいろ言われる。服のルール、食事のルール。
・自分の悪いところはマナー。服のマナー、仕事のマナー。
・合板の仕事をしている時は、マナーは怒られなかった。休むのは怒られた。風邪をひいて休むのも怒られる。前の仕事の時は仲間内で話すこともなかった。厳しいところ。
・（施設で）缶を蹴って怒られた。
・就労は一般就労。途中から障害者枠。
・話の合う人は授産施設で２人いる。
・Ａさんと、Ｄさんと話すことはある。

・職員のＺさん、Ｓさんとはよく話すが、人間関係が苦手（相手の考え方によるが）
・前の職場でトラブルになったことがある。会議などはできるが、話合いをするのが難しい。
・酔っ払いの人にからまれるのが苦手。女性関係で怒られたことがある。授産施設だと大丈夫。普通のところはおとなしくしていた方がよい。
・就労移行は前向きな人が少ない。
・他の人がしゃべっているのを自分で注意出来ないのが少し困っている。職員に言って注意してもらう。
・トラブルの後は仲直りできる。昔は仕事が難しくて困ったこともあったが、今は困っていることはあまりない。
・20 万の給料が下がる（失業保険 12 万もらうので）
・お盆までにここをやめて（その休みを利用して）、休暇を取りたい。夏の野外ライブに友達と遊びに行きたい。エイベックス系の歌手が好き。
・仕事が無い時はネットをする。友達（クラブ関係）と遊びに行ったりもする。おとなしいひとと話が合う。テクノとかハウスとか。少しだけ話をする。サザンとか JUJU とか、浜田省吾とかはチケットがなかなか取れない。チケットは電話して取る。変な人（相模原の事件の犯人のような人）が居ないところに行く。変な奴は怖い。

【考察 25】（知的障害）

職場での対人関係が難しく、職場で仕事以外の会話をすることがほとんどない様子が見られた。職場の人達の障害理解が大きな鍵の１つとなると考えられる。一般就労の場合、周囲の人が障害について詳しくなく、仕事を教えるだけで精いっぱいで、どのように接したらいいのか分からないという状況が考えられる。

障害を理解したうえでコミュニケーションをとれるような環境づくりが職場全体で取り組まれることが望ましいが、その一方で、障害の程度によって本人の自己表現方法が限られてくるため、そもそも「何がしたいか」「どのようにしたいか」を説明することが苦手であるため、相手側がそれを引き出す方法も持っていなければならない。

本人と職場の人とをつなぐ役割として、ジョブコーチなどの支援者が、障害理解をしてもらうよう努力することはもちろん、本人がどのような人なのか、どのような好みがあるのかなど、個人についても知ることができるような機会を作ることで、お互いをより理解し、興味をもつことができ、より多くのコミュニケーションを図ることができるのではないかと考える。

生活する場が職場と住居のみになると、コミュニケーションをとる機会、幅も限られてしまうので、同じ障害をもつ人同士で交流ができる余暇活動に参加できるような機会を設けることも大切だと考える。

５）精神障害

調査方法・状況について

・個別面接。職員（PSW）が同席した。本人、職員に対して３人の調査者が向い合う。
・主に委員が質問して答えてもらう。職員が時々サポート。

１．Ａさん　男性　53歳

・統合失調症　精神保健福祉手帳
・心療病院ナイトホスピタルで暮らす。デイケアも利用。
・ヘルパー、訪問看護利用
・Ｅ事業所には毎日顔を出す。
【仕事関係】
・以前の職場（研修含む）１～２か所の話、当時の同僚の個人名も出る。
・機械のメンテは、社長としては責任があるので、服薬量も多い自分にはやらせられない。
・根をつめると神経がやられて調子が悪くなる。人間も機械もオーバーホールが必要。
・社長とはよく話す、関係は良好。重労働で体を壊したことがあるので今は軽労働。これ以上の仕事は無理と社長は言う。機械音が神経に障り涙が出る。
・社長は病院の患者全員のことを知っている。日本一頭が良い。
・事務の人とも話す。「仕事頑張って」と気遣いさせないようにしている。
【生活・社会】
・治安は良い。市民はみな優しい。
・困り事は？
→自転車のパンク。近辺ならどこへでも自転車で行く、目的なくどこかに行くのはおかしいので内密に。
→地下鉄に乗ると迷う。何回も迷い困って回りの人に聞いて帰宅できた。
→昭和の自分と平成生まれの高校生とは文化も教育も全く違う、スマホなどさっぱりわからない。頭が悪いので人から笑われる、ばかにされる←(高校生から)、と思っている（PSWより）。

２．Ｂさん　女性　57歳

・統合失調症　精神保健福祉手帳２級　中度知的障害
・Ｅ事業所には８年ほど前から。今は週２回バスで通う。不安なときは（決まった）タクシー利用。
・デイケア週２回、ヘルパー、訪問看護利用
【人と話すことについて】
・知らない人との面接は何を話していいかと、戸惑う。
・人と話すこと自体は嫌ではないが、知らない人とはしゃべりにくい。
・仲の良い人ともあまり話さない。口下手。小さい頃からおとなしい。
・内気で、話しかけられれば話す。
・話し相手がほしいときは外に出る。
・不安・恐怖感が大きい。Ｅ事業所においでと言われると多言はしないが、話せる人がいるので来る。
・Ｅ事業所のPSWにはお金の使い方などを（全て自分でできるが不安なので）確認してもらう。
・社協のヘルパーにもよく電話する（「行ってきます」「ただいま」）
・不安な時、PSWや社協のヘルパーに（電話で）「大丈夫」と言われると落ち着く。

・タクシーをよく使うがドライバーとは話はしない。バスにも乗る。
・土曜はヘルパーと歩行訓練兼ねて買い物して帰宅し食事作ってもらう。
・日曜は家でテレビを見る。一番寂しくて不安な曜日。社協に電話することもある。日直の人が出てくれて（特定の人でなくても）、話すと落ち着く。月曜日が、E 事業所に来られるので待ち遠しい。始発で来ることもある。
・近所の人とのつきあいはない。
・外出して不安が大きくなりタクシーでないと帰れないときは決まったコンビニに頼んで、決まったタクシー / ドライバーを呼ぶ。

３．C さん　男性　42 歳

・統合失調症　精神保健福祉手帳２級　軽度知的障害
・グループホーム（GH：個室マンション）で一人暮らし
・E 事業所には朝食と昼食を食べに毎日来所＝なるべく外出するといい、との GH 方針。GH 職員とのコミュニケーションはあまりない。
・B 型施設で週２～３回就労

【普段の過ごし方】
・E 事業所に毎日来てメンバーと話す。
・昼食を食べたり、たばこやお茶をのんだりする。ヘビースモーカー。
・お金があるとパチンコなどに使いきってしまうので、GH から毎日 700 円（火・日曜は 1500 円）もらう。ATM は使えない。銀行には行かない。たばこは現物支給。
・人見知りがなく、誰とでも何でも話せる。
・夜が寂しい。帰宅して弁当食べたらすぐに（早いときは６時に）寝る。テレビは見ない。夜中に目覚めたばこを吸うと覚醒してしまうのでやめるよう言われている。睡眠薬をのむこともある。
・日曜はコンビニやショッピングセンターに行くので寂しくないが、携帯も持っておらず（欲しいが）やる事がないので家では寝ている。
・おばあちゃん子だったのでお年寄りが好き。手押し車を押している人を見かけると「大丈夫ですか？」と声をかけることもある。
・お年寄りでなくても、けがをしている人をみると助けたくて声をかけることもある。

【困っていること】
・困り事があっても GH 職員には「ない」と言い、E 事業所に来て言う。女性が話しやすい。
・区役所の手続きが面倒だしわからない。毎月行かなくてはいけないが電話で済ませて郵送してもらった「夜間休日の病気 / けが関係の紙（←内容不明）」が、棄てた。

【仕事について】
・中学卒業後から何回か転職し責任のある立場になったときもあったがストレスで疲れて寝てばかりで仕事に行ってないときもあった。措置入院（当初は保護室）を経験。
・今は B 型でクリーニングの仕事。寝不足で朝９時から行くので楽しくない。職場での会話はない。

・先日、仕事のストレス（足が痛くて言えなかったことなど）で爆発（GH で苛立つときは物を投げる、人には向けない）した。爆発はごく稀なこと。
・立ち仕事はつらい。同じＢ型の、パンの仕事をしたいがやらせてもらえない。
・将来は、お年寄りの施設などで介護の仕事かボランティアをしたい。介護の勉強はしていない。
【現状整理】
①　不安のため他者との会話が少ない。
②　①とは逆に、不安のために一言でも会話を求める。
③　テレビや睡眠の時間が多くなる。
④　自分を理解してくれている特定の人とは話せる。
⑤　窮地の時などには他者を頼り話しかけができる。
⑥　親切心からの話しかけ方が唐突。
⑦　人間関係が作れないことなどの理由で言いたくても言えないストレスをためると爆発する。
⑧　根拠のない想像（治安、恐怖、笑われる）から発言されたとき会話がかみ合わない。

【考察 26】（精神障害）

面談した３人とも、面談の当初予定の 20 分をオーバーし、饒舌に思いを語られた。整理して話すことは難しいが、みなさんの中に、自分の経験や思いを他者に伝えたい気持ちが潜在していると感じられた。

意思疎通支援事業としては、①話す機会と場の提供（茶話会など、負担にならない方法で）などが考えられ、その人なりのつながりの世界を広げていかれるように PSW など理解ある人がその場をリードし支援者となることが求められるのではないか。

また、不安や恐怖心をもつ人のために、②夜間や土日も 24 時間 365 日体制で、電話で話し相手になってくれる人の存在が求められるのではないだろうか。昼夜逆転が通常化した方などには、社会に適合していくことの大切さも伝えられる専門性も同時に求められるのではないか。

初対面の人とのコミュニケーションが難しいように感じるので、タクシーの運転手やヘルパーなどは、決まった人の方が、安定した気持ちで生活ができるように感じる。

職場などで長く付き合う関係の人とは、たくさんコミュニケーションが取れる環境づくりを、職場全体ですることが重要。

障害の特性上、不安感を抱いたり、ストレスを抱いたりすることがある。本人のニーズからしても、無理に様々な人とのコミュニケーションをとる必要はないと考えられ、本人が不安を抱いたとき、ストレスを感じたときに気軽に相談できる人の存在を必要としているのではないだろうかと考える。

６）視覚障害

調査方法・状況について：グループ面談。視覚障害者団体の事務局長は離れて同席

○調査対象者
１．Ａさん　・男性　・72 歳　・弱視　・妻は目が見える人
２．Ｂさん　・女性　・59 歳　・全盲　・夫は目が見える人　・娘２人は独立
・ガイドヘルパー（以下、ヘルパー）５～６人（点字ができる人は無）

３．Ｃさん　・男性　・47 歳　・弱視　・メガネ矯正で 0.1～0.2

【困ること】

弱視の方

・障害の無理解、理解不足。視覚障害でも全盲、弱視、弱視も見え方はそれぞれ異なることが知られていない。
・挨拶すべき人かどうか迷う。挨拶しないと誤解されることがある。
・だれにでも挨拶すればいいということでもない。
　→親しくなれば（自分の視力のことが理解されて）解消する問題。
・見えていると思われること→シルバーシートに座っていると非難される。
・見えないと思われること→手を引かれる。
・白杖を持っていればわかってもらえる。
・待ち合わせ。今は携帯電話をその場でかけて確認できる。以前は、勇気を出して声をかけていた。
・大震災で原発の大事故が起きて節電といって町中が暗くなったときは不便だった。

全盲の方

・障害の理解不足。視覚障害者は耳と指先から情報を得ることを知ってほしい。
・書類の確認。公的機関でも読むことを面倒に思われイライラされているのを感じる。せめて障害福祉課の担当者には、視覚障害者は活字が読めないのだから言葉による説明が必要であり書類を完成させるために時間がかかることを理解してほしい。
・SP コードやテプラ点字を貼る、拡大文字などの配慮がない。

【生活の工夫】

Ｂさん

・ガラケーと iPhone（ボイスオーバー）を所持し、音声で聞けるようにしている。
・無料アプリを多く活用。例えば、洋服の色や柄などを音声で説明してくれるもの。肌触りを確かめるため店員に了解得て全体を触りもする。ヘルパーや店員にアドバイスを求める。店員には親切な人もいるが、面倒に思う人もいる。

Ｂさん、Ｃさん

・IT のおかげで、事前に行き方を調べたり、地図を音声案内してくれたりで助かる。
・電子書籍は文字を拡大して読める、白黒反転も可能で重宝している。

【支援者の状況】

ガイドヘルパー

・遠出のときだけヘルパーを頼む。慣れた近い所へはひとりで行く。
・お金の出し入れは娘か決まったヘルパーに頼む。守秘義務があるのでヘルパーは基本的に大丈夫ではあるのだが（躊躇することもある）。

家族

・会議など目的（地）が明確なときは目が見える人の妻に送迎してもらう。
・手紙／文書／私信は目が見える人の夫が率先して読んでくれる。
・長女が 17 歳のときに「自分の人生がある。お母さんの目ではない、思い通りになると思わないで」と宣言された。同時に次女はお母さんを助けると言ってくれた。

・２人とも成長し理解し助けてくれる。次女は常に手助けが必要かなど聞いてくれる。
・知る範囲では、視覚障害者を親に持つ子どもは、手を引くなど皆良い子。外面と家庭内では違う顔かもしれない。
町で
・親切に声をかけられたら、助けが要らないときでも御礼を伝え厚意を受け入れる。
・不要と強く否定する人もいるが、御礼を伝えることが大事だと思う。
【活動など】
・小中学校でアイマスクをつける障害体験などの啓発活動を行なっている。
・視覚障害者自身の受け入れる姿勢も大事。
・20 年前に提訴（家族の代筆関連？詳細不明）したことがあり、裁判所から今後の書類を全て点字にしようかと言われたときは嬉しかった。
・必要なことは自分たちで声をあげていかなければいけない。
【障害者差別解消法】
・福祉関係者は意識していることを（会議のときなどに）感じる。
・行政の文書は活字のみ。
・会議で点字やデータ送信など配慮されるものから、何の配慮もない場合もある。
・実態は変わっていないが、いろいろな面で変わることを期待している。
【制度を含めて、希望すること】
・社会にいろいろな人がいることを知ってほしい。
・視覚障害でも、全盲、弱視、弱視でも視力や見え方がそれぞれ異なることを知って理解してほしい。←声かけサポート運動の延長などでも。
・役所や企業の文書は希望する媒体（点字、データなど）で送ってほしい。
・代読や代筆を居宅介護支援が組み込む制度が全国的に確立されるといい。
・駅などの案内、掲示板、時刻表は上方だと見えないので目線と同じ高さくらいにもほしい。（弱視の方）

【考察 27】（視覚障害）

視覚障害者団体の重要な役割を担われているベテランのみなさんであり、生活も活動もマイペースでこなされている。その上で、制度の提案にも言及いただけた。

３人とも、総じて視覚障害者の実情が社会に周知され、理解が広がることを望まれていた。そのためには視覚障害者自身が働きかけていくことが大切と自らに活動の必要を課す思いをお持ちで実行されている。影響力のある国としての広報が、恒常的に求められる。理解を求める中身としては、具体的には、①点字の重要性、②視覚障害の特性（いろいろな見え方があることや、書類を読んでもらう、書類を完成させるために時間が必要になるなどの配慮の必要性）があげられた。障害を正しく理解できるような取組はもちろん、どのように配慮をすればいいのかが分かるようなパンフレットのようなものを作成し、思いやりをもって人と接することができるような社会を作っていくことが大切であると考える。

行政への改善内容としては、①駅などの掲示板などを下方の位置にもつける、②障害者差別解消法施行との関連からも、役所や企業の文書は、点字やテキストデータを希望する方に点字データの資料

を用意できるようにすることがあげられた。これらについてはそれぞれの自治体での具体的改善が望まれる。

家族と支援者とを線引きをするのも難しい点である。一緒に暮らす目が見える人の家族による支援時間が多くあるが、子どもにとっては自分の時間が「拘束されている」と感じることもある。プライバシーの点からも、家族の支援は必要不可欠な面はあるが、ヘルパーがいる時間を効率よく利用するためにも、点字がわかるガイドを養成するなど、支援者のレベルアップが求められていると考える。

IT の活用度・頻度は人によりまちまちといえるが、今後も障害に対応した実用性のあるアプリが開発され、周知され、無料で提供されていくことが望まれる。

三次調査のまとめ

全体を通して強調されたことは、周りの人の障害理解の必要性である。障害を知ることができる取り組みが社会全体で推進できれば、周りの人から障害者とのコミュニケーションを取るような環境になっていくことが期待できる。コミュニケーションをたくさん取っていくことで、関係性を築くことができ、障害者が困難に思っていること気軽に伝えることができるようになれば、障害者のストレス軽減になり、安定した気持ちで生活を送ることができるのではないか。

また、障害者とのコミュニケーション手段として、スマートフォンやタブレットの有効性も指摘された。こうした機器は人と人とのコミュニケーションにおける負荷を軽減する役割として、大きな意義があるといえる。その一方で、機器の限界は人が補っていかなければならないことや、汎用性の高い機器ゆえに福祉機器として認定されにくく、助成金が得られないという問題点も指摘された。

家族と支援者を分けることの必要性の指摘も重要である。家族などとは別に、障害のある人が安心して悩みを相談することができる人がいると、本人の不安感が取り除かれ、他の場所だと意思疎通がスムーズにいかないからと諦めていても、安心して思う存分コミュニケーションをとる機会を持つことができる。家族が介助や通訳を行うことの問題性を解消していくためにも、支援者の人材育成が円滑に進むような方策を講じることが求められる。また、支援者だけでなく、同じ障害をもった人と交流する機会を設けることで、自分と同じ悩みを持った人と悩みを共有し、一人では思いつかなかった解決方法を見つけるなど様々な情報を得ることができるのではないだろうか。

IT 機器は日々進化し、障害によって今まで「できない」と思われていたことが、IT 機器を利用することで「できる」ようになるなど、障害のある人が社会参加するために便利な補装具になりつつある。しかし、補装具や日常生活用具の規定はその進化に追いついておらず、申請しても IT 機器が補装具や日常生活用具として認められるまでに時間がかかるという現状がある。国や自治体等が補助金を出せるよう、iPad などの IT 機器が既に障害のある人にとって、自分の声や思考、目に代替するものになっているという実績を明らかにし、周知していくことがこれから求められているのだと考える。

第２章　意思疎通支援者養成事業の実施に向けて

第２章では、第１章の調査結果をふまえつつ、意思疎通支援者の確保について焦点をあてる。ここでは、①意思疎通支援のニーズと対応する意思疎通支援者、②意思疎通支援者の概念と役割の整理、③意思疎通支援者の数的確保、④意思疎通支援者の確保のための養成事業のあり方の４点を整理し、必要な提言を行う。

第１節　意思疎通支援ニーズと対応する意思疎通支援者

意思疎通支援のニーズとしては、障害者人口のおよそ20％が意思疎通上の困難を抱え、意思疎通支援事業の利用を希望していることが、二次調査から推測された。三次調査では、障害種別や意思疎通の内容、意思疎通支援を行う人、意思疎通を行う場所等で多様なニーズがあることが示された。これらの意思疎通支援ニーズに対して、どのように意思疎通支援者の養成事業が推進されるかが課題となっている。

一次調査では意思疎通支援事業を行う事業所（市町村、聴覚障害者情報提供施設）を対象に、聴覚障害者に対して行われている意思疎通支援事業の現状を調査したが、以下のような状況が示された。

①　聴覚障害者に関しては、一次調査より、現状では意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）の数、質ともに不十分であることが明確となった。

②　意思疎通支援者の高齢化､昼間活動できる者の数が少ないこと､手話通訳者等養成事業の問題（受講者が集まらない、受講者の高齢化、手話通訳者試験・要約筆記者試験の合格者が少ない、試験に合格しても技量が不十分)、設置手話通訳者の確保（未設置自治体が60％）という課題がある。

③　障害者権利条約、障害者差別解消法、手話言語条例の制定等により新たなニーズが発生している状況がある。数的にそして質的（専門的な対応、専門領域への対応）にも依頼件数が増加傾向にあり、意思疎通支援者の養成・確保が急務となっている。

④　その結果、現状の市町村単位、そして都道府県単位で1.5倍から２倍の意思疎通支援者（ここでは手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）の確保が求められている。

聴覚障害者以外の障害者（身体障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者）については、二次調査、三次調査から以下のような意思疎通支援ニーズが確認できた。

①　重度障害者の40％が、日常生活・社会参加において意思疎通の困難を抱えていると回答している。公的なサービスがない中で、家族、福祉事務所職員、施設職員、友人・知人のインフォーマルな支援を受けるにとどまっている。

②　意思疎通支援（人的）を日常的に利用したい人々は重度障害者の40％*となっている。（＊障害者人口から見ると約100万人が意思疎通に困難を抱え支援を必要としていると推計。）

③　意思疎通支援事業を受けたい場面は、医療関係、役所関係、福祉相談が多く、他に郵便局や銀行、宿泊先、買い物先等が挙げられる。（これらは、聴覚障害者の意思疎通支援ニーズと共通する）

④　上記から、聴覚障害者以外の障害者に対しても意思疎通支援者の必要性は明確であり、意思疎通支援事業及び実施体制（財源の確保、人材の養成・登録・研修）が必要である。

「平成25（2013）年度意思疎通支援実態調査事業報告書」では、

１．（手話通訳者等と同じ事業形態の）意思疎通支援者養成・派遣事業の実施

２．家族や福祉施設職員、福祉自治体職員、教員等障害者と関わる人々への意思疎通支援技術についての認識と知識・技術研修
３．IT 機器の活用
４．意思疎通支援情報・相談・研修センターの設置

が提言されている。今回の調査研究事業とあわせて整理すると以下のようになる。

１．意思疎通支援者養成・派遣事業での養成事業については、第３節に見るように、現状の手話通訳者や要約筆記者と同程度の数を確保することが必要として、政令指定都市、中核市、障害保健福祉圏域での養成事業の実施が求められる。（詳しくは第４節）
　派遣事業については、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業と同等の事業とする。
２．家族や関係者への研修事業としては、10 時間～20 時間の入門研修、その後の定期的な研修の実施が考えられる。（イメージは高齢者の「家族介護セミナー」 詳しくは第４節）
３．IT 機器の活用については、既存のものについては、利用・活用のための周知に取り組むことが必要である。その場合、公的な助成が求められる。「気持ちを読みとってくれる機械」、ニーズでは「不明瞭な発語を聞き取ってくれる機械」とあったが、これらは機器の開発を待たなければならない。
４．意思疎通支援情報・相談・研修センターの設置については、意思疎通支援ニーズが聴覚障害者を含む他の障害者に広がることから、依頼件数・派遣件数の爆発的な増加が見込まれる。人口８万人～ 15 万人の市で 7,000 人の障害者のうち障害者（1,400 人）が月５回の意思疎通支援者の派遣を依頼するとしたら、年間 84,000 件となる。ただし、聴覚障害者の場合は平均すると１人年１件の手話通訳派遣を利用しているという実績がある。これをもとに、１人が年１回、意思疎通支援者の派遣を依頼した場合、1,400 件の派遣件数が見込まれる。（第３節参照）

人口８万人～15 万人の市で年間 1,400 件という数字は、１人が年１回利用するという最低限の数値であるが、現状の都道府県聴覚障害者情報提供施設（手話通訳者派遣 1,000 件～1,500 件、要約筆記者派遣 150 件～600 件）に匹敵し、現在の市町村の派遣実績（８万人～15 万人規模の市で手話通訳者派遣 500 件、要約筆記者派遣 20 件）の体制では依頼の受付と派遣調整の業務は困難である。

これに対応していくための事業としては、都道府県・政令指定都市設置の「障害者情報提供施設」と、中核市・障害保健福祉圏域設置の「障害者情報提供施設」（仮称）の設置が望まれる。

＊中核市・障害福祉圏域設置の「障害者情報提供施設」の職員基準
　５人から 10 人：所長、事務（長）、派遣調整担当者、意思疎通支援者、相談支援者
＊中核市・障害福祉圏域設置の「障害者情報提供施設」の意思疎通支援事業の内容
　意思疎通支援者の派遣コーディネート、養成、登録、研修、意思疎通支援者に対する相談、助言、市民や事業者向けの相談、啓発・研修、啓発資料・教材の製作、機器の貸し出し等の職務を行う。
＊社会福祉法第 28 条では、視聴覚障害者情報提供施設を含む社会参加施設を市町村が「都道府県知事に届け出」て「設置することができる」とある。

第２節　意思疎通支援者の概念と役割の整理

第２節では「意思疎通支援者」の概念と役割を整理する。

「意思疎通支援者」の概念は、以下のように整理する。

①　現在、聴覚障害者（ろう者、難聴者・中途失聴者、盲ろう者）に対して通訳を行う者は意思疎通支援者と定義づけられる。

②　この場合、厚生労働省の定めるカリキュラムによる養成講座を受け、認定試験合格の後、登録を行う。（盲ろう者向け通訳・介助員の場合は所定の養成講座受講後登録）

③　聴覚障害者以外の意思疎通支援者についても厚生労働省の定めるカリキュラムが必要で、これに基づく養成講座を受講後、登録を行った者を「意思疎通支援者」とする。

④　障害種別によって、意思疎通支援ニーズや支援方法が違うので、すべての障害者への「意思疎通支援者」とするのではなく、障害種別単位の「意思疎通支援者養成カリキュラム」が必要となる。（第４節で見るように各障害種別の知識と障害者理解、障害当事者を交えた技術講習と共通科目が設定される。）

⑤　意思疎通支援者は、手話通訳等事業と同じく、登録型と設置型の２種類とする。

　１　登録意思疎通支援者　　２　設置意思疎通支援者

⑥　意思疎通支援者派遣事業は既存の平成 25（2013）年に通知された「意思疎通支援事業実施要綱」の内容と同等とする。意思疎通支援者はこれに基づいた業務を行う。（第２部「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」「意思疎通支援事業実施要綱」参照）

第３節　意思疎通支援者の数的確保（推測値）

障害者総合支援法・意思疎通支援事業において、意思疎通支援者派遣事業は市町村が中心に担う。（都道府県は広域派遣、専門領域の派遣を担い、市町村事業では困難な部分を補う）

ここでは、人口８万人～15 万人規模の市をモデルに、意思疎通支援者の数を推計する。

①　身体障害者、知的障害者、精神障害者は、一次調査で人口８万人～15 万人の自治体で平均約 7,000 人が在住している。

②　二次調査では、重度障害者のうちの 40％が意思疎通支援を受けたいとしている。障害者人口からすると重度障害者は約 50％を占める。重度障害者の 40％というのは、障害者全数の 20％であり、7,000 人の障害者のうち 20％の 1,400 人に意思疎通支援者の派遣利用ニーズがある。一人１ヶ月あたり５回程度の意思疎通支援者の派遣を希望する場合、

　1,400 人×５回×12 ヶ月＝84,000 件

現実的には、自分で会話・情報のやりとりをする場合もあるし、家族の支援や役所職員、施設職員の支援を受ける場合もある。また障害者が利用する団体や事業所の窓口対応で職員の対応が合理的である場合もある。そうであれば、意思疎通支援事業の利用実数は少なくなると見込まれる。

ちなみに人口８万人～15 万人の手話通訳者・要約筆記者の年間派遣件数は 500 人の聴覚障害者に対して約 600 件であった。一人あたりにすると年間１回程度の利用となっている。

③　聴覚障害者の意思疎通支援者派遣事業の利用状況を参照して、意思疎通支援ニーズのある障害者が、１人年１回意思疎通支援者を利用とした場合、約 1400 件の派遣件数となると推計した。

次に、意思疎通支援者の数はどれほど必要となるであろうか。

ちなみに人口８万人～ 15 万人の登録手話通訳者は現在平均 25 人。一次調査では、現員の 1.7 倍の通訳者が必要だとされた。そうであれば、実数でみると 43 人の手話通訳者が必要とされる。

④　手話通訳者を含めた意思疎通支援者全体の数を計算すると、人口８万人～15 万人の市において、約 100 人～120 人の意思疎通支援者数*が必要となる。

＊現状の手話通訳者 25 人が年間 600 件の派遣を担っていることをふまえて算出。

⑤　結論として、人口８万人～15 万人の市で、約 120 人程度の意思疎通支援者が必要となる。

⑥　一方で合理的配慮ということから医療機関、役所、郵便局・銀行等の職員が、研修を受け自ら対応する状況を作っていく取り組みも必要である。

第４節　意思疎通支援者の確保のための意思疎通支援事業のあり方（提言）

【必要とされる意思疎通支援者の数】

聴覚障害者を含む障害者全体において、意思疎通支援ニーズが存在すること、日常生活において、そして災害時等の支援ニーズを合わせると、意思疎通支援者の養成は喫緊の課題であると言える。

それらを勘案した場合、第３節でみたように意思疎通支援者は人口８万人～ 15 万人あたり約 120 人が必要である。

意思疎通支援者の種類	人数の目安（モデル）
○手話通訳者	40 人
○要約筆記者	20 人
○盲ろう者向け通訳・介助員	5 人
○その他の障害者を支援する意思疎通支援者	55 人

（手話通訳者派遣事業の実態としては、登録者のうち実働できる者の割合は３割である。これを敷衍すれば、120 人のうちの３割、約 40 人程度が実際に日々の派遣業務にあたればよい、ということになろう。しかし、市町調査、聴覚障害者情報提供施設調査にみるように現場で派遣調整を行う立場としては、実働者３割では、今後の意思疎通依頼の増加を勘案したとき、量・質ともに不十分ということで、1.5 倍から２倍程度の実数を確保したいということであった。意思疎通支援者 120 人の確保は、現実的な数字と言える。）

年間 1,400 件の派遣依頼を 120 人が担当すると、単純に計算すると１人あたり年間 12 回派遣されることになる。実際は、登録していても諸々の事情により活動できない意思疎通支援者もあることから、１人の意思疎通支援者が、「年 12 回」の数倍の派遣を担うことも考えられる。

一方で、効率的な派遣事業を考えたとき、１人の意思疎通支援者が、複数種類の障害者の意思疎通支援を担うことを可能とし、１人週に数回、派遣依頼を受ける形態があってもよい。その場合、以下の確認が必要である。

＊意思疎通支援者は、必要な養成・研修を受ければ複数の障害種別の意思疎通業務にあたれることとする。

＊意思疎通支援者は、他の市町村及び県域にも登録して業務を行うことができるが、頸肩腕症候群などの心身の健康状態に留意する必要がある。主に業務を行う自治体において、健康診断・健康指導を受けること。

【意思疎通支援者の養成カリキュラムと養成システム】

現在、厚生労働省の示すカリキュラムに沿った、90 時間～100 時間で行われる「手話通訳者養成事業」や「要約筆記者養成事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」が行われている。聴覚障害者を除く障害者の意思疎通支援者の養成については、これが参考となる。

また、聴覚障害者以外の意思疎通支援者養成事業については、一次調査で示された「点訳奉仕員養成事業（点字講習会、点字ボランティア養成事業）」、「朗読奉仕員養成講座」、「失語症会話パートナー養成講座」などのカリキュラム等を参照して「厚生労働省　意思疎通支援者カリキュラム」の新たな

策定と実施が求められる。

（既存の手話通訳者等の養成カリキュラムは、第２部資料編「意思疎通支援者養成カリキュラム比較一覧」参照）

本調査事業では、意思疎通支援者養成カリキュラムの策定までは事業対象としていないので、意思疎通支援者養成カリキュラムの策定は、次年度以降の調査研究事業に委ねたいが、効率的な人材養成を行うためには、以下を提案したい。

［1．共通科目と専門科目の設定］

①意思疎通支援共通科目課程、②各障害種別意思疎通支援専門科目・実技科目課程を設定する。

①意思疎通支援共通科目課程は、意思疎通支援者を目指す者が受講する科目とする。共通科目受講終了後、②各障害種別意思疎通支援専門科目・実技科目の課程に進む。（あるいは①と並行しながら②を受講する。）

意思疎通支援者養成事業のカリキュラムのイメージ（案）

①　意思疎通支援共通科目課程

意思疎通支援者養成 共通講座 20 時間	障害者福祉の基礎知識　社会福祉援助の基礎知識 ことばの仕組み　意思疎通支援制度と事業 意思疎通支援の方法　意思疎通支援者の心構え（倫理） コミュニケーション論　など

②　各障害種別意思疎通支援専門科目・実技科目課程

手話通訳者養成講座 60 時間～70 時間	現行養成講座の実技・実習部分　＋聴覚障害者福祉論 手話通訳のあり方　など ＊手話通訳者養成講座を受講する者は、手話奉仕員養成講座の修了あるいはこれと同程度以上の手話での会話能力を有すること。
要約筆記者養成講座 60 時間～70 時間	現行養成講座の実技・実習部分　＋聴覚障害者福祉論 要約筆記のあり方　など
盲ろう者通訳・介助員養成講座 60 時間～70 時間	現行養成講座の実技・実習部分 ＋視覚障害者・聴覚障害者福祉論　盲ろう者概論 通訳・介助員の心構えと倫理
失語症者意思疎通支援者養成講座 60 時間～70 時間	・失語症の理解　・失語症者の福祉・支援制度・事業 ・失語症者の意思疎通支援法　・失語症者意思疎通支援実技・実習
知的障害者・発達障害者意思疎通支援者養成講座 60 時間～70 時間	・知的障害・発達障害の理解　・知的障害者福祉論 ・発達障害者福祉論　・知的障害者の意思疎通支援法 ・発達障害者の意思疎通支援法 ・知的障害・発達障害意思疎通支援実技・実習

難病・重度障害者意思疎通支援者養成講座 60 時間～70 時間	・難病者・重度障害者の理解 ・難病者・重度障害者の福祉・支援制度・事業 ・難病者・重度障害者の意思疎通支援法 ・難病者・重度障害者の意思疎通支援機器の理解と使用方法 ・難病者・重度障害者の意思疎通支援実技・実習

視覚障害者意思疎通支援者養成講座 60 時間～70 時間	点訳者養成コース：点字の読み方練習　点字器の使用方法 点字概論　語の書き表し方　分かち書き　視覚障害者福祉論 視覚障害者支援方法　点訳者のあり方　など
	音訳者養成コース：音声表現実習　音訳ボランティア活動 発声・発音の基礎　音訳者のあり方　など

［２．複数の障害者の意思疎通支援を行う場合の共通科目課程の履修免除］

意思疎通支援共通科目課程を修了しているものが、複数種別の障害者への意思疎通支援者として登録し支援を行う場合は、共通科目課程の履修は免除する。

［３．大学等で共通科目・専門科目・実技科目を履修した者、資格を有する者への受講科目免除］

今後、大学等高等教育機関での意思疎通支援者養成教育が行われることが期待される。これらの養成課程に所属している者が意思疎通支援者になろうとする場合、大学等で履修した科目で共通科目・専門科目に該当する科目があれば、これについての受講を免除する。

また、福祉系、医療系、心理学系、教育系等の資格養成課程で学び、資格取得した者が意思疎通支援者となる場合も期待したい。例えば、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、保育士、看護師、医師、特別支援学校教員等の有資格者、介護職員初任者研修修了者等である。これらの有資格者についても、意思疎通支援者になろうとする場合、大学等で履修した科目で共通科目・専門科目に該当する科目があれば、これについての受講を免除する。

［４．通信課程による履修］

共通科目課程 20 時間、専門科目・実技科目 60 時間～70 時間については、講座形式（講座のたびに通い一同会して受講する）での開講が望ましいが、それぞれの半分程度の時間は在宅学習とする通信制形式（スクーリング形式）の課程を設けることも可能とする。

（介護職員初任者研修の通信制の教育課程参照）
参考：介護職員初任者研修カリキュラム

科目	通信形式で実施できる上限時間	合計時間
１．職務の理解	0 時間	6 時間
２．介護における尊厳の保持・自立支援	7.5 時間	9 時間
３．介護の基本	3 時間	6 時間
４．介護・福祉サービスの理解と医療の連携	7.5 時間	9 時間
５．介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
６．老化の理解	3 時間	6 時間
７．認知症の理解	3 時間	6 時間
８．障害の理解	1.5 時間	3 時間
９．こころとからだのしくみと生活支援技術	12 時間	75 時間
10．振り返り	0 時間	4 時間
合計	40.5 時間	130 時間

［５．テキスト・教材の開発］

共通科目課程のテキスト・教材、専門科目・実技課程のテキスト・教材について、開発する。その場合、在宅学習ができるテキスト・教材も開発する。

手話通訳者養成課程、要約筆記者養成課程では、既存の養成テキスト・教材を利用するが、さらに在宅学習ができるような教材開発を行う。

［６．指導者養成・確保］

共通科目課程、専門科目・実技課程において、指導者の確保は重要である。実技については、有資格の者が指導者養成研修を受けて担うことが可能である。

講義科目では必ずしも適切な講師が得られない（見つからない）場合がある。その場合は、DVDやIT機器活用に置き換えても可とする。

［７．意思疎通支援事業の実施］

①　意思疎通支援者派遣事業

意思疎通支援事業の派遣事業は、市町村単位または広域（障害者福祉圏域）での実施が望まれる。

＊聴覚障害者以外の障害者からの意思疎通支援派遣依頼があったとき（人口８万人～15万人の市で年間1,400件と推計）、それに対応できる体制が必要となる。複数の派遣調整を行う職員の配置と、120人の意思疎通支援者の確保が必要となる。

→市町村単位または広域（障害福祉圏域）で設置する「意思疎通支援者派遣センター（仮称）」、または「障害者情報センター（仮称）」が必要である。

＊今後、遠隔手話通訳システム（遠隔意思疎通支援システム）の導入が進むが、これは意思疎通支援の補完的なものであり、対面での通訳が必要な人、場面がある。聴覚障害以外の障害者でも遠隔意思疎通支援システムが利用できる人、場面もあるが、対面での意思疎通支援でなければ意思疎通できない人、場面があることに留意する。

都道府県では、引き続き現在意思疎通支援事業として行っている広域派遣・調整、専門性の高い分野の派遣を担う。ただし、都道府県はそれぞれ広いので、広さに応じて複数カ所の「○○県△△地域意思疎通支援センター」､あるいは「○○県△△地域障害者情報提供センター」が必要である。そして、このセンターは、事業を行うとき、近隣の市町村との連携が重要となる。

②　意思疎通支援者養成・研修事業

人口８万人～15万人の地域で120人の意思疎通支援者が必要とするならば、都道府県単位であれば数千人の意思疎通支援者が必要となり、養成されなければならない。

現状の手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の多くは、20人定員で養成事業が行われている。

また、手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業の講座が都市部で行われることが多いことから、通訳者が都市部に偏在し、周辺地域あるいは都市部から離れた地域には通訳者がいない、少ない状況がある。（一次調査より）

上記より、県内複数カ所での意思疎通支援者養成事業・養成講座が実施されなければ、到底必要な人材の確保はできない。

望まれるのは市町村単位であるが、市町村単位では上記で見た①意思疎通支援共通科目課程、②各障害種別意思疎通支援専門科目・実技科目課程の運営や指導体制を整備することができないと考えられる。障害保健福祉圏域、あるいは複数の障害保健福祉圏域合同の意思疎通支援者養成事業・養成講座の実施が考えられる。合わせて通信制形式の講座であれば、効率的な養成事業の実施と受講者の確保が見込める。

一方、身近なところで障害者と接する家族、公的機関や事業所の職員、市民向けの研修：意思疎通サポーター養成（研修）事業を意思疎通支援事業として実施する必要がある。

この研修は、意思疎通支援者となる動機づけの機会ともなり、意思疎通支援者養成講座の受講者確保につながるものとなる。

ここでは、共通講座と障害者別の講座のカリキュラムを提案する。

[意思疎通サポーター養成（研修）事業カリキュラム（仮称）（家族、公的機関、事業者等向け）]

【講座種別】	【講座内容】
意思疎通サポーター研修事業共通講座 ３時間	障害者の理解とコミュニケーション 障害者の福祉と社会参加 意思疎通支援の方法

●以下障害種別意思疎通サポーター研修事業●

聴覚障害者を理解する講座 ３時間	聴覚障害の理解　聴覚障害者とのコミュニケーション方法 手話・要約筆記体験　聴覚障害者との交流
失語症者を理解する講座 ３時間	失語症の理解　失語症者とのコミュニケーション方法 失語症者との交流
知的障害者・発達障害者を理解する講座 ３時間	知的障害・発達障害の理解 知的障害者・発達障害者とのコミュニケーション方法 知的障害・発達障害との交流
難病・重度障害者を理解する講座 ３時間	難病者・重度障害者の理解 難病者・重度障害者とのコミュニケーション 難病者・重度障害者との交流
視覚障害者を理解する講座 ３時間	視覚障害者の理解　視覚障害者とのコミュニケーション方法 点訳・音訳体験　視覚障害者との交流

[専門的な意思疎通支援者養成事業]

都道府県の意思疎通支援事業では、専門性の高い内容、場面の意思疎通支援者派遣を行うとある。具体的には、司法通訳や医療通訳、教育通訳、労働通訳、政見放送通訳の場面が考えられる。伝えられる内容が専門的であり、専門用語が使われるので、意思疎通支援者はこれらの領域の知識が求められる。また意思疎通支援者には専門的な対応（専門職倫理：権利擁護、プライバシー及び秘密保護、他の専門職者との協働姿勢や能力、専門職者としての判断力等）が求められる。

その他、テレビ通訳、文化・芸術方面の通訳、旅行案内通訳、政治通訳、商業通訳なども、専門知識・技術が求められる。

専門的な知識・技術が求められる分野で活躍する意思疎通支援者の養成のための研修事業が必要と

なる。

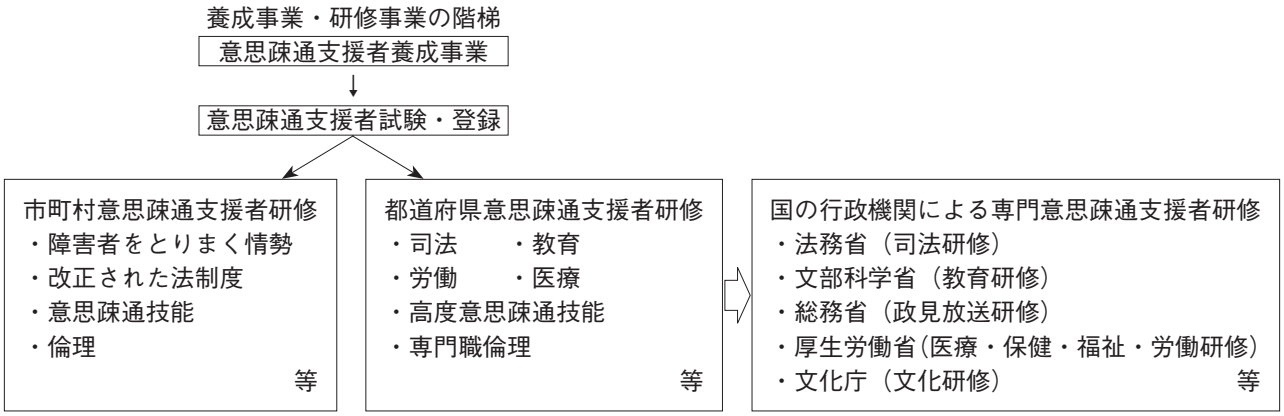

③　意思疎通支援者設置事業の必要性

第１節から第３節でも記述したが、意思疎通支援者の養成事業、派遣事業、研修事業を市町村および都道府県で行う場合、それぞれの自治体に「意思疎通支援者設置事業」が必要となる。行政機関に設置された意思疎通支援者は、上記事業を実施するために、関係機関・団体との連絡調節、行政機関内職員への研修、市民への事業啓発及び研修、事業計画や予算作成等の業務にあたる必要があるからである。

これまで手話通訳設置事業において、設置された手話通訳者が上記の役割・業務を担ってきている。聴覚障害者以外の障害者対象の意思疎通支援を行うときに、依頼件数が数倍化（８万人から 15 万人の市で年間 1,400 件）となった場合、業務量や障害種別の事業展開を考慮すると、複数の意思疎通支援者の設置が求められる。

行政機関に設置する場合の他、本節の［７．意思疎通支援事業の実施］で示したが、「○○県△△地域障害者情報センター」を設立し、団体委託という形で意思疎通支援者を設置することも考えられる。

まとめ

第１章では、一次調査、二次調査、三次調査の結果をまとめ、分析、考察を行った。

本事業の一次調査は、意思疎通支援事業を行っている市町村、聴覚障害者情報提供施設に対して行われた。現在は、聴覚障害者のみに対して意思疎通支援事業（手話通訳事業、要約筆記事業、盲ろう者向け通訳・介助事業）が行われている。現状の事業においては、派遣依頼件数が 10 年間で 1.5 倍から３倍程度に増えていること、一方、手話通訳者、要約筆記者等の現員が不足し、現員の 1.5 倍から２倍程度の意思疎通支援者が必要であることが示された。

今後、意思疎通の困難を抱える他の障害者（視覚障害者、肢体不自由者、知的障害者、精神障害者等）への意思疎通支援を広げる場合、依頼件数の見通し及び意思疎通支援者の必要数については、最低限度の数値として、「人口８万人～15 万人規模の市で年間 1,400 件の依頼件数、120 人の意思疎通支援者」を示した。これを行えるような事業・体制が必要であるし、意思疎通支援者養成事業の実施が求められる。

本事業の二次調査は、意思疎通に困難がある障害者（主に重度障害者）70 人に対して、意思疎通の困難な状況と、求める意思疎通支援について調査した。40％が意思疎通支援事業を利用したいと回

答があった。障害種別によって意思疎通支援の内容、意思疎通支援者に求められる知識・技術が違っているが、共通するものもある。このニーズに応える意思疎通支援者の養成・確保が課題となっている。一方、家族や事業所の職員がインフォーマルな意思疎通支援、業務に付随して行う意思疎通支援が行われている実態もわかった。これらの人々及び市民に対して、障害理解研修と意思疎通支援研修の実施も必要とされているとまとめた。

本事業の三次調査は、意思疎通に困難がある障害者を種別ごと、訪問調査・面談により（６障害種別計 21 人）、意思疎通の困難な状況と、求める意思疎通支援について調査した。障害種別により意思疎通支援のニーズが違う部分が見られるが、共通するものとしては、話したい、伝えたいという気持ちはそれぞれの障害者が持っていること、それを周囲の人々にうまく伝えられないことの理解と、それぞれの意思疎通の障害を理解してほしいことがあげられる。その上でゆったりとお互いが理解しあえるよう会話ができることを望んでいる。これらの対応は、家族であったり、利用事業所の職員、役所等の職員、ホームヘルパーやガイドヘルパー、利用する公共機関や店等の職員に求められる。また、意思疎通において家族の支援が大きいが、自立という観点から、またプライバシー保護の観点から、専門の意思疎通支援者の必要性が見られた。総合的には、意思疎通を心理的負担なくできる環境づくりも重要となっていることが示された。IT 機器や意思疎通を補助する機器の開発にも期待する声もあった。

第２章では、調査結果をふまえ、意思疎通支援者養成事業の実施に向けて、障害者の意思疎通支援のニーズ、意思疎通支援者の役割、意思疎通支援者の数的確保、意思疎通支援者確保のための養成事業のあり方について第１節から第４節にまとめた。

第１節では、意思疎通支援ニーズとして、障害者人口の 20％程度に意思疎通支援ニーズが存在すると推計した。

このうち聴覚障害者については、すでに意思疎通支援事業として派遣件数が増加していること、その反面、手話通訳者等が不足している状況で、現員の 1.5 倍～２倍の通訳者の確保が求められている。他の障害者については、人的な支援ニーズとあわせて会話補助装置等機器による支援ニーズが必要とされているとまとめた。

第２節では、意思疎通支援者の概念としては、厚生労働省の定めるカリキュラムによる養成講座を受け、認定試験合格の後、登録を行う者とした。意思疎通支援者の役割は、平成 25（2013）年「意思疎通支援事業実施要綱」に示されている内容と同じとする。

聴覚障害者以外の意思疎通支援者についても厚生労働省の定めるカリキュラムが必要で、これに基づく養成講座を受講後、登録を行った者を「意思疎通支援者」とする。

第３節では、意思疎通支援者の数的確保（推測値）として、人口８万人～15 万人の市で年間 1,400 件の意思疎通派遣依頼が出されるとして、登録された意思疎通支援者は 120 人が必要とされるとした。120 人の意思疎通支援者の内訳は、手話通訳者 40 人、要約筆記者 20 人、盲ろう者向け通訳・介助員５人、その他の障害者を支援する意思疎通支援者 55 人である。

第４節では、意思疎通支援者の確保のための意思疎通支援事業のあり方を提言した。聴覚障害者への意思疎通支援者である手話通訳者や要約筆記者の平均年齢は 50 歳代半ばで、高齢化（それに付随して家族介護、本人の病気等）により実働者が 30％と限られている。資格を持つが実働できていない者へ、実働できる条件整備が必要であるが、一方で早急な養成事業の実施が必要である。特に 20 歳代、30 歳代の年代層が養成事業を受け、他の年代層と同等に派遣事業を担いうる状況を作ってい

く必要がある。

他の障害者への意思疎通支援者はこれから養成していかなければならないという喫緊の課題となっている。各市町村で必要数を確保していくためには、市町村単位での養成事業の実施が望ましいが、現実的には指導体制や運営体制を整えるのは困難である。当面は、都道府県が要請事業を担うとしても、５年後には、中核市や障害保健福祉圏域単位での養成事業の実施が実行に移されなければならない。

意思疎通支援者養成事業カリキュラムは手話通訳者養成カリキュラムや要約筆記者カリキュラムに準じて 90 時間～100 時間とするが、そのうち 20 時間程度は共通科目・課程、60 時間～70 時間は障害種別に分かれた専門科目・実技科目課程とした。

効率的に養成事業を行い、人材確保を進めるために、①他の障害の意思疎通支援者となる場合は、共通科目の受講は免除される、②共通科目・専門科目・実技科目において大学等で該当する履修した科目がある場合はそれが免除される、③通信課程形式の導入、④テキスト・教材の開発、⑤指導者養成・確保を挙げた。また、大学等の養成課程の導入についても提起した。

都道府県意思疎通支援事業として担う、司法や労働、医療、教育等の領域で専門的な意思疎通支援を行う意思疎通支援者については、現任研修事業の実施で確保することとした。

家族や事業所等の職員、市民が意思疎通サポーターとして、障害者との会話をサポートするための、意思疎通サポーター養成事業は、共通科目と障害種別科目を６時間～10 時間履修することとした。

最後に、意思疎通支援者設置事業を提起しているが、派遣事業を中心としながらも、養成事業、研修事業、その他関連事業を行っていく上で、意思疎通支援者の設置は必要である。

◎以下に一次調査、二次調査、三次調査の結果の各文章で考察したものの概略を示す。

一次調査の結果についての考察

*考察１～７は市町村の回答結果についての考察

【考察１】　手話奉仕員養成事業の未実施自治体がある。単独でできない場合、複数の自治体での広域事業で実施できるようにする。

【考察２】　市町村で手話通訳者が不足すると回答は 80％～90％。1.3 倍～1.9 倍の人員が必要とされる。

【考察３】　市町村で要約筆記者が不足すると回答は 70％～90％。1.2 倍～2.9 倍の数が必要とされる。盲ろう者向け通訳・介助員は 1.1 倍～2.2 倍の数が必要とされる。

【考察４】　手話通訳者の設置事業では、手話通訳者の確保が困難という回答がある。非正規という身分では応募がない。小さい町・村では単独設置は困難とあるので広域設置が求められる。

【考察５】　手話通訳者派遣件数が、この 10 年間で 1.5 倍～３倍増加している状況が見られる。一方、手話通訳者の高齢化等で実働できる手話通訳者が減少している。早急な人材育成と確保が求められている。

【考察６】　要約筆記者も手話通訳者と同様依頼件数は増えているが、人材の不足、実働できる者の減少が見られ、早急な人材育成と確保が求められている。

【考察７】　盲ろう者向け通訳・介助員も同様人材の不足がある。一方で事業の周知が不足し利用が進まない状況が見られる。

*考察８～ 13 は都道府県・政令指定都市の聴覚障害者情報提供施設の回答結果についての考察

【考察８】　都道府県の手話通訳者派遣事業において、手話通訳者の数が十分との回答は０であった。

また現員の 1.5 倍～2.0 倍の数が必要と回答された。手話通訳者養成事業の拡充による修了者、手話通訳者試験合格者を増やし毎年 20 人～40 人の新規登録者を確保する必要がある。

【考察９】　都道府県の要約筆記者と盲ろう者向け通訳・介助員も、手話通訳者と同様、現状の数で十分との回答は０であった。現員の要約筆記者から 1.4 倍～2.9 倍の数が必要、盲ろう者向け通訳・介助員で 1.2 倍～2.6 倍の数が必要と回答されている。

【考察 10】　都道府県の設置手話通訳者については、制度化されていない。設置されている手話通訳者の場合でも身分が非正規であり、このような労働条件から後継者が確保できない。設置手話通訳者の制度化と身分保障が課題である。

【考察 11】　都道府県において、手話通訳者派遣件数が、この 10 年間で 1.1 倍～1.9 倍に増加している。手話言語条例や障害者差別解消法等の影響もあり増加している。規模の小さい県では毎年 10 人～15 人、規模の大きな県では 20 人～30 人の登録手話通訳者の確保が必要である。

【考察 12】　都道府県の聴覚障害者情報提供施設での要約筆記者の派遣件数が 10 年前に比べて 1.5 倍～2.4 倍増加しているという状況が見られる。現員の 1.4 倍～2.9 倍の人員が必要であると回答がされた。高齢化や自身の病気、家族介護、就労等で辞めていく者の数を勘案し、毎年 10 人の合格者・新規登録者が必要である。

【考察 13】　盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業・登録事業・派遣事業は、ほとんど都道府県で行われているが、人材不足であるとの回答が大半であった。毎年 10 人程度の養成講座修了者が必要とされる。

二次調査の結果についての考察

【考察 14】　障害種別により意思疎通の困難は特徴が見られる。①発話・発信が困難な障害、②話されたこと（書かれたこと）の理解が困難な障害、③発話・発信、話されたことの両方とも理解が困難な障害と整理できる。

【考察 15】　困難度が高い場面の多く（１役所での相談場面、２郵便局・銀行の受付、３買い物先、３役所の受付、４病院での診察等）は、たまに、あるいは時々利用する場面であり、「話す相手と話し慣れていない」場面でもある。日常的に利用する場面は、その職員が障害の理解と障害者とのコミュニケーション方法・技術を理解し習得することで意思疎通がスムーズになると考えられる。一方、利用頻度が少ない場面では、職員の意思疎通技術の研修と合わせて意思疎通支援者の利用が考えられる。

【考察 16】　非常時や災害時には、障害者はさまざまな情報が適宜入手できるよう意思疎通支援が必要となっている。現場スタッフ及び意思疎通支援者による支援が必要。

【考察 17】　意思疎通支援の経験は、家族による支援が多数を占めた。他のインフォーマルな支援として、１福祉事務所の職員、２知人・友人、３ヘルパー、４福祉事務所の相談員等があげられた。ボランタリーな意思疎通支援（知人・友人）、あるいは業務や職務に付随する行為としての意思疎通支援（福祉事務所職員・相談員、ヘルパー）が行われている。これらの人々の意思疎通支援技術の向上とあわせて、専門知識・技術を持つ意思疎通支援者による支援が必要となる。

【考察 18】　考察 14 で見た①～③に対応する支援として、障害者からの話を受けとめる姿勢、方法と、障害者に話しかけるときの話し方、方法がある。またプライバシーの保護は意思疎通支援者にとって重要な責任である。

【考察 19】　意思疎通支援機器としては、①障害者の発話を補う機器と、②話されたあるいは文字で表されたものを障害者が理解できるようにする機器に分類できる。機器の開発と公費による給付・貸与が求められる。

【考察 20】　意思疎通支援事業について、意思疎通に困難のある約 40％の障害者が利用の意思を有している。このニーズを換算すると「人口８万人～15 万人の市を想定すると年間 1,400 件」の意思疎通支援依頼件数となり、これに対応できる事業・体制が必要となる。

【考察 21】　意思疎通支援者の派遣範囲は、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（厚生労働省平成 25（2013）年３月）に基づいて実施されること。

三次調査の結果についての考察

【考察 22】　聴覚障害：聞こえないことの困難についての理解が、周囲の人々に不足している。信頼関係がないとコミュニケーションはとれないので、手話通訳者の支援は重要である。緊急時や夜間の手話通訳利用は現状では困難があり、制度的な整備が求められる。手話通訳者の数が足りないことで、通訳利用が制限される面があり、手話通訳者の育成が課題である。

【考察 23】　高次脳機能障害：話したいにも関わらず、「話せない・伝わらない」という場面が多くある。身体的な介護の必要性が優先されることで、意思疎通への配慮や支援がなされにくい面がある。周囲の理解が求められているし、意識的な意思疎通支援が求められている。

【考察 24】　身体障害・脳性麻痺：障害のため発語ができないために、会話補助装置を使用しているが、入力に時間がかかったり、入力文字数に制限があったり、音量が小さかったり、太陽光の下では文字ディスプレイが見られなくなる等、機器の限界や機器操作の限界が多く指摘された。機器の改良と公的な支給が求められている。また、周囲の理解が不足していることから、聴覚障害者や知的障害者に間違えられることもあり、障害の理解と意思疎通環境の整備が求められる。

【考察 25】　知的障害：自分の考えを伝えることはできるが、相手や周囲のことに配慮した発言ができず、誤解を受けたり、トラブルが発生している。障害を理解したうえでコミュニケーションをとれるような環境づくりが職場全体で取り組まれることが望ましい。また、同じ障害をもつ人同士で交流ができる余暇活動に参加できるような機会を設けることも大切だと考える。

【考察 26】　精神障害：自分のことを他者に分かってもらいたいという気持ちがたくさんあるが、一方で他者に話しにくいという面もある。社会への適合という課題を持っている人々であるが、多数でなくても、いつでも自分を受けとめてくれる人の存在が求められている。

【考察 27】　視覚障害：点字の重要性と、視覚障害の理解が訴えられた。必要な支援としては①駅などの掲示板などを下方の位置にもつける、②障害者差別解消法施行との関連からも、役所や企業の文書は、点字やテキストデータを希望する方に点字データの資料を用意できるようにすることがあげられた。家族の支援が多くあるが、自立の観点から、支援者による支援（そのための支援者の養成）や IT 機器の活用などが求められる。

第2部

資料編：意思疎通支援事業実態調査および意思疎通支援ニーズ調査結果

一次調査票

平成 28 年 10 月 1 日

市町村障害者福祉担当課御中

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長　石野富志三郎
意思疎通支援者養成研究事業検討委員会
委員長　小中栄一

厚生労働省補助「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業」
「意思疎通支援者養成研究事業」アンケートへのご協力のお願い

平素は、障害者地域生活支援事業・意思疎通支援事業の実施につきましてご高配をいただき誠に有難うございます。

このたび一般財団法人全日本ろうあ連盟は、厚生労働省補助事業「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業・意思疎通支援者養成研究事業」として、「意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究」を実施する運びとなりました。

本事業は、意思疎通支援を要する障害者である、聴覚障害者、視覚障害者、音声機能/言語機能障害者(全身性身体障害、重度心身障害、高次脳機能障害による言語障害含む)、知的障害者、発達障害者に必要な、意思疎通支援従事者の計画的な養成・確保の水準を明らかにすることを目的として実施します。また、本事業の成果は、都道府県における障害者福祉計画意思疎通支援従事者の養成・確保の数値目標策定及び養成・確保の実施に寄与するものです。ご多忙の折恐縮ですが、添付した「意思疎通支援事業実績調査票」への記入及び返送のご協力をお願いします。

調査期間　平成 28 年 10 月 1 日から 10 月 30 日
調査票の返送方法・期日　添付した返信用封筒にて、最終 10 月 30 日必着で返送ください。

*調査票を電子ファイルで記入し、インターネットで返送することを希望される場合は、下記メールアドレスまで「調査票ファイル希望」と記して請求ください。折り返し調査票ファイルを送信いたします。記入後、下記メールアドレスまで返信ください。

*または、下記 URL から調査票ファイルをダウンロードして、記入後、下記メールアドレスまで返信ください。

事業連絡先　〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F
一般財団法人全日本ろうあ連盟　TEL03-3268-8847　FAX03-3267-3445
e-mail　iss@jfd.or.jp　URL　http://www.jfd.or.jp/iss
担当　瀬川、多田、杉田

【A】市町村調査　意思疎通支援事業実績調査

１基礎調査項目

市町村名			
所在地	〒　－		
回答担当部署名			
回答者氏名		電話番号	
e-mail			

○自治体の人口　　人　　平成 28（2016）年３月現在

２障害のある人々の数（各手帳所持者数）

＊推移を見るために平成 17 年度、平成 27 年度の数値を記入下さい。

		平成 17(2005)年	平成 27（2015）年
身体障害者手帳所持者	視覚障害		
	聴覚･平衡機能障害		
	音声・言語・そしゃく機能障害		
	肢体不自由		
	内部障害		
療育手帳所持者			
精神保健福祉手帳所持者			
障害者手帳所持者合計数			

３意思疎通支援事業（障害者総合支援法・地域生活支援事業）の実施状況

3-1 意思疎通支援事業を実施して　　いる　　いない

■「いない」　と回答した場合、項目５へお進み下さい。
■実施していない場合　その理由をお書き下さい。

3-2 意思疎通支援事業・養成事業の実施状況

＊平成 27（2015）年度の実績で回答ください。

	実施状況	実施の場合修了者人数	実施していない場合その理由
手話奉仕員養成事業	あり　なし		
手話通訳者養成事業	あり　なし		
要約筆記者養成事業	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員養成事業	あり　なし		

■その他意思疎通支援事業として、意思疎通支援者（知的障害者、精神障害者、言語障害者向け意思疎通支援者養成）（触手話、指点字、代読、代筆等視覚障害者向け意思疎通支援者養成）の養成事業の実施があれば、記入下さい。

3-3 意思疎通支援事業・設置事業の実施

	実施状況	実施の場合設置者数	実施ない場合その理由
手話通訳者設置事業	あり　なし		
要約筆記者設置事業	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員設置事業	あり　なし		
（　　）者設置事業	あり　なし		
（　　）者設置事業	あり　なし		

3-4 意思疎通支援事業・登録試験・登録者の状況

	登録事業の実施状況	登録試験の実施状況（都道府県試験活用の場合はあり）	累計登録者の数（平成 28(2016)年 9 月現在）	比較：平成 17(2005)年度の累計登録者数
手話奉仕員登録事業	あり　なし	あり　なし		
手話通訳者登録事業	あり　なし	あり　なし		
要約筆記奉仕員登録事業	あり　なし	あり　なし		
要約筆記者登録事業	あり　なし	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員登録事業	あり　なし	あり　なし		
（　　）者登録事業	あり　なし	あり　なし		
（　　）者登録事業	あり　なし	あり　なし		
（　　）者登録事業	あり　なし	あり　なし		

3-5

意思疎通支援事業・派遣事業の実施

	派遣事業の実施状況	派遣件数（平成 27(2015)年度分	比較：平成 17(2005)年度派遣件数
手話奉仕員派遣業	あり　なし		
手話通訳者派遣事業	あり　なし		
要約筆記奉仕員派遣事業	あり　なし		
要約筆記者派遣事業	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員派遣事業	あり　なし		
（　　）者派遣事業	あり　なし		
（　　）者派遣事業	あり　なし		
（　　）者派遣事業	あり　なし		

４意思疎通支援事業の成果と課題

■以下の質問について、４あてはまる　３ややあてはまる　２ややあてはまらない　１あてはまらない、０回答できない（該当する事業がない）、のどれかに〇を付けてください。

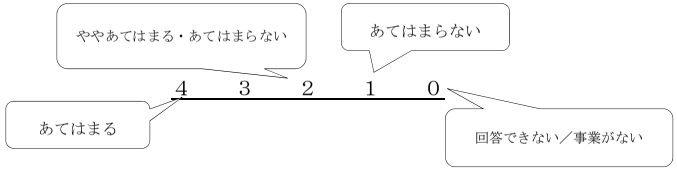

①養成事業について	
手話奉仕員養成事業で近年受講者は増えてきている	4　3　2　1　0
手話通訳者養成事業で近年受講者は増えてきている	4　3　2　1　0
要約筆記者養成事業で近年受講者は増えてきている	4　3　2　1　0
①-1 手話奉仕員及び手話通訳者養成事業について、近年の課題があれば記入下さい。 ①-2 要約筆記者養成事業について、近年の課題があれば記入下さい。	
②設置事業について	
手話通訳者設置事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
要約筆記者設置事業は順調に実施できている。	4　3　2　1　0
盲ろう通訳・介助員設置事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
②-1　手話通訳者設置事業について、近年の課題があれば記入下さい。	
③登録事業について	
手話奉仕員登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
手話通訳者登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
要約筆記奉仕員登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
要約筆記者登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
盲ろう通訳・介助員登録事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者登録事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者登録事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
③-1　手話通訳者登録事業について、近年の課題があれば記入下さい。 ③-2　要約筆記者登録事業について、近年の課題があれば記入下さい。	
④派遣事業について	
手話奉仕員派遣業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
手話通訳者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
要約筆記奉仕員派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
要約筆記者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
盲ろう通訳・介助員派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
④-1　手話通訳者派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。 ④-2　要約筆記者派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。 ④-3　盲ろう通訳・介助員派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。 ④-4　ろう者、難聴者、盲ろう者以外の障害者への意思疎通支援者派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。	

５意思疎通支援者の派遣事業の数的確保について、以下お答え下さい。

＊従来コミュニケーション支援事業としてろう者、難聴者、盲ろう者に対しては、手話話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助者の派遣事業が実施されてきました。障害者総合支援法においては、意思疎通支援事業として、上記３障害者に加えて、心身の機能障害（視覚障害、内部障害、全身性身体障害、重度心身障害、高次脳機能障害等による言語障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等によるコミュニケーション障害）を有する人々への意思疎通支援を行うこととしています。

貴自治体において、今後、意思疎通に困難のある人々への意思疎通支援事業を実施するにあたり、どのように意思疎通支援者を養成、確保、登録し派遣事業を実施していくかについて、検討いただくべく（あるいは障害者福祉計画等で示された数値目標より）、以下質問させていただきますのでご回答下さい。

5-1　ろう者に対する意思疎通支援事業の実施について

■手話通訳者の数は５年後、10 年後を見通して十分ですか。不十分な場合、現状数（　　）人に加え、総数で何人程度手話通訳者が確保できれば良いと考えますか。　　→総数［　　］人程度　　または　　現状で十分

5-2　難聴者・中途失聴者に対する意思疎通支援事業の実施について

■要約筆記者の数は５年後、10 年後を見通して十分ですか。不十分な場合、現状数（　　）人に加え、総数で何人程度要約筆記者が確保できれば良いと考えますか。　　→総数［　　］人程度　　または　　現状で十分

5-3　盲ろう者に対する通訳介助者の数は５年後、10 年後を見通して十分ですか。不十分な場合、現状数（　　）人に加え、総数で何人程度通訳介助者が確保できれば良いと考えますか。→総数［　　］人程度　　または　　現状で十分

5-4　心身の機能障害により言語障害、コミュニケーション障害を有する人への意思疎通支援者は、総数で何人程度あれば、意思疎通支援事業として実施できるでしょうか。　　→総数［　　］人程度

参考：【5-4 についての関連資料】

（厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「意思疎通支援実態調査事業」報告書　全日本ろうあ連盟より）

○「構音障害」、「運動障害」、「難聴」、「難病」、「知的障害」、「発達障害」、「失語症」、「非定形」の 87 人の障害者の回答を得て、以下の課題を整理し、施策の提言が行われた。
○意思疎通支援を専門とする職員の創設－特定の障害に対応する専門職（が必要）
○意思疎通支援・情報・相談・研修センターの設置
○施設、入院・通院時の意思疎通支援事業（の実施）
○支援機器（IT 機器・意思疎通支援機器の開発と活用）
○銀行・役所などの窓口対応（を適切に実施）

平成 28 年 10 月 1 日

都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設御中

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長　石野富志三郎
意思疎通支援者養成研究事業検討委員会
委員長　小中栄一

厚生労働省補助「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業」
「意思疎通支援者養成研究事業」アンケートへのご協力のお願い

平素は、障害者地域生活支援事業・意思疎通支援事業の実施につきましてご高配をいただいております。

このたび一般財団法人全日本ろうあ連盟は、厚生労働省補助事業「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業・意思疎通支援者養成研究事業」として、「意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究」を実施する運びとなりました。

本事業は、意思疎通支援を要する障害者である、聴覚障害者、視覚障害者、音声機能/言語機能障害者(全身性身体障害、重度心身障害、高次脳機能障害による言語障害含む)、知的障害者、発達障害者に必要な、意思疎通支援従事者の計画的な養成・確保の水準を明らかにすることを目的として実施します。また、本事業の成果は、都道府県における障害者福祉計画意思疎通支援従事者の養成・確保の数値目標策定及び養成・確保の実施に寄与するものです。ご多忙の折恐縮ですが、添付した「意思疎通支援事業実績調査票」への記入及び返送のご協力をお願いします。

調査期間　　平成 28 年 10 月 1 日から 10 月 30 日
調査票の返送方法・期日　　添付した返信用封筒にて、最終 10 月 30 日必着で返送ください。

*調査票を電子ファイルで記入し、インターネットで返送することを希望される場合は、下記メールアドレスまで「調査票ファイル希望」と記して請求ください。折り返し調査票ファイルを送信いたします。記入後、同メールアドレスまで返信ください。

*または、下記 URL から調査票ファイルをダウンロードして、記入後、下記メールアドレスまで返信ください。

事業連絡先　　〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F
一般財団法人　全日本ろうあ連盟　　TEL03-3268-8847　FAX03-3267-3445
e-mail　iss@jfd.or.jp　URL　http://www.jfd.or.jp/iss
担当　瀬川、多田、杉田

【B】都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設

意思疎通支援事業実績調査

1 基礎調査項目

聴覚障害者情報提供施設名称			
所在地	〒　－		
回答担当部署名			
回答者氏名		電話番号	
e-mail			

○自治体の人口　　人　　平成 28（2016）年３月現在

２聴覚障害者の数（身体障害者手帳所持者数）

＊推移を見るために平成 17 年度、平成 27 年度の数値を記入下さい。

	平成 17(2005)年	平成 27（2015）年
聴覚･平衡機能障害者		

３意思疎通支援事業（障害者総合支援法・地域生活支援事業）の実施状況

3-1 意思疎通支援事業を実施して　　いる　　いない

■「いない」　と回答した場合、項目５へお進み下さい。

■実施していない場合　その理由をお書き下さい。

3-2 意思疎通支援事業・養成事業の実施状況

＊平成 27（2015）年度の実績で回答ください。

	実施状況	実施の場合修了者人数	実施していない場合その理由
手話奉仕員養成事業	あり　なし		
手話通訳者養成事業	あり　なし		
要約筆記者養成事業	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員養成事業	あり　なし		

■その他意思疎通支援事業として、意思疎通支援者（知的障害者、精神障害者、言語障害者向け意思疎通支援者養成）（触手話、指点字、代読、代筆等視覚障害者向け意思疎通支援者養成）の養成事業の実施があれば、記入下さい。

3-3 意思疎通支援事業・設置事業の実施

	実施状況	実施の場合設置者数	実施ない場合その理由
手話通訳者設置事業	あり　なし		
要約筆記者設置事業	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員設置事業	あり　なし		
（　　）者設置事業	あり　なし		
（　　）者設置事業	あり　なし		

3-4 意思疎通支援事業・登録試験・登録者の状況

	登録事業の実施状況	登録試験の実施状況（都道府県試験活用の場合はあり）	累計登録者の数（平成28(2016)年９月現在）	**比較**：平成17(2005)年度の累計登録者数
手話奉仕員登録事業	あり　なし	あり　なし		
手話通訳者登録事業	あり　なし	あり　なし		
要約筆記奉仕員登録事業	あり　なし	あり　なし		
要約筆記者登録事業	あり　なし	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員登録事業	あり　なし	あり　なし		
（　　）者登録事業	あり　なし	あり　なし		
（　　）者登録事業	あり　なし	あり　なし		
（　　）者登録事業	あり　なし	あり　なし		

3-5 意思疎通支援事業・派遣事業の実施

	派遣事業の実施状況	派遣件数（平成27(2015)年度分	比較：平成17(2005)年度派遣件数
手話奉仕員派遣業	あり　なし		
手話通訳者派遣事業	あり　なし		
要約筆記奉仕員派遣事業	あり　なし		
要約筆記者派遣事業	あり　なし		
盲ろう通訳・介助員派遣事業	あり　なし		
（　　）者派遣事業	あり　なし		
（　　）者派遣事業	あり　なし		
（　　）者派遣事業	あり　なし		

４意思疎通支援事業の成果と課題

■以下の質問について、４あてはまる　３ややあてはまる　２ややあてはまらない　１あてはまらない、０回答できない（該当する事業がない）、のどれかに○を付けてください。

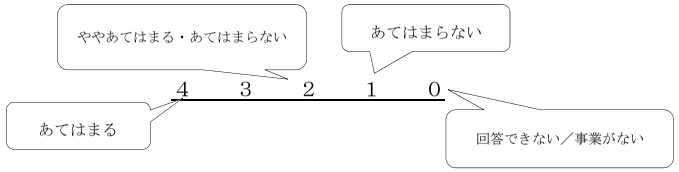

①養成事業について	
手話奉仕員養成事業で近年受講者は増えてきている	4　3　2　1　0
手話通訳者養成事業で近年受講者は増えてきている	4　3　2　1　0
要約筆記者養成事業で近年受講者は増えてきている	4　3　2　1　0
①-1 手話奉仕員及び手話通訳者養成事業について、近年の課題があれば記入下さい。 **①-2 要約筆記者養成事業について、近年の課題があれば記入下さい。**	
②設置事業について	
手話通訳者設置事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
要約筆記者設置事業は順調に実施できている。	4　3　2　1　0
盲ろう通訳・介助員設置事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0

②-1　手話通訳者設置事業について、近年の課題があれば記入下さい。

③登録事業について	
手話奉仕員登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
手話通訳者登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
要約筆記奉仕員登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
要約筆記者登録事業は順調に実施できている（数は足りている）	4　3　2　1　0
盲ろう通訳・介助員登録事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者登録事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者登録事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0

③-1　手話通訳者登録事業について、近年の課題があれば記入下さい。

③-2　要約筆記者登録事業について、近年の課題があれば記入下さい。

④派遣事業について	
手話奉仕員派遣業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
手話通訳者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
要約筆記奉仕員派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
要約筆記者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
盲ろう通訳・介助員派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0
（　　）者派遣事業は順調に実施できている	4　3　2　1　0

④-1　手話通訳者派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。

④-2　要約筆記者派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。

④-3　盲ろう通訳・介助員派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。

④-4　ろう者、難聴者、盲ろう者以外の障害者への意思疎通支援者派遣事業について、近年の課題があれば記入下さい。

５意思疎通支援者の派遣事業の数適確保について、以下お答え下さい。

＊従来コミュニケーション支援事業としてろう者、難聴者、盲ろう者に対しては、手話話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助者の派遣事業が実施されてきました。障害者総合支援法においては、意思疎通支援事業として、上記３障害者に加えて、心身の機能障害（視覚障害、内部障害、全身性身体障害、重度心身障害、高次脳機能障害等による言語障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等によるコミュニケーション障害）を有する人々への意思疎通支援を行うこととしています。
貴聴覚障害者情報提供施設において、今後意思疎通に困難のある様々な人々への意思疎通支援事業を実施するにあたり、どのように意思疎通支援者を養成、確保、登録し派遣事業を実施していくかについて、検討いただくべく、以下質問させていただきますのでご回答下さい。

5-1　ろう者に対する意思疎通支援事業の実施について

■手話通訳者の数は５年後、10 年後を見通して十分ですか。不十分な場合、現状数（　　）人に加え、総数で何人程度手話通訳者が確保できれば良いと考えますか。　　→総数［　　］人程度　　または　　現状で十分

5-2　難聴者・中途失聴者に対する意思疎通支援事業の実施について

■要約筆記者の数は５年後、10 年後を見通して十分ですか。不十分な場合、現状数（　　）人に加え、総数で何人程度要約筆記者が確保できれば良いと考えますか。　　→総数［　　］人程度　　または　　現状で十分

5-3　盲ろう者に対する通訳介助者の数は５年後、10 年後を見通して十分ですか。不十分な場合、現状数（　　）人に加え、総数で何人程度通訳介助者が確保できれば良いと考えますか。→総数［　　］人程度　　または　　現状で十分

【以下は貴聴覚障害者情報提供施設で検討していることがらであれば回答下さい。】

5-4　心身の機能障害により言語障害、コミュニケーション障害を有する人への意思疎通支援者は、総数で何人程度あれば、意思疎通支援事業として実施できるでしょうか。　　→総数［　　］人程度

参考：【5-4 についての関連資料】

（厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「意思疎通支援実態調査事業」報告書　全日本ろうあ連盟より）

○「構音障害」、「運動障害」、「難聴」、「難病」、「知的障害」、「発達障害」、「失語症」、「非定形」の 87 人の障害者の回答を得て、以下の課題を整理し、施策の提言が行われた。
○意思疎通支援を専門とする職員の創設－特定の障害に対応する専門職（が必要）
○意思疎通支援・情報・相談・研修センターの設置
○施設、入院・通院時の意思疎通支援事業（の実施）
○支援機器（IT 機器・意思疎通支援機器の開発と活用）
○銀行・役所などの窓口対応（を適切に実施）

二次調査票

平成 28 年 11 月 9 日

（団体名称）
（代表者名）　　様

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長　石野富志三郎
意思疎通支援者養成研究事業検討委員会
委員長　小中栄一

「市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査」の協力依頼について

平素は、全日本ろうあ連盟の諸事業にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

このたび一般財団法人全日本ろうあ連盟は、厚生労働省補助事業「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業・意思疎通支援者養成研究事業」として、「意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究」を実施する運びとなりました。

本事業は、意思疎通支援を要する障害者である、聴覚障害者、視覚障害者、音声機能/言語機能障害者(全身性身体障害、重度心身障害、高次脳機能障害による言語障害含む)、知的障害者、発達障害者に必要な、意思疎通支援従事者の計画的な養成・確保の水準を明らかにすることを目的として実施します。また、本事業の成果は、都道府県における障害者福祉計画意思疎通支援従事者の養成・確保の数値目標策定及び養成・確保の実施に寄与するものです。

ご多忙の折恐縮ですが、以下の「市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査」へのご協力をお願いします。

●お問合せ先
一般財団法人　全日本ろうあ連盟
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F
TEL　03-3268-8847　FAX　03-3267-3445
e-mail　iss@jfd.or.jp
URL　http://www.jfd.or.jp/
担当　瀬川、多田、杉田

以　上

市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査方法

Ⅰ調査期間　平成 28 年 11 月中旬から 12 月 25 日

Ⅱ調査票　別紙１を参照ください

Ⅲ調査票の配布・回収方法
①配布：貴団体所属の会員の中から 15 人の方に、調査票の電子ファイルをお渡し下さい。
：貴団体の行事等期間中にあれば、手渡しにて配布頂いても結構です。
（郵送ご希望の場合は、別途ご相談させてください。）
：年齢は 10～20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上と、各年代にできるだけ、ばらけるよう配慮ください。
：男性、女性の割合はできるだけ半々に近くなるように配慮ください。

②回収：できるだけ、Ｅメールで調査票の電子ファイルの回収をお願いします。

Ⅳ調査結果の報告：　平成 29 年３月に「報告書」を作成し、協力頂いた団体に報告書を送ります。また、当連盟ホームページにて報告書を掲載します。

アンケート回答締切：2016 年 12 月 25 日(日)必着

Ⅴ調査の問い合わせについて　：以下にお尋ね下さい。
一般財団法人　全日本ろうあ連盟
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F
TEL　03-3268-8847　FAX　03-3267-3445
e-mail　iss@jfd.or.jp
URL　http://www.jfd.or.jp/
担当　瀬川、多田、杉田

以　上

別紙１

厚生労働省補助事業「意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究」

【A】　意思疎通支援事業実績調査　二次調査

市町村在住の障害者で意思疎通に困難を有する人々へのアンケート調査

【アンケート協力のお願い】

このアンケートは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業（手話通訳、要約筆記、盲ろう通訳介助、触手話、指点字、知的障害や発達障害のある人や、重度の身体障害のある人に対する意思の伝達等の支援等）の事業を充実、発展させるための資料となります。是非ご協力下さい。なお、いただいた情報・意見は、本調査以外に使用しないことをお約束します。　一般財団法人　全日本ろうあ連盟　平成28年11月9日

調査票の記入と返信

＊調査票電子ファイルに入力し、Ｅメールで○○までご返送ください。
＊調査票に記入し、返信用封筒に同封の上、○○までご返送ください。

＊回答は、以下の欄に数字や○、文字を記入してください。

１　基本的なことがら

① 性別：　１男　　２女　　□

② 年齢：　＿＿＿＿歳　　□

③ 住所：　＿＿＿＿都道府県（のみ）　　□

④ 住居の形態・場所；　１一般住宅　２福祉施設　３グループホーム　４その他　　□

⑤ 同居家族の有無　１あり　２なし　　□

：同居家族ありの場合あなたをふくめて＿＿＿人　　□

⑥ 就労状況（作業所等での福祉的就労を含む）　１就労中　２就労していない　　□

⑦ 障害者手帳の有無　１なし　２あり　　□

：ありの場合の手帳の種類
１身体障害者手帳
２療育等（知的障害者）手帳
３精神保健福祉手帳
持っている手帳を記入

：ありの場合の障害の程度
１身体障害の場合　＿＿級
２知的障害の場合　軽度　中度　重度　最重度
３精神障害の場合　＿＿級

⑧障害の状態や原因　あてはまるもの全部に○をつけてください。

身体障害の場合

１視覚障害	
２聴覚障害	
３平行機能障害	
４音声・言語・又はそしゃく障害	
５肢体不自由	
６上肢不自由	
７下肢不自由	
８体幹不自由	
９脳原性機能障害	
10内部障害	

内部障害の種類
心臓　腎臓　呼吸器　膀胱
直腸　小腸　ＨＩＶ　肝臓

知的障害の場合

１知的障害のみ		
知的障害と他の障害の重複	１肢体不自由	
	２聴覚障害	
	３視覚障害	
	４内部障害	
	５精神障害（自閉症）	
	６その他の障害	

発達障害の場合

発達障害	１学習障害	
	２注意欠陥多動性障害	
	３自閉スペクトラム症	
	４その他（　　）	

精神障害の場合

１統合失調症	
２そううつ病	
３非定型精神病	
４てんかん	
５中毒性精神病	
６器質性精神病	
７その他	

難病・その他

１難病	
２その他（　　）	

⑨このアンケートを記入した人はだれですか

１本人が自分で記入
２本人に伝えて家族や関係者、職員が記入
３家族が記入（本人の状況を見て）
４職員が記入（本人の状況を見て）
５その他の方法で記入
（方法を具体的に　　）

２　意思疎通（コミュニケーション）手段

①自分の言うことが相手に伝わりますか

１伝わる　　２なんとか伝わる
３伝わりにくい　　４伝わらない
５相手によって伝わるときと伝わらないときがある

②相手の言うことがわかりますか

１わかる　　２なんとかわかる
３わかりにくい　　４わからない
５相手によってわかるときとわからないときがある

③文字を書いて伝えることができますか

１できる　　２なんとかできる
３しにくい　　４できない
５意思伝達装置等の機器を使用してできる

④文字で書かれたものが理解できますか

１できる　　２なんとかできる
３しにくい　　４できない

⑤テレビを楽しむことができますか

１楽しめる　　２なんとか楽しめる
３楽しみにくい　　４楽しめない
５介助者がいれば、指示して楽しめる

⑥スマホやパソコンのインターネットは使えますか

１使える　　２なんとか使える
３使いにくい　　４使えない
５介助者がいれば、指示して使える

⑦電話は使えますか

１使える　　２なんとか使える
３使いにくい　　４使えない
５介助者がいれば指示して使える

⑧ＦＡＸは使えますか

１使える　　２なんとか使える
３使いにくい　　４使えない
５介助者がいれば指示して使える

⑨あなたのコミュニケーション手段は何ですか。使える手段すべてに○をつけてください。

１口で話す			11文字盤	
２耳で聞く			12点字	
３紙に書く			13指点字	
４パソコンをつかう			14補聴器	
５スマホ・携帯をつかう			15人工内耳	
６電話をつかう			16ルーペ	
７ＦＡＸをつかう			17拡大読書器	
８手話			18音声読み上げソフト	
９筆談			19意思伝達装置	
10触手話			20 その他	

②非常時や災害発生時に情報を得ることについて、不安はありますか。

１不安がある　　２やや不安がある　　３不安はない

③非常時や災害発生時に自分が困っていることを伝えることについて、不安はありますか。

１不安がある　　２やや不安がある　　３不安はない

④非常時や災害時にどんな支援があると良いですか。自由にお書き下さい。

４意思疎通（コミュニケーション）の支援は現在どのように利用していますか。

①家族に意思疎通（コミュニケーション）の支援を頼みますか。

１主に家族に頼む　　２時々家族に頼む　　３家族に頼まない

②家族以外に意思疎通（コミュニケーション）の支援を受けますか。

１受けたことがある　　２受けたことはない

③家族以外に意思疎通（コミュニケーション）支援をしてくれるのはだれですか。あてはまる人すべてに○をつけてください。

１知人・友人		７役所（役場）の職員	
２近所の人		８保健師	
３ヘルパー		９手話通訳者	
４福祉事業所の相談員		10要約筆記者	
５福祉事業所の職員		11ボランティアの人	
６学校の先生		12 その他（　　）	

その他の手段を記入（20 に○をした場合）

３意思疎通（コミュニケーション）で困ること

①下の場面で、「自分の言いたいことが伝わらない」、「相手の話がわからない」ということはありますか。あるものすべてに○をつけてください。

＊家族や関係者、職員が本人に尋ねる場合は、「どんなときに困りますか」と尋ねて回答を得てください。

１学校の授業		14役所での相談	
２学校の行事		15郵便局や銀行の受付	
３学校での相談		16郵便局や銀行での相談	
４職場での作業		17電車やバス等の切符を買う時	
５職場での会議		18電車等移動中の車掌との会話	
６職場での研修		19旅行会社との相談	
７職場の行事		20宿泊先のホテル等受付とのやりとり	
８仕事の相談		21利用している施設職員との会話	
９病院の受付		22利用しているヘルパーとの会話	
10病院での診察		23福祉の相談	
11病院での検査		24福祉行事に参加したとき	
12病院での相談		25市民向けの行事に参加したとき	
13役所の受付		26買い物のときの店員との会話	

その他

５意思疎通（コミュニケーション）支援でどんな支援があったらうれしい、または便利だと思いますか。

【人による支援の場合】

【機器・用具等】

【その他】

６手話通訳者や要約筆記者の派遣（事業）のような、人的な支援（事業）がある場合、それを利用して、毎日の生活や、社会参加を豊かにしていきたいですか。

①意思疎通支援（コミュニケーション支援）を利用したいかと思いますか。

１利用したい　　２ときどき利用したい

３利用したいと思わない　　４わからない

②利用する場合１ヶ月に何回ぐらい利用したいですか。

１一回から五回ぐらい　　２十回ぐらい　　３二十回ぐらい

４毎日ぐらい　　５そのときにならないとわからない

＊ご協力ありがとうございました。

＊Ｅメールで、調査票電子ファイルを　iss@jfd.or.jp　まで送って下さい。

または、調査用紙は、返信用封筒で返信してください。

＊アンケートの締切りは平成28年12月25日（必着）です。

＊本調査について聞きたいこと、知りたいことがあれば、以下に連絡下さい。

連絡先　〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8F

一般財団法人　全日本ろうあ連盟　TEL　03-3268-8847　FAX　03-3267-3445

e-mail　iss@jfd.or.jp　担当　瀬川、多田、杉田

三次調査票

厚生労働省補助事業「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業・意思疎通支援者養成研究事業」
「意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究」
三次調査　　障害種別意思疎通支援ニーズ調査　　（訪問:個別ヒアリング調査 ）

平成 29 年 1 月 6 日

（団体名称）
（代表者名）　　様

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長　石野富志三郎
意思疎通支援者養成研究事業検討委員会
委員長　小中栄一

障害種別意思疎通支援ニーズ調査の協力について（依頼）

平素は、障害者地域生活支援事業・意思疎通支援事業の実施につきましてご高配を賜り有難うございます。

このたび一般財団法人全日本ろうあ連盟は、厚生労働省補助事業「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業・意思疎通支援者養成研究事業」として、「意思疎通が困難な者の支援ニーズに対する養成すべき支援者数の考え方に関する研究」を実施する運びとなりました。

本事業は、意思疎通支援を要する障害者である、聴覚障害者、視覚障害者、音声機能/言語機能障害者(全身性身体障害、重度心身障害、高次脳機能障害による言語障害含む)、知的障害者、発達障害者に必要な、意思疎通支援従事者の計画的な養成・確保の水準を明らかにすることを目的として実施します。また、本事業の成果は、都道府県における障害者福祉計画意思疎通支援従事者の養成・確保の数値目標策定及び養成・確保の実施に寄与するものです。

ご多忙の折恐縮ですが、以下の「障害種別意思疎通支援ニーズ調査(訪問:個別ヒアリング調査)」のご協力をお願いします。

調査日	平成 29 年〇月〇日（〇）〇時〇分～〇時〇分
調査票方法	本委員会調査員が訪問し聞き取り(ヒアリング)調査を行います。 別紙「調査実施方法」をご参照ください。 調査員　〇〇
事業連絡先	〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F 一般財団法人　全日本ろうあ連盟 TEL03-3268-8847　FAX03-3267-3445 e-mail　info@jfd.or.jp　　担当　瀬川、多田、杉田

「障害種別意思疎通支援ニーズ調査(訪問:個別ヒアリング調査)」へのご協力依頼内容

1．調査対象者への聞き取り調査協力の依頼

【今回の調査対象者】　以下の障害を有する方々３～４名を調査対象とします。
貴所「〇〇」を利用する障害者、３～４名にご依頼ください。

2．調査の方法

＊本委員会調査員が訪問し、障害者と対面して聞き取り調査を行います。
＊基本的に障害者ご本人に聞き取りしますが、それが難しい場合、貴所職員、障害者団体職員・役員、家族等に聞き取りすることも可とします。
＊聞き取り調査は、個別面接で実施し、その場合１人 30 分程度で実施する内容となっています。
＊参考として「意思疎通支援事業実績調査　三次調査　個票」を添付いたします。

3．調査対象者の選出のお願い

●貴所の利用者から、調査対象者を３～４名、選んでください。
＊調査対象者と下記日時・時間帯内で日程調整してください。
＊日時については、平成 29 年〇月〇日（〇）〇時〇分～〇時〇分とします。
＊会場費（使用料）が必要な場合は、当方で負担いたしますので、お申し出下さい。

対象者については、匿名で結構ですし、プライバシーの侵害とならないよう配慮させていただきます。調査終了後も、調査票及び個人情報の管理を徹底し、報告書等では個人が特定されないよう、留意します。

意思疎通支援事業実績調査　三次調査　個票

障害種別意思疎通支援ニーズ調査　（訪問:ヒアリング調査 ）

＊本調査は、調査員が訪問し、対象者に半構造化面接を行う。

実施年月日・時間	2017 年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分
調査訪問場所	
調査協力　＊本人以外	＊本人以外で主となる回答者があれば記す
調査員氏名・所属	
特記事項	

①調査対象者プロフィール

○氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○性別：　１男　　２女

○年齢：　＿＿＿＿歳　（10 歳代　20 歳代　30 歳代　のように記述）

○居住地：　＿＿＿＿＿＿＿＿都　道　府　県

○居住の場所；　１一般住宅　２福祉施設　３グループホーム　４その他

○同居家族の有無　１あり　：あなたをふくめて＿＿＿人　２なし

○就労状況　１就労中　２就労していない

○障害者手帳の種類　１なし

２あり

２ありの場合の手帳　１身体障害者手帳　２療育手帳　３精神保健福祉手帳

［　　］級　［A　B　他］　［　　級］

○障害の状態と原因

１身体障害の場合　該当するものに○

視覚障害　聴覚障害　平行機能障害　音声･言語･またそしゃく障害　肢体不自由　上肢不自由　下肢不自由　体幹不自由　脳原性機能障害
内部障害（心臓　腎臓　呼吸器　膀胱　直腸　小腸　HIV　肝臓）

２知的障害の場合

最重度　重度　中度　軽度

３精神障害の場合

統合失調症　そううつ病　非定型精神病　てんかん　中毒性精神病
器質性精神病　その他

４発達障害の場合

学習障害　注意欠陥多動性障害　自閉スペクトラム症　その他

②意思疎通（コミュニケーション）上で、困難なことは何ですか。

③意思疎通（コミュニケーション）の支援としてどんな支援を希望しますか。

④市町村・都道府県の行う意思疎通（コミュニケーション）支援事業が利用できる場合、どんなことに期待しますか。

【一次調査：市町調査結果】

①調査対象と方法

調査対象　意思疎通支援事業を実施している市町を抽出し、2016 年 10 月 1 日から 10 月 30 日の間、別紙「調査票」によって調査を行った。

1 調査対象市町村数　　75 市町（政令指定都市を含む）

2 回収数　　72 市町　　回収率　96.0％

3 回収内訳

人口区分	回答数
8 万人未満	17
8 万人～15 万人	14
15 万人～30 万人	11
30 万人～70 万人	21
80 万人以上	9

②調査結果

1 障害のある人々の数【平均値】

	視覚障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく		肢体不自由		内部障害	
人口区分	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年
8 万人未満	155	129	210	177	22	22	1145	1155	477	576
8 万人～15 万人	398	340	403	448	53	57	2,619	2,666	1,162	1,459
15 万人～30 万人	619	596	812	842	155	113	4,448	5,012	2,601	2,785
30 万人～70 万人	955	956	1,045	1,181	173	190	6,728	10,456	3,250	4,382
80 万人以上	2,755	3,306	3,318	4,088	520	631	20,974	27,618	9,975	14,447
合計	4,882	5,327	5,788	6,736	923	1,014	35,914	46,907	17,465	23,649
10 年間の増加率（%）	109.1		116.4		109.8		130.6		135.4	

	療育		精神	
人口区分	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年
8 万人未満	291	369	136	269
8 万人～15 万人	666	899	365	842
15 万人～30 万人	1,188	1,867	722	1,820
30 万人～70 万人	1,927	2,834	1,244	2,819
80 万人以上	5,504	9,645	4,972	11,114
合計	9,577.0	15,614.1	7,439.0	16,864.6
10 年間の増加率（%）	163.0		226.7	

障害者合計	
2005 年	2015 年
2,436.6	2,697.7
5,666.3	6,711.4
10,545.0	13,035.0
15,322.0	22,818.0
48,018.5	70,849.7
81,988.4	116,111.8
141.6	

2 意思疎通支援事業の実施状況　　全ての市町（72 市区町）で実施。　　実施率 100％

３意思疎通支援事業・養成事業等の実施状況

	手話奉仕員養成事業		手話通訳者養成事業		要約筆記者養成事業		盲ろう者通訳・介助員養成事業	
人口区分	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）
８万人未満	82.4	13.1	5.9	20 １カ所のみ回答	5.9	6 １カ所のみ回答	0.0	0
８万人～15 万人	85.7	19.2	14.3	2.5	14.3	3.5	0.0	0
15 万人～30 万人	100.0	30.4	27.3	11.0	36.4	5.0	0.0	0
30 万人～70 万人	90.5	50.9	61.9	34.7	61.9	11.0	29.0	5
80 万人以上	100.0	123.6	77.8	＊ 25.3	88.9	12.3	77.8	17.2

＊A 市のぞく平均値

○手話奉仕員養成事業の未実施理由

８万人未満	・県主催の養成事業開催のため
８万人～15 万人	・県主催の養成事業開催のため・手話通訳者養成事業を行っているため

○手話通訳者養成事業の未実施理由

８万人未満	・近隣市で実施している　・県実施事業のため　・講師となる人材の確保が困難 ・平成 27・28 年二か年研修のため、平成 27 年は修了者なし
８万人～15 万人	・実施経験がなく、財政措置もないため　・県実施のため　6 ・市レベルで指導者体制が十分ではないため ・広域連合が事務局となって実施しているため　・要望なし
15 万人～30 万人	・県実施のため　3　・市町村地域生活支援事業の中に記載のない事業であるため
30 万人～70 万人	・指導者養成中：平成 28 年度より実施　・県にて実施しているため　5 ・平成 29 年度より新設予定　・平成 28 年度より実施 ・手話奉仕員の養成に主力を注いでいるため　・社会福祉協議会に補助金交付
80 万人以上	・平成 29 年度より実施予定　・実施主体が都道府県であるため

○要約筆記者養成事業の未実施理由

８万人未満	・県実施のため　3　・講師となる人材の確保が困難である　・要望なし
８万人～15 万人	・県実施のため　6　・市レベルでは指導者の体制が十分ではないため ・要約筆記者の派遣は派遣センターに委託しているため　・要望なし ・実施経験がなく、財政措置もないため
15 万人～30 万人	・県事業であるため　3　・市町村地域生活支援事業の中に記載のない事業であるため
30 万人～70 万人	・県にて実施しているため　2　・一部県に委託 ・要約筆記を広めるべく、体験会を開催している　・社会福祉協議会に補助金交付
80 万人以上	・実施主体が都道府県であるため

○盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の未実施理由

8万人未満	・聴覚障害者情報センターで実施している　・県実施事業のため　2　・要望なし ・講師となる人材の確保が困難である
8万人～15万人	・県事業であるため　4　・実施経験がなく、財政措置もないため　・要望なし ・広域連合が事務局となって実施しているため　・対象者なしのため ・盲ろう者友の会を利用していただいているため
15万人～30万人	・県事業であるため　3　・市町村地域生活支援事業の中に記載のない事業であるため ・対象者が少ない　・平成26年10月現在　市内に2名のため
30万人～70万人	・県にて実施しているため　3　・養成事業を実施できる講師不在のため ・日程および講師の調整が困難なため　・指導者がいないため ・手話奉仕員の養成に主力を注いでいるため　・研究中のため実施にいたっていません。
80万人以上	・実施主体が都道府県であるため

○その他の事業実施

・要約筆記奉仕員養成事業　・点訳ボランティア養成事業
・点訳奉仕員養成講座（点字翻訳）　5　・朗読奉仕員養成講座（音訳）　5
・点字講習会

4 意思疎通支援事業・設置事業の実施状況

	手話通訳者設置事業		要約筆記者設置事業		盲ろう者向け通訳・介助員設置事業	
人口区分	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）
8万人未満	76.5	1.4	0.0	0	0.0	0
8万人～15万人	85.7	1.8	0.0	0	0.0	0
15万人～30万人	100	2	0.0	0	0.0	0
30万人～70万人	100	2.7	9.5	1*	0.0	0
80万人以上	100	10.3	0.0	0	0.0	0

＊1カ所のみ回答あり

○手話通訳者設置事業の未実施理由

8万人未満	・手話推進員がいるため　・単独での設置が困難であるため ・手話通訳者派遣事業の委託を行っているため　・派遣できる手話通訳者がいないため
8万人～15万人	・通訳者の確保が難しいため　・市役所の近隣にある派遣事業所と連携して対応するため

○要約筆記者設置事業の未実施理由

８万人未満	・手話通訳者設置（聴覚障害者相談員）が実施　　・予算上の制約のため　２ 要約筆記については、派遣事業で対応している　４　　・窓口での筆談で対応
８万人～15 万人	・事業の需要が少ないため・要望無し　２　　・予算および人員の確保が困難なため ・筆記者の確保が難しいため　　・制度認知度が低く利用も少ない。普及啓発段階 ・手話通訳者設置事業にてニーズが充足されているため　２　　・人材が十分ではないため ・設置の需要がない。派遣で対応。　　・派遣センターに委託している
15 万人～30 万人	・設置事業の手話通訳資格を有するコーディネーターや介護福祉士が兼ねている ・利用の要望がない　　・派遣事業で対応しているため　４ ・必要性はあると認識するが、限られた予算内で手話通訳者が業務をするかたちをとっている。 ・手話通訳者設置事業の業務に組み込んでいるため　３　　・筆談ボード等で対応している ・市町村地域生活支援事業の中に記載のない事業であるため
30 万人～70 万人	・派遣事業で対応可能なため　４　　・予算、適任者、要望などを含め検討段階 ・通常の手続きは筆談で足りるため　５　　・委託契約しているため
80 万人以上	・手話通訳者設置（聴覚障害者相談員）が実施　　・予算上の制約のため　２ ・要約筆記については、派遣事業で対応している。　４　　・窓口での筆談で対応 ・現状で支障がないため

○盲ろう者向け通訳・介助員設置事業の未実施理由

８万人未満	・要望なし　３　　・該当者の把握ができていない　　・人材確保等設置が困難なため ・派遣できる盲ろう通訳者がいないため
８万人～15 万人	・事業の需要が少ないため　２　　・県実施の為　２ ・予算および人員の確保が困難なため　　・通訳・介助員の確保が難しいため ・対象者なしのため　　・制度の認知度が低く利用も少ない。普及啓発を行っている段階 ・人材が十分ではないため　　・盲ろう者友の会を利用していただいている
15 万人～30 万人	・設置事業の手話通訳資格を有するコーディネーターや CW が兼ねている ・利用の要望がない　　・県が実施しているため　　・現在、市内で２名のため ・必要性はあると認識しているが、限られた予算内で手話通訳者が業務をするかたちをとっている。 ・手話通訳者設置事業の業務に組み込んでいるため ・人材の確保が困難　　・必要に応じて設置手話通訳者が対応 ・市町村地域生活支援事業の中に記載のない事業であるため
30 万人～70 万人	・委託契約しているため　　・職員が接近手話で対応している ・必要とする方の人数も少ないため　　・研究中のため実施に至っていません。 ・設置事業としてはないが、正規職員２人のうち１人が盲ろう通訳介助員登録あり ・現状で支障がないため　　・派遣事業で対応 ・４県市合同事業で、盲ろう友の会に委託をしているため
80 万人以上	・手話通訳者設置（聴覚障害者相談員）が実施　　・予算上の制約のため　２ ・派遣事業で対応している　４

5 意思疎通支援事業・登録試験・登録者の状況

人口区分	手話奉仕員登録事業				手話通訳者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）
8 万人未満	46.7	15.3[*1]	400.0	0.0	23.5	4.3	—	17.6
8 万人～15 万人	28.6	41.6	119.5	14.3	71.4	23.6	127.5	57.1
15 万人～30 万人	40.0	31.5	202.4	40.0	81.8	25.7	145.8	63.6
30 万人～70 万人	23.5	21.4	42.9	—	94.1	35.0	141.3	90.5
80 万人以上	44.4	97	—	33.3	77.8	75.5	123.2	88.9

＊—は数値が無く比較できず
[*1] B 市 1491・C 市 185 のぞく

人口区分	要約筆記奉仕員登録事業				要約筆記者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005 年度との比較（%）	登録試験の実施率（%）
8 万人未満	17.6	6.4	—	0.0	23.5	2.5	—	11.8
8 万人～15 万人	35.7	11.3	2.2	21.4	42.8	8.6	3.2[*2]	35.7
15 万人～30 万人	36.4	17.5	0.6	30.0	81.8	9.7	—	54.5
30 万人～70 万人	23.5	28.5	—	5.9	66.7	21.3	1.4	61.9
80 万人以上	22.0	58.5	0.4[*1]	0.0	66.7	57.0	1.0[*3]	55.6

＊—は数値が無く比較できず
＊要約筆記者養成カリキュラムは 2011 年より開始のためそれ以前の数値がない市が多数。
[*1] D 市のみ比較　[*2] E 市のみ比較　[*3] F 市のみ比較

人口区分	盲ろう者向け通訳・介助員登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均	2005 年度との比較	登録試験の実施率（%）
8 万人未満	0.0	0	—	0
8 万人～15 万人	0.0	0	—	7.1
15 万人～30 万人	9.1	18.7	—	9.1
30 万人～70 万人	42.8	46.0	—	14.3
80 万人以上	77.8	80	1.9[*1]	22.2

○その他の登録事業
　失語症会話パートナー
　点訳奉仕員
　朗読奉仕員
＊—は数値が無く比較できず
[*1] G 市のみ比較

６意思疎通支援事業・派遣事業の実施

	手話奉仕員派遣事業			手話通訳者派遣事業			要約筆記奉仕員派遣事業		
人口区分	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）
８万人未満	33.3	64.4	69.4	93.3	198	257.6	40.0	4.0	—
８万人～15 万人	28.6	169.8	271.0*1	100.0	577	238.3	50.0	5.8	—
15 万人～30 万人	40.0	296.5	122.9	100.0	737	328.7	50.0	43.0	123.9
30 万人～70 万人	17,6	71.3	—	100.0	1033	145.6	17.6	30.3	—
80 万人以上	44.4	882.5	302.1*2	100.0	3348	84.2	22.2	217.0	—

＊—は数値が無く比較できず
＊規模の大きい市では手話通訳者派遣事業に移行しているため手話奉仕員の派遣件数は少ないものと考えられる。
*1 Ｈ市のみ比較　　*2 Ｉ市のみ比較

	要約筆記者派遣事業			盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		
人口区分	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015 年度派遣件数平均	2005 年度件数との比較（%）
８万人未満	80.0	11.4	—	0.0	0	—
８万人～15 万人	92.9	16	—	0.0	0	—
15 万人～30 万人	100	32	—	10.0	0	—
30 万人～70 万人	83.2	193.3	125.3	41.2	428.9	—
80 万人以上	66.7	239.5	134.6*1	77.8	475.6	186.4*2

○その他の派遣事業
Ｌ市　　失語症会話パートナー　　315 件
Ｍ市　　重度障害者入院時コミュニケーション　　２件

＊規模の大きい市では要約筆記者派遣事業に移行しているため要約筆記奉仕員の派遣件数は少ないものと考えられる。
*1 Ｊ市のみ比較　　*2 Ｋ市のみ比較

7 意思疎通支援事業の成果と課題

	あてはまる・ややあてはまるの回答数 全体 N72	割合	あてはまる・ややあてはまるの回答数　人口区分別				
			8万人未満 N17	8万人～15万人 N14	15万人～30万人 N11	30万人～70万人 N21	80万人以上 N9
手話奉仕員 養成事業受講者増えている	27	37.5	6	2	6	8	5
手話通訳者 養成事業受講者増えている	16	22.2	3	1	4	4	4
要約筆記者 養成事業受講者増えている	8	11.1	2	0	2	3	1
手話通訳者 設置事業順調に実施	52	72.2	11	10	10	14	7
要約筆記者 設置事業順調に実施	8	11.1	5	2	1	0	0
盲ろう者向け通訳・介助員 設置事業順調に実施	2	2.8	0	0	0	1	1
手話奉仕員 登録事業数は足りている	12	16.7	4	1	2	2	3
手話通訳者 登録事業数は足りている	23	31.9	6	3	6	5	3
要約筆記奉仕員 登録事業数は足りている	6	8.3	1	0	2	3	0
要約筆記者 登録事業数は足りている	13	18.1	1	1	5	4	2
盲ろう者向け通訳・介助員 登録事業数は足りている	6	8.3	0	0	0	3	3
手話奉仕員 派遣事業順調に実施	16	22.2	5	3	4	4	0
手話通訳者 派遣事業順調に実施	42	58.3	14	8	8	11	1
要約筆記奉仕員 派遣事業順調に実施	22	30.6	7	6	4	5	0
要約筆記者 派遣事業順調に実施	33	45.8	8	7	7	10	1
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業順調に実施	7	9.7	0	0	1	6	0

８意思疎通支援者の派遣事業の数的確保について

①手話通訳者

人口区分	手話通訳者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
８万人未満　N17	3	17.6	7.3	12.9	1.7 倍
８万人～15 万人　N14	3	21.4	15.9	25.1	1.7 倍
15 万人～30 万人　N11	2	18.2	36.6	68.5	1.9 倍
30 万人～70 万人　N21	2	9.5	29.0	37.9	1.3 倍
80 万人以上　N９	1	12.6	22.2	31.5	1.4 倍

②要約筆記者

人口区分	要約筆記者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
８万人未満　N17	3	17.6	4.3	7.5	1.7 倍
８万人～15 万人　N14	3	21.4	5.8	16.6	2.9 倍
15 万人～30 万人　N11	3	27.3	18.7	31.2	2.0 倍
30 万人～70 万人　N21	4	19	25.8	32.0	1.2 倍
80 万人以上　N９	1	12.6	22.0	50	2.3 倍

③盲ろう者向け通訳・介助員

人口区分	盲ろう者通訳・介助者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
８万人未満　N17	3	17.6	0	4.7	—
８万人～15 万人　N14	1	7.1	0	5	—
15 万人～30 万人　N11	1	9.1	8.0	24.6	2.2 倍
30 万人～70 万人　N21	3	14.3	8.9	21.4	1.1 倍
80 万人以上　N９	1	12.6	51.5[*1]	—	—

＊—は数値が無く比較できず

[*1] 回答のあったＮ市・Ｏ市の平均

④心身の機能障害等への意思疎通支援者の必要数

人口区分	必要数平均
8万人未満　N17	9.4
8万人～15万人　N14	*43.8
15万人～30万人　N11	11.3
30万人～70万人　N21	14.2
80万人以上　N9	不明

＊回答のあったP市・Q市・R市の平均
「より多く必要だが見込み立たず」との回答あり

【一次調査：聴覚障害者情報提供施設調査結果】

①調査対象と方法

調査対象　意思疎通支援事業を実施している聴覚障害者情報提供施設（都道府県・政令指定都市設置　52か所全数）に対し、2016年10月1日から10月30日の間、別紙「調査票」によって調査を行った。

1 調査対象　聴覚障害者情報提供施設　52か所（政令指定都市設置を含む）
政令市　S・T・U・V・W・X・Y

2 回収数　49か所　回収率　94.2%

3 回収内訳

人口区分	回答数
100万人未満	9
100万人～200万人未満	23
200万人～500万人未満	9
500万人以上	8

②調査結果

1 障害のある人々の数【平均値】

人口区分	聴覚・平衡機能障害		増加率（%）2005年/2015年
	2005年平均	2015年平均	
100万人未満	4,419	4,131	93.5
100万人～200万人未満	6,226	6,105	98.1
200万人～500万人未満	7,643	7,913	103.5
500万人以上	21,562	23,773	110.3
合計	39,850	41,922	
10年間の増加率（%）	105.2		

2 意思疎通支援事業の実施状況

48か所の聴覚障害者情報提供施設で実施。

３意思疎通支援事業・養成事業等の実施状況

人数は平均値

	手話奉仕員養成事業		手話通訳者養成事業		要約筆記者養成事業		盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	
人口区分	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）	実施率（%）	前年度修了者数平均（人）
100 万人未満	37.5	42.5*1	77.8	34	77.8	15.0	33.3	5.3
100 万人～200 万人未満	43.5	115.2*2	95.7	34	91.3	15.0	69.5	8.8
200 万人～500 万人未満	33.3	29*3	66.7	14.7	66.7	10.8*4	44.4	14.3
500 万人以上	12.5 1 カ所のみ回答	—	75.0	25.2	75.0	14.6	50.0	19.0

＊—は回答なし
*1 Z 144 のぞく平均
*2 A_1 2,244 のぞく平均
*3 B_1 のみの回答数値
*4 C_1 53 をのぞく平均

○手話奉仕員養成事業の未実施理由

100 万人未満	業務内容に含まれていない　　市町村事業　2　　他団体が実施
100 万人～200 万人未満	市町村事業　11
200 万人～500 万人未満	市町村事業　5　　他団体実施　2
500 万人以上	市町村事業　4　　他団体実施　1

○手話通訳者養成事業の未実施理由

100 万人未満	他団体が実施　2
100 万人～200 万人未満	未記入
200 万人～500 万人未満	他団体が実施　3
500 万人以上	他団体が実施

○要約筆記者養成事業の未実施理由

100 万人未満	他団体が実施　2
100 万人～200 万人未満	２年間にまたぐため、まだ修了せず
200 万人～500 万人未満	他団体が実施　2　　平成 27 年は前期分実施のため修了者なし
500 万人以上	他団体実施　　2

○盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の未実施理由

100 万人未満	他団体が実施　4
100 万人～200 万人未満	他団体が実施　6　　講師養成研修及びスキルアップ研修を実施 ２年間にまたぐため、まだ修了せず　　予算措置なし
200 万人～500 万人未満	他団体実施　4
500 万人以上	他団体に依託されている　2

○その他の事業実施　　記述事項なし

４意思疎通支援事業・設置事業の実施状況

	手話通訳者設置事業		要約筆記者設置事業		盲ろう者向け通訳・介助員設置事業	
人口区分	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）	実施率（%）	設置人数平均（人）
100 万人未満	55.6	3.8	11.1	1 *1	11.1	1 *4
100 万人～200 万人未満	78.3	7.2	13.0	1 *2	13.0	1 *5
200 万人～500 万人未満	55.6	7.0	0.0	-	11.1	2 *6
500 万人以上	62.5	2	14.3	1 *3	14.3	1 *7

*1 D_1 のみ回答　*2 E_1 のみ回答　*3 F_1 のみ回答
*4 G_1 のみ回答　*5 H_1 のみ回答　*6 I_1 のみ回答
*7 J_1 のみ回答

○手話通訳者設置事業の未実施理由

100 万人未満	聴覚障害者協会の要望により設置を廃止し、オール派遣としたため。
100 万人～200 万人未満	手話通訳に対する認知、理解、必要性が理解されていない。 県庁に１名設置されている 派遣事業コーディネート等を担う職員として手話通訳士資格保有者を２人配置
200 万人～500 万人未満	県が実施しているため　２　各自治体で実施　派遣事業により対応
500 万人以上	設置事業としては実施していない。指定管理業務の中で対応している。 各自治体及び派遣センターが実施しているため

○要約筆記者設置事業の未実施理由

100 万人未満	県・市・町ともに予算化していない　要約筆記サークルが実施のため
100 万人～200 万人未満	制度がまだない。　５　行政への働きかけが弱い　指定管理業務にないため 需要が少ない。認知されていない。　登録者を派遣しているため
200 万人～500 万人未満	県が実施しているため
500 万人以上	他団体に依託されている　設置事業としては実施していない。 指定管理業務の中で対応している。 各自治体及び派遣センターが実施しているため

○盲ろう者向け通訳・介助員設置事業の未実施理由

100 万人未満	盲ろう者友の会が実施のため　県・市・町ともに予算化していない
100 万人～200 万人未満	制度がまだない。　５　行政への働きかけが弱い　派遣事業を利用している　２ 指定管理業務にないため　意思疎通支援事業外で資格保有者を１人配置 需要が少ない。
200 万人～500 万人未満	回答なし
500 万人以上	回答なし

５意思疎通支援事業・登録試験・登録者の状況

人口区分	手話奉仕員登録事業				手話通訳者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）
100万人未満	11.1*1	584*1	1.5*1	—	77.8	70.7*4	1.1	88.9
100万人～200万人未満	17.4	47.4	0.7*2	—	100.0	124.1	1.3	87
200万人～500万人未満	19.3*3	8*3	—	—	77.8	148.8	—	77.8
500万人以上	0.0	0	0	—	75.0	199.7	—	75.0

＊—は数値が無く比較できず
*1 K_1 のみ回答
*2 L_1 のみ回答
*3 M_1 のみ回答
*4 N_1 698人のぞく数値

人口区分	要約筆記奉仕員登録事業				要約筆記者登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）
100万人未満	22.2	45.0	0.3	11.1	55.6	34.1	0.6	66.7
100万人～200万人未満	26.1	50.3	0.8	0	91.3	67.2	0.8	82.5
200万人～500万人未満	22.2	39.7	—	0	77.8	113.3	0.7	77.8
500万人以上	25.0	164.7	—	25.0	75.0	76.8	1.03	75.0

人口区分	盲ろう者通訳・介助員登録事業			
	登録事業の実施率（%）	登録者数平均（人）	2005年度との比較　倍	登録試験の実施率（%）
100万人未満	33.3	76.0	—	0
100万人～200万人未満	73.9	64.2	1.6	8.7
200万人～500万人未満	66.7	110.8	2.2	0.0
500万人以上	62.5	194.7	2.2	25.0

＊—は数値が無く比較できず

○その他の登録事業　　実施なし

６意思疎通支援者派遣事業の実施状況

人口区分	手話奉仕員派遣事業			手話通訳者派遣事業			要約筆記奉仕員派遣事業		
	実施率（%）	2015年度派遣件数平均	2005年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015年度派遣件数平均	2005年度との比較　倍	実施率（%）	2015年度派遣件数平均	2005年度との比較　倍
100万人未満	0.0	—	—	66.7	1156	1.1	22.2	*1	*1
100万人～200万人未満	8.7	*1	—	87.0	1133	1.5	17,4	52.3	*2
200万人～500万人未満	11.1	*2	—	66.7	1144	1.7	11.1	57*3	—
500万人以上	14.3	*3	—	100.0	1035	0.9	12.5	352 1カ所のみ回答	—

＊—は数値が無く比較できず
*1 O_1 3　P_1 132　　*2 Q_1 8　　*3 R_1 152
*1 S_1 のみ回答 125　1.6倍　　*2 T_1 のみ回答 1.2倍　　*3 U_1 のみ回答 77

人口区分	要約筆記者派遣事業			盲ろう者通訳・介助員派遣事業		
	実施率（%）	2015年度派遣件数平均	2005年度件数との比較（%）	実施率（%）	2015年度派遣件数平均	2005年度との比較　倍
100万人未満	66.7	148.0	1.5	33.3	219	—
100万人～200万人未満	92.0	129.4	2.4	69,5	396	3.1
200万人～500万人未満	66.7	622.3	*1	71.4	1478	*2
500万人以上	75.0	302.3	1.5	57.1	1651	*3

*1 V_1 のみ比較　1.6倍

*2 W_1 のみ比較可　1.9倍

*3 X_1 のみ比較可　5.1倍

○その他の派遣事業　　その他の実施なし

7 意思疎通支援事業の成果と課題

	あてはまる・ややあてはまるの回答数　全体 N49	割合	あてはまる・ややあてはまるの回答数　人口区分別 100万人未満 N9	100万人～200万人未満 N23	200万人～500万人未満 N9	500万人以上 N9
手話奉仕員養成事業受講者増えている	8	16.3	2	3	1	2
手話通訳者養成事業受講者増えている	13	26.5	3	6	2	2
要約筆記者養成事業受講者増えている	4	8.2	0	2	2	0
手話通訳者設置事業順調に実施	17	34.7	2	10	3	2
要約筆記者設置事業順調に実施	1	2.0	0	1	0	0
盲ろう者向け通訳・介助員設置事業順調に実施	1	2.0	0	0	1	0
手話奉仕員登録事業数は足りている	3	6.1	0	2	1	0
手話通訳者登録事業数は足りている	12	24.5	0	7	4	1
要約筆記奉仕員登録事業数は足りている	2	4.1	0	1	0	1
要約筆記者登録事業数は足りている	6	12.2	0	3	3	0
盲ろう者向け通訳・介助員登録事業数は足りている	9	18.4	0	5	4	0
手話奉仕員派遣事業順調に実施	3	6.1	0	2	1	0
手話通訳者派遣事業順調に実施	19	38.8	1	11	4	3
要約筆記奉仕員派遣事業順調に実施	4	8.2	0	2	1	1
要約筆記者派遣事業順調に実施	16	32.7	1	8	5	2
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業順調に実施	13	26.5	0	9	4	0

８意思疎通支援者の派遣事業の数的確保について

①手話通訳者

人口区分	手話通訳者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
100 万人未満	0	0.0	53.0	105	2.0
100 万人～200 万人未満	0	0.0	87	145	1.6
200 万人～500 万人未満	0	0.0	201	305	1.5
500 万人以上	0	0.0	137	201	1.5

〈課題〉

・登録手話通訳者は、通訳業務だけで生計が立てられないため、企業に就労している。そのため、平日の昼間に業務を担える手話通訳者が極めて少ない。
・数的確保は必要だが、待遇改善がすすまないと、手話通訳者の確保は難しい現状がある。年間手話通訳者養成目標 20 人。
・より多く必要だが見込み立たず。
・養成は行っていくが、何ともいえない。
・活動出来る登録者の割合が増えると良い。
・１人あたりの稼働数を上げれば現状またはそれ以下でよい。
・本来 234 人全員が稼働できれば十分と思われる、10 年後には 70 歳代通訳者が多いのでその補充が必要と考える。

②要約筆記者

人口区分	要約筆記者の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均①	必要な数平均②	増加割合②/①倍
100 万人未満	0	0.0	35.5	102.0	2.9
100 万人～200 万人未満	0	0.0	44.2	86.9	2.0
200 万人～500 万人未満	0	0.0	94.5	94	2.1
500 万人以上	0	0.0	104.0	148.0	1.4

〈課題〉

・養成は行っていくが、何ともいえない。
・より多く必要だが見込み立たず。
・活動出来る登録者の割合が増えると良い。
・若い要約筆記者の確保が必要である。
・１人あたりの稼働数を上げれば現状またはそれ以下でよい。
・登録要約筆記者は、通訳業務だけで生計が立てられないため、企業に就労している。また、活動時間帯が限られていたり、地域活動だけで手一杯な状況もある。

・登録者数を数字で表すことが難しい。
・年間要約筆記者養成目標 35 人。

③盲ろう者向け通訳・介助員

人口区分	盲ろう者向け通訳・介助員の数				
	現状で十分	現状で十分割合（%）	不十分		
			現状数平均 ①	必要な数平均 ②	増加割合 ②/①倍
100 万人未満	0	0.0	33.0	87.0	2.6
100 万人～200 万人未満	0	0.0	43.0	79.0	1.7
200 万人～500 万人未満	0	0.0	93.0	120.0	1.2
500 万人以上	0	0.0	170.0	300.0	1.8

〈課題〉
・2015 年度活動していない人が 78 人。登録者全員活動できれば十分かと思う。通訳・介助員の高齢化も問題。
・より多く必要だが見込み立たず
・介助員養成目標　30 人
・盲ろう者のコミュニケーション方法は多岐にわたるため、通訳ができるまでのレベルの登録者は少ない。日中に活動できる者も少なく、実際に派遣できる人数も多くはなく総数での判断ができない。
・県内 190 人の盲ろう者支援には盲ろう者登録者と比例した通訳・介助員の増員が急務

④心身の機能障害等への意思疎通支援者の必要数

人口区分	必要数平均
100 万人未満	30
100 万人～200 万人未満	155
200 万人～500 万人未満	—
500 万人以上	—

〈課題〉
・より多く必要だが見込み立たず
・不明　現状把握ができていない
・質の向上第一
・検討していることはない。日常の派遣事業・養成事業等でいっぱいっぱいである。

各事業の課題　市町調査　４意思疎通支援事業の成果と課題

①-1　手話奉仕員・手話通訳者養成事業

①手話奉仕員養成講座の受講者の動向・課題
手話基本条例制定で手話奉仕員養成講座の受講者が増えた。
保育を設けたら手話奉仕員養成講座の受講者が増えた。
手話奉仕員養成講座の受講者が増えない。　2 増えないのは、日程、手話通訳者ニーズが増えないため。
受講者が増えたら、講師の負担が増加している。
手話奉仕員養成講座の昼の講座に受講生が集まらない。
受講者が高齢化してきている。
手話奉仕員養成講座の受講者が減少している。　4
会場が遠方となる受講者が少ない。
奉仕員となっても活動する人が少ない。
講座を修了しても、サークルに入って活動する人が少ない。
手話奉仕員養成講座修了後、手話通訳者養成まで進む人が少ない。　3
手話奉仕員養成講座修了後、登録しても動ける人が少ない。
奉仕員養成講習会終了後に活動出来る場所の確保が必要。　2
②手話奉仕員養成講座終了後の課題
手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座への移行に技術面の困難がある。
手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座への移行に技術面の困難があり手話通訳者の増加とならない。
短時間での養成は難しく、通訳者につなげていくためにはどうすれば良いのか。
毎年度一定割合の人数が、講習会を途中辞退してしまう。
手話通訳者養成講座が県の事業で、人数が制限され、手話通訳者が増えない。
習熟度別のコース設定の必要性。講師・会場の不足。
養成に時間がかかり、なかなか通訳者登録が進まないことが課題である。
③講師・指導者の不足・確保
講師・指導者が確保できない。不足している。　5
④手話通訳者の確保課題
手話通訳者が少ない。増員したい。　4
⑤講座運営・予算の課題
予算が限られ講座回数を増やせられない。
教材 DVD やパワーポイント利用の際の機材の公費による整備。
講習会の会場の確保が困難。
⑥養成講座の内容・レベルの課題
手話通訳者養成講座の講座数を見直す必要がある。
手話通訳者養成講座受講後、全国手話通訳者試験の合格へうまく繋がっていない。
養成講座修了レベルと試験合格レベルの乖離がある。

②-1　手話通訳者設置事業

①手話通訳者設置事業の雇用形態及び課題
週５日の設置が望ましい。　2　（現在３日１市　４日１市）
正職員として任用の必要性について、市全体の理解に至っていない。
手話通訳者として採用される人が見つからない。
後任の新規職員を募集してもなかなか応募がない。　2
設置通訳者の確保が困難。　2
非正規職員であり、研修が保障されない。
非正規職員であり身分が不安定であるため、体調不良の場合充分な休暇が取れない。
３人の設置通訳のうちコーディネーター１名が臨時職員である。
嘱託職員としての業務範囲、雇用形態の壁がある。
若い設置通訳者の育成の必要がある。
設置する手話通訳者を市の登録手話通訳者から選出しており、市の登録手話通訳者がなかなか増加しない中設置手話通訳者に人員を割くことができない。
継続して雇用できる手話通訳者が不足している。　2
手話通訳者設置の条件として、「手話通訳者」以上の資格を持つ方を希望しているが適当な人材がいない。
②設置手話通訳者の業務課題
窓口対応の件数、通訳コーディネートの件数等が増えているため、業務量が増大している。
利用者が特定の人であるため、業務に直接かかわりのない話（世間話等）を窓口にてしている現状がある。
コーディネート、相談業務について専門的研修を受けているわけではないので試行錯誤になっている。
庁外通訳の件数の増加（特に医療関係）。
市民課での対応時に手話通訳士がカウンター内に入り、障がい者と向き合っての手話通訳を希望するが、個人データがあり、総務省の指示もあるということで拒否される。
専門にコーディネートする担当がない。
設置通訳者が庁外通訳にでると庁内対応ができず、人数不足。
４人が日替わりで担当しているため、情報共有等が出来ない場面がある。
③事業運営課題
当事者団体から、設置状況の充実を要望されている。
社会福祉協議会に委託しているが、庁舎内に設置通訳者が置けていない点が課題。
実施への要望はあるが、予算や人材の面から対応できていない。
現在、開庁日の午前中のみ設置しているが、予算上の制約から全日への拡大が難しい。
業務範囲の見直し等について、検討が必要である。
財政上の理由から設置できていない。

③-1　手話通訳者登録事業

①登録手話通訳者確保の課題
手話基本条例の制定で、登録手話通訳者の活動場面が増えたが、人員確保に課題がある。
平日昼間に活動できる人が少ない。　3
登録手話通訳者が少ない・不足。　8
手話通訳者の不足が予測される。　2
手話通訳者の高齢化。　9
高齢で通訳を辞退・辞める方が出てきている。　2

就労などの事情で活動できない通訳者がいる。
手話通訳者が持続的に確保できるよう対策検討が必要。
②事業運営の課題
手話通訳者養成事業が開催できていない。
養成にかかるコストに比して登録者数が伸びない。
登録手話通訳者の賃金・身分の保障。　2
派遣範囲を拡大しようとすると、登録手話通訳者が不足する。
派遣依頼が増加したときに、手話通訳者が不足する。
派遣依頼が増加しているため、登録手話通訳者を増やす必要がある。
通訳者養成講座の修了が、実際の登録まで結びついていない。　2
通訳技術の向上のための研修が課題。
登録名簿を適切に管理するため県と連携していく必要がある。

④-1　手話通訳者派遣事業

①手話通訳者の養成・登録・確保
新規登録者が少ない。
登録手話通訳者の不足。　12
手話通訳者を養成し当自治体での登録者数を増やしたい。
日中活動できる手話通訳者が限られている。少ない。　11 そのためコーディネートが困難。　2 背景として登録手話通訳者が副業を持ったり、就労している。　2
通訳者の高齢化で活動を自粛する、引退する者がある。　3
②手話通訳派遣事業の実施課題
手話通訳派遣件数は増加してきている。　5
通訳者の単価が県外の市町村に比べると安いことがある。
設置通訳者がいないため、派遣事務を委託している。
当自治体の手話通訳者が少ないため、イベントがあると他の自治体の手話通訳者に依頼。
閉庁時間帯に緊急の派遣が必要な場合の対応。
緊急の派遣依頼が増加している。 それへの対応が困難。
登録者不足で派遣できないことがある。
（手話言語）条例が始まり、派遣の内容の拡充と広域派遣についても今後の課題。
利用状況により予算が不足することがある。
③その他の課題
研修地が遠隔地で参加しにくく、スキルアップが進まない。
障害者差別解消法が施行されたが、具体的な対策について明確でない。
頚肩腕検診が未実施であること。
多様化する派遣ニーズへの対応。
緊急時、夜間・休日の対応窓口がない。
専門性の必要な様々な場面へ登録手話通訳者を派遣していることについて、設置通訳者との業務区分について。
派遣費用について合理的配慮により独立行政法人が負担すべきところを市が負担している。

①-2　要約筆記者養成事業

①受講者確保の課題
受講の申し込みが少ない。　4
広域で開催しても受講者が少なく開講できない。
市で養成講座を開催しても受講生が集まらないと思える。
養成事業を実施していたが、参加者が集まらないため現在は実施していない。制度の普及啓発が必要。
周知を図り、募集人員の増加を図る必要がある。
受講者でパソコンスキルが欠如している者がある。
③講師・指導者の不足・確保
講師の不足。
講師養成が課題。　2
④要約筆記者の確保課題
要約筆記者も高齢化の傾向にある。
まだまだ登録人数が少なく、奉仕員からの要約筆記者への移行の呼びかけが必要である。
要約筆記活動につながる修了者が少ない。
パソコンの場合、養成用機材の確保（頻繁にバージョンアップ等あり、メンテナンスが追いつかない）。
⑤講座運営・予算の課題
筆記者を養成する体制が整っていない。
委託先が不安定な団体である。
⑥養成講座の内容・レベルの課題
新カリキュラムでは、全体投影・ノートテイクともに実技の時間が少ない。

③-2　要約筆記者登録事業

①登録要約筆記者の養成・確保の課題
受講者が少ないために要約筆記者養成講座が開催できない。
要約筆記者が少ない・足りない。　8
平日の日中に活動出来る登録者が不足。
市内登録者が１人。勤務状況によって活動できないときもある。
要約筆記者への登録者が限定される現状がある。
養成講座修了者が定着しないため、登録者が増えない。
要約筆記者の高齢化。
②事業運営の課題
要約筆記に関するPR方法の検討が必要である。
要約筆記者の賃金の保障。
派遣範囲を拡大すると要約筆記者が不足する。　2
派遣依頼が増加すると要約筆記者が不足する。
要約筆記奉仕員から要約筆記者への移行がが課題。　3
一人の要約筆記者がいくつもの市町に登録している事例もある。
パソコン要約筆記の利用ニーズの高まりに対応できる体制が整っていない。
実技等研修の充実。
登録名簿を適切に管理するため県と連携していく必要がある。

④-2　要約筆記者派遣　事業

①要約筆記者の養成・登録・確保
要約筆記者を養成し当自治体での登録件数を増やしたい。
登録要約筆記者が少ない、足りない。　7
人材確保が困難。　4
日中活動できる者が少ない。
実際に派遣対応できる人数が限られている。 そのため派遣コーディネートに苦慮している。
PC 要約者を増やすこと、不足している。　2
②要約筆記派遣事業の実施課題
従事できる人がいないときは県の登録者にも頼んでいる。
緊急依頼があるとき対応に苦慮している。
県聴覚障害者情報センターへ委託。
要約筆記者が確保できないときは、他市の要約筆記者に依頼。
パソコン要約筆記の依頼に応えるのが困難。　2
派遣対象が広がった。
利用状況により予算が不足することがある。
③その他の課題
需要が少なく、派遣の実績がない。
制度の普及が進まずに、利用実績が伸びない。　4
依頼者が固定している。
講座参加者が少ない。　2
派遣件数が増加する傾向にある。　3
個人依頼が少ない。
要約筆記派遣事業の周知が必要。　2
頚肩腕検診が未実施であること。
要約筆記奉仕員を要約筆記者へ移行するにあたり、今後該当者を派遣できなくなる可能性がある。
派遣元と要約筆記団体、利用者団体との意思疎通の不足、現状認識の不足。
多様化する派遣ニーズへの対応。
派遣費用について合理的配慮により独立行政法人が負担すべきところを市が負担している。

④-3　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

①盲ろう者向け通訳・介助員の養成・登録・確保
登録している通訳・介助員で市内在住者がいない。
登録していても、実際に活動できる人は限られている（少ない）。　2
②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施課題
事業の実施無し。　4
必要性は感じているが、実施には至っていない。
移動介助のみと通訳含みの区別がしにくい。
（利用者が）日常的な情報量やコミュニケーション量が多い場合は通じやすい。
県の事業であるため盲ろう者の理解が広まらない。

事業の委託先が見つからず、単独で事業を実施することが困難である。
通訳・介助員のニーズが増えているが、通訳・介助員が不足。
③その他の課題
拘束時間の長さや精神的疲労が大きい。
意思疎通はできても、情報が定着したり情報を活用することまで至らない場合がある。
その他の日常的にコミュニケーションの図れる環境が必要である。
年間一人に対して 240 時間と決められている。派遣時間数を増やしてほしい。

④-4　それ以外の派遣事業

登録してからの研修も重要であると考えるが、その体制ができていない。
当事者とコミュニケーションが難しいときは、家族や関係機関に相談して情報を得ている。当事者との意思疎通手段が分からない。
支援対象者の掘り起こし。（実態把握が難しい）
実施要望がなく、需要の見込みがたたない。
必要性は感じているが、実施には至っていない。
事業なし。

各事業の課題　聴覚障害者情報提供施設調査　　4 意思疎通支援事業の成果と課題

①-1　手話奉仕員・手話通訳者養成事業

①手話通訳者養成講座の受講者の動向・課題	
受講者の高齢化。	4
受講者の減少・受講者が少ない。	11
若年層の受講者が少ない。	3
昼間の受講生が少ない。	
②手話通訳者養成講座終了後の課題	
ステップアップできるような講座が少ない。	
統一試験合格者が少ない。	3
昼間に活動できる人が少ない。	
③講師・指導者の不足・確保	
指導者の養成が必要。	2
講師不足・人材確保が困難。	20
新規講師が経験する場がない。	
講師の負担が大きい。	
講師の高齢化。	2
④手話通訳者の確保課題	
全国統一試験の合格率が低い。合格につながっていかない。	3
若い手話通訳者が増えない。	
⑤講座運営・予算の課題	
複数で講師を担当する際の引継ぎ方法が難しい。	
養成講座の運営を担当する職員が配置されておらず、手話通訳派遣コーディネートが兼務。	

会場の確保が困難。　2
指導時間・内容の確保が困難。
養成講座の周知・広報。
予算不足。
講師養成の予算がない・少ない。
⑥養成講座の内容・レベルの課題
手話奉仕員養成講座と手話通訳者養成講座のレベルの差が大きい。　6 そのため手話通訳者養成に結びつかない。　3
『手話通訳Ⅲ』のテキストが完成していない。
手話奉仕員を活かす機会を喪失している。
手話奉仕員養成講座の講師資格・時間について市町村に格差がある。　2
手話奉仕員養成講座が増えているが、講師確保が難しい。
手話通訳者養成講座の受講者にレベルの差がある。　5
手話奉仕員養成講座の講師資格・時間について市町村に格差がある。　2
市町村で手話奉仕員養成講座の受講生確保に苦慮している。
市町村で手話奉仕員養成講座の昼間の受講生が少ない。
手話奉仕員養成講座の受講者が途中でやめていく。
手話奉仕員養成講座を実施していない市町村がある。
大学等のカリキュラムに入れて養成する方向で取り組む。

②-1　手話通訳者設置事業

①手話通訳者設置事業の雇用形態及び課題
継続して雇用できる手話通訳者が不足している。
１市のみで公務員採用となったが、残りは非常勤嘱託ばかりで身分保障が課題。
設置通訳者の公的な資格や職務を明確にすることが求められている。
非正規雇用・身分不安定が多い。身分保障が課題。　9
身分が不安定なこともあり、通訳者が確保できない。　5
人材が少ない。　3
現状制度のままでは難しいので正職員化が必要不可欠。
手話通訳者の高齢化。
業務量に対して、手話通訳者が不足している。
毎日の設置が求められる。
②設置手話通訳者の業務課題
外勤できる所とできない所がある。
庁外にはでられない。
業務が明確ではなく手探りの状態である。
業務が多岐にわたっているため、設置通訳者の業務が重い。
ろう者や手話だけでなく、聴覚障害者の障害特性やコミュニケーションの習得と支援が必要。 手話通訳者の研鑽が必要。
設置手話通訳者は諸所の業務を兼務しているため、手話通訳、派遣コーディネート等の業務に専念できる環境ではない。
手話通訳者の役割が明確になっておらず、市町村でばらつきがある。

日中活動できる登録手話通訳者の確保が厳しく、設置手話通訳者がカバーせざるを得ない。
設置場所によっては、窓口対応ニーズが少ない。
③事業・運営課題
聴覚障害者団体からは新たな設置もしくはタブレット等を活用したＴＶ電話の通訳サービス開始の要望が出ている。
行政区によって設置されてない曜日がある。
通訳の設置を要望すると「聴覚障害者のニーズがないという回答」がなされる。
設置事業が実施されているのは県の他、３市のみで他市町村での実施の見通しはない。
聴覚障害者団体と連携をしない、運動面のつながりが見られない設置通訳者が存在する。
手話通訳者はセンターに設置され、手話通訳者は区役所には設置されていない。行政サービスのバリアフリーが求められる。
市町村必須事業となっても自治体に新たな設置の動きがない。設置の必要性が理解されていない。　4
手話通訳士の資格所得者を行政は設置義務があるようにしないと改善されない。
設置事業費が十分とはいえない。

③-1　手話通訳者登録事業

①登録手話通訳者確保の課題
手話通訳者試験の合格者が少ない。　12
登録者が少ない。　7
登録者の高齢化。　7
登録者が増えない。
登録者が減少している。
登録者が仕事を持っているため、派遣依頼できない。　2
活動できる通訳者が不足。
男性の登録通訳者の絶対数が少ない。
派遣報酬額が低いため、仕事として取り組みにくいため、登録者の確保が難しい。　2
養成段階での若年層の確保が困難。　2
認定試験に応募する人数が少ない。
平日の昼間に活動できる登録手話通訳者が増えない。　4
登録手話通訳者の稼働率は３分の１。
高齢・家庭の事由などでリタイヤする数が増えている。　2
②事業運営の課題
通訳者を確保できない市町村が 2/3 以上ある。
登録者の技術アップ。　3
登録者の研修。　2
登録者の技術レベルの低下。
③その他の課題
登録通訳者を活用するろう者の意見を吸い上げるシステムの未確立。
合格・登録のためステップアップ事業を実施しているが、受験者のスキルアップが課題。
手話通訳者試験の合格率が低い。　3
登録試験（認定試験）の基準見直し。（レベルや倫理観など厳しく見たい）
登録者への更新制度の見直し。（更新試験や更新条件の追加など）

要項では、二重登録が可能となっている。（県内市町村や他県登録）
通訳依頼は増加している。（一方で登録者が増えない）
所属する市の派遣事業との業務が多く、県派遣の依頼ができない。
十分なシステム化がされていない。（情報一括管理）
試験制度を活用せず、自主申請で登録している市町が存在している。
登録試験の実施方法、受験人数の見直しが必要である。
登録者数の市町村間格差が大きい。　3
市町村事業と重複登録し、負担が大きくなっている。

④-1　手話通訳者派遣事業

①手話通訳者の養成・登録・確保
通訳者不足状態。　7
実働できる通訳者は限られている。
日中活動可能な通訳者が少ない。　20 そのため雇用型の手話通訳者が望まれる。
一部の通訳者に派遣依頼が偏る。集中する。　6 そのため健康問題が懸念される。　2
通訳者の高齢化。　11 自身の病気や家族介護で活動できない。
登録活動を辞退する者が増えている。
次世代を担う通訳者が少ない。若年層が増えない。　2
地域によって登録手話通訳者の数に偏りがある。　2
手話通訳者登録（全国統一）試験の合格者が少ない。
②手話通訳派遣事業の実施課題
全体を把握して調整可能なコーディネーターの配置、養成が課題。
派遣依頼が増えコーディネートが困難となっている。　2
依頼数に対して通訳者が不足している。
通訳依頼の需要と通訳者の供給がアンバランスになっている。
専門的な通訳内容に対応できる登録通訳者がいない。少ない。　2
県内でも報償費が市町で統一されていない。統一が必要。　3
コーディネーター料を予算化するところもあるが、まだ少ない。
③その他の課題
手話通訳者不足を補うために養成講座について市町合同で予算を出し合い開催している。
派遣依頼は増えているが、通訳者数が足りないために派遣できなかったケースが見られる。
障害者差別解消法の施行からさらに派遣依頼は増えた。　3
手話言語条例の影響で派遣依頼が増えた。
現任研修が十分ではない。技量が不十分。　3
市町村の委託を受けて派遣コーディネートをセンターで行っている。地域によって利用件数にばらつきがある。
量と質の問題が問われている。
質的に高いレベルが求められている。それに合うレベルの通訳者がいない。　7
通訳者の原則的なルールを示して欲しい。
全体的に通訳技術力の低下傾向。

通訳者には対人援助技術が求められる。	2
手話通訳業務だけで生計を立てることができないため、多くの手話通訳資格者は企業等に就労。	
外国人ろう者への対応が増えている。	
県と市町村と連携は専門性や広域性のみではなく、当事者の地域外ニーズにも対応するため重要である。	
「リレー通訳」の必要な場面（意思形成支援の必要な場面等）が増しているが、「リレー通訳」については派遣制度の中に組み込まれていない。	

①-2　要約筆記者養成事業

①受講者確保の課題	
受講者が少ない。集まらない。	19
若い人の受講が少ない。受講者の高齢化。	2
地理的な問題で参加できない場合がある。	
パソコンの受講者が少ない。	2
受講期間が長く受講者が途中で断念する人がいる。	
受講生のレベルに差がある。	
②講師・指導者の不足・確保	
指導者・講師の育成が必要。	4
講師の指導力に差がある。	3
講師の負担が大きい。	2
講師に地域的偏りがある。	
講師が不足・確保が困難。	7
パソコンの講師が少ない。	2
講師の高齢化。	
③要約筆記者の確保課題	
要約筆記制度を利用する人が少ないので、受講者もボランティア的な考え方で終わっている。	
養成講座は二年にかけて実施しているため継続受講が困難になる場合もある。	
合格者が増えない・少ない。	3
④講座運営・予算の課題	
難聴者集団の運動に期待できない。	
カリキュラム数が多く継続が難しい。	
講座の日程を組むのに困難がある。	
市町村の必須事業ではないため、市町村の取組が弱い。	
難聴者団体の組織化が困難で、必要性の理解が進んでいない。	
養成講座の運営を担当する職員が配置されておらず、他の職員が兼務している。	
要約筆記の社会的認知度がまだまだ低い。	4
毎年同じ地域で開催せざるを得ず、地域差がある。	
⑤養成講座の内容・レベルの課題	
要約筆記者養成のカリキュラムの整備。	
要約筆記奉仕員→要約筆記者への移行研修会を実施したが受講者が少ない。	
受講者のレベルにばらつきがある。	2

③-2　要約筆記者登録事業

①登録要約筆記者の養成・確保の課題
合格者が少ない。　5
登録者が少ない。不足。　5
登録者数が増えない。　4
昼間活動できる人が増えていない。
登録者はいるが実働できる人が少ない。　2
登録者が減少している。　2
登録者の高齢化。　6
パソコン要約筆記の合格率が低い。
登録要約筆記者は増えてきたが、能力のある人は少ない。
認定試験を受ける人が少ない。
登録者の居住地域が限られる。
現任研修ができていない。
登録者が有職者・主婦で平日・夜間に関わらず活動に制限がある。
②事業運営の課題
パソコン要約筆記者が少なく、派遣に支障がでている。
周知がされず派遣依頼が少ない。
同一市町村内で要約筆記者を派遣できずに他市町村から派遣している。
統一試験合格率が低い。
登録試験に合格できず奉仕員の資格もない人は、意欲があっても何の活動もできない。
養成講習会を修了するだけでも厳しい。
養成事業の参加が少ない。　2
養成人数に限界があり、なかなか増えない。
養成講座を受講しても登録まで結びつかないケースが多い。
登録者の技術レベルの低下。
登録者がレベルアップを図ろうという意識が弱いように見受けられる。
「者」への移行がスムーズにできない。移行ができるようにする。　3
認定試験を導入したことにより、登録者の人数が少なくなった。
手話通訳者に比べて対象者との交流が浅く、実践的な問題への対応能力が低い。
十分なシステム化がされていない。（情報一括管理）

④-2　要約筆記者派遣事業

①要約筆記者の養成・登録・確保
PC 要約筆記者が不足。　7
登録要約筆記者が少ない。不足している。　6
派遣できる人が限られている。　2
派遣依頼が一部の人に偏る。
高齢化。　5
要約筆記者の減少。

平日日中に活動できる人が少ない。　10 理由としては、企業等で働く人が多い。
②要約筆記派遣事業の実施課題
パソコン要約筆記の依頼が増えてきている。　6
パソコン要約のできる人が確保できず対応が困難。　3
パソコン要約について啓発し養成講座の参加者確保が必要。
要約筆記者の数が少なくて、個人、団体、市町からの依頼に対応できない。
県の中心部以外は、派遣調整が困難。
平日の派遣対応ができない。
通訳者数が足りないために派遣できないケースがある。　2
近くに要約筆記者が居ず、遠方からの派遣で、移動時間等の負担や交通費が増加。
登録者の都合にあわせての派遣に限界。　2
要約筆記者の技術の差がある。調整が難しい。　2
依頼内容が複雑化。
４人派遣での人員確保がなかなかできず、３人派遣で対応せざるを得ない。
コーディネーターの経験不足。要約筆記者への適切な助言ができない。
事業や制度の周知が足りない。
現任研修予算がない。
③その他の課題
市町においては、難聴者の利用が少ない。地域に難聴者協会がないことも一因。
派遣依頼が増加している。
障害者差別解消法の施行からさらに派遣依頼は増えた。
通訳者の高齢化、通訳者の減少が進み、派遣できないことが増えてくると思われる。
派遣件数は緩やかに増加。別で仕事を持っている登録者が多く、派遣の調整が難しい。
音声文字変換ツールの可能性を模索。
登録制度ではなく、雇用型にしたい。
現場では、対人援助技術を必要とすることがあるが、そのスキルが不足している。身につける機会が必要。
地域で奉仕員養成講座が無く、聴覚障害者の状況に応じたコミュニケーションを行う力が非常に弱い。
現場での手話通訳者との連携方法が確立していない。
利用者が少ないために事業全体が盛り上がらない。
制度派遣の予算に上限がある中での実績の増やし方。
難聴者の掘り起こしや難聴者に対しての派遣事業の利用を促すことが必要。
技術面で情報保障能力が不十分な筆記者が多い。　2
広域派遣および公費適用外の派遣についての検討。
夜間・早朝・遠方の稼働が敬遠される。夜間・早朝手当など、対策の必要を感じている。
県登録者として研修をしていても、市町村派遣窓口の意識が乏しい結果、地元ルールがまかり通る。

④-3　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

①盲ろう者向け通訳・介助員の養成・登録・確保
活動している通訳介助員が登録者数の 1/3～2/3 程度。実働可能な人材の不足。　4 活動の活性化が必要。 活動がない人にどのように関わってもらうか苦慮している。

介助員の高齢化。　　３ そのため登録者が今後減少する見込み。
人員不足。　　２
指点字通訳者の不足。　　２
一部の通訳・介助者に依頼が偏る。　　２
②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施課題
行事が重なると派遣できる人の確保ができない。　　２
登録者（人材）不足のため派遣できないことがある。それは盲ろう者の社会参加が増加しているため。
人材不足で夜間や遠方に派遣ができない。
派遣件数が拡大しており、派遣コーディネーターの増員が必要。
予算不足により利用制限がかかる。
③その他の課題
利用方法について利用者に説明するが、理解してもらえない。　　２ そのために通訳・介助者の意識向上のための学習会を定期的に開き再確認している。
利用者がコミュニケーションに困難を抱えている。
対象となる盲ろう者が少ない。　　３
盲ろう者が少ないので、通訳・介助員が活動できる機会が少なく、現任研修も十分ではない。
技術のステップアップの場が少ない。研修が十分できない。　　２
通訳・介助員の技術が十分でない。　　３
利用登録者が少ない。　　３ 利用登録者の増加を図っていく必要がある。　　２
盲ろう者の県外への旅行、ブロック大会参加のための派遣依頼が今後増える見込み。
予算の確保（不足分は他事業から補填している現状）。予算が制約されている。　　２
派遣事業が養成事業と異なる団体が委託を受け実施。そのため通訳・介助員の効果的な活動につなげられない。
依頼内容が高齢関係になったり、相談支援をかねるような内容などがある。
盲ろう者友の会の活動停滞（休止中）。
養成時間が厚生労働省カリキュラムどおりに実施できていない。
養成カリキュラムに、コミュニケーションスキル取得の時間が組み込まれていない。
講習、研修を担う講師の人材が不足している。
盲ろう通訳者の資格制度について検討していきたい。
個々の障害程度に合わせた介助が難しい。

④-4　それ以外の派遣事業

発達障害の方々には文字、音が駄目な方もおられるが、聴覚障害者と限定しないでほしいとの声がある。それぞれの障害特性を把握したコーディネート設置により事業実施すること。
近年増えつつある聴覚特別支援学校の重複の生徒について、聴覚のベースによる子ども達であれば、幅広い支援が必要と思う。発達障害やディスレクシアの人たちへの意思疎通支援も、画像、音声、文字（色別）で DVD を制作できるノウハウを利用し、学習教材を含め制作、貸し出しを行えるようになれば支援の枠も広がると思われる。
従来からの「聴覚障害者への支援（手話通訳・要約筆記）」という枠組みでの実施に留まっているのが現状。総合支援法で目指すところの幅広い意味での「意思疎通支援」事業化へと移行するための基盤がまだない。現状では制度上派遣できる有資格者も手話通訳者と要約筆記者のみである（盲ろう者に対しては「意思疎通支援事業」ではなく「盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業」により実施）。ろう、難聴、盲ろう以外の心身機能障害者をも対象とした制度とするためには、そうした方々への生活支援を専門とする支援者（専門家）との連携が必要であるが、それをどう構築していけばよいのか。

重複障害者で難聴があり、意思疎通支援のニーズが聞かれることもあるが、まだ話だけで終わっている。
盲ろう＋プラス他障害（知的等）重複している者への制度やコミュニケーション方法が複雑化している。
対応できる人材不足。
県の意思疎通支援事業は「市町が担えない内容（県内広域から聴覚障害者の参加が見込まれる行事等であり、主催者も通訳費用を負担することがむずかしいもの）」に対して派遣をすることになっている。障害者差別解消法の施行後、他の障害者団体から合理的配慮のために、その団体が主催する行事に手話通訳や要約筆記を派遣してもらえないかという問い合わせが増えている。しかし、予算も限られているため、どこまで派遣可とするのか、また、それが県が担う本来の意思疎通支援事業として妥当かという悩みもある。
現時点では具体的な問題は発生していない。
失語症・高次脳機能障害者の会などから要約筆記援用の声もあるようだが、記憶の補助や意思疎通支援の広義による活用という側面が色濃く、その場の通訳行為としての要約筆記と混同される恐れもある。安易な援用は危険。

二次調査：障害種別アンケート結果

1　基本的な事項

①調査回答者の状況

回収　172	有効回答　170

障害区分	人数	全体に占める割合（%）	男性比率（%）	女性比率（%）	平均年齢（歳）
視覚障害	21	12.4	66.7	33.3	52.5
聴覚障害	45	26.5	26.7	73.3	53.7
音声・言語	3	1.8	100.0	0.0	40.7
上肢・下肢障害	10	5.9	30.0	70.0	52.9
脳性麻痺	12	7.1	58.3	41.7	48.8
身体障害重複	15	8.8	60.0	40.0	48.8
高次脳機能障害	15	8.8	60.0	40.0	45.0
知的障害	13	7.6	84.6	15.4	46.7
知的障害重複	6	3.5	83.3	16.7	38.0
発達障害	24	14.1	66.7	33.3	25.5
精神障害	6	3.5	100.0	0.0	40.5
合計	170	100.0	60.0	40.0	全体平均 45.8

障害区分	居住形態（%）				同居家族あり（%）	同居家族（一般住居・本人含む）（人）	就労中（%）
	一般住宅	福祉施設	グループホーム	不明・その他			
視覚障害　n21	100.0	0.0	0.0	0.0	76.2	3.2	66.7
聴覚障害　n45	86.7	0.0	0.0	13.3	77.8	2.7	28.9
音声・言語　n3	100.0	0.0	0.0	0.0	75.0	2.3	25.0
上肢・下肢障害　n10	100.0	0.0	0.0	0.0	70.0	2.3	40.0
脳性麻痺　n12	83.3	16.7	0.0	0.0	75.0	3.0	41.7
身体障害重複　n15	86.7	0.0	0.0	13.3	86.7	2.7	53.3
高次脳機能障害　n15	25.0	41.7	16.7	16.7	58.3	4.2	33.3
知的障害　n13	23.0	38.5	23.1	15.4	38.5	4.3	38.5
知的障害重複　n6	50.0	50.0	0.0	0.0	66.7	3.7	16.7
発達障害　n24	87.5	4.2	8.3	0.0	91.7	3.9	62.5
精神障害　n6	83.3	16.7	0.0	0.0	83.3	3.0	33.3

②アンケートの記入者（%）

障害区分	本人記入	本人に伝えて家族・職員記入	家族記入	職員記入	その他
視覚障害　n21	95.2	0.0	0.0	0.0	0.0
聴覚障害　n45	91.1	4.4	2.2	0.0	0.0
音声・言語　n3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	30.0	60.0	10.0	0.0	0.0
脳性麻痺　n12	50.0	16.7	16.7	0.0	0.0
身体障害重複　n15	46.7	13.3	20.0	13.3	0.0
高次脳機能障害　n15	13.3	0.0	26.7	73.3	0.0
知的障害　n13	15.4	0.0	53.8	7.7	0.0
知的障害重複　n6	0.0	16.7	50.0	33.3	0.0
発達障害　n24	4.2	12.5	58.3	0.0	0.0
精神障害　n6	33.3	0.0	50.0	0.0	0.0

2　意思疎通（コミュニケーション）手段の状況

障害区分	①自分のいうことが伝わるか（%）				
	1伝わる	2なんとか伝わる	3伝わりにくい	4伝わらない	5相手によって伝わるときと伝わらないときがある
視覚障害　n21	66.7	9.5	0.0	0.0	23.8
聴覚障害　n45	33.3	20.0	13.3	4.4	28.9
音声・言語　n3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0
脳性麻痺　n12	25.0	41.7	0.0	8.3	25.0
身体障害重複　n15	46.7	20.0	6.7	6.7	20.0
高次脳機能障害　n15	26.7	53.3	26.7	0.0	6.7
知的障害　n13	23.1	23.1	15.4	0.0	30.8
知的障害重複　n6	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0
発達障害　n24	29.2	12.5	16.7	0.0	41.7
精神障害　n6	16.7	16.7	16.7	0.0	33.3

障害区分	②相手の言うことがわかるか（%）				
	１わかる	２なんとかわかる	３わかりにくい	４わからない	5相手によってわかるときとわからないときがある
視覚障害　n21	61.9	4.8	0.0	4.8	28.6
聴覚障害　n45	28.9	20.0	24.4	17.8	6.7
音声・言語　n3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0
脳性麻痺　n12	66.7	16.7	0.0	0.0	16.7
身体障害重複　n15	53.3	13.3	6.7	6.7	20.0
高次脳機能障害　n15	33.3	40.0	33.3	0.0	6.7
知的障害　n13	30.8	46.2	0.0	0.0	15.4
知的障害重複　n6	50.0	0.0	0.0	16.7	33.3
発達障害　n24	33.3	12.5	8.3	0.0	45.8
精神障害　n6	50.0	0.0	33.3	0.0	16.7

障害区分	③文字を書いて伝えることができるか（%）				
	１できる	２なんとかできる	３しにくい	４できない	5意思伝達装置等の機器を使用してできる
視覚障害　n21	38.1	19.0	9.5	19.0	14.3
聴覚障害　n45	71.1	17.8	8.9	0.0	2.2
音声・言語　n3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	10.0	10.0	40.0	40.0	0.0
脳性麻痺　n12	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0
身体障害重複　n15	33.3	26.7	20.0	13.3	6.7
高次脳機能障害　n15	40.0	33.3	40.0	0.0	0.0
知的障害　n13	30.8	15.4	15.4	38.5	0.0
知的障害重複　n6	0.0	16.7	16.7	66.7	0.0
発達障害　n24	43.5	26.1	13.0	17.4	4.3
精神障害　n6	41.7	25.0	16.7	16.7	4.2

障害区分	④文字で書かれたものが理解できるか（%）			
	1できる	2なんとかできる	3しにくい	4できない
視覚障害　n21	33.3	0.0	4.8	61.9
聴覚障害　n45	66.7	17.8	6.7	2.2
音声・言語　n3	66.7	33.3	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	70.0	20.0	10.0	0.0
脳性麻痺　n12	58.3	33.3	0.0	0.0
身体障害重複　n15	66.7	33.3	0.0	0.0
高次脳機能障害　n15	20.0	46.7	33.3	0.0
知的障害　n13	15.4	30.8	15.4	30.8
知的障害重複　n6	33.3	0.0	0.0	66.7
発達障害　n24	45.8	29.2	20.8	4.2
精神障害　n6	33.3	16.7	50.0	0.0

障害区分	⑤テレビを楽しむことができるか（%）				
	1楽しめる	2なんとか楽しめる	3楽しみにくい	4楽しめない	5介助者がいればチャンネルや音量の変更を指示して楽しめる
視覚障害　n21	33.3	38.1	14.3	14.3	0.0
聴覚障害　n45	46.7	40.0	6.7	0.0	0.0
音声・言語　n3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	70.0	10.0	10.0	10.0	0.0
脳性麻痺　n12	91.7	0.0	0.0	0.0	8.3
身体障害重複　n15	53.3	33.3	0.0	6.7	6.7
高次脳機能障害　n15	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0
知的障害　n13	38.5	23.1	15.4	7.7	0.0
知的障害重複　n6	66.7	0.0	16.7	16.7	0.0
発達障害　n24	75.0	16.7	8.3	0.0	0.0
精神障害　n6	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0

障害区分	⑥スマホやパソコンのインターネットは使えるか（%）				
	１使える	２なんとか使える	３使いにくい	４使えない	５介助者がいれば使える
視覚障害　n21	66.7	14.3	4.8	14.3	0.0
聴覚障害　n45	55.6	22.2	2.2	13.3	0.0
音声・言語　n3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	30.0	10.0	10.0	20.0	30.0
脳性麻痺　n12	50.0	8.3	0.0	25.0	16.7
身体障害重複　n15	53.3	20.0	0.0	13.3	13.3
高次脳機能障害　n15	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0
知的障害　n13	7.7	23.1	7.7	53.8	0.0
知的障害重複　n6	16.7	16.7	16.7	50.0	0.0
発達障害　n24	50.0	12.5	0.0	16.7	20.8
精神障害　n6	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0

障害区分	⑦電話は使えるか（%）				
	１使える	２なんとか使える	３使いにくい	４使えない	５介助者がいれば使える
視覚障害　n21	71.4	4.8	9.5	9.5	4.8
聴覚障害　n45	6.7	4.4	8.9	64.4	4.4
音声・言語　n3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0
上肢・下肢障害　n10	60.0	10.0	10.0	20.0	0.0
脳性麻痺　n12	33.3	25.0	0.0	16.7	25.0
身体障害重複　n15	26.7	13.3	6.7	26.7	26.7
高次脳機能障害　n15	20.0	53.3	13.3	0.0	6.7
知的障害　n13	15.4	38.5	0.0	30.8	7.7
知的障害重複　n6	16.7	16.7	16.7	50.0	0.0
発達障害　n24	41.7	16.7	4.2	29.2	8.3
精神障害　n6	16.7	0.0	33.3	33.3	16.7

障害区分	⑧FAXは使えるか（%）				
	1使える	2なんとか使える	3使いにくい	4使えない	5介助者がいれば使える
視覚障害　n21	23.8	4.8	23.8	28.6	19.0
聴覚障害　n45	80.0	8.9	0.0	4.4	0.0
音声・言語　n3	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3
上肢・下肢障害　n10	20.0	10.0	0.0	30.0	40.0
脳性麻痺　n12	16.7	16.7	0.0	25.0	33.3
身体障害重複　n15	26.7	13.3	6.7	33.3	20.0
高次脳機能障害　n15	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0
知的障害　n13	7.7	7.7	7.7	53.8	15.4
知的障害重複　n6	0.0	0.0	16.7	83.3	0.0
発達障害　n24	12.5	20.8	0.0	54.2	12.5
精神障害　n6	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0

障害区分	⑨あなたのコミュニケーション手段はなにか（%）									
	1口で話す	2耳で聞く	3紙に書く	4パソコンをつかう	5スマホ・携帯をつかう	6電話をつかう	7FAXをつかう	8手話	9筆談	10触手話
視覚障害　n21	95.2	71.4	23.8	90.5	57.1	81.0	14.3	14.3	14.3	14.3
聴覚障害　n45	57.8	22.2	73.3	51.1	68.9	11.1	68.9	82.2	80.0	6.7
音声・言語　n3	100.0	66.7	100.0	33.3	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0
上肢・下肢障害　n10	80.0	60.0	40.0	40.0	60.0	40.0	50.0	10.0	20.0	0.0
脳性麻痺　n12	83.3	91.7	50.0	58.3	66.7	58.3	33.3	0.0	8.3	0.0
身体障害重複　n15	100.0	73.3	53.3	53.3	66.7	53.3	46.7	0.0	33.3	0.0
高次脳機能障害　n15	83.3	66.7	66.7	50.0	50.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0
知的障害　n13	76.9	76.9	46.2	7.7	30.8	38.5	7.7	0.0	0.0	0.0
知的障害重複　n6	83.3	66.7	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
発達障害　n24	87.5	91.7	66.7	41.7	54.2	50.0	20.8	4.2	8.3	0.0
精神障害　n6	83.3	66.7	66.7	50.0	50.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0

障害区分	⑨あなたのコミュニケーション手段はなにか（%）									
	11文字盤	12点字	13指点字	14補聴器	15人工内耳	16ルーペ	17拡大読書器	18音声読み上げソフト	19意思伝達装置	20その他
視覚障害　n21	9.5	76.2	38.1	38.1	0.0	14.3	28.6	81.0	4.8	4.7
聴覚障害　n45	2.2	0.0	2.2	35.6	2.2	2.2	0.0	2.2	0.0	0.0
音声・言語　n3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	20.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
脳性麻痺　n12	33.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0	0	0	0	10.0
身体障害重複　n15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高次脳機能障害　n15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障害　n13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1
知的障害重複　n6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
発達障害　n24	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	20.8
精神障害　n6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7

【視覚障害】　指文字　手書き文字　体に触れて伝えてもらう
【知的障害】　本人の表情や時々発する声　スマホ　介助者の手を引っ張ってゆく
わかる単語があればその単語をくり返す
【脳性麻痺】　指さしジェスチャー
【発達障害】　絵カード　４　指さし　表情　指で文字を書く
【精神障害】　目で見る→実物や写真・イラストを見せられて理解できることがある
動作で示す→欲しいものに手を伸ばす、クレーン現象、手引きされて行き先などを理解する、ものを持っていく

３　意思疎通（コミュニケーション）で困ること

障害区分	①「自分の言いたいことが伝わらない」、「相手の話がわからない」日常場面（%）									
	１学校の授業	２学校の行事	３学校での相談	４職場での作業	５職場での会議	６職場での研修	７職場の行事	８仕事の相談	９病院の受付	10病院での診察
視覚障害　n21	9.5	9.5	4.8	19.0	28.6	23.8	23.8	19.0	42.9	47.6
聴覚障害　n45	22.2	24.4	22.2	24.4	40.0	35.6	28.9	24.4	37.8	51.1
音声・言語　n3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3
上肢・下肢障害　n10	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	10.0	40.0	50.0
脳性麻痺　n12	0.0	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	41.7	41.7
身体障害重複　n15	6.7	6.7	6.7	26.7	20.0	20.0	20.0	26.7	33.3	40.0
高次脳機能障害　n15	0.0	0.0	0.0	60.0	26.7	40.0	53.3	40.0	53.3	46.7
知的障害　n13	15.4	15.4	7.7	15.4	15.4	0.0	0.0	23.1	38.5	38.5
知的障害重複　n6	83.3	50.0	50.0	83.3	50.0	50.0	33.3	66.7	100.0	66.7
発達障害　n24	37.5	33.3	29.2	45.8	45.8	45.8	25.0	41.7	29.2	41.7
精神障害　n6	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7

障害区分	①「自分の言いたいことが伝わらない」、「相手の話がわからない」日常場面（%）									
	11病院での検査	12病院での相談	13役所の受付	14役所での相談	15郵便局や銀行の受付	16郵便局や銀行での相談	17電車やバス等の切符を買う時	18電車等移動中の車掌との会話	19旅行会社との相談	20宿泊先のホテル等受付とのやりとり
視覚障害　n21	47.6	28.6	47.6	38.1	57.1	38.1	38.1	23.8	33.3	52.4
聴覚障害　n45	44.4	42.2	33.3	28.9	28.9	35.6	37.8	33.3	33.3	28.9
音声・言語　n3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3
上肢・下肢障害　n10	40.0	50.0	40.0	60.0	50.0	60.0	40.0	40.0	50.0	40.0
脳性麻痺　n12	41.7	25.0	41.7	50.0	50.0	33.3	33.3	41.7	33.3	41.7
身体障害重複　n15	33.3	33.3	40.0	40.0	46.7	40.0	53.3	46.7	26.7	40.0
高次脳機能障害　n15	33.3	60.0	60.0	66.7	53.3	46.7	13.3	26.7	40.0	46.7
知的障害　n13	46.2	38.5	38.5	53.8	38.5	46.2	46.2	23.1	46.2	46.2
知的障害重複　n6	83.3	66.7	83.3	83.3	83.3	83.3	66.7	66.7	83.3	83.3
発達障害　n24	25.0	37.5	33.3	41.7	29.2	33.3	20.8	20.8	29.2	20.8
精神障害　n6	16.7	33.3	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3	33.3

障害区分	①「自分の言いたいことが伝わらない」、「相手の話がわからない」日常場面（%）					
	21 利用している施設職員との会話	22 利用しているヘルパーとの会話	23 福祉の相談	24 福祉行事に参加したとき	25 市民向けの行事に参加したとき	26 買い物のときの店員との会話
視覚障害　n21	4.8	14.3	19.0	33.3	33.3	47.6
聴覚障害　n45	11.1	8.9	20.0	22.2	40.0	40.0
音声・言語　n3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	40.0	40.0	40.0	40.0	30.0	50.0
脳性麻痺　n12	50.0	33.3	50.0	41.7	41.7	41.7
身体障害重複　n15	13.3	20.0	26.7	26.7	40.0	26.7
高次脳機能障害　n15	40.0	26.7	66.7	20.0	26.7	53.3
知的障害　n13	23.1	15.4	38.5	38.5	46.2	53.8
知的障害重複　n6	66.7	50.0	100.0	50.0	66.7	83.3
発達障害　n24	20.8	4.2	25.0	20.8	29.2	41.7
精神障害　n6	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7	50.0

【その他の記述】

【聴覚障害】

・道などを尋ねる時

・電車やバスの中での会話、車内放送

・タクシー運転手との会話、駅員との会話、レストラン店員との会話

・家族との会話　学校 PTA　　飲み会

・まだ中学生なので親と一緒に行動している

【上肢・下肢障害】

・寝たきりで声がでない為、家族他介助者に全部頼んでいる

【脳性麻痺】

・団体やクラブ等の会議・話し合い　2

【身体障害重複】

・その他というより別件ですが、回答者は 30 歳の脳出血を発症した方です。回答者は「右反射空間無視」もあるため、設問の右側に意識が向きません。そこで指差しをして回答してもらいましたが、上記設問右側に一切意識が向いていませんでした。本人は分かっていると言いますが、かなりの部分で通じていません。これが高次脳機能障害です。

【知的障害】

・①本人の困り度は不明ですが、作業所内での作業指示や会話の理解が不十分で、機嫌が悪くなったり、本人からの訴えを理解するのに、推測を要したりすることがあります。

②本人に困り感はないと思いますが、作業所での指示理解や他利用者との会話で不十分な点がみられます。

③単純な話以外は難しい。

④自分の思い込みがあり、正しく伝わらない。

・①軽い知的障害があるので、生活上のすべてで簡単な事はできます。役所・病院など親が一緒に行って本人の話を聞いて相手に伝える。

②生活上、上記のような場面がない。病院での診察時も痛い時以外はあまり変化がない。

③例示されている項目すべてに自分では対応できない。その必要も認識できない。

【知的障害重複】

・「どこから来たの」「明日お客さん来るの」と会話はでき、成立する。通院時間の理解は朝食後、昼食後の区別も困難。やや複雑な話になると、返事はなく、笑顔を返される。

【発達障害】

・言語がないため、すべての場所で困難がある。

・①本人が数分程度しか記憶をすることが出来ない為、物事をすべてを通して理解することが難しい為、話を理解したとしても、会話を記憶にとどめることが無理である。その為話し合いやドラマ等のストーリーを楽しんだとしても、理解することは出来ていない。

②日常生活場面のほぼ全て

・かつ舌が悪いので、相手から聞き返される事が多いのです。状況判断や相手の気持ちによりそえない事も時々あります。

■非常時や災害時の不安・困ること　②～④

障害区分	②非常時や災害発生時の情報獲得にての不安			③非常時や災害発生時の困り事を伝える不安		
	１不安がある	2やや不安がある	３不安はない	１不安がある	2やや不安がある	３不安はない
視覚障害　n21	76.2	23.8	0.0	42.9	52.4	4.8
聴覚障害　n45	53.3	37.8	4.4	46.7	44.4	4.4
音声・言語　n3	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	50.0	30.0	20.0	60.0	20.0	20.0
脳性麻痺　n12	66.7	25.0	8.3	75.0	25.0	0.0
身体障害重複　n15	46.7	46.7	0.0	46.7	46.7	0.0
高次脳機能障害　n15	46.7	60.0	0.0	53.3	53.3	0.0
知的障害　n13	38.5	30.8	15.4	46.2	23.1	15.4
知的障害重複　n6	83.3	16.7	0.0	83.3	16.7	0.0
発達障害　n24	45.8	41.7	12.5	50.0	41.7	8.3
精神障害　n6	50.0	16.7	33.3	50.0	33.3	16.7

④非常時や災害時の支援

【視覚障害】

・口頭、または音声で情報の伝達と、誘導による移動支援。

・駅や公共施設において、地震や火災事故発生時に、「お近くに白杖を持った視覚障害者の方がいましたら、みなさまのサポートのご協力をお願いします」というようなアナウンスを周囲の人たちに流してほしい。また、「サポートが必要な方がおられましたらその場で大きく手を上げてください」というようなアナウンスを流してくれたら気が付いてもらいやすい。

・周囲が騒然となっていたり、パニックになっている可能性もあるので、駅員や店員の指示誘導ははっきりと聞き取りやすいようにマイクや拡声器を使ってほしい。

・携帯やスマホは使えており、エリアメールには登録しているが、障害者専用のエリアメールとか、エリア別のメールマガジンみたいなものを作って、有用な情報を流してほしい。

・出先での災害が心配である。駅や公共施設の掲示板等の文字が読めないため、その場で動けなく

なることが予想されたり、帰宅困難になった場合には、指示や避難先までの誘導が必要になる。駅員や店員、役所職員等、人員が余っていたら一人付けてほしい。また、交通機関や帰宅の足が確保できるまでの間、駅事務所やお店の事務所、役所の関係者がいるところ等、駅員や店員、役所の職員等、公共施設の職員の目の届きやすい場所で待機させてほしい。

・情報の入手ができないので、駅や公共施設では、レンタルラジオを数台用意して、災害時に障害者に貸してもらえるようにしてほしい。
・全国の団地やマンションの管理組合向けの「災害時障害者に対するサポートマニュアル」等を作成して、啓発活動をしておいてほしい。
・自宅まで駆けつけてくれる支援体制
・室内の点検
・避難誘導
・福祉避難場所が近くにあるとよい。その場所を知らせてもらいたい。福祉避難場所などには介助者など配置してもらいたい。
・周りの状況がわかること。
・振動式の時計、音声時計
・盲ろう者、視覚障害者、聴覚障害者が、それぞれの障害の程度に合わせて使える情報機器。
・通訳・介助員、通訳者、同行援護ヘルパーの派遣
・トイレに行きたいときに行けるように歩行訓練や視覚に障害があっても歩きやすい空間確保、手引き誘導支援
・避難を助けてくれる人
・プライベート空間の確保
・個室の入浴ができる施設
・衣食住の生活支援の優先的配慮
・補聴器の電池
・視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者に必要な情報提供
・移動介助
・周囲、情報説明
・安全な場所までの移動支援
・情報の提供。
・家族と会えるまでのサポート
・安全な場所への誘導。
・飲食の確保。
・通訳介助者・コミュニケーション手段の配慮等。
・個々の障がい状況を把握し、障がいに応じて情報提供、及び救助体制を整えて欲しい。
・誘導、トイレに音声も聞きにくくなると思う。
・避難場所までの手引き者がほしい。
・情報を伝えてくれる人がほしい。
・何か災害があった時には登録しているので情報を得ることができる
・移動介助（ガイドヘルプ）

・掲示物などの読み上げ
・その他、いろいろありそうだが、想像がつかないというのが正直なところです。
・災害時、移動できなくなった場所がなじみのない場所である場合、安全なところまでの移動が困難になるので、ガイドが必要。避難所等の知らないところでも、トイレ、食料確保などにガイドが必要。張り紙などによる情報を見ることができないので、読んでもらうか、別のやり方での情報提供が必要。
・視覚障害者のため周囲の情報がすぐに分かるように案内放送などがあったら良い。見えないことを伝えられるマークを胸につけて、自分から声をかけてもらえるようにする。そのためのマークを市民に認知してもらう。
・避難先での誘導
・文字情報を人の声で読み上げ、または点字化

【聴覚障害】
・聞こえない人が集まる場を設定する
・目で見てわかる情報がほしい。あれば、とても安心です。
・聴覚障害者は姿形では、どこに障害があるのかわかりません。
・聴覚障害者がいてもいなくても、文字や絵やランプで知らせることを義務づけれるようになってほしいです。
・非常時にフラッシュがつくといい
・大事なことは紙に書いて見えるようにしてほしい
・手話通訳支援、聴覚障害者が集まっている（避難している）場所の情報提供、文字による指示、情報伝達
・手話通訳、要約筆記があればいいが……実際に非常時や災害の経験がないので何とも言えない
・支援してくれるスタッフさんや手話ができる人がすぐわかるような支援があると良い
・掲示板などに様々な情報をのせてほしい（マンパワーの問題もあると思うが）
・電光掲示板・看板などの視覚的情報提供機器・物
・災害時は食べ物や水、毛布などの配布があるとき、視覚的な情報がほしい。
・手話のできる人がいること
・目でみてわかる表示があること。
・精神的に落ち着ける環境にいられること
・人に助ける必要がある
・障害者向けの情報保障
・手話又は筆談で話して下さると幸いです。
・手話通訳者の待機している場所を知らせる旗等かがけてほしい。
・手話が出来る方々、通訳者の配置　　２

【音声・言語】
・声かけ

【上肢・下肢障害】
・避難誘導の介助、食事の介助
・避難の場所で、何が欲しいかと聞かれる時に、うまく聞き取ってくれる人がいればよいと思う。

・移動手段と避難先での介助者がいると安心（言葉がわかる、食事・トイレができる介助者がいるかどうか）

【脳性麻痺】

・とにかく声を出しているのを聞いたら、抱きしめてほしい。守ってほしい。
・職員がしっかりと対応してほしい。
・周囲に知り合いがいれば（家族・友人・ヘルパー等）対応できるかもしれないが、一人で行動中の場合誰に何を助けてもらえばよいのか、どう行動したらよいのか、判断できない。自分から動けないので、そのような人たちに対応できる場・人があるとよい。
・１人でいることが多いので、助けてくれるかどうかが心配
・右半身障害、失語症であるが、まず安全な場所に避難できること（安全確保）
・避難場所までどうやって避難するか。
・避難場所がバリアフリーになっているか。
・助けに来てもらいたい。
・長く歩けないので車椅子を押して欲しい

【身体障害重複】

・普段慣れている人が居ないと自分のことを周りに伝えるのが困難だと思う。そういったところをフォローできる様な支援
・障害者・高齢者世帯への安否確認、食料の配給、避難所でのトイレ設置、電源確保、などなど
・自分自身で身動きが出来ない。家族で移動介助出来るか？非常時や災害時の状況にもよるが行政等による確認や移動支援をして欲しい。
・個別の介助があると助かります。
・ホワイトボードがあると助かります。
・一人でいる時事態が発生したら「市役所に繋がる非常時 SOS」のボタンを押したら担当者が駆け付けられるシステムのようなものを自治体が設置してくれる
・情報がないと不安がある
・静かな空間とゆっくり話を聞いてくれる人がいてほしい。
・言語聴覚士さんがその場にいてくださると助かります。
・移動、助け

【高次脳機能障害】

・わかりやすい指示
・テレビやラジオ、パソコンで地震情報を見てみる。
・家族・兄弟に TEL してみる
直接の指示や誘導　　2
・直接的な指示や誘導
・視覚障害者のマラソンで一緒に走ってくれる伴走者のような人が付いてほしい。

【知的障害】

・非常時の判断ができない。できたとしても自力で動けない。非常時の施設での体制が大丈夫なのか親家族としてはとても不安。
・パニックを起こして、どうしてよいかわからないと思うので、すぐに支援者の支援介助が受けた

い。
・視覚での支援
・１対１で説明してもらうこと。
・避難場所が遠い

【知的障害重複】
・見知った人と一緒に行動できたら良い。留置カテーテルを使用しているので、その処置ができたら良い。食欲があまりなく、胃腸も弱いので、御粥、刻みの食事にしてほしい。喧噪な場所は苦手なので、なるべく静かな環境にいたい。
・非常時も、災害時も、必ず人に連れて行ってもらいたい。
・静かで人の混まない場所で過ごせる場所に避難させてほしい。
・トイレ不安が強いので、トイレの確認を本人が納得するまで行かせてほしい
・いつも一緒にいる職員と一緒に過ごしたい。または施設同士が避難提携をするのであれば、見知らない職員に慣れる時間を常時からつくってほしい
・内服情報が共有でき、どこに避難しても薬の内服が継続できるようにしてほしい
・繰り返しわかりやすい、単純な言葉で話しかける
・ジェスチャーを交えて話しかける
・ヘルパーを確保できるか不安

【発達障害】
・状況をわかりやすく正確に教えてくれる人、あるいは紙等の媒体。できるだけ細かく尚且つ、先の見通しまできちんと教えてもらえる手段。
・支援者は常に必要。災害時等避難先において、保護者が一人の場合は、周囲の助けが必要だと思う。子供から長時間離れて、配布などに並ぶことはできないと思う。本人は、状況判断もできないし、必要な情報も一人では取り入れることができない。
・①本人が安心して過ごせる場所があること。落ち着ける場所（カームダウンエリア）
②避難所で過ごす場合、できるだけ人がいない静かな場所を確保できるようにする。
③不安になったり心配になったら→これから行う予定や行く場所を絵や写真で伝える。
④パニックにならないように、なる前にどうしたら落ち着けることができるか、周りの人に具体的に対応の仕方を知ってもらう。
⑤「助けてカード」や「サポートブック」を活用してもらう。
⑥要援護者名簿に登録をしておく。
・あらかじめ避難経路を明確に表示してほしい。（空間認知が悪いため。）
・発達障害者は、よりパニックに陥りやすいため、避難誘導をしてほしい。
・避難所・救護所などの情報を的確に提供してほしい。
・マンツーマンで人がついてくれる支援があると良いと思う。
・避難所への誘導、図解した情報の提供、避難所での図示情報、落ち着ける（一人で居られる）環境。
・人に相談するのが苦手なのでスマホが使えれば問題ないです。ただ災害時は回線が繋がらない事があるので、そういう時はパニックになるかもしれません。人間からの支援よりスマホやパソコンが繋がると助かります。

・発達障害に詳しい方が１対１で丁寧に話を聞いてもらえると伝わると思います。
・何に困っているかを聞き取ってほしい。
・在宅者が孤立した場合の障害者向け連絡システム
・健常なお子さん以上にストレスを感じると思うので、段ボール等で空間を仕切って一人になれるスペースの確保があると安心です。以前よりは落ち着いていますが、じっとしている事は難しくウロウロしてしまうので歩き回っても良いお部屋があると多少ストレスが軽減されるのではないかと思います。現在通園している児童発達支援センターの児童を集めて普段療育してくれている先生が様子を確認してもらえると、親が気づかなかった異変にも気づいてくれそうなので良いなと思います。
・グループホームなので、指導員がまとめて指示してくれる（団体行動）が一人で群衆の中にいる時など情報が理解出来、避難行動が出来る様なハッキリとした分かりやすい指示（アナウンスや電光文字盤等）があるといい。
・家庭で使用している”おめめどう”という会社のコミュニケーションメモのフォーマットを学校や放課後デイサービス、病院など日頃から使用してもらっています。フォーマットが慣れたものなら、なんとか意思疎通できると思います。まずは本人を落ち着かせる→いつもとちがう理由を説明→見通しを持たせる（スケジュール）事でパニックを最小限にできればと思います。
・絵カードや見通しがきく指示書（流れをわかりやすく説明)、“あわてない”“おちついて”などの声かけ、短い言葉の声かけ

【精神障害】
・部屋の確保、暴れる人を落ち着かせてほしい
・常に見守ることが必要。大変な事が起こったとしても、数分で忘れてしまう為
・障害者の避難所を作ってほしい。集団。ゆっくりきいてくれる、言いたい事をひき出してくれる人がいたら。
・多くの刺激が遮断できる固有スペース、視覚的に予定や見通しが分かるもの

４　意思疎通（コミュニケーション）の支援の利用状況

障害区分	①家族に意思疎通支援を頼むか			②家族以外の意思疎通支援	
	１主に家族	２時々家族	３家族に頼まない	1受けたことがある	2受けたことはない
視覚障害　n21	38.1	28.6	14.3	76.2	14.3
聴覚障害　n45	20.0	37.8	15.6	60.0	22.2
音声・言語　n3	0.0	66.7	33.3	33.3	66.7
上肢・下肢障害　n10	30.0	40.0	30.0	70.0	30.0
脳性麻痺　n12	25.0	25.0	41.7	58.3	33.3
身体障害重複　n15	13.3	40.0	26.7	46.7	40.0
高次脳機能障害　n15	46.7	46.7	13.3	46.7	60.0
知的障害　n13	23.1	46.2	15.4	46.2	38.5
知的障害重複　n6	33.3	33.3	33.3	16.7	83.3
発達障害　n24	33.3	37.5	29.2	54.2	37.5
精神障害　n6	16.7	50.0	33.3	50.0	50.0

障害区分	③家族以外の意思疎通支援者							
	１知人・友人	２近所の人	３ヘルパー	4福祉事業所の相談員	5福祉事務所の職員	６学校の先生	７役所（役場）の職員	８保健師
視覚障害　n21	61.9	23.8	38.1	9.5	4.8	4.8	23.8	4.8
聴覚障害　n45	55.6	24.4	2.2	8.9	4.4	20.0	8.9	0.0
音声・言語　n3	66.7	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	60.0	10.0	90.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0
脳性麻痺　n12	50.0	33.3	50.0	16.7	41.7	0.0	25.0	16.7
身体障害重複　n15	6.7	6.7	40.0	20.0	13.3	6.7	0.0	0.0
高次脳機能障害　n15	26.7	6.7	26.7	60.0	66.7	6.7	13.3	0.0
知的障害　n13	23.1	0.0	7.7	23.1	53.8	7.7	0.0	0.0
知的障害重複　n6	0.0	0.0	33.3	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0
発達障害　n24	20.8	12.5	20.8	20.8	37.5	12.5	0.0	0.0
精神障害　n6	33.3	16.7	16.7	66.7	66.7	16.7	0.0	0.0

障害区分	③家族以外の意思疎通支援者			
	９手話通訳者	10 要約筆記者	11 ボランティアの人	12 その他
視覚障害　n21	14.3	9.5	33.3	4.8
聴覚障害　n45	77.8	11.1	24.4	0.0
音声・言語　n3	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	0.0	0.0	0.0	0.0
脳性麻痺　n12	8.3	0.0	16.7	0.0
身体障害重複　n15	6.7	0.0	6.7	0.0
高次脳機能障害　n15	6.7	0.0	13.3	0.0
知的障害　n13	0.0	0.0	15.4	7.7
知的障害重複　n6	0.0	0.0	16.7	0.0
発達障害　n24	0.0	0.0	0.0	0.0
精神障害　n6	0.0	0.0	33.3	0.0

*職場の同僚　　*盲ろう者通訳介助員　３
*職場の上司　　職場乗の同僚
*訪問看護士・マッサージの先生　　作業療法士
*就労支援センターの職員
*施設職員
*施設職員　　セラピスト　　職場で話せる人
*施設職員

５　意思疎通支援についてうれしい支援や便利だと思う支援

①人による支援

【視覚障害】

・直接口頭による会話
・会話があればいいです。
・何時でも、電話やファックスなどで目の代わりをしてくれるところがあればよい。

・視覚障害者のため、広いショッピングセンターなどに行った時に、目的地まで誘導案内と、商品説明が欲しい。
・周囲の環境認知（周りの状況を説明してくれる）、代読・代筆
・書類の代筆、郵便物の朗読等、図書館や公共施設での対面朗読やリーディング等のサービスを充実させてほしい。
・ガイドヘルパーにちょっとした郵便物の朗読や代筆を頼むと「それはガイドヘルプの仕事ではない」と断られたり、秘密が厳守されるのかが怪しい人もいる。書類の朗読や代筆してくれるようなヘルパーの養成やサービスを充実させてほしい。
・役所や銀行で職員や銀行員に書類を読んでもらったり代筆してもらうとき、騒がしい窓口でよく内容が理解できないとかプライバシーを守ってほしいような内容があるので、可能な限り個室や相談室で対面式でやってもらえると助かる。
・中途失聴者、難聴者、盲ろう者への手話、触手話、手書き文字などの学習支援
・盲ろう者へ配慮された接近手話、触手話、筆記通訳
・手話、要約筆記通訳以外にも手書き文字（手のひら書き）通訳も意思疎通コミュニケーション支援として、通訳者を派遣してほしい。（盲ろう者の通訳・介助員派遣とは別枠で）
・弱視者や難聴者が利用しやすい機器、用具、支援情報の提供
・日常の様々な場面での通訳派遣
・指点字訓練支援と指点字通訳支援
・周囲、情報説明
・病院、買い物、通勤、娯楽・趣味活動など、セミナーや定期的な講習を受ける時など。状況説明を伝えてほしい。
・読み書き支援の独立した派遣事業。（守秘義務の徹底）
・視覚障害者のため、広いショッピングセンターなどに行った時に、目的地まで誘導案内と、商品説明が欲しい。ある程度の規模の店舗には、視覚ガイドを配置して頂き、サービスカウンターまで行けたら、自由に買い物ができるようなサポートが受けられる。事前に買うものが決まっていなくても、買い物を楽しめる。
・墨字訳サービスとパソコンにより書いた文書の校正・レイアウト

【聴覚障害】
・手話通訳　5
・要約筆記　4
・手話をやっている人がほしい
・電話リレーサービス　2
・電話リレーサービスの24時間対応
・遠隔手話通訳サービス
・手話通訳者が待機している事を表した場所
・手話通訳者のレベルに合わせた対応があると良い
・電車・バス内で急にストップした場合、理由がわからない。
・すぐ取り出せる場所に、筆談できる用具をどの施設にも機関にも設置しておく
・ゆっくり話してほしい。難しい言葉のときは書いてほしい。

・出張手話講座、情報保障についての研修

【音声・言語】

回答無し

【上肢・下肢障害】

・関わってくれるすべての人に今やっている会話の仕方を覚えてほしい
・歩行の見守り、交通機関（電車・バス）の乗り降りの介助
・伝えたい言葉を正確に言える人
・できるだけむずかしい言葉を使わず、はっきり説明してほしい。こちらからの話にはじっくり耳を傾けてきいてほしい。

【脳性麻痺】

・普段は本人の行動や考え方を理解している者が周囲にいるので、ことばが足りなくても「きっとこういう事が言いたいのだろう」と判断できる。一度に複数のことを指示されたり、言われたりすると理解できないので、わかりやすく意味をかみくだいて説明する。ただ初対面の人や緊急時には本人も伝えられないので、ヘルプカードのようなものに「わかりやすく話して下さい」のような文言を入れたものを持たせるようにすると、一見わからない人に対応するのにも良いかと思う
・自分の言葉をわかってくれる人をふやす。
・ヘルパー研修
・パソコンの画面を見てゆっくり聞いてほしい。
・当人の障害についての正しい理解を推し進める施策

【身体障害重複】

・ホワイトボードをお互いに持っているとよいと思います。
・きちんと話を聞く姿勢を持っている方。
・私の話すことをまずききとり、明確に相手に伝えてくれることをスムーズに出来る支援があればうれしい。
・常にメモ用紙など持っている時は良いが非常時には言葉を発せないので「表記」したものを（絵）があると助かる。

【高次脳機能障害】

・高次脳機能障害のため、かいつまんだ表現を簡潔に伝えることが必要
・高次脳を理解した人がフォローしなくては、うまくいかない
・一緒に行ってくれるといい
・町内会・近所の人・相談員
・当事者である私の記憶を代わりにしてくれる人がいて、通訳のように分かりやすく説明してもらいたい。
　＊以前に比べ、想起することが少しだけレベルアップしたような気がする。おかげで人の会話に自然と入っていけるようになった。

【知的障害】

・かみくだいて、１対１で確認しながら説明してもらいたい
・病気の時、一人では説明や受付など難しいと思う。ガイドヘルパーさんに頼めば良いが、急病の

場合など病院に助けて来れる方がいると良い。
・公共機関や店舗等で、障害を理解し詳しく説明や支援してくれる人が居たらありがたいと思う。
・いつも身近に支援員がいること。
・夜間時のトイレの介助（歩行困難である。躓（つまず）いて、転倒して、顔面を切り、縫合（ほうごう）したことがある。）
・行動支援
・しょうがいの特性を理解してくれる人
・話をゆっくり最後まで聞いてくれること。

【知的障害重複】
・難しいことばが苦手。内容等の説明がほしい。わかりやすい言葉。
・簡単な会話が時々できたらうれしい。できれば話しかけてくれて、いろいろな話をしてくれたらうれしい。いろんなことに興味は持っている。
・なるべく１対１でゆっくりとジェスチャーを取り入れながら話す
・ケアマネージャーのように、本人の担当者が施設外にいて、月一ほどで面談しつつ、交渉する権利を持つ、成年後見人がほしい。親と共同で複数後見ができると良い。また、利用料金がかからない、国の財政負担で行ってほしい。
・機器、用具が使えるほど、知能が高くないので、はい、いいえで答えられるよう、親と同じくらいの意思疎通レベルができる担当者が施設内にほしい。施設職員が一人の利用者に対して５人は必要（職員の休みも含めて）。職員配置基準を上げてほしい。
・欲しいものの実物を示す（タイヤチューブ等）

【発達障害】
・発達障害の人は、言われたことを字義通り受け止めてしまい、相手の意図をくみ取ることや暗黙のルールを理解することが難しい。
・学習障害（読み書き障害）のため、表示されている文字が読めなかったり、文章の意味が分からない場合があるので、ていねいに説明してほしい。
・役場・医療機関等で、書類を書く際、どの欄に何を書いたら良いのか分からない。契約書を記入できないため、欲しいものを購入できない場合がある。
・発達障害の特性をじゅぶんに理解している支援者による支援
・レストランのメニューなどは、絵があるとわかりやすい。
・コミュニケーションするとき、絵や写真、ひらがなやカタカナ文字入りでのコミュニケーションボードの活用等があるとわかりやすい。
・意思疎通でも本人が伝えることを苦にする内容や状況があり、また同じ内容でも伝えやすい人・伝えにくい人がいるので、なるべくその差をうめられるよう指導、アドバイスしてくれる専門の人がいてくれたらと思います。
・状況の説明など分かりやすく話すのが苦手なので、丁寧に聞いてくれる人の存在、理解しようとしてくれる方なら伝わる。
・「どうしたの？」という質問ではなく「今困っていることは～という事ですか？」のように、うまく引き出してくれると助かります。
・急かさずに聞いてほしい。こうだねと決めつけないでほしい。
・役所や銀行などの文章の意味がわかりにくいので、大事な手続の方法などをわかりやすく説明し

てほしい。

・コミュニケーションが単語レベルで中々理解しにくいと思いますが、少しでも多くの人に娘に関わってもらって慣れてもらって何を言っているのか分かる人が増えると嬉しいです。健常なお子さんだけ育児している親御さん、一般の保育園・幼稚園で普段子ども達と関わっている先生でも娘が言っていることが分かりにくいのかあまりコミュニケーションが進みません。

①本人の気持ちに共感してわかりやすく伝えてくれること

②表情や行動に現れた内面を理解して、言葉で代弁して伝えてくれること。

③絵や写真等を使って伝えたり、本人に選択させてくれること

④苦手な音や声などから離れて安心できたり、作業がやりやすいように環境設定をしてくれること。

・作業所の職員の数が増えること

・相手の前に立たず短い言葉で声かけ、流れなどをホワイトボードなどで指示してほしい

【精神障害】

・見守り、声を常にかけてくれる人　　理解出来る様細かく話をしてくれる人

・バス等で「筆談あります」と書いた物を見た時は、なんとなく“ほっ”とする。

・ゆったりきいて言いたいことを受け止めてくれる

・介護の資格のある人が話を聞いてくれるサービス

・“待ってくれる”という支援　　ゆったり、短く、はっきり話してくれる

②機器等の利用

【視覚障害】

・携帯電話、スマートフォン等による情報伝達　　2

・スマートフォンのタッチパネルが主流になり、電話やメールでのコミュニケーションには以前よりも時間がかかるようになった。文字の入力間違いや電話のかけ間違いもある。以前のガラケーのようなメールが打ちやすかったり電話がかけやすいような機器で、ネット利用もできるような機器を考えてほしい。

・文字読み上げソフト等、認識率を上げたり、更に聞き取りやすい音声にしてくれるような開発をお願いしたい。

・パソコン等でチケット等の買い物をするとき、画像認証があったりして、その都度誰かに見てもらわなければならないので、改善してほしい。

・視覚から入る情報（新聞・雑誌・手紙など）を間違いなく読んでくれる機器。

・視覚を補助してくれる聞きがあって欲しい。

・音声表示

・点字表示（画面などの表示を音声や点字で分かるようにする）

・音声ガイドなど

・サイレン、半鐘による乱打

・点字と弱視者にみやすいコミュニケーションボード

・電子筆記機器

・弱視者に見やすい磁気ボード

・弱視・難聴者が使いやすいデジタル通信機器
・難聴者の補聴システム支援
・拡大読書器
・点字ディスプレイ
・点字情報端末の利用。点字情報端末は高額であるため、せめてスマートフォンと同じくらいの価格で購入できるよう補助してほしい。
・各公共機関等への拡大読書器の設置。
・視覚を補助してくれる機器があって欲しい。
・サービス　　低価格のレンタル

【聴覚障害】
・スクリーン、OHC または OHP 等要約筆記
・ループ―補聴器をつけている方でＴコイル切り替えができるものだと有効的なので、特に難聴者の方々にはとても助かる。
・UD トークなどあるが、より正確に迅速に変換できるものがあったらよい。特に専門用語など。
・性能のいいマイクを使ってほしい。
・PC テイク
・コミュニケーションボード　　UD トーク　　TV チャット（手話や文字で会話できる）
・筆談ボード
・手話ができない人には（iPad などタブレットによる）アプリ利用での「筆談」
・市役所やお店などにブギーボード（文字や絵を書いたり消したりできる筆談用のボード）やカキポン（ブギーボードと同様）が設置されていると嬉しい。（まだまだ設置されていないところが多い）
・すでにあるが、スマートフォン・タブレットを使用した ICT をもっと普及してほしい。
・音声読み上げソフト
・手話翻訳機
・補聴器・磁気ループ・電話リレーサービス

【音声・言語】
回答無し

【上肢・下肢障害】
・よくはわかりませんが気持ちをくみとる機械があったらいいと思います。
・スマホの音声認識の精度を上げてもらいたい。今のだと自分の声では反応しない。家電が自分の指示で操作が可能になるといいと思う。
・携帯機器の文字盤

【脳性麻痺】
・スマートフォンがもっと使いやすくなるといいと思います。トーキングエイドがスマートフォンの機器に入れられるとより良く会話が出来ると思う。
・言語障害を聞き取って、相手に伝える機械
・SaaS のコミュニケーション支援ソフト（インストール不要の、インターネットに繋いだだけで使えるコミュニケーション支援ソフト）

・言語障害を聞き取って、相手に伝わる機械

【身体障害重複】

・機器の助成、種類や金額が増えてくれると助かります

・できたらいいなと思います。

・筆談

・文字版など

・電話などで私の言語を明確にしてくれる機器があったらうれしい。

・スマートフォンタイプで簡単に入力でき音声確認が出来、修正もでき、人に伝えられるタブレット端末

【高次脳機能障害】

回答無し

【知的障害

・電話で話す事、聞く事が苦手だが、メールなど文で伝える事は割とできる。役所で住民票を取る場合、パソコンから申し込む事はできる。窓口だととまどうかもわからない。

・重度の知的障害で、自発的にできることはほとんどないが、意思は必ずあるはずで、目の動きや脳波でそれらを表出できる機器が開発されればよいと思います。

・歩行用補助用具

・絵カードなど　視覚に訴えるもの

【知的障害重複】

・片手でも使え携帯できるような大きさで絵カードで自分の意思が伝わるもの

【発達障害】

・スマートフォンやその他 IT を利用して、本人が見てわかりやすい形でスケジュールなどを伝える等、今の時代ならばコミュニケーションツールとして IT 機器は、是非取り入れていってほしい。

・学習障害（読み書き障害）のため、文章等にふりがなをつけたり、拡大表示してほしい。

・絵や映像などで視覚的支援をしながらの説明が分かりやすい。
スマートフォンやパソコン

・絵カード
PECS でのコミュニケーション支援。

・タッチパネルのパソコン等

・タブレットなど自分の言葉をかけるもの、携帯のメールやメッセージを登録してそれを相手に送るようにする、携帯もラインなどの短語で伝えられたらいいのに（既読がつくし）

・大きめの段ボールなど仕切りにできるもの→大勢の中でコミュニケーションをとる時、落ち着くため

【精神障害】

・筆談の用具

・視覚的に分かるもの。
“あと１分　次はこれ”など現在色々アプリも出てきているが、まだまだ使いにくい

③その他

・手帳としては視覚障害しか申請できないが、最近聴力も弱ってきて、難聴気味である。仕事以外での生活、家族や友人との日常的会話やコミュニケーションは不便を感じることはほとんどないが、仕事等聞き間違いが許されないようなときは補聴器を装用している。「軽いので、聴覚障害者の手帳は取れない」と医師から言われたが、盲ろう者が利用できるサービスを使いたいときがある。そのような制度の隙間に落ちたような視覚障害者で軽度の難聴というものにたいしても盲ろう者が受けている支援を受けられるようにしてほしい。

・AI技術応用のロボットが開発されている昨今、失語症の人の表情を読み質問し、伝えたいことを把握し、しかるべき人に情報伝達をし、言語聴覚士と同じ機能を持ったロボットを国家プロジェクトで開発してほしい。

・緊張が強くなると、言葉が出にくくなるので、緊張を生み出さない環境作り

・耳からの情報は入りにくい。目で見た方が理解しやすい発達障害もある。

・本人の表情やちょっとした動作を読み取り、本人の能力も高められるようなコミュニケーション支援の研究が進んでほしい。また研究実践の人材育成を望みます。

・外で草むしりしていると気持ちが落ち着くので、時々散歩に付き合ってほしい。

6　意思疎通支援事業の今後の利用について

	①意思疎通支援を利用したいと思うか%				②利用する場合１ヶ月に何回利用したいか　%				
障害区分	1 利用したい	2ときどき利用したい	3利用したいと思わない	4わからない	1）1回から5回ぐらい	2）10回ぐらい	3）20回ぐらい	4）毎日ぐらい	5）そのときにならないとわからない
視覚障害　n21	52.4	9.5	0.0	9.5	19.0	9.5	9.5	0.0	33.3
聴覚障害　n45	51.1	28.9	4.4	4.4	44.4	4.4	0.0	8.9	26.7
音声・言語　n3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
上肢・下肢障害　n10	25.0	25.0	12.5	37.5	0.0	12.5	0.0	25.0	50.0
脳性麻痺　n12	8.3	25.0	25.0	16.7	8.3	8.3	0.0	8.3	41.7
身体障害重複　n15	20.0	13.3	26.7	13.3	6.7	13.3	0.0	6.7	26.7
高次脳機能障害　n15	20.0	6.7	0.0	13.3	13.3	0.0	0.0	6.7	20.0
知的障害　n13	23.1	7.7	7.7	53.8	7.7	0.0	0.0	15.4	69.2
知的障害重複　n6	33.3	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
発達障害　n24	16.7	16.7	4.2	4.2	16.7	0.0	0.0	0.0	20.8
精神障害　n6	20.0	6.7	0.0	13.3	13.3	0.0	0.0	6.7	20.0
全体　n170　%	27.6	14.2	8.8	21.2	16.3	4.4	0.9	7.1	28.0
聴覚障害のみ　n45　%	51.1	28.9	4.4	4.4	44.4	4.4	0.0	8.9	26.7
聴覚障害のぞく　n125　%	25.2	12.7	9.3	22.8	13.5	4.4	1.0	6.9	28.2

7　通訳派遣を断られたケースは、どんな理由で断られたか、想定できるケース（聴覚障害者のみ回答）

・趣味・習い事など毎週受ける講座

・宗教関連の行事、イベントの通訳派遣など

・会社の専門研修を受ける時、会社のプライベートで通訳派遣を依頼できないと言われた。

・会社で会議、朝礼のために手話通訳派遣を依頼したが、情報漏洩防止のため断られたことがある。

・大学の講座などで学校側から「負担はできない」と通訳派遣を断られる。勤務先で「会社の機密情報を外部の人に漏らしたくない」と通訳派遣を断わられる。市民イベント等で主催側から「予算に入っていない」と通訳派遣を断られる。
・職場において、予算が組めないため、個人で依頼してほしいと言われた。
※通訳が来ることについて理解はある。

4　平成 27（2015）年度登録手話通訳者の派遣状況（聴覚障害者情報提供施設調査）

*平成 29 年 3 月 13 日までに回答があった分

①登録手話通訳者派遣件数別人数　　＊④は有料派遣のみ

年間	①	②	③	*④	⑤	⑥	⑦	⑨	⑩	⑪	⑫	合計	割合％
0 件	188	45	8	105	40	125	86	9	35	86	25	752	46.0
1 - 5 件	90	22	32	65	17	60	44	12	29	57	19	447	27.3
6-10 件	26	13	12	16	7	22	2	9	6	12	7	132	8.1
11-20 件	24	6	36	16	10	14	0	12	6	10	7	141	8.6
21-30 件	13	7	4	10	6	2	0	5	5	0	2	54	3.3
31-50 件	6	5	4	10	3	10	0	3	8	0	4	53	3.2
51 件以上	7	6	0	12	8	1	0	11	9	0	3	57	3.5
合計	354	104	96	234	91	234	132	61	98	165	67	1636	100.0

○都道府県の登録者で年間派遣件数 0 件は、全体の 46.0％　1 - 5 件は 27.3％。6 件以上は、全体の 26.7％。

＊派遣件数が 0 または少数であることの考えられる理由

①本人に起因　　高齢　　病弱　　有職　　居住地の手話通訳業務担当

②環境に起因　　家族の介護・育児・看護　　有職の場合の兼職制限

③その他　　団体等の役員活動が忙しい

②登録手話通訳者年齢構成

	①	②	⑤	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	合計	割合％
20 代	1	1	1	0	5	1	10	0	0	19	1.4
30 代	29	14	8	12	22	3	27	12	6	133	9.6
40 代	92	26	22	31	83	11	29	47	18	359	25.9
50 代	146	39	35	56	110	25	22	64	32	529	38.2
60 代	78	24	22	30	82	19	9	36	9	309	22.3
70 代	8	0	3	3	12	2	1	6	2	37	2.7
合計	354	104	91	132	314	61	98	165	67	1386	100.0

平均年齢	52.7	—	—	48.7	55	52.2	—	52	52	52.1	

○登録手話通訳者の平均年齢は 52.1 歳（2015 年全通研調査：設置手話通訳者の平均年齢 51.3 歳）

＊20 歳代の占める割合は 1.4％。30 歳代は 9.6％。

→登録手話通訳者としてのキャリアはほとんど 40 歳代になってから

理由：手話学習をはじめて、手話通訳者養成講座を経て手話通訳者試験合格まで平均 8 年ほどかかっている。

：10 代後半から 20 歳代で手話を学ぶ機会が制限されている。

（学業（アルバイト含む）、有職、育児等により養成講座受講機会の制限）

③登録手話通訳者の年代別派遣件数　（回答のあった聴覚障害者情報提供施設は３カ所）

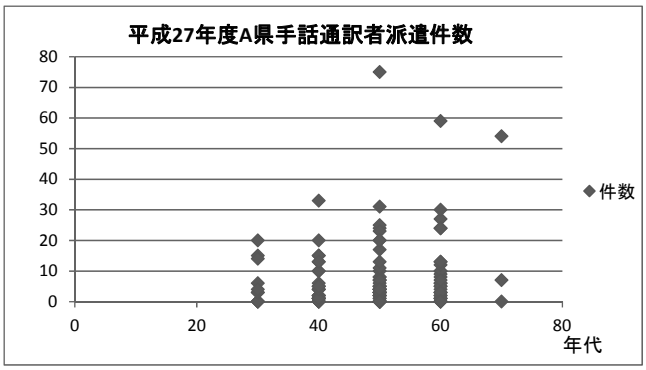

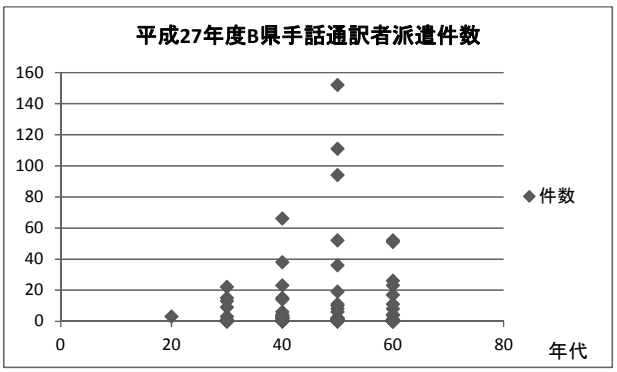

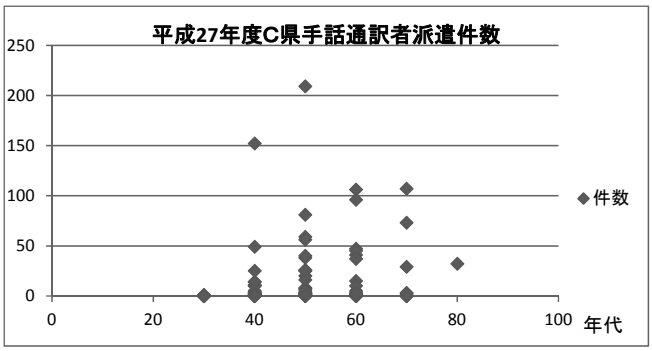

○３県の傾向として、40 歳代から 60 歳代が手話通訳派遣事業を担っていることがわかる。

＊ A 県では 50 歳代の１人、60 歳代の１人、70 歳代の１人に派遣が集中。

＊ B 県では、50 歳代の３人に派遣が集中。

＊ C 県では、40 歳代の１人、50 歳代の数人、60 歳代の２人、70 歳代の２人に派遣が集中。

5　手話通訳者全国統一試験都道府県市別合格者数（全国手話研修センター）

	都道府県	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
1	北海道						11	7	13	11	23	30	14	11	6	15	141
2	札幌市				8	2	4	4	10	5	2	10	4	1	1	1	52
3	青森県		3	2	0	5	3	1	2	0	5	5	6	5	3	3	43
4	岩手県	8	10	10	2	10	4	0	3	3	3	2	5	2	1	3	66
5	宮城県		1	4	4	6	7	3	1	6	7	1	2	3	1	5	51
6	秋田県		0	2	3	4	3	1	3	2	1	9	0	1	1	0	30
7	山形県		14	2	3	2	2	0	7	1	3	4	3	3	0	1	45
8	福島県									5	9	9	3	5	6	3	40
9	茨城県						6	10	3	2	7	13	11	3	0	1	56
10	栃木県							6	3	5	9	4	1	2	1	4	35
11	群馬県			2	3	2	3	2	5	5	9	7	0	4	4	4	50
12	埼玉県									14	17	23	9	6	13	15	97
13	千葉県							21	31	7	16	12	14	24	12	21	158
14	東京都					5	13	1	13	0	22	28	11	17	15	15	140
15	神奈川県				25	16	18	8	15	3	10	19	6	2	7	8	137
16	川崎市				11	13	6	4	1	3	3	7	3	3	4	6	64
17	横浜市				57	12	18	8	10	7	13	8	8	7	5	10	163
18	山梨県					4	2	1	7	4	3	3	1	0	1	1	27
19	新潟県										8	6	4	3	4	7	32
20	長野県					7	10	2	5	1	7	12	3	7	2	2	58
21	富山県	2	0	1	1	4	8	1	6	1	6	3	3	5	0	3	44
22	石川県										7	12	3	3	0	0	25
23	福井県		9	7	2	4	2	2	2	2	4	5	2	4	1	2	48
50	岐阜県												2	2	4	3	11
24	静岡県	3	5	3	16	21	26	7	10	3	19	14	16	8	3	7	161
25	愛知県		44	10	6	19	36	12	21	2	27	31	15	7	3	10	243
26	三重県			4	0	10	4	2	11	3	6	4	1	6	2	6	59
27	滋賀県		5	2	2	7	7	9	15	0	9	13	3	4	6	0	82
28	京都府	15	9	4	3	20	20	11	18	9	21	18	9	12	3	17	189
	大阪府																
29	兵庫県							51	49	22	20	28	8	19	9	16	222
30	奈良県		14	1	11	9	12	5	9	3	8	14	7	9	2	6	110
31	和歌山県							5	5	2	4	5	3	2	2	3	31
32	鳥取県							1	3	2	3	3	3	4	2	11	32
33	島根県	14	16		3		5	2	7	1	6	6	1	1	1	2	65
34	岡山県			7	9	7	9	3	4	5	8	6	3	5	4	6	76
35	広島県		27	7	8	8	6	6	7	13	18	18	7	12	15	18	170
36	山口県	8	10	20	1	6	4	1	4	0	4	6	4	0	1	3	72
37	徳島県			9	5	7	2	3	4	0	6	5	0	1	2	1	45
38	香川県		11	2	5	3	3	0	3	0	2	6	2	2	2	3	44
39	愛媛県	27	8	1	0	10	11	4	5	3	9	11	0	1	0	4	94
40	高知県				8		13	0	11	5	2	7	5	8	1	0	60
41	福岡県				11	19	6	11	23	1	9	10	6	13	8	0	117
42	福岡市	9	6	21	6	12	4	5	4	1	13	8	5	15	4	7	120
43	佐賀県			7	2	1	4	0	3	2	2	1	2	0	3	1	28
44	長崎県		9	12	4	6	12	6	6	5	7	12	5	9	0	13	106
45	熊本県	13	2	2	1	1	4	1	2	1	3	2	3	1	1	2	39
46	大分県		4	1	0	1	1	0	2	1	4	9	1	4	3	2	33
47	宮崎県	10	7	5	4	2	12	4	12	2	7	2	5	8	3	5	88
48	鹿児島県		6	8	3	15	11	5	8	1	9	7	1	1	2	8	85
49	沖縄県							15	17	3	8	8	9	2	3	8	73
合格者合計		109	220	156	227	280	332	251	403	177	428	486	242	277	177	292	4,057
合格率		28.17%	35.60%	25.12%	27.06%	31.32%	30.38%	17.25%	28.38%	11.84%	27.02%	32.25%	16.45%	17.82%	11.77%	18.05%	23.90%

６　手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）「合格概況」（聴力障害者情報文化センター）

試験	受験者数（名）	合格者数（名）	合格率（%）	合格者概況 性別【上段：人数(名)、下段：割合(%)】			年齢区分【上段：人数(名)、下段：割合(%)】						平均年齢
				男	女	計	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	計	
第1回	1,082	197	18.2	57 (28.9)	140 (71.1)	197 (100.0)	38 (19.3)	108 (54.8)	42 (21.3)	9 (4.6)	0 (0.0)	197 (100.0)	35.6
第2回	640	124	19.4	26 (21.0)	98 (79.0)	124 (100.0)	27 (21.8)	50 (40.3)	41 (33.1)	6 (4.8)	0 (0.0)	124 (100.0)	36.4
第3回	541	111	20.5	27 (24.3)	84 (75.7)	111 (100.0)	17 (15.3)	61 (55.0)	27 (24.3)	6 (5.4)	0 (0.0)	111 (100.0)	36.3
第4回	411	81	19.7	21 (25.9)	60 (74.1)	81 (100.0)	20 (24.7)	35 (43.2)	22 (27.2)	4 (4.9)	0 (0.0)	81 (100.0)	35.9
第5回	378	93	24.6	14 (15.1)	79 (84.9)	93 (100.0)	16 (17.2)	33 (35.5)	40 (43.0)	4 (4.3)	0 (0.0)	93 (100.0)	37.0
第6回	430	70	16.3	15 (21.4)	55 (78.6)	70 (100.0)	19 (27.1)	22 (31.4)	27 (38.6)	2 (2.9)	0 (0.0)	70 (100.0)	36.3
第7回	510	74	14.5	6 (8.1)	68 (91.9)	74 (100.0)	16 (21.6)	30 (40.6)	24 (32.4)	4 (5.4)	0 (0.0)	74 (100.0)	36.7
第8回	606	57	9.4	6 (10.5)	51 (89.5)	57 (100.0)	11 (19.3)	28 (49.1)	13 (22.8)	5 (8.8)	0 (0.0)	57 (100.0)	36.5
第9回	619	86	13.9	13 (15.1)	73 (84.9)	86 (100.0)	21 (24.4)	35 (40.7)	24 (27.9)	6 (7.0)	0 (0.0)	86 (100.0)	36.4
第10回	726	71	9.8	11 (15.5)	60 (84.5)	71 (100.0)	12 (16.9)	23 (32.4)	25 (35.2)	11 (15.5)	0 (0.0)	71 (100.0)	39.7
第11回	893	50	5.6	4 (8.0)	46 (92.0)	50 (100.0)	6 (12.0)	11 (22.0)	21 (42.0)	10 (20.0)	2 (4.0)	50 (100.0)	42.3
第12回	1,018	63	6.2	5 (7.9)	58 (92.1)	63 (100.0)	5 (7.9)	22 (34.9)	30 (47.7)	6 (9.5)	0 (0.0)	63 (100.0)	40.0
第13回	910	40	4.4	3 (7.5)	37 (92.5)	40 (100.0)	9 (22.5)	16 (40.0)	10 (25.0)	5 (12.5)	0 (0.0)	40 (100.0)	38.0
第14回	1,008	98	9.7	8 (8.2)	90 (91.8)	98 (100.0)	9 (9.2)	28 (28.6)	52 (53.0)	9 (9.2)	0 (0.0)	98 (100.0)	41.0
第15回	1,124	117	10.4	13 (11.1)	104 (88.9)	117 (100.0)	17 (14.5)	35 (29.9)	50 (42.7)	14 (12.0)	1 (0.9)	117 (100.0)	39.9
第16回	1,109	113	10.2	4 (3.5)	109 (96.5)	113 (100.0)	15 (13.3)	25 (22.1)	54 (47.8)	19 (16.8)	0 (0.0)	113 (100.0)	41.4
第17回	1,011	116	11.5	8 (6.9)	108 (93.1)	116 (100.0)	14 (12.1)	33 (28.4)	44 (37.9)	24 (20.7)	1 (0.9)	116 (100.0)	41.3
第18回	1,034	228	22.1	29 (12.7)	199 (87.3)	228 (100.0)	26 (11.4)	42 (18.4)	104 (45.7)	53 (23.2)	3 (1.3)	228 (100.0)	43.2
第19回	961	246	25.6	31 (12.6)	215 (87.4)	246 (100.0)	26 (10.6)	53 (21.5)	101 (41.1)	62 (25.2)	4 (1.6)	246 (100.0)	43.3
第20回	897	297	33.1	21 (7.1)	276 (92.9)	297 (100.0)	24 (8.1)	64 (21.5)	96 (32.4)	94 (31.6)	19 (6.4)	297 (100.0)	45.2
第21回	932	311	33.4	25 (8.0)	286 (92.0)	311 (100.0)	22 (7.1)	51 (16.4)	122 (39.2)	99 (31.8)	17 (5.5)	311 (100.0)	52.3
第22回	863	184	21.3	8 (4.3)	176 (95.7)	184 (100.0)	9 (4.9)	39 (21.2)	52 (28.3)	68 (36.9)	16 (8.7)	184 (100.0)	46.4
第23回	920	182	19.8	18 (9.9)	164 (90.1)	182 (100.0)	14 (7.7)	39 (21.4)	58 (31.9)	62 (34.1)	9 (4.9)	182 (100.0)	45.5
第24回	948	105	11.1	13 (12.4)	92 (87.6)	105 (100.0)	17 (16.2)	21 (20.0)	42 (40.0)	19 (18.1)	6 (5.7)	105 (100.0)	42.5
第25回	929	190	20.5	24 (12.6)	166 (87.4)	190 (100.0)	16 (8.4)	33 (17.4)	83 (43.7)	51 (26.8)	7 (3.7)	190 (100.0)	44.2
第26回	956	106	11.1	6 (5.7)	100 (94.3)	106 (100.0)	10 (9.5)	23 (21.7)	42 (39.6)	26 (24.5)	5 (4.7)	106 (100.0)	44.3
第27回	1,076	23	2.1	1 (4.3)	22 (95.7)	23 (100.0)	2 (8.7)	3 (13.0)	14 (60.9)	4 (17.4)	0 0.0	23 (100.0)	43.3

※合格者の年齢は、年度末日が基準日である。（2016.01.29）

7　全国統一要約筆記者認定試験 実施結果（全国要約筆記問題研究会）

	実施主体	内訳（注）		認定者数	合格率
平成 23（2011）年度	9	手書き	137 人	40 人	29%
		パソコン	85 人	17 人	20%
平成 24（2012）年度	20	手書き	514 人	254 人	49%
		パソコン	274 人	135 人	49%
平成 25（2013）年度	43	手書き	730 人	164 人	22%
		パソコン	475 人	120 人	29%
平成 26（2014）年度	48	手書き	662 人	228 人	34%
		パソコン	519 人	211 人	41%
平成 27（2015）年度	53	手書き	688 人	192 人	28%
		パソコン	573 人	164 人	29%

（注）手書きとパソコンを同時に受験した者を含む

８　平成 25（2013）年「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」「意思疎通支援事業実施要綱」

障企自発０３２７第１号
平成２５年３月２７日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
（公　印　省　略）

地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について

障害者自立支援法における地域生活支援事業で実施してきた手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、市町村と都道府県が行う事業の専門性の差異が明確ではなく、市町村と都道府県の役割分担が明確でないこと、広域的な派遣等について都道府県の関与が明確ではなかったこと等の課題があった。

このため、平成２５年４月１日から施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）」（以下「障害者総合支援法」という。）における地域生活支援事業では、これらの課題を解消する観点から、意思疎通支援の強化を図ることとしている。

特に市町村及び都道府県が行う意思疎通支援を行う者のうち手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する主な内容については、下記のとおりとなるので、意思疎通支援を行う者の派遣に係る事業を実施の際は、本通知で示す意思疎通支援事業実施要綱を参考に事業実施を検討されたい。

貴職におかれては御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に対する周知につきご配慮願いたい。

記

１　市町村が実施する意思疎通支援を行う者の派遣について

市町村においては、地域生活支援事業の必須事業として、少なくとも手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業を実施することになる。

事業の実施方法については、地域における事業実施の差異を解消する観点から、別紙１の区市町村意思疎通支援事業実施要綱を参考に実施するように努められたい。

また、別添では、区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等について記載しているので、実施要綱を作成する際の参考にされたい。

２　都道府県が実施する意思疎通支援を行う者の派遣等について

意思疎通支援を行う者のうち手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、市町村地域生活支援事業の必須事業であるため、原則、市町村が実施することになる。都道府県では、市町村相互間の連絡調整等を経てもなお、市町村が手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施できない場合等に手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施する必要がある。

平成２５年４月１日から施行される障害者総合支援法における地域生活支援事業では、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣」及び「意思疎通支援を行う者（手話通訳者及び要約筆記者）の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」が新たに都道府県地域生活支援事業の必須事業となることから、都道府県意思疎通支援事業実施要綱を別紙２のとおり作成したので、本実施要綱を参考に事業を実施するように努められたい。

また、別添の区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等についても、実施要綱を作成する際に参考となると考えられることから活用されたい。

別紙１

○○市（区市町村）意思疎通支援事業実施要綱

平成○○年○月○日
○○区市町村長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２２条第１項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第６号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記６の４（２）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容等）

第２条　前条の目的を達成するため、○○市（区市町村）意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

(1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
(2) 意思疎通支援者（第６条第３項の規定により○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
(3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
(4) 前２号及び３号を行う連絡調整業務等担当者の設置
(5) 意思疎通支援事業が円滑に行われるよう運営委員会の開催
(6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（実施主体）

第３条　この事業の実施主体は○○市（区市町村）とする。

（市町村の責務）

第４条　市（区市町村）長はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

（事業の委託及び監督等）

第５条　市町村長は、第２条に規定する業務を市町村長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

２　市町村長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

３　受託者は、前項の規定による市町村長の監督を受け、市町村長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（意思疎通支援者の登録）

第６条　○○市（区市町村）意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書（様式例第１号）に、手話通訳者については次の第１号から第３号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第４号から第５号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、市（区市町村）長に申請するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
(2) ○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者
(3) 前２号で規定するものと同等と認められる者
(4) ○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者
(5) 前号で規定するものと同等と認められる者

２　市（区市町村）長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式例第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　市（区市町村）長は、前項の規定により○○市（区市町村）意思疎通支援者として決定したときは、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳（様式例第３号）に登録するものとする。

（意思疎通支援者証）

第７条　市（区市町村）長は、意思疎通支援者に○○市（区市町村）意思疎通支援者証（様式例第４号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。ただし、○○県（都道府県）意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

２　意思疎通支援者証の有効期間は、○年とする。

３　意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

４　意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに○○市（区市町村）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式例第５号）を、市（区市

町村）長に提出しなければならない。

5　意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに○○市（区市町村）意思疎通支援者登録事項変更届（様式例第６号）を、市（区市町村）長に提出しなければならない。

6　意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市（区市町村）長に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第８条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

(2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

２　前項第１号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

（派遣の対象者等）

第９条　意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、○○市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とする。

２　前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、他の市（区市町村）長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市（区市町村）の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、○○市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

（派遣の内容等）

第 10 条　意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

(1) 市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容

(2) 市（区市町村）長が、公共の福祉に反すると認める内容

（派遣の区域及び時間）

第 11 条　意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、○○県（都道府県）内とする。

２　前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を○○県（都道府県）外に派遣することができるものとする。ただし、市（区市町村）長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

３　意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前○○時から午後○○時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

（派遣の申請）

第 12 条　意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第９条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等

(2) 聴覚障害者等で構成する団体

(3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体

(4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認めるもの

２　申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の○日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書（様式例第７号。以下「派遣申請書」という。）により、市（区市町村）長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（派遣の決定）

第 13 条　市（区市町村）長は、前条第２項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式例第８号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　市（区市町村）長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、○○市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書（様式例第９号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（申請者の費用負担）

第 14 条　意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

（派遣の停止等）

第 15 条　市（区市町村）長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎

通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告）

第 16 条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（様式例第１０号。以下「業務報告書」という。）を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

（派遣の報酬等）

第 17 条　市（区市町村）長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、第 11 条第２項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）

第 18 条　市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

（頸肩腕障害に関する健康診断）

第 19 条　市（区市町村）長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

（運営委員会）

第 20 条　市（区市町村）長は、○○市（区市町村）意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

２　運営委員会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

(1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等

(2) 意思疎通支援者

(3) 前２号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認める者

（その他）

第 21 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市（区市町村）長が別に定める。

附則

この要綱は、平成○○年○○月○○日から適用する。

別表（第 17 条関係）

項　目	基　準		金　額
報　　酬	申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。また、報告書作成に要した時間を加算する	１時間まで	○○円
		１時間を超えた場合、３０分毎	○○円
手　　当	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後○時から翌日の午前○時までの間の場合、次のとおり割増手当を支給する。	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務した場合	報酬総額に１００分の○○を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）	報酬総額に１００分の○○を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が○時間を超える場合）		○時間につき○○円
交 通 費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、１㎞につき○○円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合		タクシー料金

様式例第１号（第６条関係）

○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書

年　　月　　日

（宛先）○○市（区市町村）長

氏名　　㊞

○○市（区市町村）意思疎通支援者実施要綱第５条の規定により、○○市（区市町村）意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		生年月日	年　　月　　日
氏　　名			
住　　所			
電話番号	（　　）　　―		
FAX 又は E-mail			
業務内容	手話通訳者・要約筆記者（手書き・ﾊﾟｿｺﾝ）		
（都道府県）登録の有無	有　（（都道府県）登録番号等）	無	
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者経験歴			
その他特記事項			

（注１）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
（注２）その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

様式例第２号（第６条関係）

○○市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年　　月　　日

様

○○市（町村）長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった○○市（区市町村）手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり（登録した・登録できませんでした）ので通知します。

記

１　○○市（区市町村）意思疎通支援者として認定します。

（１）手話通訳者

（２）要約筆記者

２　○○市（区市町村）意思疎通支援者の認定について却下します。

（１）手話通訳者

（２）要約筆記者

（却下の理由）

様式例第３号（第６条関係）

写真	○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳			
	登録番号	○○市（区市町村）　第　　号		
	登録年月日	年　月　日		
ふりがな		生年月日	年　月　日	
氏名				
住所				
電話番号	（　　）　　―			
FAX 又は E-mail				
業務内容	手話通訳者・要約筆記者（手書き・ﾊﾟｿｺﾝ）			
（都道府県）登録の有無	有　（（都道府県）登録番号等）		無	
手話通訳者・要約筆記者の資格				
手話通訳者・要約筆記者の経験歴				
その他特記事項				

様式例第４号（第７条関係）

（表）

90mm

55mm

○○市（区市町村）意思疎通支援者証
（手話通訳者・要約筆記者）

写真

○○市（区市町村）第　　号
住所
氏名
年　月　日生

○○市（区市町村）長　　㊞
有効期限　　年　月　日

（裏）

注　　意

1　通訳活動の際は、この証を携帯すること。

2　この証を譲与又は貸与してはならない。

3　記載事項に変更を生じたとき又は手話通訳者を辞退した場合には、返納すること。

4　提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

様式例第５号（第７条関係）

○○市（区市町村）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年　月　日

（宛先）○○市（区市町村）長

氏名　㊞

先に交付された○○市（区市町村）意思疎通支援者証について、紛失等したので届出ます。

なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏　　名	
住　　所	
電　話　番　号	（　　）　　―
紛　失　等　の　別	紛　失　・　盗　難　・　毀　損
発　生　日　時	年　月　日　　時　分
発生時の状況	
備　　考	

様式例第６号（第７条関係）

○○市（区市町村）意思疎通支援者登録事項変更届

年　月　日

（宛先）○○市（区市町村）長

氏名　㊞

○○市（区市町村）意思疎通支援者事業実施要綱第７条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届出ます。

記

変　更　理　由		
変更年月日	年　月　日	
変　更　事　項	変更前	変更後

様式例第７号（第１２条関係）

○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書

年　　月　　日

（宛先）○○　　長

住所
申請者　氏名
FAX・電話　　（　　）

○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣事業実施要綱第１２条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を申請します。

通訳日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで	
通訳場所（待合わせ場所）	名称	
	所在地	
	FAX・電話	
	待合わせ時間	時　分
派遣対象の聴覚障害者等		
通訳内容		
その他		

様式例第８号（第１３条関係）

○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年　　月　　日

様

○○　　長　　㊞

先に申し込みのあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

1　下記のとおり派遣します。

2　却下します。

〔理由：　　〕

記

意思疎通支援者氏名		
派遣日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで	
派遣場所（待合わせ場所）	名称	
	所在地	
	FAX・電話	
	待合わせ時間	時　分
派遣対象の聴覚障害者等		
派遣内容		
その他		

様式例第９号（第１３条関係）

○○市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書

年　　月　　日

様

○○　　長　　㊞

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

申　請　者	氏　　名	
	ＦＡＸ・電話	
派遣日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで	
派遣場所（待合わせ場所）	名　　称	
	所　在　地	
	ＦＡＸ・電話	
	待合わせ時間	時　分
派遣対象の聴覚障害者等		
派遣内容		
その他		

様式例第１０号（第１６条関係）

○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）

年　　月　　日

（宛先）○○　　長

意思疎通支援者氏名　　㊞

次のとおり報告（・請求）します。

申　請　者		
派遣日時	年　月　日（　）（待合）　時　分から（終了）　時　分まで　計　時間　分	
派遣場所		
派遣内容		
報酬等の請求額	報　酬	申請者との待合わせ時間から１時間まで　○○円
		１時間を超えた場合に３０分毎に○○円　円
	手　当	夜間手当（午後１０時から翌日午前５時までの間に、申請者との待合わせ時間又は終了時間が含まれる場合）　報酬総額　円×○○／１００＝　円
		遠距離手当（自宅から手話通訳の実施場所までの移動時間が１時間を超える場合）　○時間につき○○円
	交通費	実費（　～　）（　～　）　円
		タクシー料金（夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合（領収書添付））　円
	合　計	円

業務上の問題点・状況・意見等は裏面に記入すること。

（裏）

業務上の問題点・状況・意見等

17

別紙２

○○県（都道府県）意思疎通支援事業実施要綱

平成○○年○月○日
○○県○○部長・局長決済

（目的）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２２条第１項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７８条第１項の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容）

第２条　前条の目的を達成するため、○○県意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として次に掲げる業務を実施する。

(1) 意思疎通支援者(地域生活支援事業の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記６の４（２）アに規定する「手話通訳者」及び同イに規定する「要約筆記者」であって、「手話通訳者」は第５条第１項の規定により、「要約筆記者」は同条第２項の規定により知事が登録したものをいう。以下同じ。）を派遣する業務のうち、○○県内市町村の意思疎通支援者を派遣する事業（以下「市町村派遣事業」という。）の実施に際し、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など当該市町村では派遣できない場合等につき意思疎通支援者を派遣する業務

(2) 市町村派遣事業に係る市町村（都道府県）相互間の連絡調整等広域的な対応を行う業務

(3) 前２号を行う連絡調整業務等担当者の設置

(4) 市町村派遣事業の実施に際し、市町村域を越える派遣を実施した場合において、派遣希望地の派遣費用が当該派遣元の費用を上回る場合で、市町村が負担できない場合に、その差額を負担する業務

1

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（実施主体）

第３条　この事業の実施主体は○○県とする。

（都道府県の責務）

第４条　知事はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

（事業の委託及び監督等）

第５条　知事は、第２条に規定する業務を知事が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

２　知事は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

３　受託者は、前項の規定による知事の監督を受け、知事から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（意思疎通支援者の登録）

第６条　○○県（都道府県）意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○県（都道府県）意思疎通支援者登録申請書（様式例第１号）に、手話通訳者については次の第１号から第３号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、要約筆記者については次の第４号から第５号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、知事に申請するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

(2) ○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者

(3) 前２号で規定するものと同等と認められる者

(4) ○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者

(5) 前号で規定するものと同等と認められる者

２　知事は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○県（都道府県）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式例第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　知事は、前項の規定により○○県（都道府県）意思疎通支援者として決定したときは、○○県（都道府県）意思疎通支援者登録台帳（様式例第３号）に登録するものとする。

（意思疎通支援者証）

第７条　知事は、意思疎通支援者に○○県（都道府県）意思疎通支援者証（様式例第４号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。

２　意思疎通支援者証の有効期間は、○年とする。

３　意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

４　意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに○○県（都道府県）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式例第５号）を、知事に提出しなければならない。

５　意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに○○県（都道府県）意思疎通支援者登録事項変更届（様式例第６号）を、知事に提出しなければならない。

６　意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を知事に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第８条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

(2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

２　前項第１号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

（派遣対象事項）

第９条　知事は、次に掲げる場合において、聴覚障害者等又は聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認めるときに意思疎通支援者を派遣する。

(1) 県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障害者等

の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の市町村から聴覚障害者等の参加が見込まれるものをいう。）

(2) 市町村派遣事業での対応が困難であると認められるもの、又はこの事業での実施が望ましいと判断されるもの

(3) その他知事が特に必要と認める場合

（派遣対象地域）

第10条　意思疎通支援者の派遣対象地域は、原則として県内とする。ただし、県内在住の聴覚障害者等が、県外での活動に際し意思疎通支援者を必要とし、市町村より広域的な派遣の調整を依頼された場合で市町村での対応が困難であると認められる場合、知事は、当該派遣先の属する都道府県又は聴覚障害者情報提供施設等の協力により、当該都道府県等に登録している意思疎通支援者の派遣を行うものとする。

（広域的な派遣の調整等）

第11条　知事は管内の市町村長より広域的な派遣についての調整の依頼を受けた時は、派遣先が県外の場合、派遣先の都道府県知事又は市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。この場合、派遣に係る費用が派遣依頼元の市町村の基準額を超えかつ市町村において負担が困難な場合においては、基準額を超過する額を都道府県において負担するものとする。

なお、県内の市町村相互間の派遣については、派遣が円滑に行われるよう連携体制の整備を行うものとする。

2　他の都道府県知事又は他の都道府県管内の市町村長より、管内市町村内への派遣の依頼を受けた場合、派遣場所の所在する市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。

なお、当該市町村で派遣が困難な場合は、近隣の市町村長への派遣依頼又は都道府県による派遣を行うよう努めるものとする。

（派遣の申請）

第12条　意思疎通支援者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、「○○県（都道府県）意思疎通支援者派遣申請書」（様式例第７号。以下「申請書」という。）により、できる限り早期（原則として、派遣を希望する期日の１週間前まで）に、知事に対し、派遣の申請をするものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

なお、意思疎通支援者の派遣を希望する者が市町村に提出した「○○市意思疎通支援者派遣申請書」をもって「○○県意思疎通支援者派遣申請書」に代えることができる。この場合、○○市町村長は○○都道府県知事に派遣を申請する旨を付記するものとする。

（派遣の決定）

第13条　知事は、前条の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、○○県（都道府県）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式例第８号）により、当該申請者に通知するものとする。

2　知事は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、○○県（都道府県）手話通訳・要約筆記依頼書（様式例第９号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（申請者の費用負担）

第14条　意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

（連絡調整業務等担当者の設置）

第15条　知事は、意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整業務等を行う者を置くことができる。

（意思疎通支援者の派遣及び報告）

第16条　意思疎通支援者は、知事の依頼に基づき、意思疎通支援業務を行う。この場合、申請者その他関係者と連絡調整を行う等、適切な意思疎通支援業務の実現に努めるものとする。

2　意思疎通支援者は、前項の規定に基づく意思疎通支援業務の終了後、速やかに「○○県（都道府県）意思疎通支援派遣業務報告書（兼報酬等請求書）」（様式例第 10 号。以下「業務報告書」という。）を作成し、知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

（報酬等）

第17条　知事は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したと

きは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に対し支払うものとする。

（意思疎通支援者の研修）

第18条　知事は、意思疎通支援者に対して、意思疎通支援者としての資質の向上、研鑽を深めるため、研修を実施する。

（頸肩腕障害に関する健康診断）

第19条　知事は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

（関係機関との連携）

第20条　知事は、この事業の実施にあたり、円滑な事業実施を期し、関係団体等と密接に連携を保つため、聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等の関係者で構成する運営委員会を設置し、この事業の効果的な推進を図るものとする。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成○○年○月○日から適用する。

別表（第17条関係）

項　目	基　準		金　額
報　　酬	申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。また、報告書作成に要した時間を加算する	１時間まで	○○円
		１時間を超えた場合、３０分毎	○○円
手　　当	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後○時から翌日の午前○時までの間の場合、次のとおり割増手当を支給する。	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務した場合	報酬総額に１００分の○○を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）	報酬総額に１００分の○○を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が○時間を超える場合）		○時間につき○○円
交 通 費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、１㎞につき○○円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合		タクシー料金

様式例第１号（第６条関係）

○○県（都道府県）意思疎通支援者登録申請書

年　　月　　日

（宛先）○○県知事

氏名　　㊞

○○県（都道府県）意思疎通支援者実施要綱第６条の規定により、○○県（都道府県）意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

ふ　り　が　な		生年月日	年　　月　　日
氏　　名			
住　　所			
電　話　番　号	(　　)　　―		
FAX 又は E-mail			
業　務　内　容	手話通訳者　・　要約筆記者（手書き・ﾊﾟｿｺﾝ）		
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者経験歴			
その他特記事項			

（注１）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
（注２）その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

様式例第２号（第６条関係）

○○県（都道府県）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年　　月　　日

様

○○県知事　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった○○県（都道府県）手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり（登録した・登録できませんでした）ので通知します。

記

１　○○県（都道府県）意思疎通支援者として登録します。

（１）手話通訳者

（２）要約筆記者

２　○○県（都道府県）意思疎通支援者の登録について却下します。

（１）手話通訳者

（２）要約筆記者

（却下の理由）

様式例第３号（第６条関係）

写 真	○○県（都道府県）意思疎通支援者登録台帳		
	登録番号	○○県（都道府県）　第　　号	
	登録年月日	年　月　日	
ふりがな		生年月日	年　月　日
氏名			
住所			
電話番号	(　　)　　―		
FAX 又は E-mail			
業務内容	手話通訳者　・　要約筆記者（手書き・ﾊﾟｿｺﾝ）		
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者の経験歴			
その他特記事項			

様式例第４号（第７条関係）

(表)

90mm

55mm

○○県（都道府県）意思疎通支援者証
（手話通訳者・要約筆記者）

写
真

○○県（都道府県）第　　号
住所
氏名
年　月　日生

○○県知事　　㊞

有効期限　　年　月　日

(裏)

注　　意

1　通訳活動の際は、この証を携帯すること。

2　この証を譲与又は貸与してはならない。

3　記載事項に変更を生じたとき又は手話通訳者を辞退した場合には、返納すること。

4　提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

様式例第５号（第７条関係）

○○県（都道府県）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年　月　日

（宛先）○○県知事

氏名　　㊞

先に交付された○○県（都道府県）意思疎通支援者証について、紛失等したので届出ます。

なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏　　名	
住　　所	
電　話　番　号	(　　)　　―
紛失等の別	紛失・盗難・毀損
発　生　日　時	年　月　日　　時　分
発生時の状況	
備　　考	

様式例第６号（第７条関係）

○○県（都道府県）意思疎通支援者登録事項変更届

年　月　日

（宛先）○○県知事

氏名　　㊞

○○県（都道府県）意思疎通支援者事業実施要綱第７条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届出ます。

記

変　更　理　由		
変更年月日	年　月　日	
変　更　事　項	変更前	変更後

様式例第７号（第１２条関係）

○○県（都道府県）意思疎通支援者派遣申請書

年　　月　　日

（宛先）○○県知事

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
FAX・電話　　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿

○○県（都道府県）意思疎通支援者派遣事業実施要領第１２条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を申請します。

通訳日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで	
通訳場所（待合わせ場所）	名称	
	所在地	
	FAX・電話	
	待合わせ時間	時　分
派遣対象の聴覚障害者等		
通訳内容		
その他		

（注）障害者団体等からの申請も考えられることから、その場合はこの様式の「住所」を「所在地」、「氏名」を「名称」、「派遣対象の聴覚障害者等については人数を記載させる」とするなど適宜加工の上、使用する。

様式例第８号（第１３条関係）

○○県（都道府県）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年　　月　　日

様

○○県知事　　㊞

先に申し込みのあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

１　下記のとおり派遣します。

２　却下します。

〔理由：　　〕

記

意思疎通支援者氏名		
派遣日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで	
派遣場所（待合わせ場所）	名称	
	所在地	
	FAX・電話	
	待合わせ時間	時　分
派遣対象の聴覚障害者等		
派遣内容		
その他		

様式例第９号（第１３条関係）

○○県（都道府県）手話通訳・要約筆記依頼書

年　　月　　日

様

○○県知事　　㊞

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

申　請　者	氏　　名	
	ＦＡＸ・電話	
派遣日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分まで	
派遣場所（待合わせ場所）	名　　称	
	所　在　地	
	ＦＡＸ・電話	
	待合わせ時間	時　分
派遣対象の聴覚障害者等		
派遣内容		
その他		

様式例第１０号（第１６条関係）

○○県（都道府県）意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）

年　　月　　日

（宛先）○○県知事

意思疎通支援者氏名　　㊞

次のとおり報告（・請求）します。

申請者		
派遣日時	年　月　日（　）　(待合)　時　分から　(終了)　時　分まで　計　時間　分	
派遣場所		
派遣内容		
報酬等の請求額	報　酬	申請者との待合わせ時間から１時間まで　○○円
		１時間を超えた場合に３０分毎に○○円　円
	手　当	夜間手当（午後１０時から翌日午前５時までの間に、申請者との待合わせ時間又は終了時間が含まれる場合）　報酬総額　円×○○／１００＝　円
		遠距離手当（自宅から手話通訳の実施場所までの移動時間が○時間を超える場合）　○時間につき○○円
	交通費	実費（　～　）　（　～　）　円
		タクシー料金（夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合（領収書添付））　円
	合　計	円

業務上の問題点・状況・意見等は裏面に記入すること。

（裏）

業務上の問題点・状況・意見等

別　添

○○市（区市町村）意思疎通支援事業実施要綱の解釈等について

（目的）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２２条第１項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第６号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記６の４（２）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

【趣　旨】

本条は、○○市（区市町村）意思疎通支援事業を実施する根拠及び目的を定めるものであって、この要綱全般を通じての解釈及び運用に当たっての指針となるものである。

【説　明】

１　障害者基本法第２２条第１項では、地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならないと規定している。

※障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第２２条　国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第７７条第１項第６号では、市町村の地域生活支援事業として、聴

覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等に、意思疎通支援を行う者の派遣を行うことを規定している。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

（市町村の地域生活支援事業）

第７７条　市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(6) 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

3　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 65 条の９の３において、市町村は、「意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと」とされている。

4　地域生活支援事業の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で、「意思疎通支援事業」は、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする」もので、事業内容は「手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する」と規定されている。

5　この要綱において「聴覚障害者等」とは、「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等」と規定している。

6　この要綱において「意思疎通支援者」とは、「聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するため」に派遣される手話通訳者と要約筆記者と規定している。

また、「手話通訳者」は、地域生活支援事業の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記６の４（２）アに規定する「手話通訳者」とし、又「要約筆記者」は同イに規定する「要約筆記者」としている。

7　この要綱は、「意思疎通支援事業」として、特に手話通訳者と要約筆記者の派遣に係るガイドラインを示すものである。

8　○○市（区市町村）意思疎通支援事業は、聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とするものである。

【参　考】

障害者基本法第３条第３号で、「手話」は「言語」と規定している。手話通訳、要約筆記は、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を図るための手段である。

※障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（地域社会における共生等）

第３条　第１条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一　全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二　全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（事業の内容等）
第２条　前条の目的を達成するため、○○市（区市町村）意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。
(1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
(2) 意思疎通支援者（第６条第３項の規定により○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
(3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
(4) 前２号及び３号を行う連絡調整業務等担当者の設置
(5) 意思疎通支援事業が円滑に行われるよう運営委員会の開催
(6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援事業の業務内容を規定するものである。

【説　明】

1　第１号に規定する「意思疎通支援者の登録に関する業務」は、第６条（意思疎通支援者の登録）、第７条（意思疎通支援者証）などの業務である。

2　第２号及び第３号では、この要綱における「意思疎通支援者」について定義し、「意思疎通支援者」とは、第６条の規定により、市（区市町村）長に意思疎通支援者として申請し、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者としている。

3　第２号及び第３号に規定する「意思疎通支援者の派遣に関する業務」は、第12条（派遣の申請）、第13条（派遣の決定）、第17条（派遣の報酬等）などの業務である。

4　第４号に規定する「連絡調整業務等担当者の設置」は、意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整に関する業務以外に、聴覚障害当事者等の課題を把握し、日常生活支援や社会参加支援を行うことも重要な業務であることから、手話通訳者又は要約筆記者の設置が望ましい。

5　第６号に規定する「事業の実施に必要と認められる業務」には、第18条（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）、第19条（頚肩腕健康診断）、第20条（運営委員会）などの業務が含まれる。

（事業の委託及び監督等）
第５条　市町村長は、第２条に規定する業務を市町村長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。
2　市町村長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
3　受託者は、前項の規定による市町村長の監督を受け、市町村長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

【趣旨】

本条は、事業を委託した場合及び受託者に対する監督等の規定を設けるものである。

【説明】

1　第２条に規定する意思疎通支援事業のうち、第１号（意思疎通支援者の登録に関する業務）は○○市町村が実施するものとする。

2　第２条に規定する意思疎通支援事業のうち、第２号（手話通訳者の派遣に関する業務）、第３号（要約筆記者の派遣に関する業務）、第６号（その他事業の実施に必要と認められる業務）を市町村長が適当と認める法人に全部又は一部を委託することができる。

3　業務を委託する場合は、市町村長は、事業の実施状況等について、報告を求めることができるものとする。詳細については、「業務委託契約書」で定めるものとする。

【参考】

1　委託先となる法人には○○市町村や○○都道府県の社会福祉協議会、聴覚障害者協会、手話通訳者派遣センター、聴覚障害者情報提供施設等がある。
　委託先には、市町村域内の派遣を行う団体と都道府県域内の派遣を行うことができる団体それぞれに委託することが望ましい。

2　事業の委託及び監督等の規定の参考例としては以下の規定が考えられる。
①　２つの法人に委託する場合
　市町村長は、第２条第２号及び第４号の一部の業務を社会福祉法人○○市町村社会福祉協議会に、並びに第２条第３号及び第４号の一部の業務を社会福祉法人○○市町村聴覚障害者協会に委託するものとする。この場合において、市町村長は、事業の実施状況等について報告を求めることができるものとする。

② 一部の業務を委託する場合

市町村長は、第２条第３号及び第４号の一部の業務を社会福祉法人○○市町村聴覚障害者協会に委託するものとする。この場合において、市町村長は、事業の実施状況等について、報告を求めることができるものとする。

（意思疎通支援者の登録）

第６条　○○市（区市町村）意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書（様式例第１号）に、手話通訳者については次の第１号から第３号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第４号から第５号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、市（区市町村）長に申請するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

(2) ○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者

(3) 前２号で規定するものと同等と認められる者

(4) ○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者

(5) 前号で規定するものと同等と認められる者

２　市（区市町村）長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式例第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　市（区市町村）長は、前項の規定により○○市（区市町村）意思疎通支援者として決定したときは、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳（様式例第３号）に登録するものとする。

【趣　旨】

本条は、手話通訳者又は要約筆記者の登録について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

１　意思疎通支援者の登録は市（区市町村）長が行うので、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書は市（区市町村）長に申請する。

２　手話通訳者の資格要件は次のとおりとする。

・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

・○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者

・指定都市又は中核市手話通訳者登録試験の合格者

・上記の者と同等と認められる者

３　要約筆記者の資格要件は次のとおりとする。

・○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者

・指定都市又は中核市手話通訳者登録試験の合格者

・上記の者と同等と認められる者

4　意思疎通支援者は、市（区市町村）長が審査の上、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録するものとする。

5　第１号に規定する「手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）」とは、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づき手話通訳技能について審査・証明事業を行う法人として、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験である。

6　第２号に規定する「○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者」の場合に添付する書類は、別に定める○○市（区市町村）手話通訳者登録試験実施要領に規定する○○市（区市町村）手話通訳者登録試験合格者証とする。

7　第３号に規定する「同等と認められる者」とは、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者として手話通訳士や当該都道府県の手話通訳者として登録を受けたものではないが、他の都道府県又は区市町村で手話通訳者として活動していた社会福祉法人全国手話研修センターが主催する手話通訳者全国統一試験の合格者などである。活動履歴などから、同等と認められない場合は、本号第２号に規定する登録試験の合格者となることが必要である。

なお、第５号の取扱いも同様の考え方に基づくものとし、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会と特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会が主催する全国統一要約筆記者認定試験などがこれにあたる。

8　第３号及び第５号に規定する「同等と認められる者」の場合に添付する書類は、他の都道府県又は区市町村の意思疎通支援者認定証や活動履歴などである。

≪第２項関係≫

市（区市町村）長は、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

≪第３項関係≫

市（区市町村）長は、前項の規定により○○市（区市町村）意思疎通支援者と決定したときは、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳（様式第３号）に登録するものとする。

【参　考】

1　地域生活支援事業の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）では、「意思疎通支援事業」の留意事項に「手話通訳者」、「要約筆記者」には以下のものを含むとしている。

ア　「手話通訳者」

（ア）「手話通訳士」･･･ 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６ 号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

（イ）「手話通訳者」･･･ 都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

イ「要約筆記者」

「要約筆記者」･･･ 都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者

2　意思疎通支援者の身分や任用については多様な形態があるが、市（区市町村）の職員（正規又は非正規）として任用、雇用する事例もある。また、意思疎通支援者のうち、手話通訳業務のほか、主に手話通訳者、要約筆記者養成業務や手話通訳者又は要約筆記者の派遣業務、聴覚障害者等の生活支援業務に従事することを目的とした調整者（コーディネーター）として任命（雇用）されている事例もある。

（意思疎通支援者証）

第７条　市（区市町村）長は、意思疎通支援者に○○市（区市町村）意思疎通支援者証（様式例第４号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。ただし、○○県（都道府県）意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

２　意思疎通支援者証の有効期間は、○年とする。

３　意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

４　意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに○○市（区市町村）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式例第５号）を、市（区市町村）長に提出しなければならない。

５　意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに○○市（区市町村）意思疎通支援者登録事項変更届（様式例第６号）を、市（区市町村）長に提出しなければならない。

６　意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市（区市町村）長に返還しなければならない。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の身分を証する意思疎通支援者証の交付、有効期間及び意思疎通支援者証の携帯等、意思疎通支援者証について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

○○市（区市町村）意思疎通支援者証は市（区市町村）長が、意思疎通支援者に交付する。

≪第２項関係≫

１　意思疎通支援者の実働がないまま名簿に記載されることが無いよう、実働があるかどうかを確認する。また、５号又は６号による登録事項の変更や辞退をしないまま放置される場合がある為、意思疎通支援者証の有効期間を規定する。

２　意思疎通支援者証の有効期間は、○○市（区市町村）の実情に応じて規定するものとする。

≪第３項関係≫

意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、意思疎通支援業務を行う対象者等の求めがあるとき等の場合は意思疎通支援者証を提示しなければならない。

≪第４項及び第５項関係≫

１　意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失又は棄損したときや、登録事項に変更があるときには、様式により市（区市町村）長に届け出なければならないことについて規定する。

２　市（区市町村）長は、届け出があったときは、内容を確認し、第１項に基づき意思疎通支援者証を交付するものとする。

≪第６項関係≫

１　意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市（区市町村）長に返還しなければならないことについて規定する。

（意思疎通支援者の責務）
第８条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
(2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。
２　前項第１号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の責務について規定するものである。

【説　明】

障害者基本法第３条において、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定している。このことを前提としつつ、意思疎通支援者は意思疎通支援業務に従事することが必要である。

≪第１項関係≫
意思疎通支援者が守らなければならない事項を規定するものである。
①　「事業を通じて知り得た情報」には、意思疎通支援業務の実施にあたり、市（区市町村）長から提供された情報、対象となる聴覚障害者等や申請者から提供された情報、意思疎通支援業務の実施中に知りえた個人情報などである。
②　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を円滑に実施するため、手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めることが大切である。

≪第２項関係≫
「事業を通じて知り得た個人及び団体の秘密を守ること」は、意思疎通支援者を辞した後も守らなければならないものとする。

【参　考】

市（区市町村）長は、手話通訳者の研修において、手話通訳士倫理綱領（平成９年５月４日付け一般社団法人日本手話通訳士協会制定）を参考に配布し、適正に手話通訳業務を実施するよう努めることを指導することが大切である。

手話通訳士倫理綱領
（平成９年５月４日付一般社団法人日本手話通訳士協会制定）

日本手話通訳士協会

私たち手話通訳士は、聴覚障害者の社会参加を拒む障壁が解消され、聴覚障害者の社会への完全参加と平等が実現されることを願っている。このことは私たちを含めたすべての人々の自己実現につながるものである。
私たち手話通訳士は、以上の認識にたって、社会的に正当に評価されるべき専門職として、互いに共同し、広く社会の人々と協同する立場から、ここに倫理綱領を定める。
1　手話通訳士は、すべての人々の基本的人権を尊重し、これを擁護する。
2　手話通訳士は、専門的な技術と知識を駆使して、聴覚障害者が社会のあらゆる場面で主体的に参加できるように努める。
3　手話通訳士は、良好な状態で業務が行えることを求め、所属する機関や団体の責任者に本綱領の遵守と理解を促し、業務の改善・向上に努める。
4　手話通訳士は、職務上知りえた聴覚障害者及び関係者についての情報を、その意に反して第三者に提供しない。
5　手話通訳士は、その技術と知識の向上に努める。
6　手話通訳士は、自らの技術や知識が人権の侵害や反社会的な目的に利用される結果とならないよう、常に検証する。
7　手話通訳士は、手話通訳制度の充実・発展及び手話通訳士養成について、その研究・実践に積極的に参加する。

（派遣の対象者等）

第９条　意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、○○市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とする。

２　前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、他の市（区市町村）長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市（区市町村）の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、○○市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる聴覚障害者等について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

１　第１条において、聴覚障害者等とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等と規定している。

２　対象者は、市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とする。

≪第２項関係≫

１　○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等が、○○市（区市町村）内において、意思疎通支援者の派遣を必要とする場合であって、当該聴覚障害者等の居住する市（区市町村）の市（区市町村）長から、意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

２　「他の市（区市町村）長」とは、他の市（区市町村）や都道府県の視聴覚障害者情報提供施設である○○県（都道府県）手話通訳者等派遣センター等、意思疎通支援者の派遣を行っているものである。

３　この場合の派遣費用は依頼元の区市町村等が負担することになる。

≪第３項関係≫

１　市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等が市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする場合は、意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

２　緊急に意思疎通支援者を派遣した場合においては、原則、居住地の区市町村が負担するものとし、後日、居住地の区市町村に派遣申請書を提出するなど派遣費用を居住地の区市町村に求めることができる。

【参　考】

対象者と申請者

対象者（第９条）	申請者（第９条・第12条）
○○市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等	・聴覚障害者及びその者の家族等 ・聴覚障害者で構成する団体 ・聴覚障害者に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体 ・不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、対象者が参加することを見込む公共機関及び団体等 ・その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの
○○市（区市町村）内において、意思疎通支援者の派遣を必要とする○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等	・当該聴覚障害者が居住する市（区市町村）の市（区市町村）長等
○○市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等	・当該聴覚障害者及びその者の家族等 ・聴覚障害者に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体 ・その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの

（派遣の内容等）
第10条　意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。
(1) 市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
(2) 市（区市町村）長が、公共の福祉に反すると認める内容

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる内容等について規定するものである。

【説　明】

1　意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、「聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」であり、聴覚障害者のコミュニケーションを保障する観点から、派遣の内容については広く扱う必要があるため、合理的な理由もなく派遣範囲を狭めることは好ましくない。

2　市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認めるもの、公共の福祉に反すると認めるものは除く。

（派遣の区域及び時間）
第11条　意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、○○県（都道府県）内とする。
2　前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を○○県（都道府県）外に派遣することができるものとする。ただし、市（区市町村）長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。
3　意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前○○時から午後○○時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる区域及び時間について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

1　意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、「○○県（都道府県）内」とする。

他の市町村への派遣の方法には、当該市町村の登録者の派遣のほか、都道府県又は複数市町村域の法人への委託による派遣、都道府県又は他市町村への派遣の依頼による派遣がある。

≪第２項関係≫

1　市（区市町村）長が特に意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは意思疎通支援者を○○県（都道府県）外に派遣することができるものとする。

2　意思疎通支援者を○○県（都道府県）外に派遣する必要がある場合であって、派遣先が遠隔地にあるなどの理由で、○○市（区市町村）の意思疎通支援者を派遣できないときは、○○県（都道府県）に広域派遣（調整）依頼又は派遣先（用務地）の市町村に派遣を依頼し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

≪第３項関係≫

1　意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前８時から午後１０時までを標準として市町村において定めるものとする。

2　対象となる時間は、申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。

3　緊急やむを得ない事由のある場合は、その必要性を判断して、市町村で定める派遣の対象となる時間以外でも、意思疎通支援者を派遣するものとする。このため、夜間でも派遣ができるよう意思疎通支援者の確保及び連絡体制の整備に努める必要がある

こと。

4　市町村は、市町村で定める派遣の対象となる時間を過ぎても、必要に応じて意思疎通支援業務を延長して行うものとする。

【参　考】

意思疎通支援者の派遣の対象となる区域及び時間については、○○市（区市町村）の実情に応じて、弾力的に対応することが望まれる。この要綱では、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進に資すること（第１条）、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要な内容に意思疎通支援者を派遣すること（第 10 条）や公共性を勘案していることから、必要最低限の内容と理解していただきたい。

（派遣の申請）

第 12 条　意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第９条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等

(2) 聴覚障害者等で構成する団体

(3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体

(4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認めるもの

2　申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の○日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書（様式例第７号。以下「派遣申請書」という。）により、市（区市町村）長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の申請者及び申請について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

意思疎通支援者の派遣の申請者は次のものとする。

①　市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とその者の家族やヘルパー、支援者等

②　市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等で構成される団体

③　市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳や要約筆記を必要とするもの（聴覚障害者等との意思疎通を必要とする機関、個人、団体等）

④　講演会等、不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等

⑤　その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの

≪第２項関係≫

1　申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の○日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）前までに、○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書により、市（区市町村）長に申請するものとする。

2　申請期限（○日前）については、○○市（区市町村）の実情によるものとする。

3　緊急又はやむを得ない事由のある場合は、○日前に限らず、申請できるものとする。

このため、休日・夜間等の緊急時の対応にも対応ができるように連絡体制の整備に努めること。

4　緊急又はやむを得ない事由のある場合は、○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書に依らず口頭、ＦＡＸ、メール等で申請し、後日申請書を提出することも可能とする。

【参　考】

1　土曜日、日曜日、休日及び年末年始等市（区市町村）長の休業日又は、夜間等の休業時間に、緊急に意思疎通支援者の派遣が必要となる場合がある。そのような場合の対応方法として、緊急時の意思疎通支援者派遣の受付及び意思疎通支援者への依頼・調整を障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等に依頼している区市町村もある。

2　受付時間等について、次のように第３項以下として規定することも考えられる。

3　前項の申請の受付時間は事故や急病等緊急又はやむを得ない事由のある場合を除き、午前８時３０分から午後５時までとする。

4　前２項の規定にかかわらず、土曜日、日曜日、休日及び年末年始又は受付時間外において、事故や急病等緊急又はやむを得ない事由のある場合に限り、○○市（区市町村）（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）が手話通訳者の派遣についての申請を受付けるものとする。

5　○○市（区市町村）（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）は、前項の申請を受付したときは、（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）から意思疎通支援者に連絡することとする。

（派遣の決定）

第13条　市（区市町村）長は、前条第２項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式例第８号）により、当該申請者に通知するものとする。

2　市（区市町村）長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、○○市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書（様式例第９号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の決定及び手話通訳業務又は要約筆記業務の依頼について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

1　市（区市町村）長は、申請書を受理したとき、その内容について、第 9 条（派遣の対象者）、第 10 条（派遣の内容等）、第 11 条（派遣の区域及び時間）の規定等に関して審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定するものとする。

2　市（区市町村）長は、意思疎通支援者の派遣の可否について、○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

≪第２項関係≫

1　市（区市町村）長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、○○市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書により、当該意思疎通支援者に依頼するものとする。

なお、選考に当たっては、派遣内容に適した者を優先的に選考するよう努めること。

特に、民事事件、刑事事件その他の裁判等に関する内容や医療機関等での複雑な症状の診察、手術的な処置等に関する内容など、専門的知識を有することが必要な場合には、専門的知識を有する意思疎通支援者を派遣することが必要である。

2　緊急又はやむを得ない事由のある場合は、○○市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書に依らず口頭、電話、ＦＡＸやメール等で依頼し、後日依頼書を送付することなどの対応も必要である。

（申請者の費用負担）

第 14 条　意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担について規定するものである。

【説　明】

1　意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。

これは、意思疎通支援は双方向性（意思疎通支援者は、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するものであるから、聴こえる人たちも手話通訳や要約筆記の利用者であること。）があり、障害者と障害のない人双方にとって有益となる。したがって、その費用を障害者のみに負担させることは妥当ではないため、障害者に負担を求めないとの考え方に基づくものである。

2　意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担するものとする。

（派遣の停止等）

第 15 条　市（区市町村）長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の停止及び派遣に係る費用の負担について規定するものである。

【説　明】

1　申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、市（区市町村）長は意思疎通支援者の派遣を停止することができる。

2　市（区市町村）長は意思疎通支援者の派遣を停止したとき、申請者に意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告）

第16条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（様式例第１０号。以下「業務報告書」という。）を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣終了後の業務報告について規定するものである。

【説　明】

意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに○○市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

（派遣の報酬等）

第17条　市（区市町村）長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、第11条第２項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣に係る報酬等について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

市（区市町村）長は、意思疎通支援者からの業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

≪第２項関係≫

市（区市町村）長は、第11条第２項ただし書の規定により、○○県（都道府県）外に意思疎通支援者を派遣する場合において、○○市（区市町村）の意思疎通支援者を派遣できないときであって、派遣先の市（区市町村）又は都道府県に協力を依頼し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣したときは、派遣先の市又は都道府県が規定する報酬等の費用を負担するものとする。その場合において、派遣先の規定する報酬が市（区市町村）より高額であって、市（区市町村）で負担できない場合には、県と協議し差額の負担については、市（区市町村）の存する県（都道府県）に負担を要請することができるものとする。

（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）
第18条　市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

【趣　旨】

本条は、研修の開催について規定するものである。

【説　明】

市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催や都道府県等の開催する研修会への意思疎通支援者が参加できるように配慮しなければならない。また、研修会参加にかかる諸費用が意思疎通支援者の負担とならないような対応が望ましい。

（頸肩腕障害に関する健康診断）
第19条　市（区市町村）長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

【趣　旨】

本条は、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断の実施について規定するものである。

【説　明】

市（区市町村）長は、手話通訳業務又は要約筆記業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害およびメンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もって事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対して頸肩腕障害に関する健康診断を実施するものとする。

【参　考】

1　頸肩腕障害（けいけんわんしょうがい）

手や腕、肩を酷使する手話通訳や要約筆記を長く続けていると、次第に手、腕、肩の部分に痛みが生じる。症状が進むと個々に症状は違いがあるが、腕が使えなくなり、めまい、立ちくらみ、眼精疲労、精神神経症的な症状等々が発症し、手話通訳や要約筆記が出来なくなってしまう。

頸肩腕障害は長時間にわたる同一姿勢での作業で症状が誘発、悪化するため、職業病的要素をはらんでいる。

予防策としては手話通訳や要約筆記を長時間続けない、適度に休みを取る、上肢への負担の軽減、作業環境の改善、精神的な緊張の緩和などがある。また、健康教育およびストレッチ体操の実施も予防策として重要である。

2　メンタルストレスに起因する疾患等

手話通訳や要約筆記は、高度な注意集中や精神的緊張、対人関係の調整などが求められるため、精神的健康面での不調をきたしやすいことに留意すべきである。

○平成７年９月１４日労働省 職場における頚肩腕症候群予防対策（抄）

３　健康管理

頚肩腕症候群は，他覚的な所見よりも，自覚症状が先行することか多いことから，日常の健康状態の把握及び健康診断における問診が特に重要である。

（1）健康診断等

イ　一般健康診断

頚肩腕症候群予防の観点から，雇入時及び定期の健康診断の際に頚肩腕健康診断問診票を活用する等により，上肢等の各部位に係る既往歴の調査，上肢等の各部位における筋のこり，痛みしびれ等の自他覚症状の有無の検査を含めて実施することが望ましい。

ロ　頚肩腕健康診断

イの結果，医師が必要と認める者については，頚肩腕に関する健康診断を実施することが望ましい。

検査項目の選択に当たっては，関連通達に示されている健康診断項目を参考にする。

（2）健康相談

頚肩腕症候群は，他覚症状よりも自覚症状が先行することから，労働者が健康状態の不調を訴えたときに，随時相談できるような体制を整備することが重要である。

健康相談により，

・上肢等の負担が蓄積している労働者の発見
・自覚症状段階での適切な措置
・頚肩腕症候群についての不安の解消
・日常生活上の健康指導

などが期待できる。

（3）事後措置

健康診断あるいは健康相談の結果，健康保持のために必要があると認めるときは，作業方法の改善，作業時間の短縮，作業環境の整備筆必要な措置を講ずる。

（4）職場体操

作業開始前，作業休止時間及び作業終了後に職場体操を実施する。

4　労働衛生教育等

作業者に対する頚肩腕症候群予防のための労働衛生教育の実施、日常生活を含めた健康保持増進の推進を図る。

○平成１０年７月２４日厚生省　「「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について」では、以下のとおり手話通訳者派遣事業の留意事項が記載されていた。

〔ア〕 実施主体は、聴覚障害者、手話通訳者等関係者で構成する運営委員会等を設置するなどして、本事業の効果的推進を図ること。

〔イ〕 実施主体は、手話通訳者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定等通訳派遣に係る調整者の設置等について配意すること。

〔ウ〕 実施主体は、手話通訳者の資質向上に留意するとともに、健康管理に留意すること。

〔エ〕 １人の手話通訳者が連続して通訳する時間は、原則として１時間以内とすること。なお、講演会等の場合は３０分以内とすること。

〔オ〕 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めるとともに、市町村等公的機関からの依頼による聴覚障害者等に関する広報活動、文化活動に協力すること。

〔カ〕 手話通訳者は、聴覚障害者の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。

3　意思疎通支援の派遣人数については、意思疎通支援業務の内容や時間によって、複数の意思疎通支援者を派遣することが必要である。（派遣人数は、内容・規模等により変更すること。）

【例示】

手話通訳者

所要時間	４時間以内（半日）	４時間を超過（１日）
派遣人数	２人（内容により３人）	３人（延べ６人）

要約筆記者

派遣内容	派遣人数	備考
診察、面接、個人面談等	１人	
懇談会、会議	２人	内容により３人
講演会、研修会、会議	３人	４時間を超えると新たに３人を追加する。

（注）この表は、標準的な人数を示すものであり、状況や内容により派遣人数の増員を検討すること。

（運営委員会）

第20条　市（区市町村）長は、○○市（区市町村）意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

2　運営委員会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

(1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等

(2) 意思疎通支援者

(3) 前２号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認める者

【趣　旨】

本条は、事業の効率的な運営を図るための意思疎通支援事業運営委員会について規定するものである。

【説　明】

≪第１項関係≫

市（区市町村）長は、○○市（区市町村）意思疎通支援事業運営委員会を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

≪第２項関係≫

運営委員会は、○○市（区市町村）の実情に応じて、第１号から第３号までを参考として委員構成するものとする。

なお、聴覚障害者等の選出に当たっては、障害者団体からの推薦を受けるなど多くの聴覚障害者等の意見が反映できるよう配慮すること。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市（区市町村）長が別に定める。

【趣　旨】

本条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項を、市（区市町村）長が別に定める旨を規定するものである。

【説　明】

この要綱に定めるもののほか、必要な事項を、市（区市町村）長が別に定めるものであるが、この要綱に反するものであってはならず、十分な調整を行うことが必要である。

附 則

この要綱は、平成○○年○○月○○日から適用する。

【趣　旨】

附則は、この要綱の施行日について規定するものである。

別表（第 17 条関係）

項　目	基　準		金　額
報　　酬	申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。また、報告書作成に要した時間を加算する	１時間まで	○○円
		１時間を超えた場合、３０分毎	○○円
手　　当	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後○時から翌日の午前○時までの間の場合､次のとおり割増手当を支給する。	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務した場合	報酬総額に１００分の○○を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）	報酬総額に１００分の○○を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が○時間を超える場合）		○時間につき○○円
交 通 費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、１㎞につき○○円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合		タクシー料金

【趣　旨】

別表は、第 17 条の規定により、意思疎通支援者に支払う報酬等について規定するものである。

【説　明】

≪報酬関係≫

1　意思疎通支援者に支払う報酬の対象となる基準時間は、「申請者との待合わせ時間から終了時間まで」とするが、別途打ち合わせを行った場合、また報告書作成を行った時間を含めるものとする。また、自宅等からの待ち合わせ場所までの移動時間については、標準的な時間を勘案して基準時間に加算するなどの配慮を行うこと。

2　基準時間１時間までの報酬額は、○,○○○円とする。

3　基準時間１時間を超えた場合の３０分毎の報酬額は、○,○○○円とする。

≪手当関係≫

1　意思疎通支援者に支払う手当として、時間外手当と遠距離手当について規定するものである。

2　第 11 条第 3 項では、「意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前○○時から午後○○時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。」と規定している。緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの時間外に意思疎通支援者を派遣しなければならない。その場合に深夜・早朝の割増手当等を加算するものである。

3　この要綱で「午後１０時から翌日午前５時までの間」（深夜）の場合は、当該時間帯の報酬総額に１００分の○○を乗じた額を時間外手当として支給するものである。

（参考）深夜労働　　２割５分以上

4　報酬の対象となる基準時間は、「申請者との待合わせ時間から終了時間まで」としている。意思疎通支援業務の実施場所が自宅から遠距離にある場合の移動時間については、報酬の対象とはなっていない。そのため、自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が○時間を超える場合は、○時間に一定の額を遠距離手当として支給するものである。

≪交通費関係≫

1　意思疎通支援者に支払う交通費について規定するものである。

2　意思疎通支援者の自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要した経費について、実費を支払うものとし、自家用車を使用した場合は、１㎞につき○○円を支払うものとする。

3　夜間及び緊急時でタクシーを利用しなければならない場合で、市（区市町村）長が認めときは、意思疎通支援者の自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要したタクシー料金を支払うものとする。

9 「意思疎通支援者養成カリキュラム一覧」

手話通訳者養成カリキュラム：厚生労働省発　90時間

	実　技　科　目	講　義　科　目
基本 ＊35時間	・手話通訳能力の向上（1） ・手話通訳技術（基本） ・場面における手話通訳技術	・手話通訳の心構え　・身体障害者福祉論 ・ソーシャルワーク概論
応用 ＊35時間	・手話通訳能力の向上（2） ・手話通訳技術（応用） ・場面における手話通訳技術（2）	・手話通訳の理念と仕事（1）　・ことばの仕組み ・手話通訳者の健康管理
実践 ＊20時間	・手話通訳実習	・手話通訳の理念と仕事（2） ・手話通訳者登録制度の概要

要約筆記者養成カリキュラム：厚生労働省発　必修84時間～必修・選択含む102時間

	実　技　科　目	講　義　科　目
必修科目 74時間	・要約筆記の実習 ・要約の学習Ⅱ ・伝達の学習Ⅱ ・チームワークⅡ ・ノートテイクⅡ	・聴覚障害の基礎知識　・要約筆記の基礎知識Ⅰ ・要約筆記の基礎知識Ⅱ　・日本語の基礎知識 ・話しことばの基礎知識　・伝達の学習Ⅰ ・要約の学習Ⅰ　・要約筆記者のあり方 ・社会福祉の基礎知識Ⅰ　・チームワークⅠ ・ノートテイクⅠ　・対人援助Ⅰ
選択必修科目 28時間のうち 10時間以上選択	・二人書きおよび連係入力Ⅱ ・演習（模擬要約筆記） ・現場実習	・社会福祉の基礎知識Ⅱ　・対人援助Ⅱ ・要約筆記者のあり方Ⅱ　・聴覚障害運動と手話 ・二人書きおよび連係入力Ⅰ

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム：厚生労働省発　必修42時間～必修・選択含む84時間

	実　技　科　目	講　義　科　目
必修科目 42時間	・盲ろうコミュニケーション実習 ・移動介助実習Ⅰ ・通訳・介助実習Ⅰ	・盲ろう者概論　・盲ろう疑似体験 ・視覚・聴覚障害の理解　・盲ろう者の日常生活とニーズ ・盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点 ・通訳・介助員の心構えと倫理　盲ろう通訳技術の基本 ・通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務
選択必修科目 42時間 （0時間～42時間）	・盲ろう通訳技術の実際 ・通訳・介助員のあり方 ・盲ろう通訳実習 ・移動介助実習Ⅱ ・通訳・介助実習Ⅱ	・盲ろう児の教育と支援　・高齢盲ろう者の生活と支援 ・他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援 ・盲ろう者福祉制度概論　・盲ろう者の通訳技法と留意点

点訳者・音訳者養成カリキュラム　参考：京都市点訳・音訳奉仕員養成講習会（京都ライトハウス）

	実　技　科　目	講　義　科　目
共通講座 ６時間		・共通講座　　ボランティア活動：点訳・音訳・代読・代書手引き
点訳奉仕員養成講習会入門 20 時間	・点字の読み方練習 清音１　２単文練習 長音・促音・濁音 普通文練習　　特殊音など 疑問符・感嘆符など ・点字器の使用方法と単語・氏名の正しい書き方	・点字概論　　・語の書き表し方１仮名遣い ・語の書き表し方２数字 ・語の書き表し方３アルファベット ・分かち書き　自立語と付属語（1）（2） ・分かち書き　複合語（1）（2）固有名詞ほか ・これまでのまとめ
音訳奉仕員養成講習入門 20 時間	・音声表現実習１～５	・音訳ボランティア活動　　・発声・発音の基礎 腹式呼吸と発声・発音　　母音と子音 アクセントについて　　話すように読む 意味のつながりと息のつながり

失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（案）

（出典：平成 27 年度障害者支援状況等調査研究事業「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する研究」報告書 2016 年３月）

	実　技　科　目	講　義　科　目
必修科目 40 時間	・コミュニケーション支援実習Ⅰ ・外出同行支援実習 ・身体介助実習	・失語症者概論　　・失語症者の生活とニーズ ・会話支援者とは何か　　・会話支援者の心構えと倫理 ・コミュニケーション支援技法Ⅰ　　・外出同行支援 ・派遣事業と会話支援者の業務　　・身体介助の方法
選択科目 40 時間	・コミュニケーション方法の選択法 ・コミュニケーション支援実習Ⅱ	・失語症と合併しやすい障害について　　・福祉制度概論 ・コミュニケーション方法の選択法 ・コミュニケーション支援技法Ⅱ

失語症会話パートナー養成講座

参考：失語症会話パートナー養成講座（四日市市失語症会話パートナー派遣事業）

	実　技　科　目	講　義　科　目
18.5 時間	【講義 & 演習】 ・困難ケース ・「ありがち」な対応を考える 【実習】 「失語症友の会」定例会 「障害者福祉センター」交流会 「失語症友の会」交流会	・会話パートナーとは　　・失語症の基礎 ・失語から起こる様々な問題 ・コミュニケーションの取り方 ・コミュニケーションの工夫や手段 ・失語症者の症状に気づく　　・身体介助の方法 ・会話の工夫　　・グループ会話

その他参照すべき支援者養成事業等

発達障害者サポーター養成講座

難病・重度障害者の方のコミュニケーション支援講座

高次脳機能障害サポーター養成講座

知的・精神障害者行動援護従業者養成講座

自閉症スペクトラム障害支援者養成講座

強度行動障害支援者養成研修

情報支援機器指導者養成講座（視覚障害）

失語症会話パートナー派遣事業

10　時末大揮「失語症のある方に関わる意思疎通支援事業の具体的な取り組みについて」『ノーマライゼーション』2017年3月

失語症のある方に関わる意思疎通支援事業の具体的な取組について

時末大揮

意思疎通支援事業を見直しすることとなった経緯

平成23年7月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、この法改正により「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定され、法第22条の情報の利用におけるバリアフリー化等には、「円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、（中略）障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。

また、平成25年に施行された障害者総合支援法において、意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し又は派遣する事業を必須事業であると法律に明記されました。これまで以上に意思疎通支援を行う者の養成が行われ、地域における意思疎通を図ることに支障がある者を支援する取組の強化が図られることにより、障害者等の自立と社会参加が一層促進すると考えています。

この障害者総合支援法については、法施行の3年後を目途に見直すことが法律の附則で規定されていたため、平成27年4月から12月にかけて社会保障審議会障害者部会において見直しの議論が行われました。

今回の見直しの論点の一つとして「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のための意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方について」の議論が行われました。

ここでは主に、意思疎通支援事業の内容や運営方法、また人材養成についてどう考えるかなどが議論されました。

意思疎通支援事業の内容や運営方法では、対象者の範囲や介助技術として整理した方が適切なものや、意思疎通支援事業に関する実態を踏まえたニーズや支援のあり方などについて検討されました。

また、人材養成では、必要とされる人材の把握とその養成のあり方や、研修カリキュラムと専門的な知識を必要とする意思疎通支援のあり方について検討いただきました。

およそ1年にわたる議論を経て、平成27年12月14日に社会保障審議会障害者部会の報告書（図1）がとりまとめられました。報告書において、現在、国の事業（地域生活支援事業の必須事業）として行われている意思疎通支援事業について、「失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべき。」とされたことなどを踏まえ、失語症のある方への意思疎通支援のあり方について、具体的な検討を進めているところです。

図1　社会保障審議会障害者部会 報告書【抜粋】

6．手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方につて

（1）現状・課題
～略～

（2）今後の取組

（基本的な考え方）
○　意思疎通支援については、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。

（計画的な人材養成とサービス提供等）
○　地域のニーズに応じた人材養成や意思疎通支援のサービス提供に資するよう、各自治体において意思疎通支援事業の現状（利用者数、利用回数・時間等）に関する調査を行い、その結果を踏まえ、合理的配慮の進捗状況に留意しつつ、必要な意思疎通支援者を計画的に養成するとともに、提供すべきサービス量の目標を設定すべきである。
○　意思疎通支援について各障害種別の専門性を高めるとともに、司法、医療等の専門分野への対応を図るため、手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、盲ろう者向け通訳・介助員等の指導者養成を強化すべきである。その際、障害特性に応じて多様な意思疎通の手法があることに留意する必要がある。
○　小規模な市町村で事業実施が困難・不十分な場合に、都道府県や近隣市町村による事業補完・代替実施の取組を進めるべきである。また、災害時に自治体が意思疎通支援を提供する体制について、平時からの取組を強化すべきである。

（地域生活支援事業等の活用）
○　地域生活支援事業等について、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明確化すべきである。また、情報通信技術の活用等を通じた効果的、効率的な支援の提供を工夫すべきである。

（支援機器の活用促進等）
○　意思疎通支援に係る支援機器について、障害特性に応じた支援が可能となるよう、引き続き実用化に向けた開発支援を進めるべきである。また、支援機器の活用・利用支援や意思疎通支援に関する相談・情報提供について、視覚障害者情報提供施設・聴覚障害者情報提供施設等の活用により、地域における支援体制を整備すべきである。その際、一般の図書館や学校図書館等との連携も視野に入れるべきである。

意思疎通支援事業の現状と課題

一口に意思疎通が困難な者に対する支援（意思疎通支援）といっても、障害種別により支援する施策・サービスはさまざまありますが、現行制度では大きく2つに分類されます。1つは障害福祉サービスとして、居宅や障害者支援施設等において介護や家事並びに生活全般にわたる援助を行うサービスに付随して提供される場合と、もう1つは、主に都道府県、市町村において養成された意思疎通支援を行う者を派遣する事業により支援されている場合があります。

これまで意思疎通支援といえば、多くは地域生活支援事業の必須事業として実施されている意思疎通支援事業において提供されてきました。

この意思疎通支援事業では、以前、対象は「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等」と規定していました。

このため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業といった、そのほとんどが聴覚障害者向けとして取り組まれてきたというのが現状です。

意思疎通支援事業において派遣される支援者は、一定程度その支援手法が確立されているもので、国が示した「支援者を養成するためのカリキュラム」に基づき各自治体で養成され登録された方となっています。

一方で、失語症のある方に対する意

思疎通支援については、これまで医療分野におけるリハビリといった視点で支援が行われていたものの、医療機関から離れた後に地域における福祉分野で支援が行われることはほとんどなく、その支援手法が確立されていないなど、いまだに家族以外の第三者による支援が広がっていない現状にあります。

また、失語症のある方は言語機能障害の個人差が大きく、他の障害と求められる支援内容が異なることから、意思疎通支援者の養成が難しいため、人材の養成は一部の自治体に限られている状況にあります。

社会保障審議会障害者部会でまとめられた今後の取組に関する報告書を踏まえた対応

報告書では、「障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな対応や、地域の状況を踏まえた計画的な人材養成等を推進すること、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。」とまとめられました。

障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳、要約筆記、盲ろう者への触手話、指点字、視覚障害者への代読・代筆、点訳・音訳等のほか、知的や発達障害等のある人とのコミュニケーションや、重度の身体障害者（ＡＬＳ患者等）に対してコミュニケーションボードなどを使用することによる意思の伝達などもあります。

意思疎通支援事業では、従前から手話通訳や要約筆記の支援に限らず、意思疎通が困難なすべての方に対する取組が対象となりますが、この主旨が十分に周知されていなかったことから、平成28年度地域生活支援事業の実施要綱では、対象者について、視覚・聴覚、言語機能、音声機能のほか、新たに失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の肢体不自由、難病など

形態	教科名	時間数	目的	内容
講義	外出同行支援	1	失語症者が外出先で困難を感じる場面を具体的に想定し、意思疎通を促進するための技術を理解する。	・意思疎通支援を行う場面を具体的に想定し、必要な技術を理解・習得する。(買い物、役所での手続き等)
実習	外出同行支援実習	8	外出時の基本的な意思疎通支援技術を習得する。	
講義	派遣事業と会話支援者の業務	1	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の運用の仕組みやルールを理解する。	・事業の概要 ・依頼から派遣までの流れ ・トラブル発生時の対応等
講義	身体介助の方法	2	外出時に身体介助を安心・安全に行うための基本的な技術を理解する。	・外出時に必要な、身体介助（特に片麻痺の方向け）と声の掛け方 ・階段昇降、椅子からの立ち上がり、装具や衣服の着脱、食事や排泄時の介助法等
実習	身体介助実習	2	外出時に身体介助を安心・安全に行うための基本的な技術を習得する。	

選択科目（40 時間）

形態	教科名	時間数	目的	内容
講義	失語症と合併しやすい障害について	1	失語症以外の障害を併せ持つ失語症者の生活における課題と、その支援方法を理解する。	・他の障害（高次脳機能障害等）の併発状況 ・原因疾病や合併疾病に対する治療の実際 ・病気や服薬などの医療的状況 ・他の障害を併せ持つ失語症者への支援方法
講義	福祉制度概論	1	失語症者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況を理解する。	・障害者総合支援法の仕組み ・意思疎通支援者派遣事業について ・障害福祉サービス、医療保険制度、介護保険制度について ・地域の社会資源の状況
講義	コミュニケーション方法の選択法	2	失語症者の会話能力を判断し、その人に合わせたコミュニケーション方法の選択法を理解する。	・音声、文字、絵、身振り、表情の理解が可能か ・音声、文字、絵、身振り、表情で伝達が可能か ・返答できる質問形式は何か ・会話中に、自分のミスに気づくことができるか等 ※会話サロンのような場での実習を想定
実習	コミュニケーション方法の選択法	１０	失語症者の会話能力を判断し、その人に合わせたコミュニケーション方法の選択法を習得する。	
講義	コミュニケーション支援技法Ⅱ	4	応用的な会話技術を理解する。	・集団の交流場面や個人宅訪問時を想定し、以下の技術を理解・習得する。 ・理解面を補う会話技術 ・表出面を補う会話技術 ・話の内容を確認する会話技術 ・適切な態度によるコミュニケーションの実践 ※会話サロンのような場での実習を想定
実習	コミュニケーション支援実習Ⅱ	22	応用的な会話技術を習得する。	

（平成２７年度障害者支援状況等調査研究事業「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する研究」報告書より（平成 28（2016）年３月みずほ情報総研株式会社）

2

失語症者に対する支援：現状と課題、展望

を追記し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等のすべてが対象であることを明示した改正実施要綱を地方公共団体に通知したところです。

意思疎通支援事業における失語症のある方への支援の方向性について

平成27年度に行われた障害者支援状況等調査研究事業において、失語症のある方が障害福祉サービスとして一体的に提供されるコミュニケーション支援のほかに、どのような意思疎通支援を必要としているのかについて、現状を把握のうえ調査研究を行いました。

本事業では、調査結果を踏まえ、必要な支援について、失語症のある方の家族や言語聴覚士だけでなく、広く一般の方々も支援者として関われるように、その際、全国どの地域においても一定の水準により支援することができる者を養成するよう、養成カリキュラムを作成するために必要な内容について検討を行いました。

この調査において、一般の方々を支援者として養成し、失語症のある方を支援する取組を先行して実施している自治体や団体に対しヒアリング調査を行うとともに、本人・家族、医療機関等へアンケート調査を実施し、調査研究の結果、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（案）〈図２〉が作成されるとともに、養成・派遣事業の取組のイメージも示されました。

失語症のある方への意思疎通支援の具体的な取組に向けて

この調査研究事業の報告書では、失語症のある方に対する意思疎通支援を行う者の養成や派遣の取組について、意思疎通支援事業として展開していく場合の取組内容も合わせて示されています。具体的な事業内容として、①失語症のある方と支援者との信頼関係を構築できる場として、会話サロンや友の会のような失語症のある方が集まる場を活用する。

図２　失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（案）

失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム

目標

【必修科目】

養成目標	失語症者の日常生活や支援の在り方を理解し、１対１のコミュニケーションを行うための技術を身につける。さらに、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	失語症者との１対１の会話を行えるようになり、買い物・役所での手続き等の日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行えるようになる。

【選択科目】

養成目標	多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために、応用的な知識とコミュニケーション技術を習得するとともに、併発の多い他の障害に関する知識や移動介助技術を身につける。
到達目標	電車・バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や、複数の方への支援、個別訪問等の場面を想定し、失語症者の多様なニーズに応え、意思疎通の支援を行えるようになる。

必修科目（40 時間）

形態	教科名	時間数	目的	内容
講義	失語症者概論	2	失語症の原因、症状、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、失語症に関する基礎知識を会得する。	・原因、症状、タイプ ・類似の障害との差異 ・日常生活、社会生活への影響 ・心理的側面への影響 ・失語症のリハビリテーションの概要 ・コミュニケーション方法 ・地域生活の状況
講義	失語症者の日常生活とニーズ	1	失語症者の日常生活における困難と、支援ニーズを、具体的に理解する。	・失語症者による体験談 -失語症者の生育歴・障害歴 -日常生活における困難 -必要としている支援 -会話の実例（失語症者でも、サポートがあれ・会話可能であることを理解してもらう）
講義	会話支援者とは何か	0.5	失語症者の抱える困難や支援ニーズを踏まえ、会話支援者の役割と支援内容を理解する。	・対人援助とは何か ・会話支援者の役割 ・基本的な支援内容
講義	会話支援者の心構えと倫理	0.5	会話支援者としての失語症者への関わり方を理解する。	・心構えと倫理（対等性、自己決定の尊重） ・適切なコミュニケーション態度（受容・共感等） ・守秘義務
講義	コミュニケーション支援技法Ⅰ	4	失語症者とコミュニケーションを取るために必要な、基本的な会話技術を理解する。	・一対一の会話場面を想定し、以下のような意思疎通支援に係る技術(道具や絵の利用等も含む)を理解・習得する。 -話の要点を書き記す技術 -理解面を補う会話技術 -表出面を補う会話技術 -話の内容を確認する会話技術 -適切な態度によるコミュニケーションの実践 ※会話サロンのような場での実習を想定
実習	コミュニケーション支援実習Ⅰ	18	失語症者とコミュニケーションを取るために必要な、基本的な会話技術を習得する。	

1

②個人派遣にあたっては、言語聴覚士（専門家）が本人の障害特性や生活歴等の背景情報を把握しアセスメントを行う。

③適切な支援者をマッチングするコーディネーターを配置する。

図3　失語症者向け意思疎通支援事業（案）について

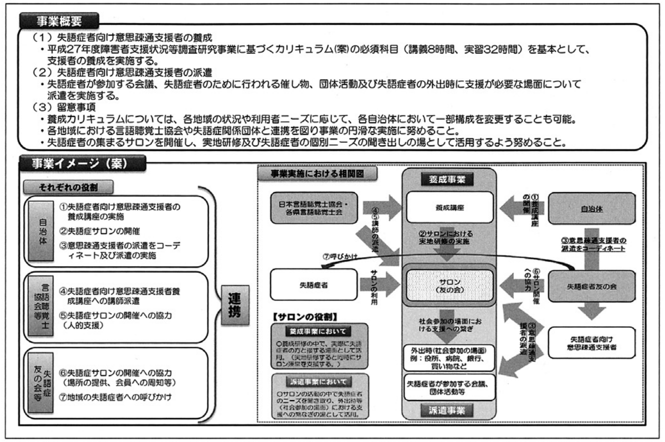

などが提案されました。

そこで平成28年度から、四日市市、我孫子市、市川市、世田谷区、武蔵野市、多摩市の複数の自治体において、この失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（案）を活用した失語症者向け意思疎通支援事業〈図3〉を、各地域の言語聴覚士協会と協働してモデル的に実施することで、その事業内容等について、さらなる検証を進めております。

(1) 失語症者向け意思疎通支援者の養成

- 平成27年度障害者支援状況等調査研究事業に基づくカリキュラム（案）の必須科目（講義8時間、実習32時間）を基本として、支援者の養成を実施する。

(2) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

- 失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。

(3) 留意事項

- 養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能とする。
- 各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り、事業の円滑な実施に努めること。
- 失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

また、これと並行して、平成29年度からは、各都道府県で支援者を養成する指導者の養成を国立障害者リハビリテーションセンター学院において始めることとしています。

このため、平成28年度において、一般社団法人日本言語聴覚士協会が中心となり、指導者を養成するためのテキストが作成されました。この指導者養成テキストについては、今年度中に各都道府県の障害福祉施策担当及び言語聴覚士会に配布されることとなっています。

図4　失語症者に対する意思疎通支援の実施に向けたスケジュール（案）

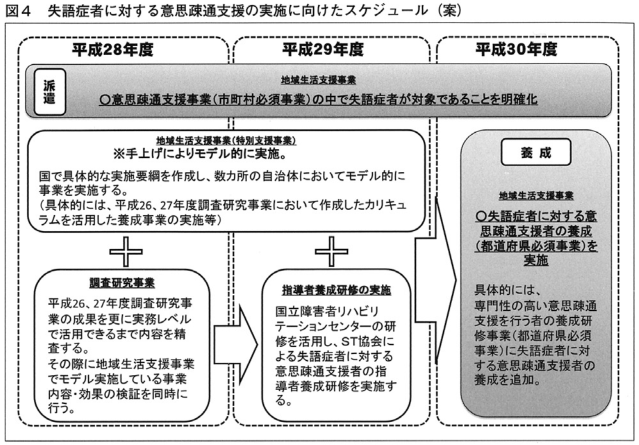

ここまでのいくつかの取組すべてが整えば、早ければ平成30年度から、地域生活支援事業の必須事業として実施されている「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業」として、失語症のある方に対する意思疎通を支援する者の養成を追加し、全国の都道府県で取組が始められるよう体制を整備したいと考えています。

失語症のある方への切れ目のない支援を目指して

失語症のある方は、介護保険の対象とならないような働き盛りの若年者や、必ずしも身体介護を伴わないことなどの理由から、一見困難でないと受け取られ、十分な継続したリハビリが受けられないため、職場等への社会復帰や社会参加をあきらめざるを得ない状況にあります。このような方に対し、地域で包括的な支援を受けられる体制を構築していく必要があると考えます。

また最近は、ＩＣＴ（情報通信技術）の進歩が早く、会話支援機器、音声認識ソフトによる情報伝達もスムーズに行われるようになっており、さらに使いやすい支援機器の開発や普及などの取組が求められています。

このため、厚生労働省においても、シーズとニーズを結びつけるための取組を一層進めるなど、支援機器の利用促進を図っていきたいと考えています。

引き続き、失語症のある方の実態把握に努め、地域福祉における意思疎通支援者の養成をはじめ、必要な障害福祉サービスの提供体制について検討を進め、失語症のある方の地域生活を支えるために必要な体制づくりに取り組んでいきたいと思います。

（ときすえだいき　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室情報支援専門官）

発行日：平成 29（2017）年３月 31 日
編　集：意思疎通支援者養成研究事業検討委員会
発　行：一般財団法人全日本ろうあ連盟
〒162-0801　東京都新宿区山吹町 130　SK ビル 8F
TEL. (03)3268-8847　FAX. (03)3267-3445
ホームページ　https://www.jfd.or.jp
Ｅメール　info@ jfd.or.jp
印　刷：日本印刷株式会社